)

【表紙】

| 【提出書類】 | 有価証券報告書 | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 | | | | | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | | | | | |
| 【提出日】 | 平成27年4月30日 | | | | | |
| 【事業年度】 | 第13期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日 | | | | | |
| 【会社名】 | アキュセラ・インク (Acucela Inc.) | | | | | |
| 【代表者の役職氏名】 | ブライアン・オカラガン 最高経営責任者兼社長(CEO and President) | | | | | |
| 【本店の所在の場所】 | アメリカ合衆国、98101ワシントン州、シアトル市、 セカンド・アベニュー1301、スイート4200 (1301 Second Avenue, Suite 4200 Seattle, WA 98101, U.S.A.) | | | | | |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 高橋 謙 | | | | | |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) | | | | | |
| 【電話番号】 | (03) 6271-9900 | | | | | |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁 護 士 西 田 武 弁 護 士 原 田 優 美 | | | | | |
| 【連絡場所】 | 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) | | | | | |
| 【電話番号】 | (03) 6271-9900 | | | | | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 | | | | | |
| | 東京都中央区日本橋兜町2番1号 | | | | | |

(注)

- 1.別段の記載がある場合または文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本書において「我々」、「私たち」、「当社」、 「発行会社」、「ACUCELA INC.」、「Acucela Inc.」または「Acucela」とは、アキュセラ・インクを指すものとします。
- 2.米ドルの日本円への換算は、1米ドル=120.55円(2014年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客外国為替 相場の仲値)の換算率により換算されています。
- 3.当社の会計年度は、1月1日から12月31日です。
- 4.別段の記載がある場合を除き、本書中の数値は、小数点第2位以下を四捨五入しています。本書中の表で計数が四捨五入 されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
- 5.将来予測の記述に関する特記事項

本書には、当社の事業、業績および当社が事業を行う業界に関する、現在における当社の予想、見積り、見通しおよび 計画ならびに当社経営陣の信念および仮定に基づく将来の事象および当社の業績に関する将来予測の記述が含まれていま す。「期待する」、「見込む」、「目的とする」、「目標とする」、「計画する」、「するつもりである」、「すること ができた」、「する予定である」、「する計画である」、「確信している」、「しようとする」および「見積もる」など の単語、それらの変化形ならびに類似の表現は、これらの将来予測の記述を識別するために使用されています。これらの 将来予測の記述は単なる予測であり、予測が困難なリスク、不確実性および見積りの影響下にあります。従って、実際の 結果は将来予測の記述に含まれるものと著しく異なるまたは逆行している可能性があります。かかる差異を引起すまたは それらに寄与する要因には、「第一部 企業情報-第3 事業の状況-4.事業等のリスク」および本書のその他の項目にお いて記載されるものが含まれますが、それらに限定されません。将来予測の記述は、その時々における当社経営陣の合理 的な予想に基づくものでありますが、それらに依拠するべきではありません。当社は、理由の如何を問わず、法律で義務 付けられている可能性がある場合を除き、新情報、将来の事象またはその他の結果として、いかなる将来予測の記述も公 に更新する義務を有しません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社は米国ワシントン州法の下で設立され存続する会社です。したがって、当社を規制する法的枠組みは、主として米国連 邦法およびワシントン州法です。米国連邦法は、会社の多くの分野に影響を及ぼしており、反トラスト、破産、労使関係、税 金および証券等様々な事項に関係しています。連邦証券関係諸法の執行は原則として米国証券取引委員会(以下「SEC」といい ます。)が行っています。連邦証券関係諸法およびそれらに基づき制定された規則は、特に詐欺的な手段を用いた有価証券の販 売を禁ずるとともに、公開会社に対しては、定期的に財務およびその他の情報をSEC、当社株主および公衆に対して開示するこ とを義務づけています。当社はこれらの報告義務に服します。ワシントン州には、当社の設立準拠法である改訂ワシントン州 法典中のワシントン州会社法(以下「ワシントン州会社法」といいます。)など会社に影響を与える多くの法律が存在しま す。ワシントン州会社法の一部の概要は以下の通りです。

米国における会社は、連邦法、1つの州法またはコロンビア特別区の法に基づき組織された法的主体です。会社は、会社の 所有者すなわち会社の株主から切り離された1個の法人として活動します。会社は額面または無額面の1種類以上の株式を発 行することが可能です。通常、会社は普通株式または株式資本として知られている種類の株式を有します。また、会社は優先 株式として知られている種類の株式を有することができ、かかる株式はしばしば1以上のシリーズに分けられます。典型的に は、優先株式は普通株式に優先する権利、優先権および特権を有しており、かかる権利は一定割合の配当および清算時の残余 財産に対する権利を含む可能性があります。株主は通常、会社の債務について個人的責任を負いません。

会社は、一般的には年次株主総会において株主により選任された取締役会によってまたはその指示の下に運営されます。一 般に、取締役会は非常に広範な権限と柔軟性をもって会社の運営を行い、これについて責任を負います。株主の権限は、

a) 取締役を選任する権利、

b) 基本定款に対する重要な変更を承認する権利、および、

c) 合併、株式交換、解散、株式分割または実質上すべての資産の譲渡等会社の事業における重要な変更を承認する権利 を含みます。

一方、取締役会は会社の日常業務を遂行する会社の主要な役員を選任します。会社の取締役会は、通常、定期的に開催され ます。

主要な役員の任務は会社の付属定款に規定されます。付属定款は、通常、株主によって採択され、基本定款または付属定款に定められた制限を条件として、株主または取締役会によって修正することができます。

当社は、一定の米国連邦法および慣習法と同様に、特に、設立、株主、取締役および役員の権利および権限、株主総会および取締役会ならびに解散手続を規定するワシントン州会社法の規定に従って組織されています。

ワシントン州法は会社と重要な株主間における一定の取引に制限を課しています。ワシントン州会社法第238章第19条は 一般的に、対象会社が特定の「重要な商取引」を「買収者」との間で行うことを禁止しています。同法は当社に関する合併ま たはその他の買収もしくは支配の変更の試みの成就を阻止もしくは遅滞させる可能性があり、そのため、当社買収の試みを阻 害する可能性があります。買収者とは、一般的に、対象会社の議決権のある株式持分の10%以上を実質的に所有している者ま たはその集団と定義されています。対象会社はかかる者が買収者となった取引の日から5年間は重要な商取引を行うことがで きません。ただし、(a)重要な商取引または買収者による株式の買取りが当該買収者による株式取得に先立ち対象会社の取締役 会の構成員の過半数により承認されていた場合、または、(b)重要な商取引が当該買収者による株式取得のとき、もしくはその 後に対象会社の取締役会の構成員の過半数により承認され、かつ、株主総会において発行済の議決権ある株式(当該買収者の 株式または当該買収者が議決権につき支配権を有している株式を除きます。)の3分の2以上により承認された場合はこの限 りではありません。重要な商取引には、就中、以下のものが含まれます。

- ・ 買収者との間の合併もしくは株式交換、買収者に対する資産の処分、または買収者に対する株式の発行もしくは買収 者からの株式の償還、
- ・ 買収者による10%以上の株式の取得に伴い5年間で、ワシントン州において雇用されている対象会社の従業員の5% 以上を解雇すること、
- ・ 買収者が他の株主と比較して不相応の便益を受けることが認められる取引、および
- ・ 買収者との間の契約に基づき対象会社を清算もしくは解散すること。

上記の5年間が経過した後は、最も重要な商取引を行うことができます。一定の重要な商取引は、当該商取引が会社法 第23B章第19条所定の公正価格の規定に従ったものであるか、または当該取引につき独立して議決権を行使することができる各 投票グループに算入される適格を有している議決権(当該買収者が実質的所有権または議決権につき支配権を有している株式 の議決権は算入しません。)の過半数により承認される場合に限られます。会社は本規定を「排除する」ことはできません。

(2)【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の普通株式の権利ならびに当社の修正再表示済み基本定款および修正再表示済み付属定款の関連規定に関する以下の記 述は要約であります。

当社の授権株式数は無額面株式100,000,000株であり、そのすべては普通株式と指定されております。

普通株式

*議決権*当社普通株式の株主は、株主の決議の対象とされるすべての事項につき、1株当り1議決権を与えられています。

配当の権利 普通株式の株主は、法的に利用可能な資金から、取締役会によって宣言される配当を比例的に受領する権利を 有します。現在のところ、当社は配当を支払う予定はありません。

*清算時の権利*当社の清算、解散または整理の場合、普通株式の株主は、債務を弁済した後のすべての残余財産の分配を比例的に受ける権利を有します。

償還 普通株式に適用される償還の規定はありません。

新株引受権 当社の定款は、普通株式について、新株引受権を規定していません。

株主総会

ワシントン州会社法および当社の付属定款は2種類の株主総会、年次総会および臨時総会について規定しています。当社は 毎年、当社取締役会の過半数により定められる日時に、または当社の付属定款に定めるとおり、取締役を選任することおよび その他適切に上程される事項を審議することを目的として総会を招集しなければなりません。

株主総会を招集するには、書面による事前の通知を必要とします。通知書には当該株主総会の場所および日時、また、臨時 総会にあってはその招集の目的を記載しなければなりません。かかる通知は当該総会の通知を受ける権利または当該総会にて 議決権を行使することができる権利を有する各株主(すなわち、当社取締役会または付属定款が定める(会日の10日以上70日 前までの)日における名簿上の株主)に対して、会日の10日以上60日前までに発せられなければなりません。ただし、当社の 基本定款の改正、合併もしくは株式交換計画、通常の業務によらない当社の資産の全部もしくは実質的に全部の売却、貸借、 交換もしくはその他の処分または当社の解散につき審議する総会の通知はこの限りでなく、かかる通知は会日の20日以上60日 前までに発せられなければなりません。

株主総会においては議決権を行使することができる株式の過半数が株主本人もしくは代理人により代表されていないとき は、いかなる議事も行うことができません。取締役は議決権の相対多数により選任され、すなわち、最多数の「賛成」票を獲 得した候補者が選任されます。原則として、株主総会に提出されるその他の議事は当該事項につき投じられた「賛成」票の相 対多数により承認することができます。ただし、当社の基本定款の一定の改正、合併もしくは株式交換、通常の業務によらな い当社の資産の全部もしくは実質的に全部の売却および当社の解散等、一定の会社にかかる基本的な変更には、基準日現在発 行済株式の過半数による承認を必要とします。

配当はワシントン州法に基づく一定の支払能力およびその他の要件に従っていることを条件として、当社取締役会の自由裁 量により単独で宣言および支払いをなすことができます。配当宣言がなされたときは、当社取締役会は株主総会において議決 権を行使することができる株主を定める方法と同様の方法により、配当を受けることができる株主のため基準日を定めること が必要となります。

取締役会

当社の基本定款および付属定款ならびにワシントン州会社法に定める一定の制限に従い、配当宣言および株式の発行を含む すべての会社の権能は当社取締役会によりまたはその授権に基づき行使され、また、当社の事業および業務は、当社取締役会 の指示のもとで運営されます。原則として、当社取締役会は買収、配当、株式の発行、役員の報酬、重要な契約の締結等、最 も戦略的もしくは重要な会社の行為を承認しなければなりません。当社取締役会は当社の日常業務を管理すべき責任はなく、 これらは当社取締役会により選任され、その監督下にある当社の主要な役員が行います。

当社取締役会の行為は取締役全員が署名する同意書により、または定足数(すなわち、そのときに在任している取締役の員数の過半数)が満たされた取締役会において承認することができます。当社取締役会に出席している取締役の過半数の行為は 当社取締役会の行為であるものとみなされます。ただし、当社の付属定款もしくは基本定款またはワシントン州会社法により 過半数より多くの賛成が要求されている場合、または定足数が満たされていない場合はこの限りではありません。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

ー定の例外を除き、当社取締役会の構成員は当社の行為または取締役としての自己の決定につき責任を負いません。ただし、当該取締役が誠実に、同様の地位にある通常の判断能力のある者が同様の状況下で払う注意をもって、かつ、当該取締役が当社の最善の利益になるものと合理的に信ずる態様により行為する場合に限られます。当社の基本定款は当社の取締役の金 銭的損害賠償責任をワシントン州会社法の許容する上限まで制限する規定を置いています。その結果、取締役は取締役として の行為に対する金銭的損害賠償につき、当社もしくは当社の株主に対して個人的に責任を負うことはありません。ただし、以 下に対する責任についてはこの限りではありません。

- ・ 取締役による意図的な違反行為、
- 取締役による故意の法律違反、
- ・ 改訂ワシントン州法典23B.08.310に規定する違法な分配、または
- 当該取締役が法的な権利を有していない金銭、財産もしくはサービスによる利益を個人的に受けることになる取引。

当社は付属定款において、当社の取締役もしくは役員であるもしくはあった、または当社の要請により、他の会社、パート ナーシップ、合弁事業、信託もしくはその他の企業の取締役もしくは役員を務めているもしくは務めていたことを理由とし て、いずれかの裁判、訴訟もしくは訴訟手続の当事者となりもしくはなった、または当事者とされるおそれのある者に対し て、当社が補償し、損害を被らせない旨、規定しています。当社の付属定款はまた、限定された例外を除き、訴訟もしくは訴 訟手続の最終的な処分の前に取締役もしくは役員またはこれらの代理人が負担する費用を当社が前払いしなければならない 旨、規定しています。

かかる付属定款の規定に基づき、当社は、当社の取締役および役員に対して、取締役もしくは役員としての受託者義務の違 反またはその他の違法行為を理由として提起される請求(証券の事項に関する請求を含みます。)より生ずる損失を保証し、 また当社に対して、当社の補償義務に基づきまたはその他、法律によりかかる役員および取締役に対して当社よりなされるこ とのある支払いにつき、その規定に従って保証する保険契約に加入しています。

当社はワシントン州会社法に定められている特別の補償規定よりも広範な補償契約を当社の各取締役および各業務執行役員との間で締結しました。

委員会

ワシントン州会社法および当社の付属定款は、当社取締役会は、適用法律ならびに当社の基本定款、付属定款および当社取 締役会において定められる条件に従い、2名以上の取締役で構成される常設または臨時の委員会を設置し、当社取締役会が適 切であると思料する権限をかかる委員会に付与することができる旨、規定しています。適用ある法律に従い、各委員会は当該 委員会を設置する当社取締役会の決議およびその後、同様の方法により採択される決議において定められる範囲で、当社取締 役会のすべての権限を保有するものとし、かつ、かかる権限を行使することができます。ただし、かかる委員会のいずれも分 配の承認、当社取締役会またはその委員会の欠員の補充、定款の変更または株主の承認を必要としない合併計画の承認等、一 定の行為をなす権限は有しないものとします。

当社取締役会は監査委員会、報酬委員会および指名委員会を設置しています。これらの委員会に対してはそのそれぞれの目 的(例えば、報酬委員会については執行役員の報酬の決定、監査委員会については当社の財務諸表の監査の監督)に関連する 権能、権限および責任が授与されています。これらの委員会の委員は辞任するまで、または当社取締役会が別途定めるときま で在職します。 当社取締役会は当社の日常業務を遂行する当社の主要な役員を選任します。主要な役員の職務は当社の付属定款に定められ ています。当社の付属定款に従い、当社の役員は当社取締役会により、または取締役会によりもしくは当社の付属定款に基づ きその権限を付与されたその他の役員により随時、選任される役員とします。ただし、当社取締役会は社長、主要な事業単 位、部門もしくは職務を担当する副社長または政策決定職務を遂行するその他の役員を選任する単独の権限および権能を有し ています。社長は当社の最高経営責任者として、特に、当社の総括経営者として行為し、当社の事業および業務に対する総括 的な監督、指図および支配権を有し、かつ、当社のすべての役員、代理人および従業員を監督および統制する権限を有しま す。

2【外国為替管理制度】

米国政府の法令は、特定の国、人物または特定の範囲の人物の名義で登録された有価証券の取引およびこれらの者に対する 一定の金銭その他の資産の送金について制限を課しています。かかる制限の性質および具体的な条件は様々であり、米国の法 律および大統領命令から発生します。これらの法律および命令は変更されることがあります。この制限は、一般的に、米国財 務省の一部門である海外資産管理局(Office of Foreign Assets Control)が管理しており、現在はキューバ、イラン、スーダ ン、シリア、特別指定国民(テロリスト容疑者、テロリスト組織、武器提供者および麻薬売人を含みます。)、これらの国の一 定の市民または居住者およびこれらの国、組織もしくは人物に支配、管理されている者、またはそれらのために行為する者に 適用されています。かかる米国政府の法令に関する上述の記載または本段落の以下の記載を除き、現在、米国連邦法またはワ シントン州法のいずれも、日本の居住者が())通常の方法で当社の配当金を受領する、または())通常の方法で当社普通 株式の売却による手取金を受領する権利に対する制限を課していません。ただし、適用あるワシントン州法に基づき、当社が これらの配当金を支払うことを禁止されている場合、またはかかる法令に基づき、かかる日本の居住者が、個人的に、または 特定グループに属しているために、かかる配当金を受領することを禁止されているまたはかかる売却による手取金を受領する ことを禁止されている場合を除きます。

3【課税上の取扱い】

(1)米国の課税上の取扱い

非米国人保有者に対する重要な合衆国連邦所得税および相続税の影響

以下は、当社普通株式の所有および処分に関する非米国人保有者(以下に定義します。)に対する重要な合衆国連邦所得税 および相続税の影響の要約でありますが、これらに関するすべての潜在的な租税上考察すべき事項の網羅的分析を意図したも のではありません。本要約は、本書提出日現在の1986年合衆国内国歳入法(その後の修正を含みます。以下「内国歳入法」と いいます。)、同法に基づいて定められる財務省規則(以下「財務省規則」といいます。)ならびに行政上の決定および司法 上の決定に基づくものであり、これらはいずれも今後、変更される可能性があり、その場合、遡及的に効果が生じる場合があ り、また、以下に要約する合衆国連邦所得税および相続税の影響と異なるものとなる可能性があります。当社は以下の要約に おいて行っている記載および得られた結論について内国歳入庁(以下「内国歳入庁」といいます。)の決定を求めておりませ ん。したがって、内国歳入庁がかかる記載および結論を承認するかについてはいかなる保証もありません。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

この要約は、州、地方、合衆国外またはその他の課税管轄区域の法律から生ずる租税上考慮すべき事項を扱うものではな く、当社普通株式を内国歳入法第1221条にいうキャピタル・アセット(原則として投資目的で保有される財産)として保有しよ うという投資家に限定されます。この要約は、非合衆国保有者以外の者に適用される税効果を扱うものではありません。さら に、この要約は、特定の非合衆国保有者に対して、その者の事情にかんがみて、また、以下のような特別のルールの適用を受 けうる一定の種類の非合衆国保有者に対して重要となりうるすべての税効果を扱うものではありません。

- ・ 銀行、保険会社またはその他の金融機関(特に以下に記載する場合は除きます。)、
- ・ 代替的最小課税制度または純投資収益に対するメディケア拠出税の適用を受ける者、
- 非課税機関または税制適格退職年金、
- ・ 被支配外国法人、受動的外国投資会社および合衆国連邦所得税を回避するために利益を蓄積する法人、
- ・ 有価証券または通貨のディーラー、
- ・ 自己の保有する有価証券につき時価会計方式の適用を選択する証券ディーラー、
- ・ 当社の株式資本の5%超を保有している、または保有しているとみなされる者(特に以下に記載する場合は除きます。)、
- 一定の合衆国市民であった者または合衆国の長期の居住者、
- ・ 当社の株式をヘッジ取引、「ストラドル」、「コンバージョン取引」またはその他のリスク軽減取引におけるポジショ ンとして保有する者、または
- ・ 内国歳入法の推定的売却規定に基づき当社普通株式を売却したとみなされる者。

さらに、パートナーシップ(合衆国連邦所得税の目的上、パートナーシップとして分類されている一切の事業体を含みま す。)が当社普通株式を保有している場合、パートナーの税制上の取扱いは、通常当該パートナーの地位および当該パート ナーシップの事業により決定されます。したがって、当社普通株式を保有しているパートナーシップおよび当該パートナー シップのパートナーは、各自の税務専門家からの助言を求めるべきです。

合衆国連邦所得税法の各自の特殊事情に対する適用、ならびに合衆国連邦の相続税もしくは贈与税ルールに基づき、または 個々の州、地方、合衆国外またはその他の課税管轄区域の法律に基づき、または適用ある租税条約に基づき生じる当社普通株 式の買取り、所有および処分の税務上の影響については、自身の税務専門家からの助言を求めることをお勧めします。

非米国人保有者の定義

本項の考察において、以下()ないし()に該当しない保有者は非米国人保有者となります。すなわち、()合衆国市民ま たは合衆国の居住外国人、()合衆国、合衆国の各州またはコロンビア特別区の法律に基づいて、またはそこにおいて設立さ れまたは組織された、合衆国連邦所得税法上の会社として課税対象となる会社もしくはその他の法人、()遺産財団のうち、 その収益が合衆国連邦所得税の課税対象となるもの(収入がいずれから生じるかは問いません。)、および()信託のうち、 合衆国内の裁判所の第一次的監督に服し、かつ1人以上の米国人にそのすべての重要な決定について管理する権限が与えられ ているか、または適用ある合衆国財務省規則に従って、米国人として取り扱われることを適法に選択しているもの。個人の場 合は、多くの場合、1暦年のうち31日以上、かつ当暦年に終了する3か年中、合計183日以上合衆国に居住することにより、非 居住外国人ではなく、居住外国人とみなされることがあります。かかる目的上、当年における全居住日数、前年における居住 日数の3分の1および前々年における居住日数の6分の1が算定の基礎となります。上記に代わるテストが合衆国の所得税条 約の利益を受ける適格を有する個人に適用される可能性があります。居住外国人は合衆国の市民とみなされて合衆国連邦所得 税を課せられ、したがって、非米国人保有者ではありません。かかる個人は当社普通株式の所有および処分の合衆国連邦所得 税の影響について、各自の税務専門家からの助言を求めることをお勧めします。

普通株式に対する配当

当社が当社普通株式につき配当を行う場合、これらの配当は一般的に、合衆国連邦所得税の原則に基づき定められるところ に従い、当社の当期および累積の収益および利益より支払われる限度で合衆国連邦所得税上の配当となります。かかる配当が 当社の当期の収益および利益と当社の累積の収益および利益の双方を超過する場合は、その超過分は資本の償還となり、ま ず、各株主の当社普通株式の基礎価額を引き下げ(最大ゼロまで)、次に、株式の売却益として扱われることになります。下 記「普通株式処分所得」をご参照ください。

各株主に支払われる配当は一般的に、配当総額に対して税率30%または適用ある所得税条約により定められるこれより低率 の源泉徴収の対象とされます。条約による低減税率を受けるためには、当社に対して当該低減税率の適格性を適正に証明する 内国歳入庁申告書W-8BEN(または適用あるその後継の申告書)を提出しなければなりません。かかる証明書は配当の支払いに 先立ち、当社または当社の支払代理人に対して提出することを要し、かつ、定期的に更新しなければなりません。所得税条約 に従い、低減源泉徴収税率の適格を有することができる場合、内国歳入庁に対して適切な還付請求書を提出することにより、 超過源泉徴収額の還付を受けることができます。金融機関またはその他の代理人を通じて当社普通株式を保有している場合 は、適切な書類をかかる代理人に対して、直接もしくはその他の仲介機関を通じて提出しなければならず、かかる代理人は証 明書を当社または当社の支払代理人に対して提出しなければなりません。

株主が受領する配当が当該株主による米国での取引または事業の遂行と実質的に関連を有している場合(かつ、所得税条約 が適用される場合、かかる配当が当該株主がアメリカ合衆国において設置している恒久的施設に帰せられる場合)には、源泉 徴収税を免除されます。かかる免除を受けるためには、当社に対して当該免除を適正に証明する内国歳入庁申告書W-8ECI(ま たは適用あるその後継の申告書)を提出しなければなりません。実質的に関連を有している配当は源泉徴収の対象とはされま せんが、適用ある所得税条約が別途定める場合を除き、一定の控除の上、米国人に適用されると同一の累進的なアメリカ合衆 国連邦所得税率による課税に服します。さらに、法人の非米国人保有者は、その実質的に関連を有している収益および利益に つき、一定項目の調整後、30%(または適用ある所得税条約により定められるこれより低率)に相当する税率のプランチ・プ ロフィット・タックスの課税対象にもなります。個人ではない団体である一定の非米国人保有者に対しては、特別の証明およ びその他の要件が適用されます。

普通株式処分所得

「追加的源泉徴収義務」に関する下記の考察を前提として、株主は、原則として、当社普通株式の売却もしくはその他の処 分に基づき生じる所得について、合衆国連邦所得税の対象となりません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ・ 当該所得が当該株主による米国での取引または事業の遂行と実質的に関連を有している場合(かつ、所得税条約が適用される場合、かかる所得が当該株主がアメリカ合衆国において設置している恒久的施設に帰せられる場合)、
- ・ 当該株主が売却もしくは処分が行われた課税対象年度において合衆国に合計183日以上の期間、居住する個人であり、
 かつその他一定の条件が満された場合、または
- ・ 当該処分がなされるまでの5年間と当該株主の当社普通株式保有期間のうちいずれかの短い期間内のいずれかの時点 において、当社が合衆国連邦所得税上の「合衆国不動産保有会社」の地位にあったため、当社普通株式が合衆国不動 産持分となる場合。

株主が上記第1号に該当する場合、当社普通株式の売却もしくは処分より生ずる純所得につき、(一定の控除の上)米国人 に適用されると同一の累進的なアメリカ合衆国連邦所得税率により納税することを要し、法人の非米国人保有者である場合 は、30%または適用ある所得税条約により定められるこれより低率のプランチ・プロフィット・タックスの課税対象とされる ことがあります。上記第2号に該当する場合は、当社普通株式の売却もしくは処分より生ずる所得につき、均一30%の税金を 納付しなければなりませんが、かかる税金は(当該株主が合衆国の居住者とみなされない場合であっても)合衆国源泉資産売 却損と相殺することができます。

当社は現時点において合衆国不動産保有会社ではなく、また将来、合衆国不動産保有会社となるとは考えておりません。しかしながら、当社が合衆国不動産保有会社であるか否かは当社の合衆国不動産の時価と当社のそれ以外の事業資産の時価との対比により判断されるため、当社が将来、合衆国不動産保有会社にならないという保証はありません。ただし、当社が合衆国不動産保有会社になったとしても、当社普通株式が既存の証券市場において定期的に取引されている限り、当社普通株式は当該株主が実際にまたは解釈上、内国歳入法において定められる適用期間中のいずれかの時点においてかかる定期的に取引されている普通株式の5%超を保有している場合に限り、合衆国不動産持分として扱われることになります。

連邦相続税

死亡の時点において(連邦相続税法上、特に定義されます。)合衆国の市民もしくは居住者でない個人により実質的に所有 されていた当社普通株式は連邦相続税上、当該死亡者の総遺産に含まれることになり、よって、適用ある相続税条約が別途規 定する場合を除き、株主は米国連邦相続税を課せられる可能性があります。

バック・アップ源泉徴収および情報報告

一般的に、当社は毎年、内国歳入庁に対して株主に対して支払った配当金額、その氏名および住所ならびに源泉徴収税額 (もしあれば)を適用ある租税条約により源泉徴収が軽減もしくは除外されていると否とを問わず、報告しなければなりませ ん。同様の報告書は当該株主にも送付されます。

適用ある所得税条約もしくはその他の協定に従い、内国歳入庁はかかる報告書を当該株主の居住国の課税当局に提供する場 合があります。

当社普通株式に対する配当の支払いまたはその売却もしくは処分の総手取額は、非米国人保有者が例えば、自己の非米国人 としての地位を内国歳入庁申告書W-8BENまたは内国歳入庁申告書W-8(またはその後継の申告書)の適用書式において適法に証 明することにより適用除外を証明する場合を除き、情報報告およびバック・アップ源泉徴収の対象とされることがあります。 現行のバック・アップ源泉徴収税率は28%であります。上記にかかわらず、バック・アップ源泉徴収および情報報告は当社ま たは当社の支払代理人のいずれかが当該株主が米国人であることを実際に知っている、または知る理由がある場合に適用され ることがあります。

バック・アップ源泉徴収は付加税ではありません。バック・アップ源泉徴収ルールに基づき株主に対する支払いから源泉徴 収される金額は当該株主の合衆国連邦所得税債務に対する控除として認められ、当該株主に還付請求権を与えることがありま す。ただし、必要な情報または申告書が内国歳入庁に対して適時に提出されていることが条件とされます。

追加的源泉徵収義務

30%の合衆国連邦源泉徴収税が配当および外国の金融機関(適用ある規則において特に定義されています。)に支払われる 当社普通株式の処分の総手取額に適用されることがありますが、かかる機関が、一定の支払いを源泉徴収し、かかる機関の米 国の口座保有者に関する重要な情報(かかる機関における一定の保有者および米国人所有者を有する外国の事業体の一定の口 座保有者を含みます。)を収集し、米国の税務当局に対して提供する旨の契約を米国政府との間に締結している場合はその限 りではありません。かかる30%の合衆国連邦源泉徴収税はまた、配当および外国の非金融事業体に支払われる当社普通株式の 処分の総手取額に適用されることがありますが、かかる事業体が、直接的または間接的な実質的米国人所有者を有していない 旨の証明書を源泉徴収義務者に提出するか、またはかかる事業体の直接的および間接的な米国人所有者に関する情報を提供す る場合はこの限りではありません。本段落に記載される30%の合衆国連邦源泉徴収税は、米国との租税条約に基づき、または 内国歳入庁申告書W-8BENもしくは類似の文書を提供することにより減額されることはありません。上記の源泉徴収税は、外国 の金融機関または外国の非金融事業体が当該規則の適用除外の適格を有する場合、適用されません。一定の状況下において、 非米国人所有者はかかる税金の払戻しまたは控除の適格を有する可能性があります。保有者は、本項に記載される源泉徴収の 含意について、自身の税務専門家からの助言を求めるべきです。

上記の源泉徴収に関する条項は、一般的に2017年1月1日以降に発生する当社普通株式の売却またはその他処分による手取 金および当社普通株式の配当支払いに対して適用されます。

合衆国連邦所得税および相続税の影響についての上記の考察は一般的な情報提供のみを目的とするものです。それは税務に かかる助言ではありません。各投資予定者は当社普通株式の買取り、保有および処分に対する特定の合衆国連邦、州、地方お よび外国の税効果について、提案されている適用法律の変更を含め、自身の税務専門家からの助言を求めるべきです。

(2)日本国の課税上の取扱い

適用ある租税条約、所得税法、法人税法、相続税法ならびにその他の現行および関連する日本国の法律および規則を遵守 し、それらの法律および規則の制限に従うことを条件として、日本国の個人または日本国の法人は、当該個人または法人の所 得(および、個人に関しては遺産)に対して課せられたアメリカ合衆国の租税と日本国において納付すべき租税を相殺するため に外国税額控除を請求することができます。上記にかかわらず、日本国の個人が当社の株式資本につき受け取った配当につい て、確定申告不要制度申請をして総合課税対象所得から差し引くことを選択した場合には、外国税額控除を請求することはで きません。

なお、「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 - 2 . 日本における実質株主の権利行使方法 - (7)本邦における 課税」をご参照ください。

本概要は、一般的な情報提供目的のみのために提供されており、法律上または税務上の助言を構成するものではありません。株主は、当社の株式資本の所有により生じる具体的な税務上の影響を判断するためには自身の税務専門家からの助言を求めるべきです。

4【法律意見】

当社の米国法律顧問であるFenwick & West LLPから関東財務局長に対して、本書面記載の合衆国連邦法およびワシントン州 法に関する記述はすべての重要な点において正確かつ適正に、その記述の主題である情報を要約するものである旨の法律意見 書が提出されています。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

かかる情報は、「第3 事業の状況 - 1.業績等の概要」および「第3 事業の状況 - 7.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」ならびに「第6 経理の状況」に記載される当社の財務諸表、関連する注記およびその他の財務 情報と共にお読みください。本項における要約財務データは、当社の財務諸表に代わることを意図されたものではなく、当社 の財務諸表および関連する注記によって完全となるものです。過去の業績は、必ずしも将来の業績を示唆するものではありま せん。

| | 12月31日終了年度 | | | | | |
|---------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 損益計算書データ | 2010年 (未監査) | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | |
| | (米監旦) (単位:1株当たり金額を除き、千米ドル(千円)) | | | | | |
| 提携からの収益 | 36,457 | 34,226 | 46,424 | 52,947 | 35,396 | |
| | (4,394,891) | (4,125,944) | (5,596,413) | (6,382,760) | (4,266,987) | |
| 費用: | (, , , | | | (, , , | (, , , | |
| 研究開発費 | 25,297 | 24,183 | 31,604 | 36,405 | 25,582 | |
| | (3,049,553) | (2,915,260) | (3,809,863) | (4,388,623) | (3,083,910) | |
| 一般管理費 | 6,632 | 6,174 | 7,787 | 9,548 | 10,002 | |
| | (799,487) | (744,275) | (938,723) | (1,151,011) | (1,205,741) | |
| 費用合計 | 31,929 | 30,357 | 39,391 | 45,953 | 35,584 | |
| | (3,849,040) | (3,659,535) | (4,748,586) | (5,539,634) | (4,289,651) | |
| | 4,528 | 3,869 | 7,033 | 6,994 | (188) | |
| | (545,851) | (466,409) | (847,827) | (843,126) | ((22,664)) | |
| その他の収益(費用)(純額): | | | | | | |
| 受取利息 | 67 | 21 | 27 | 122 | 519 | |
| | (8,076) | (2,531) | (3,254) | (14,707) | (62,565) | |
| 支払利息 | (122) | (143) | (138) | (116) | (15) | |
| | ((14,707)) | ((17,238)) | ((16,635)) | ((13,983)) | ((1,808)) | |
| その他の収益(費用)(純額) | 64 | 39 | (97) | 182 | 37 | |
| | (7,715) | (4,701) | ((11,693)) | (21,940) | (4,460) | |
| その他の収益(費用)(純額)合計 | 9 | (83) | (208) | 188 | 541 | |
| | (1,084) | ((10,006)) | ((25,074)) | (22,664) | (65,217) | |
| 税引前当期利益 | 4,537 | 3,786 | 6,825 | 7,182 | 353 | |
| | (546,935) | (456,403) | (822,753) | (865,790) | (42,553) | |
| 法人税費用(純額) | 4,466 | 2,480 | (2,647) | (2,883) | (2,359) | |
| | (538,376) | (298,964) | ((319,095)) | ((347,546)) | ((284,377)) | |
| 当期純利益(損失) | 9,003 | 6,266 | 4,178 | 4,299 | (2,006) | |
| | (1,085,311) | (755,367) | (503,658) | (518,244) | ((241,824)) | |
| | | | | | | |
| 参加証券に帰属する当期純利益 | | 4,584 | 3,056 | 3,138 | - | |
| | | (552,601) | (368,400) | (378,285) | (-) | |
| 普通株主に帰属する当期純利益(損失) | | 1,682 | 1,122 | 1,161 | (2,006) | |
| | | (202,766) | (135,258) | (139,959) | ((241,824)) | |
| 普通株主に帰属する基本1株当たり当期純利益(損失) | | | | | | |
| (米ドル(円)) | | 0.14 | 0.09 | 0.10 | (0.06) | |
| | | (16) | (10) | (12) | ((7)) | |

EDINET提出書類 アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401)

| 古体计学和生 | ÷ |
|--------|---|
| 有価証券報告 | 書 |

| | | 12月31日現在 | | | |
|------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------------|
| | | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
| 貸借対照表データ: | (未監査) | | | | |
| | | (単位:従業員 | 数を除き、千米 | ドル(千円)) | |
| 現金および現金同等物ならびに投資 | 19,591 | 19,117 | 23,566 | 32,419 | 187,819 |
| | (2,361,695) | (2,304,554) | (2,840,881) | (3,908,108) | (22,641,580) |
| 運転資本 | 15,707 | 15,477 | 25,990 | 19,412 | 99,158 |
| | (1,893,478) | (1,865,752) | (3,133,094) | (2,340,117) | (11,953,496) |
| 資産合計 | 34,809 | 41,495 | 47,024 | 54,048 | 196,966 |
| | (4,196,224) | (5,002,222) | (5,668,743) | (6,515,482) | (23,744,249) |
| 関連当事者に対する条件付転換債務 | | | | | |
| (1年以内満期を含む。) | 12,253 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | - |
| | (1,477,099) | (1,446,600) | (1,446,600) | (1,446,600) | (-) |
| 転換優先株式 | 28,209 | 28,209 | 28,209 | 28,209 | - |
| | (3,400,594) | (3,400,594) | (3,400,594) | (3,400,594) | (-) |
| 累積欠損 | (18,203) | (11,937) | (7,759) | (3,460) | (5,466) |
| | ((2,194,371)) | ((1,439,005)) | ((935,347)) | ((417,103)) | ((658,927)) |
| 株主資本合計 | 14,101 | 20,840 | 25,607 | 31,124 | 184,363 |
| | (1,699,875) | (2,512,262) | (3,086,923) | (3,751,997) | (22,224,958) |
| 従業員数(人) | 51 | 76 | 79 | 84 | 49 ⁽¹⁾ |

(1) 「レバミピド」契約の解除に伴い、2013年10月に当社は人員削減を含む費用削減計画を発表しました。当計画の結果、2014年1月1日付で当社の総 従業員の約35%に相当する約30名の従業員を削減しました。

| | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|---------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
| キャッシュ・フロー計算書データ: | (未監査) | | | | |
| | (単位:千米ドル(千円)) | | | | |
| 営業活動によるキャッシュフロー(純額) | 5,905 | 437 | 11,246 | 7,246 | 8,844 |
| | (711,847) | (52,680) | (1,355,705) | (873,506) | (1,066,144) |
| 投資活動によるキャッシュフロー(純額) | (4,012) | (4,093) | (3,743) | (6,581) | (152,334) |
| | ((483,646)) | ((493,411)) | ((451,218)) | ((793,340)) | ((18,363,863)) |
| 財務活動によるキャッシュフロー(純額) | 45 | (581) | (624) | (3,310) | 148,274 |
| | (5,424) | ((70,039)) | ((75,223)) | ((399,021)) | (17,874,431) |
| 現金および現金同等物 | 13,997 | 9,760 | 16,639 | 13,994 | 18,778 |
| | (1,687,338) | (1,176,568) | (2,005,831) | (1,686,976) | (2,263,688) |

2【沿革】

2002年4月25日 - Acugen Neuropeutics Inc.を、変性眼疾患の治療法および医薬品のスクリーニング・システムの開発を目的 として、ワシントン州法に基づき米国ワシントン州シアトル市に設立

2003年3月-社名をAcucela Inc. に変更

- 2003年7月 ワシントン大学との間に独占ライセンス契約を締結し、オキュスクリーン(Ocuscreen)事業(医薬品候補の検査 またはスクリーニングに関するサービス)を開始
- 2005年6月 ワシントン大学との間で、網膜変性疾患の治療のための11シスレチニルアミン(11-cis-retinylamine)に関する 独占ライセンス契約を締結
- 2005年10月 視覚サイクルモジュレーターの探索を開始
- 2006年3月 本社および研究所を含むすべての部署が米国ワシントン州ボセル市に移転
- 2006年4月 「エミクススタト塩酸塩」(地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性治療のために現在開発中の視覚サイクルモ ジュレーターに基づく主要な製品候補)の開発を開始
- 2006年8月-東京都品川区に東京オフィスを開設
- 2007年1月 ワシントン大学から導入したビタミンA誘導体を基礎とする化合物の臨床試験の開始
- 2007年7月-「エミクススタト塩酸塩」の新薬臨床試験開始申請(以下「IND」といいます。)に向けた前臨床試験の開始
- 2008年4月-「エミクススタト塩酸塩」のINDを米国食品医薬品局(以下「FDA」といいます。)に提出
- 2008年5月-「エミクススタト塩酸塩」の臨床第1a相試験の開始
- 2008年9月 大塚製薬株式会社(以下「大塚製薬」といいます。)との間で、当社の主要な化合物「エミクススタト塩酸塩」 の共同開発および共同販売契約ならびにドライアイ治療のための大塚製薬の化合物「レバミピド」の共同開発契約の2つの契約を締結
- 2009年6月-「エミクススタト塩酸塩」の臨床第1a相試験の終了
- 2009年7月 「エミクススタト塩酸塩」の臨床第1b相試験の開始
- 2009年12月 ドライアイ患者に対する「レバミピド」の臨床第2相試験RED-203の開始
- 2010年1月-地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性患者に対する「エミクススタト塩酸塩」の臨床第2a相試験「Envision (Evaluating a Novel Vision treatment for AMD) Clarity Trial」の開始
- 2010年2月-ドライアイ患者に対する「レバミピド」の臨床第2相試験RED-204の開始
- 2010年3月 FDAが「エミクススタト塩酸塩」をファスト・トラックに指定

- 2010年6月-ワシントン大学との間の11シスレチニルアミンに関する独占ライセンス契約を終了
- 2010年8月-「エミクススタト塩酸塩」の臨床第1b相試験の終了
- 2010年9月 ワシントン大学との間のオキュスクリーン事業に関する独占ライセンス契約を解除
- 2010年9月 事務部門および臨床開発部門を含む本社をワシントン州シアトル市に移転
- 2010年9月 大塚製薬との間で、緑内障治療のための大塚製薬による化合物「OPA-6566」に関し、米国における共同開発・共 同販売契約を締結
- 2010年10月 ドライアイ患者に対する「レバミピド」の臨床第2相試験RED-203の終了
- 2011年2月-ドライアイ患者に対する「レバミピド」の臨床第2相試験RED-204の終了
- 2011年6月-「OPA-6566」のINDをFDAに提出
- 2011年8月-緑内障患者に対する「OPA-6566」の臨床第1/2相試験の開始
- 2012年5月 ReVision Therapeutics, Inc.からフェンレティナイドに関する特許権を取得
- 2012年6月 「エミクススタト塩酸塩」に対し、米国一般名(USAN name) EMIXUSTATを取得
- 2012年6月-「エミクススタト塩酸塩」に対し、米国一般名(USAN name) EMIXUSTAT HYDROCHLORIDEを取得
- 2012年7月-ドライアイ症候群患者に対する「レバミピド」の臨床第3相試験の開始
- 2013年1月-緑内障患者に対する「OPA-6566」の臨床第1/2相試験の終了
- 2013年2月 地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の患者に対する「エミクススタト塩酸塩」の臨床第2b/3相試験の開始
- 2013年8月-「エミクススタト塩酸塩」の臨床第2b/3相試験の被験者登録数が50%に到達
- 2013年8月-ドライアイ症候群患者に対する「レバミピド」の臨床第3相試験の終了
- 2013年9月 東京都渋谷区に東京オフィスを移転
- 2013年9月 大塚製薬との間の「レバミピド」の共同開発に関する契約を解除
- 2014年2月-東京証券取引所マザーズ市場に上場
- 2014年3月-「エミクススタト塩酸塩」の臨床第2b/3相試験の被験者登録完了
- 2014年5月 FDAと正式な面談を要請。FDAの見解を受け、当初より予定されていた24か月の投与期間終了まで中間解析は行わず、SEATTLE試験の結果をもって、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性患者を対象に、少なくとも1件の追加 臨床第3相試験を実施することを決定

3【事業の内容】

概要

ワシントン州の会社である当社は、世界中で数百万人が罹患している視力を脅かす眼疾患を治療またはその進行を遅らせる 可能性のある革新的な薬品候補の探索および開発に取り組んでいる、臨床段階のバイオ製薬企業です。試験中である当社の視 覚サイクルモジュレーターのリード化合物「エミクススタト塩酸塩」は、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性に苦しむ患 者の網膜の毒素を減少させ、網膜組織の健全性を保護するよう設計されています。当社は、様々な変性性網膜疾患、緑内障お よびドライアイに焦点を当てた眼科用薬のパイプラインを拡大する計画です。

「エミクススタト塩酸塩」は現在、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性のための臨床第2b/3相試験において評価が行わ れています。現在、米国食品医薬品局(以下「FDA」といいます。)の承認を受けている地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変 性を含むドライ型加齢黄斑変性を治療するための薬剤はありません。当社は、大塚製薬株式会社(以下「大塚製薬」といいま す。)との間に締結された共同開発および共同販売契約(以下「エミクススタト塩酸塩契約」といいます。)に基づき、「エ ミクススタト塩酸塩」を共同開発しています。エミクススタト塩酸塩契約に基づき、当社および大塚製薬は、ドライ型加齢黄 斑変性治療のための「エミクススタト塩酸塩」および/またはかかる契約に基づき両当事者が合意したその他の網膜疾患のた めのバックアップ化合物を開発および販売することに同意しています。

当社は、2014年2月に新規株式公開(以下「IPO」といいます。)を完了しました。当社は、単一の報告セグメントとして事 業を管理し、資源を割当てています。当社のセグメントおよび地理的領域に関する財務情報については、本報告書に含まれる 財務書類の注記1をご参照ください。また、2014年、2013年および2012年12月31日終了年度における当社の収益純額、純利益 (損失)ならびに2014年および2013年12月31日現在の当社の資産合計を含む、当社の業績、資産および負債に関する当社の財 務情報は、本報告書に含まれる財務書類に記載されています。

加齡黄斑変性

網膜は眼球の内側の後壁にある薄い細胞組織の層であり、視覚情報を受信し組織化する数百万の感光性細胞および感覚神経 細胞を含みます。網膜は、視神経を通じてかかる情報を脳へ送り、それが視覚となります。網膜疾患は、中心視力をつかさど る領域(黄斑および黄斑の中心に位置する中心窩)に影響を及ぼす可能性があります。網膜変性疾患は、全世界における主な 失明の原因です。visiongain社のレポート「黄斑変性およびその他の網膜疾患:2014年~2024年の世界医薬品市場(Macular Degeneration and other Retinal Diseases: World Drug Market 2014-2024)」によると、網膜医薬品の市場規模は2012年に 51億米ドルであり、2024年までに約166億米ドル規模まで成長する見込みです。2024年においてドライ型加齢黄斑変性の二次市 場は、約25億米ドル規模になるものと予想されています。

加齢黄斑変性は、中心視力の低下を引き起こし、深刻なケースにおいては重大かつ不可逆的な中心視力の喪失を生じさせる 可能性のある網膜疾患です。同疾患にはドライ型加齢黄斑変性およびウェット型加齢黄斑変性の二つの種類があります。同疾 患により、明瞭に物を見るためおよび読書や運転等の日常的な活動を行うために必要とされる細かい中心視力が、加齢に伴い 破壊される可能性があります。特に、進行期のドライ型加齢黄斑変性である地図状萎縮およびウェット型加齢黄斑変性は、米 国においては50歳以上の者に視力喪失および失明を生じさせる主要原因となっています。

緑内障

緑内障は、網膜神経節細胞に不可逆的な損傷をもたらす進行性の視神経症で、適切な治療が施されない場合は視覚機能の低下については失明につながる可能性があります。緑内障に対する既知の治療法はないため、治療の主な目標は、治療を開始してからの更なる進行を防ぎ、視覚機能を維持することです。2012年、当社は、共同開発パートナーである大塚製薬との間の開発および提携契約(以下「緑内障契約」といいます。)に基づき、アデノシンA2a受容体アゴニストであるOPA-6566に関し、米国において緑内障または高眼圧症患者に対する臨床第1/2相試験を行いました。現在大塚製薬は、かかるプログラムに関し次の段階を検討しています。

ドライアイ症候群

乾性角結膜炎、すなわちドライアイ症候群は、慢性的および場合によっては衰弱性の症状で、涙の量と質の低下から引き起こされる眼表面の損傷および炎症の症状を伴うものです。ドライアイは、軽度の不快感から衰弱性の失明および痛みなど重傷性は幅広く、複数の原因と結果を有するものです。ドライアイ症候群の第一の治療法は、通常は眼科用潤滑剤、すなわち人工 涙液を用いるもので、市販製品として入手可能です。過去数年において、米国におけるレスタシスおよび日本におけるヒアレインなどの処方薬は重要性を増し、市場シェアを高めています。

「エミクススタト塩酸塩」

「エミクススタト塩酸塩」に関する市場 Marketscope社のレポート「2014年網膜医薬品および生物製剤レポート(2014 Report on the Retinal Pharmaceuticals & Biologics Market)」によると、地図状萎縮は、2014年において全世界で約9百 万人に影響を及ぼしている医療ニーズが高い疾患であり、Marketscope社はこの数値は2019年までに約10.3百万米ドルに増加す るものと推測しています。現在、FDAの承認を受けている地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性を含むドライ型加齢黄斑変性 を治療するための薬剤はありません。

試験中の製品候補 「エミクススタト塩酸塩」は、経口錠剤として考案され、網膜色素上皮細胞タンパク質65(RPE65)と呼ばれる律速酵素を抑制することで視覚サイクルにおけるビタミンAの活用を直接調節するよう設計されています。前臨床試験において、「エミクススタト塩酸塩」は、光による損傷から網膜を保護し、A2Eなど、ビタミンAを基盤とする毒素の水準を低下させたことが示されました。A2Eは、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の発症機序に関係のある細胞毒素として知られています。ビタミンAを基盤とする毒素の生合成を軽減することにより、地図状萎縮の病変の進行を遅らせることができると理論化されています。

開発状況 当社は、2008年5月、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性に関する新薬臨床試験開始申請(以下「IND」といいます。)をFDAに提出し、2010年には、FDAより、利用可能な治療の欠如および慢性的衰弱性であるかかる疾患の性質に基づき、ファスト・トラック指定を受けました。ファスト・トラック制度は、従来のFDA手続きと比較し、より迅速な新薬承認申請(以下「NDA」といいます。)審査を目的としたものです。

「エミクススタト塩酸塩」は、5件の全臨床第1相試験(4件の2~75ミリグラムの範囲での単回投与試験および1件の14 日間にわたる5~40ミリグラムの範囲での1日1回複数回投与試験)ならびに臨床第2a相試験(最長90日間にわたる2~10ミ リグラムの範囲での多施設、無作為、二重盲検、プラセボ対照、薬力学的試験)において全身的有害事象は確認されませんで した。

2013年第1四半期、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性患者を対象とする、「エミクススタト塩酸塩」の安全性および 有効性をプラセボと比較し評価するための、多施設、無作為、二重盲検、投与量暫定による臨床第2b/3相試験が開始されまし た。2014年の第1四半期には、当試験において508名の参加者が登録されました。当該試験の目的は、以下に記載する薬剤効果 の変化を評価することです。

- ・ 眼底自己蛍光イメージの測定による治療群および対照群における地図状萎縮の進行率
- ・ ウエット型加齢黄斑変性への進行
- ・ 安全性および忍容性

2014年5月8日、当社は「エミクススタト塩酸塩」の臨床開発プログラムに関する進捗を発表しました。FDAの見解を受け、 当社は、進行中の臨床第2b/3相試験を、当初予定されていた24か月間の投与期間にわたり継続し、中間解析は行わず、臨床第 2b/3相試験の結果をもって、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の患者を対象に、少なくとも1件の追加の確認分析のた めの臨床第3相試験を実施することとなりました。FDAからの見解は、本プログラムのデータとは関係ありません。 大塚製薬との提携 エミクススタト塩酸塩契約の条項に従い、

- 大塚製薬は、本契約締結時、アップフロントとして5百万米ドルを当社に支払いました。
- 大塚製薬は、共同テリトリーである北米における臨床開発費用のうち、臨床第2相試験までにかかる費用のうちの40百万米ドルまでを負担しました。かかる40百万米ドルを超える開発費用に関しては、「エミクススタト塩酸塩」の開発に関する意思決定機関である共同委員会(以下「エミクススタト塩酸塩JDC」といいます。)によって合意決定された開発計画に基づき、大塚製薬と当社が均等に負担することに同意しています。
- ・ 当該40百万米ドルを超える開発費用の当社負担分に関しては、大塚製薬が融資として当社に支払うことに同意しています。
- 大塚製薬は、「エミクススタト塩酸塩」のドライ型加齢黄斑変性以外の眼科適応症に対する基礎研究ならびにバック アップ化合物の基礎研究を目的とした共同研究プログラムに対する資金提供として、当社に対し3年間にわたり合計15 百万米ドルを支払いました。
- 当社は、北米における販売に関して、大塚製薬と共同で販売できる選択権を保持しており、その選択権を行使した場合には、当社の参加比率に応じて損益の分配が行われます。なお、当社が共同販売権を行使しなかった国に関しては、大塚製薬が単独で独占販売を行い、当社に対し純売上高の金額に応じてその19%から23%に相当するロイヤリティを支払うことに同意しています。
- 大塚製薬は、エミクススタト塩酸塩契約に基づき開発された製品および化合物に関し、大塚製薬の単独テリトリーであるアジア、太平洋、中東および北アフリカの特定の諸国において、単独での開発権および商業化権を有し、当社に対し 純売上高の2%のロイヤリティを支払います。
- ・ 当社は、エミクススタト塩酸塩契約に基づき開発された製品および化合物に関し、当社の単独テリトリーである、ヨーロッパ、南米その他、北米および大塚製薬の単独テリトリー以外の地域または諸国において、独占的開発権および商業化権を有し、当社は大塚製薬に対し純売上高の2%のロイヤリティを支払うことに同意しています。ただし、当社の単独テリトリーにおける第三者へのライセンス付与に関しては、大塚製薬がその優先交渉権を有しています。
- エミクススタト塩酸塩JDCが、追加的な眼科適応症のための「エミクススタト塩酸塩」に関し共通テリトリーにおける
 開発を認めない場合、各当事者は単独テリトリーにおける単独での開発権および商業化権を有します。
- 大塚製薬は、一定の開発目標ならびに規制当局への申請および承認の達成に基づき、今後最大で77.5百万米ドルに上る マイルストーン支払義務を負う可能性があります(当初ライセンス料およびこれまでに支払済みのマイルストーンを除 きます)。
- 大塚製薬は、また、一定の売上高水準への到達に基づき、最大で175百万米ドルに上るマイルストーン支払義務を負う 可能性があります。

当社が、エミクススタト塩酸塩契約に基づき、共同テリトリーにおける「エミクススタト塩酸塩」の共同販売権を行使した 場合、当社の参加比率(35%から50%の範囲)に応じて損益の分配が行われます。当社は、50%の参加比率で「エミクススタ ト塩酸塩」の共同販売選択権を行使する予定です。「エミクススタト塩酸塩」の純売上高に基づくロイヤリティ支払いは、国 別に、商業化開始後10年間、または各国における「エミクススタト塩酸塩」の製造、輸入、使用もしくは販売を保護する特許 権が満了するまでの期間のうち、遅い方まで継続されます。ある国において一方当事者が支払うべき純売上高に対するロイヤ リティの料率は、ある特定の国における特許権が満了する場合、削減されます。なお、ロイヤリティの支払いに関しては、国 ごとに、「エミクススタト塩酸塩」のジェネリック医薬品の市場シェアが20%を超過した場合、規定の比率より50%削減され ます。当社は、米国ならびに外国の特許権および特許出願に基づく当社の権利を大塚製薬にライセンス供与しています。 大塚製薬は、エミクススタト塩酸塩契約の満了または更新に先立ち、いかなる理由によっても6か月前の事前通知に基づき 本契約を解消できる権利を有します。また、大塚製薬は、以下の条件でもエミクススタト塩酸塩契約を解除できます。

- 大塚製薬が40百万米ドルを超える臨床第2相試験にかかる開発費用または臨床第3相試験にかかる更なる開発費用の負担を行わない旨およびエミクススタト塩酸塩契約の終了を決定し、その旨を14日前に通知した場合
- 大塚製薬が臨床第2相または臨床第3相試験の結果を検討した後、エミクススタト塩酸塩契約の終了を決定し、その旨 を14日前までに通知した場合、および
- ・ 当社の支配権の変更があった場合(ただし当社の新規株式公開を除く)。

また、大塚製薬は、窪田氏が以下に該当する場合にも提携関係を終了することができます。

- ・ FDAによる一定の規制承認前に当社との雇用関係がなくなった場合。
- ・ 当社の最高経営責任者でなくなった場合。
- ・ エミクススタト塩酸塩JDCの共同委員長を辞したと大塚製薬が合理的に判断した場合。
- 当社の開発チームの積極的かつ継続的に関与するメンバーではなくなったと大塚製薬が合理的に判断した場合。

当社は、当社の最高経営責任者の役職を窪田氏からブライアン・オカラガン氏へ引き継ぐことについて大塚製薬と協議しま した。当社は、現在、窪田氏に関する上記の条件のひとつに関して大塚製薬が契約を解除できる条項を削除する目的で、エミ クススタト塩酸塩契約を修正するため大塚製薬と協議を行っております。大塚製薬は、当社に対し、窪田氏の役職の変更に基 づきエミクススタト塩酸塩契約を解除する権利を行使する意向がない旨を口頭で伝えております。

大塚製薬の選択により提携が終了した場合または当社の破産、エミクススタト塩酸塩契約に関する治癒されない重大な違反 もしくは当社の支配権の変更があった場合、大塚製薬はエミクススタト塩酸塩契約に基づき開発された製品および化合物の開 発、製造および商業化を継続することができます。その場合、当社の支配権の変更による提携終了を除き、エミクススタト塩 酸塩契約に基づくマイルストーンおよびロイヤリティの支払義務は50%減額されます。なお、いかなる理由により提携が終了 された場合(エミクススタト塩酸塩契約に関する大塚製薬による治癒されない重大な違反の結果として当社が契約の終了を選 択した場合を除く。)においても、当社が「エミクススタト塩酸塩」の開発および商業化を継続する場合、当社は、かかる提 携終了後、「エミクススタト塩酸塩」の純売上高に対するロイヤリティを大塚製薬に支払わなければなりません。

当社は、エミクススタト塩酸塩契約に基づき、北米において臨床第3相試験の完了を通じすべての開発活動の実施について の第一義的な責任を負い、また、両当事者がFDAに対するNDA申請プロセスを開始するまでの北米におけるすべての規制上の事 項について責任を負います。一方、大塚製薬は、北米において、NDAの作成および提出ならびに「エミクススタト塩酸塩」化合 物または承認済みのバックアップ化合物による治療薬の商業化に必要なその他の業務について第一義的な責任を負います。な お、当社が「エミクススタト塩酸塩」の共同販売権を行使した場合においては、エミクススタト塩酸塩契約から生じたすべて の製品に関し、大塚製薬が北米において業務および売上の会計管理を行い、かかる製品の販売はすべて大塚製薬の名において 行われるものとします。 当社の戦略

当社の目標は、眼科用製品の革新的なポートフォリオを発展させる事です。かかる目的を達成するための当社の戦略の主な 要素は以下のとおりです。

- ・「エミクススタト塩酸塩」の開発を大塚製薬と共同で推進すること 「エミクススタト塩酸塩」の臨床第2b/3相試験は、 予定通り継続しています。さらに、当社の共同開発パートナーである大塚製薬は現在、緑内障を治療する可能性のある アデノシンA2a受容体アゴニストである「OPA-6566」に関し、次の段階を検討しています。
- ・アキュセラのテリトリーにおける「エミクススタト塩酸塩」のための提携努力を開始すること
 「エミクススタト塩酸
 塩」の臨床第2b/3相試験の2016年中旬におけるデータが良好であることを見込み、当社は、主にヨーロッパにおいて、
 エミクススタト塩酸塩契約に基づく技術導出(ライセンスアウト)を開始する計画です。
- ・視覚サイクルモジュレーターに関する専門知識を活用すること 当社の視覚サイクルモジュレーターを基礎とした分子 は、特に網膜における桿体光受容器細胞をターゲットとし、一定の網膜疾患の進行を治療する、またはその進行を遅ら せるように設計されています。当社は、糖尿病性網膜症または糖尿病性黄斑浮腫などその他の適応症に対する「エミク ススタト塩酸塩」の開発可能性を検討しています。当社は、糖尿病性網膜症のための「エミクススタト塩酸塩」の開発 可能性を評価するために、2015年に動物モデルによる前臨床試験を開始および完了する予定です。さらに、当社は、特 許権のポートフォリオのさらなる強化に取り組んでいます。
- ・ *社内研究活動、M&Aおよび追加的な提携またはインライセンスの機会を通じ、眼科用製品パイプラインを確立すること* 当社は、2015年において、社内における創薬および開発の取組みならびに新たな眼科用製品候補のライセンスまたは製品の権利を取得するために資本を配備する予定です。
- 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

2014年12月31日現在、当社の従業員数は49名(研究、臨床開発および運営管理)でした。2013年10月、当社は、レバミピド 契約の終了に伴い、人員削減を含む費用削減計画を発表しました。かかる計画により、2014年1月1日付で、全従業員の約 35%すなわち約30名の従業員の削減が行われました。従業員の平均年齢は47歳であり、平均勤続年数は4年でした。平均年間 給与(2014年度の賞与を含みます。)は、121,075米ドルでした。当社の従業員には、労働組合の組合員はおらず、労働協約は 適用されません。また、当社は雇用関連のストライキを経験したことはなく、従業員との関係は良好であると考えておりま す。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

概要

ワシントン州の会社である当社は、世界中で数百万人が罹患している視力を脅かす眼疾患を治療またはその進行を遅らせる 可能性のある革新的な薬品候補の探索および開発に取り組んでいる、臨床段階のバイオ製薬企業です。試験中である当社の視 覚サイクルモジュレーターのリード化合物「エミクススタト塩酸塩」は、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性に苦しむ患 者の網膜の毒素を減少させ、網膜組織の健全性を保護するよう設計されています。当社は、様々な変性性網膜疾患、緑内障お よびドライアイに焦点を当てた眼科用薬のパイプラインを拡大する計画です。

「エミクススタト塩酸塩」は現在、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性のための臨床第2b/3相試験において評価が行わ れています。現在、米国食品医薬品局(以下「FDA」といいます。)の承認を受けている地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変 性を含むドライ型加齢黄斑変性を治療するための薬剤はありません。当社は、大塚製薬株式会社(以下「大塚製薬」といいま す。)との間に締結された共同開発および共同販売契約(以下「エミクススタト塩酸塩契約」といいます。)に基づき、「エ ミクススタト塩酸塩」を共同開発しています。エミクススタト塩酸塩契約に基づき、当社および大塚製薬は、ドライ型加齢黄 斑変性治療のための「エミクススタト塩酸塩」および/またはかかる契約に基づき両当事者が合意したその他の網膜疾患のた めのバックアップ化合物を開発および販売することに同意しています。

当社は、2014年2月に新規株式公開(以下「IPO」といいます。)を完了しました。当社は、単一の報告セグメントとして事 業を管理し、資源を割当てています。当社のセグメントおよび地理的領域に関する財務情報については、本報告書に含まれる 財務書類の注記1をご参照ください。また、2014年、2013年および2012年12月31日終了年度における当社の収益純額、純利益 (損失)ならびに2014年および2013年12月31日現在の当社の資産合計を含む、当社の業績、資産および負債に関する当社の財 務情報は、本報告書に含まれる財務書類に記載されています。

最近の動向

地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性治療のための「エミクススタト塩酸塩」の開発継続に加え、2014年後半、当社は、 緑内障、ドライアイおよびその他様々な網膜疾患の治療薬創出のため一定の当社の専有前臨床化合物および当社がインライセ ンスする化合物を開発するために、当社の社内研究開発努力、当社の視覚サイクルモジュレーターの専門知識を活用し、外部 のパートナーシップ、インライセンスおよび合併・買収の機会を追求することに重点を置く新たな戦略的事業計画を開始しま した。当社は、大規模で成長中の世界の眼科用製薬市場およびこれらの適応に対して現在利用可能な治療薬が不十分であると の考えに基づいて、これらの潜在的な治療薬には著しい市場可能性があると考えています。当社は、これらの治療は独立して 開発され、これらのプログラムに関する当社の開発費支出は提携パートナーから資金提供されないと見込んでいます。結果と して、当社は、当社の研究開発費用総額は増加し、来年度の営業活動は純損失となると予想しています。

当社の戦略には、「エミクススタト塩酸塩」開発達成のための大塚製薬との提携継続、主にヨーロッパにおけるエミクスス タト塩酸塩契約に基づくアウトライセンスの取り組み開始、糖尿病性網膜症または糖尿病性黄斑浮腫等の追加の適応症につい て「エミクススタト塩酸塩」を開発する可能性を評価することによる当社の視覚サイクルモジュレーターの専門知識の活用、 ならびに社内研究、合併・買収およびさらなるパートナーシップまたはインライセンスの機会を通じた眼科用製品パイプライ ンの拡大継続が含まれます。

2014年12月22日、当社は、プライアン・オカラガン氏を2015年1月1日付で当社の最高経営責任者(CEO)に任命することを 発表しました。2015年3月24日、デューイ・H・ブロッカー・Jr.氏が当社の財務担当副社長、会計責任者および秘書役に任命 されました。ブロッカー氏は暫定主要会計役員および暫定主要財務役員を務めます。ブロッカー氏の任命に伴い、オカラガン 氏は暫定最高財務責任者、会計責任者および秘書役を辞任しました。オカラガン氏は引き続き最高経営責任者兼社長を務めま す。 2015年1月28日、当社は、当社の複数の株主の親会社であるSBIホールディングス株式会社(以下「SBI社」といいます。) から、窪田氏を除く当社の現在の取締役を解任し、SBI社が提案する取締役候補を選任する目的で臨時株主総会を開催すること を要請する書面を受領しました。この要請に関連して、SBI社は、SBI社が共同保有する株式に関し窪田氏に対して取消不能の 委任状を付与し、窪田氏に当社発行済株式の50%超に相当する株式に対する議決権行使の権限を与えています。2015年3月3 日、SBI社および窪田氏はワシントン州裁判所に対し、2015年4月28日までに臨時株主総会を開催することおよび2015年3月31 日までに株主に対し可及的速やかに臨時株主総会の通知を書面で行うことを当社に対し命令するよう申立てを行いました。 2015年3月13日、かかる申立てを統括するワシントン州最高裁判所は、当社に対し、2015年5月1日までに臨時株主総会を開 催することおよび可及的速やかに臨時株主総会の通知を行うことを求める命令を発出しました。その後、当社は、2015年5月 1日(米国西海岸時間)に当社本社において臨時株主総会を開催することを予定しており、基準日を2015年3月19日(米国西 海岸時間)に設定したことを発表いたしました。当該臨時株主総会に提案された議案に対し、窪田氏が議決権を有する全株式 について同氏が賛成票を投じた場合、当社の現在の取締役全員(窪田氏を除く)がSBI社が提案する候補者と交代することとな ります。

重要な会計方針および見積り

当社の財政状態および業績は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)に準拠して作成された財務書類に基づ いて検討および分析されます。当社の財務書類を作成するにあたっては、資産、負債、収益、費用および経費の報告額ならび に関連開示に影響を及ぼす見積りおよび判断を示すことが求められます。当社は、以下に記載されるかかる見積りおよび判断 を継続して評価します。見積りは、過去の経験およびその状況において当社が合理的であると信じるその他の様々な仮定に基 づきます。かかる見積りおよび仮定は、その他の資料からは必ずしも明らかでない資産および負債の帳簿価額を判断するため の基礎を形成します。実際の結果および実績はこれらの見積りと大きく相違する場合があります。当社の見積りと実際の結果 の間に差異が生じる限りで、将来における当社の財務書類の表示、財政状態、業績およびキャッシュフローは影響を受ける可 能性があります。以下に検討される会計方針は、経営陣の判断および見積りに影響する重要な分野と関連しているため、過去 および将来における当社の業績を理解する上でこれらの会計方針はきわめて重要であると当社は考えます。

収益の認識 製品候補の開発および商業化のために製薬会社と提携契約を締結することは、当社の事業戦略の1つであります。契約の条項には、払戻不能のライセンス使用料、研究開発活動の資金提供、開発マイルストーンの達成に基づく支払い、 規制および収益マイルストーンの達成に基づく支払い、ならびに製品売上または製品売上のロイヤリティが含まれる場合があ ります。当社は以下の4つの基本的な指標に合致したときに収益を認識します。(a)取決めについての説得力のある証拠が存在 する場合、(b)引渡しが行われたまたはサービスが提供された場合、(c)手数料が固定または決定可能な場合、および(d)回収可 能性が合理的に保証されている場合。エミクススタト塩酸塩契約に基づく活動資金のうち当社負担分について受領した前受金 等、これらの指標を満たす前に受領した金額は、繰延収益として計上されます。

複数要素契約 当社の提携契約は、契約に含まれる提供物を識別し、当該提供物が個別の会計単位とみなされるかを決定す るために分析される複数要素取決めであります。(i)提供済みの要素が単独で顧客にとって価値を有し、かつ(ii)当該取決めに 提供済みの要素に関する一般的な返品の権利が含まれる場合、提供が済んでいない要素の引渡しまたは履行が可能でありかつ 当社の実質的な管理下にあるとみなされる場合、提供物は個別の会計単位とみなされます。当社のいずれの提携契約において も返品の権利はありません。 取決めの対価は、相対的販売価格に基づき個別の会計単位に配分されます。当社は、まず第一に公正価値に関する売り手特 有の客観的証拠(VSOE)(通常当社が商品またはサービスを単独で販売する価格)の有無を判断し、各会計単位に対する販売 価格を決定するためのヒエラルキーに従います。公正価値に関するVSOEが利用できない場合、類似の商品またはサービスを類 似する状況の顧客に単独で販売する売り手である第三者による証拠(TPE)を、公正価値を決定するために用います。公正価値 に関するVSOEおよびTPEのいずれも存在しない場合、当社は販売価格に関する最善の見積り(BESP)を当該会計単位のために用 います。当社のBESPは、当社が通常会計単位を単独で販売する場合の取引価格を示しています。ヒエラルキー・アプローチに 基づき、当社は提携契約においてはVSOEおよびTPEのいずれも利用することができないと判断し、様々な会計単位の公正価値を 決定するにあたりBESPに依拠しています。

各会計単位の販売価格が設定されると、受領した対価は相対的販売価格に基づき会計単位に配分され、適用可能な収益認識 基準はそれぞれ個別の単位に適用されます。個別の会計単位である提供済みの要素に配分される取決め対価額は、固定または 決定可能な契約対価に限られます。もっぱら当社の管理下にない将来の事象の発生による偶発的な支払いは、当該偶発性が解 消するまでの間、配分可能な契約対価から除外されます。

当社が継続的な履行義務を有する場合、比例履行法または時間基準法の2つの方法のうち1つを用いて収益を認識します。 会計単位に基づくサービスの総額を見積もることができ、かかる履行義務が最善努力に基づき履行される場合、収益は比例履 行法を用いて認識されます。予想される費用の総額と比較した現在までに発生した費用は、これが完成物の引渡しを表すもの として比例履行の決定に用いられます。予想費用総額見積りの変更は、見積りの変更として将来にわたって計上されます。当 社が履行すべきサービスの総額を合理的に見積もることはできないものの、履行義務が消滅するかまたは重要でなくなる時を 合理的に見積もることができる場合、収益は時間基準法を用いて認識されます。時間基準法のもとでは、収益は会計単位の見 積履行期間にわたり均等に認識されますが、偶発事象の解消前を除きます。当社の履行義務が消滅するかまたは重要および実 質的でなくなる時を当社が合理的に見積もることができない場合、履行義務が消滅するかまたは重要および実 質的でなくなる時を当社が合理的に見積もることができない場合、履行義務が消滅するかまたは重要および実 質的でなくなる時を当社が合理的に見積もることができない場合、履行義務が消滅するかまたは重要および実 質的でなくなる時を当社が合理的に見積もることができない場合、履行義務が消滅するかまたは重要および実 質的でなくなる時を当社が合理的に見積もることができない場合、履行義務が消滅するかまたは重要および実 のでなくなる時を当社が合理的に見積もることができない場合、履行義務が消滅するかまたは重要および実 のでなくなる時を当社が合理的に見積もることができない場合、履行義務が消滅するかまたは重要および実 のでなくなる時を当社が合理的に見積もることができない場合、履行義務が消滅するかまたは重要および実 のでなくなる時を当社が合理的に見積もることができない場合、履行義務が消滅するかまたは重要および実

実体的マイルストーンの支払い 当社が締結した提携契約には実体的マイルストーンが含まれています。実体的マイルス トーンとは、(i)当該取決めの締結日において当該事象が達成されるかについて実体的な不確実性があり、(ii)当該事象の達成 の全部または一部が、当社の実績または当社の実績から生じた個別の結果に基づいており、かつ(iii)当該事象の達成の結果、 当社に対する追加的な支払いが発生するという条件を満たす事象をいいます。マイルストーンが実体的であるとみなされるた めには、その達成に関連する支払いは、(i)過去の実績にのみ関連し、(ii)取決めに含まれるすべての提供物および支払条件と 比較して合理的であり、かつ(iii)マイルストーンの達成に必要とされた当社の努力またはマイルストーンの達成の結果がもた らした提供物の価値の増大と相応していなければなりません。

前述のすべての条件が満たされ、当該マイルストーンの支払いが払戻不能である場合にのみ、実体的マイルストーンの支払 いは当該マイルストーンの達成後に認識されます。支払いが前述の条件を満たすかどうかの決定は、当社の判断に関わりま す。当社はその取決めの性質を評価し、適切な場合には当社の取決めにマイルストーン法を適用する方針選択を行うことを選 択しました。

前述の条件のうちいずれかを満たさない場合、得られた支払いは実体的なマイルストーンとはみなされず、したがって、か かる支払いは配分可能な取決め上の対価の一部とみなされ、比例履行または時間基準法のうち適用ある方法に基づきまた前述 の方針にしたがって、かかる履行義務が履行されるとともに収益として認識されます。 受託開発 エミクススタト塩酸塩契約は資金提供を受けた開発としての要素を含むため、当社の大塚製薬に対する債務が、 貸金返還債務または契約上の役務を提供する債務として計上されるべきかを判断するため、当社は本契約を評価しました。貸 金返還債務が存在しないとの結論に至るためには、当社から大塚製薬への研究開発に関連する財務リスクの移転が、実体的か つ真正である必要があります。当社は、当社の大塚製薬に対する債務は、契約上の役務を提供する債務であると判断しまし た。何故なら返済は開発結果に将来の経済的便益が存在することのみに依存しているからであります。結果として本取決めに 基づく当社負担分の開発費用として大塚製薬より受領した金額は、収益として認識されます。2014年12月31日まで、前述のと おり偶発的要因により返済義務を負うものとして、約49.7百万米ドルの収益を認識しました。2014年12月31日現在、偶発的返 済義務を負う提供資金に対し2.5百万米ドルの利息が累積しており、これについても提供資金と同一条件で偶発的に返済義務が 生じます。

研究開発および臨床実験会計 研究開発費には、給与、研究および開発活動を実施するための外部サービス提供者および開発 業務受託機関への支払手数料、研究所備品、ライセンス料、顧問料、ならびに旅費が含まれます。研究開発費は発生時に費用 計上されます。一定の間接費用は、研究開発費および一般管理費の間で適切に割当てられます。

当社は、臨床実験またはその他の活動において支払われた額および履行された見積作業量に基づき、契約研究機関、臨床実 験検査員およびその他の販売者について、臨床実験に関する前払資産および未払債務を計上します。契約上の財務条件は販売 者によって異なり、結果として一定でない支払いフローになる可能性があります。このことにより、当社による前払金額が履 行済み作業の見積りを超える場合、当社は前払資産を計上します。履行された作業の見積りが支払額を超える場合は、未払債 務が計上されます。かかる費用はすべて、これらの見積りまたは実際に発生した費用に基づき研究開発費として処理されま す。当社の見積りは、機関により履行された実際のサービス(被験者登録レベルおよび関連する活動から定まります。)と合 致しない可能性があります。当社は、内部評価、契約研究機関とのやりとりおよび協議ならびに契約条件の見直しを通じて可 能な範囲で被験者登録レベルおよび関連する活動を監視します。しかし、当社の有する情報が不完全または不正確である場 合、所与のある時点における様々な臨床実験に関する活動レベルを過少にまたは過多に見積もる可能性があります。この場 合、当社は実際の活動レベルが明らかになる将来の期間において相当の研究開発費を計上する可能性があります。現在まで、 当社はかかる見積りの重大な変更を経験していません。また当社は、現在見積りの対象である臨床実験活動および関連費用の 性質およびレベルの変更に伴う研究開発費の重大な調整を予測していません。当社は、将来当社が臨床実験活動を拡大するに つれて、見積りの影響を受けるであろう研究開発費レベルも上昇すると考えています。

法人税 当社は、繰延税金資産および負債を、財務書類または税務申告書においてすでに認識された事象の将来の税効果のた めに認識します。当社は、ストック・オプション行使およびその他持分報奨に関連する超過税金ベネフィットを株主資本に計 上します。繰延税金負債および資産は財務書類上の帳簿価額と税務上の資産および負債の差異、営業損失ならびに繰越税額控 除に基づき、当該差異または繰越が回収されるかまたは解消されると予想される年度において有効となると考えられる適用税 率を用いて測定されます。評価性引当金は、繰延税金資産のベネフィットが実現されない可能性が実現される可能性より高い と当社が考える場合に計上されます。当社は、当社の新たな戦略的事業計画の結果として予想される将来の損失により、当社 の繰延税金資産に対して部分的な評価性引当金2.3百万米ドルを計上しました。当社には、2012年、2013年または2014年12月31 日現在において、不確実な税務ポジションはなく、当社は、今後12か月間にかけて未認識税務ベネフィットにおけるいかなる 重大な修正も見込んでいません。該当する利息および罰金があれば、税務費用として計上されます。

税務上の繰越損失 2012年、2013年および2014年12月31日終了年度において、繰越損失の使用に関する税務ベネフィットは それぞれ3.0百万米ドル、0.8百万米ドルおよび0.6百万米ドルでした。2013年および2014年12月31日現在の研究開発費の繰越税 額控除はそれぞれ0.7百万米ドルおよび1.1百万米ドルでありました。繰越控除は、将来の税金債務を相殺するために活用され ます。研究開発費の税額控除は、2027年から失効し始めます。年間の制限により、繰越は活用される前に失効する可能性があ ります。 **株式報酬** 株式報酬費用は、付与日現在の報奨の公正価値に基づき見積もられ、失効分を控除して、必要な役務期間(通常は 権利確定期間)にわたり定額法に基づき費用として認識されます。当社の株式型インセンティブ・プラン(以下「エクイ ティ・プラン」といいます。)に基づくストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・マートン(以下「BSM」 といいます。)のオプション価格決定モデルを用いて見積もられます。BSMモデルには、ボラティリティおよび予想オプション 期間に関して様々な仮定の判断が必要となります。BSMモデルで使用された仮定のいずれかが大幅に変動した場合、新しい報奨 の株式報酬費用が既存の報奨について計上したものと著しく異なる場合があります。

役員以外の従業員に対する株式報酬は通常4年間にわたって権利確定し、行使可能となります。役員に対する株式報酬は、 通常5年間にわたって権利確定し、行使可能となります。2014年、当社は制限付株式ユニットの従業員への付与を開始しました。制限付株式ユニットは、通常4年間に渡って権利確定し、費用計上されます。

営業活動勘定について

*提携による収益*は現在まで主に、大塚製薬との提携およびライセンス契約に基づく研究開発活動により生成されています。 当社の収益は主に、提携契約に関連して当社の外部サービス提供者に支払った料金に対する大塚製薬からの払戻し、エミクス スタト塩酸塩契約に基づく開発費用の当社負担分に対する大塚製薬からの資金提供、当社の人材が提供する開発サービス、提 携研究プログラムの一部として提供されたサービスに対する大塚製薬からの支払い、エミクススタト塩酸塩契約の一部として の初期ライセンス料、およびマイルストーン支払により構成されます。当社は、当社の生み出すあらゆる収益は、開発段階の 化合物の性質およびタイミングの結果として四半期毎に変動すると考えています。

研究開発費で現在までに発生したものは、視力を脅かす疾患の治療法の開発にその大部分が注入されてきました。大塚製薬 と提携契約を締結して以降、当社の努力は主にそれに従った義務を履行することに向けられています。当社はその発生時に研 究開発費を認識します。同費用は主にコンサルタント、契約研究機関、臨床実験の独立モニター、ならびに臨床実験関連デー タを取得および評価する者への支払費用で構成され、この中には研究者への助成、被験者の適性審査、実験業務ならびにデー タの集計および統計分析等の関連するすべての料金、契約製造者への支払費用を含む臨床材料の製造関連費用、FDAの規制要件 を遵守するための費用、研究開発活動に関与する第三者に支払うコンサルティング料、研究開発部門における報酬および関連 人件費ならびに一定の一般管理費についての割当部分が含まれます。当社は、当社が製品候補の開発を続け、創薬研究活動を 続けるにつれて、研究開発費は米ドルの絶対額において増加すると考えています。

一般管理費は主に、役員ならびに財務、会計および人事を含む管理部門の従業員への報酬で構成されます。その他の高額費 用は施設費用ならびに会計および法務サービスの専門家報酬を含み、これには特許の取得および維持に関連する法務サービス が含まれます。当社は、当社が知的財産ポートフォリオを含む事業の成長に関連する追加費用を負担し、公開会社としての報 告要件および法令の遵守義務を負担するにつれて、米ドルの絶対額において一般管理費は増加すると考えています。

受取利息は主に、現金、現金同等物ならびに短期および長期の投資で構成されます。

*支払利息*は主に、条件付転換債務について負担する支払利息で構成されます。

その他の利益(費用)は主に、日本で発生する取引により負担する為替差損益、固定資産の処分による損益またはその他の 諸項目で構成されます。

法人税ベネフィット(費用)は主に、当社が将来実現されないと見込む繰延税金資産に関連する一部の評価性引当金の引当 て、および当社の純営業損失または研究開発費用の税額控除を含む当社の繰越の活用により一部相殺された利益に対する税金 から所得に対して課せられた税額を控除したものにより構成されます。 業績

「第3 事業の状況 - 7.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

製造および供給

当社は現在、探索研究、前臨床試験および臨床試験に関し、FDAの「医薬品の製造管理および品質管理に関する基準」(以下 「cGMP」といいます。)に基づき「エミクススタト塩酸塩」の製造を第三者の委託製造業者を通じて行っており、今後も独自 の生産体制を構築する予定はありません。なお、当社は、大塚製薬との合意の上で、将来的なその他製品候補の開発や大量生 産に備え、第三者委託製造業者との関係を維持しています。「OPA-6566」の製造・供給に関しては、大塚製薬がその責任を 負っています。

当社は、臨床上の必要条件および将来の商業生産における要求を満たす、商業上合理的な条件で利用可能な複数の製造資源が あると考えておりますが、将来の製造についていかなる製造業者に対しても契約上の取決めを行っておりません。

販売およびマーケティング

当社は今後、企業のさらなる発展とともに、当社の製品候補に関する市場の将来性を最大限に利用し、商業化計画および戦略を継続的に検討していく意向です。

当社は、北米において大塚製薬と共同で「エミクススタト塩酸塩」を共同販売する権利を有します。大塚製薬は、アジア、 太平洋地域、中東および北アフリカの一定の国(以下「大塚製薬テリトリー」といいます。)において、排他的な開発および 販売権を有します。当社は、大塚製薬テリトリーにおける売上高に対するロイヤリティを受領します。当社は、ヨーロッパ、 南米ならびに北米および大塚製薬テリトリー以外のその他の地域および国における単独の開発および販売権を保持しており、 これらのテリトリーにおける大塚製薬の第一交渉権が行使された場合、純売上高に対するロイヤリティを大塚製薬に支払いま す。本報告書提出日現在、当社は北米において大塚製薬と「エミクススタト塩酸塩」を共同販売する意思があり、当社独自の テリトリーにおける商業戦略をさらに明確にしていく意向です。

3【対処すべき課題】

知的財産

当社は、当社が成功するためには強力な特許ポートフォリオが必要不可欠であると考えております。当社は、自社技術の特 許を積極的に保護しています。また、特許よりも企業秘密または秘密保持契約による保護がより有利な場合を考慮し、非特許 専有技術およびノウハウの保護も重視しています。当社は、2014年12月31日現在、114件の付与済み特許および175件の申請中 の特許出願によりポートフォリオを構築しています。2014年12月31日時点では、米国において17件の特許が既に登録済みまた 14件の特許出願を申請中で、また日本においては6件の特許が既に登録済みまた9件の特許出願を申請中であります。以下 は、当社の知的財産のポートフォリオの詳細です。

視覚サイクルモジュレーター 視覚サイクルモジュレーターに基づく当社の主要な製品候補である「エミクススタト塩酸塩」 に関し、当社は1件の登録済み米国特許(U.S. Patent No. 7,982,071)および4件の申請中の米国特許出願を有しておりま す。当該登録済み特許は2029年頃に存続期間が満了する予定です。米国外では、合計11件の登録済み特許を所有し、約50件の 対応外国特許出願を所有しております。これらの特許が認められた場合、「エミクススタト塩酸塩」の物質特許および用途特 許が保護され、特許の存続期間は2028年から2033年の間に満了する予定です。 「エミクススタト塩酸塩」に関する視覚サイクルモジュレーター技術を含む特許および特許出願に加え、当社は、視覚サイ クルモジュレーターに関しその他の12件の登録済み米国特許および8件の申請中の米国特許出願を所有しております。米国外 では、ヨーロッパならびにその他の国々において約40件の付与済み特許ならびに約90件の申請中の対応外国特許出願を有して おります。これらの特許が登録された場合には、当該特許に記載されている視覚サイクルモジュレーター化合物の物質特許お よび用途特許が成立し保護されることとなります。これらの特許は、登録された場合、2028年から2034年の間に存続期間が満 了する予定です。

また、大塚製薬の社員により視覚サイクルモジュレーター化合物が発明された場合は、エミクススタト塩酸塩契約の条項に 基づき、当社が当該視覚サイクルモジュレーター化合物の製造・開発・承認・輸入・販売権を世界中で非独占的に獲得できる 全額支払済みのライセンス権を保有しています。このライセンスは、一定の制限の対象とはなりますが、エミクススタト塩酸 塩契約が解消される場合を除き取消不能であります。

「OPA-6566」 2010年9月、当社は、大塚製薬との間で、「OPA-6566」を共同開発および共同販売するための契約(以下「緑 内障契約」といいます。)を締結しました。「OPA-6566」は、大塚製薬が保有している1件の米国特許(U.S. Patent No. 7,834,002)および大塚製薬が米国特許商標局に追加申請中の2件の特許出願により保護されています。当該登録済み特許は 2025年頃に存続期間が満了する予定です。また、2件の出願中の特許が登録された場合、それらの存続期間はそれぞれ2025年 頃および2030年頃に満了することとなります。

当社は、緑内障契約の条項に基づき、「OPA-6566」に対する共同開発および共同販売権を行使するまで、大塚製薬が保有する「OPA-6566」に対する特定の特許およびノウハウの米国における非独占的、使用料不要、全額支払済みのライセンス権を保有しています。

その他の技術 当社は、社内の創薬研究開発の促進およびライセンス活動を通し、製品パイプラインの拡充・強化に向け積極 的に取り組んでいく意向です。例えば、2012年5月、当社は、特にドライ型加齢黄斑変性に関する視覚サイクルモジュレー ター技術におけるリーダーシップの地位をさらに強化する目的で、ReVision Therapeutics社から、レチノール結合型タンパク 質アンタゴニストフェンレティナイドおよびその関連化合物に関する眼科領域の特許を獲得し、当社のポートフォリオを強化 しました。

競争

製薬およびバイオテクノロジー産業は競争が激しく、当社の製品候補は、商業化された場合、現在開発中または既に販売さ れている薬剤および治療法と競合することになります。また、多数の製薬企業、バイオテクノロジー企業、公立および私立大 学、政府機関および研究組織が、当社の製品候補と同じ市場をターゲットとする製品の研究開発を積極的に進めており、これ らの組織の多くは、当社よりも一層強固な財務、技術、製造およびマーケティング体制を有しています。さらに、医師はしば しば、既存の薬剤をその添付文書の記載にない、臨床試験や承認申請の際に規制当局の審査対象になっていない適応症に対し 処方を行うことがあります。この様な未承認のまたは「適応外」の処方は、今日の医薬品業界でよく行われており、当社の製 品候補にとっても競合となる可能性があります。当社が競争に勝てるかどうかは、以下の能力に大きく依存しています。

- ・ 他の製品より優れた薬剤を創薬し開発する能力
- ・ 優秀な研究者ならびに開発・販売経験のある人材を獲得し維持する能力
- ・製品候補およびそれにまつわる技術に関する特許およびその他の知的財産を取得し保護する能力
- ・ 必要とされる薬事規制の承認を取得する能力
- ・ 新規化合物の創薬、開発および商業化において業務提携を成功させる能力

当社の製品候補も、その有効性および安全性、開発期間、価格、有害事象の程度ならびに治療法の指針および利便性など、 様々な要因において競合が予想されます。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

地図状萎縮 現在、地図状萎縮を含み、ドライ型加齢黄斑変性に対してFDAに承認されている治療薬はありません。このような 医療ニーズに応えるため、ドライ型加齢黄斑変性を対象とする様々な新規の臨床試験中の製品候補の評価が行われており、将 来「エミクススタト塩酸塩」の競合品となる可能性があります。現在地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性治療薬として開 発中の製品候補には、神経保護製剤、抗炎症剤、siRNA製剤、補体受容体拮抗薬、その他光受容体および網膜色素上皮細胞の保 護をターゲットとする薬剤が含まれます。主要な臨床試験中の化合物には、ロシュ・ジェネンティック社の硝子体内注射薬 (lampalizumab)、グラクソスミスクライン社の静脈注射用抗アミロイド免疫療法の薬剤候補(GSK933776)、MacuCLEAR社の 点眼薬として開発中の降圧剤(MC1101)およびアラガン社のブリモニジンインプラントなどが含まれます。

緑内障 現在、米国において多数の高眼圧症または解放隅角緑内障の患者における眼圧の降下を目的とした治療薬が承認済み または開発中であり、将来「OPA-6566」が承認された場合に競合が予想されます。現在キサラタンなどのプロスタグランジン 製剤およびチモロールなどの ブロッカー製剤がもっとも一般的に使用されています。また、既に多数のジェネリック医薬品 が出回っており、「OPA-6566」よりも市場浸透度および価格面で有利である可能性があります。また、これらの承認済の治療 薬に加えて、将来「OPA-6566」が承認された場合の競合品となりうる多数の臨床試験中の化合物の評価が行われています。そ れらには、Aerie Pharmaceuticals, Inc.のRhoキナーゼ/ノルエピネフリン・トランスポーター阻害剤(AR-13324)、Valeant /Bausch & Lomb社およびNicOx S.A.の変性ラタノプロスト化合物であるlatanoprostene bunod、OphthaliX社のアデノシンA3ア ゴニスト(CF101)およびInotek Pharmaceutical社のアデノシンA1受容体アゴニストであるtrabodenoson等が含まれます。

ドライアイ症候群 米国および全世界において、多数の眼科用潤滑剤、すなわち人工涙液が市販製品として存在します。米国 において唯一FDAの承認を受けている治療薬はレスタシス(シクロスポリン)点眼液です。その他複数のシクロスポリンの処方 について、現在異なる段階での開発が進んでいます。Shire社のliftegrastは臨床第3相試験を終了し、FDAへの承認申請が行 われました。Mimetogen社のD-3は、現在臨床第3相試験の最中です。その他複数の製品は試験に成功せず、申請または承認は 行われておりません。

政府およびその他の規制

概要

米国およびその他の国の政府当局は、とりわけ医薬品の調査、開発、試験、品質、有効性、安全性(販売前および販売 後)、製造、製品表示、保管、記録、広告、販売促進、輸出、輸入、販売および流通など、幅広く規制を行っています。

米国

米国において、医薬品は、FDAの広範囲におよぶ規制の対象となっています。連邦食品・医薬品・化粧品法(以下「FFDCA」 といいます。)ならびにその他の連邦および州の法令は、とりわけ、医薬品の研究、開発、試験、製造、保管、記録、承認、 製品表示、販売促進およびマーケティング、流通、承認後モニタリングおよび報告、サンプリングならびに輸入および輸出を 規制しています。適用あるFDAまたはその他の要件を遵守できない場合、会社は、FDAによる係属中の申請の承認の拒否、臨床 試験差止め、警告書などのエンフォースメント・レターの発行、製品押収の開始、差止命令による救済、製造の一部もしくは 全部差止め、製品の市場からの回収、差止命令、罰金、民事罰則または刑事訴追など、さまざまな行政または司法処分の対象 となる可能性があります。

米国において、新たな化学物質などの新薬または承認済製品の新たな投薬形態、新たな使途もしくは新たな投与法が上市される前には、FDAの承認が必要となります。新薬が米国において上市されるにあたりFDAにより要求される過程には、一般的に 以下が含まれます。

- ・ 「医薬品の安全性に関する非臨床試験実施基準」(「GLP」)規則に従って実施された、非臨床実験室試験および動物 試験ならびに処方設計の完了。
- ・ 米国における人体臨床試験の開始前に効力が生じなければならない新薬臨床試験開始申請のFDAへの提出。
- ・ 各試験の開始前における、各臨床試験場所における施設内治験審査委員会(「IRB」)の承認。

- ・ 医薬品の臨床試験の実施に関する基準(「GCP」)に基づく、製品候補の使用目的に応じた安全性および有効性を確立 するための、適切かつ十分に管理された人体臨床試験の完了。
- 当該製品の固有性、強度、品質および純度を保護するために適切な設備、方法および管理を確保するための「医薬品の 製造管理および品質管理に関する基準」(以下「cGMP」といいます。)の遵守を評価するためのFDAによる当該製品の製 造施設に対する事前承認検査の完了。
- ・ FDAに対するNDAまたはその補完申請の提出。
- ・ (適用ある場合)FDAアドバイザリー・コミッティによる審査の完了。
- (適用ある場合)ユーザー・フィーの支払い。
- FDAの審査およびNDAの承認。

前臨床および臨床試験ならびに承認プロセスは、多大な時間、努力および財源を必要とし、仮に当社の製品候補が承認を得 ることができたとしても、それが適時に行われるかの確信を持つことはできません。前臨床試験には、製品の化学的性質、形 成、安定性および毒性の実験室評価と共に、製品の特性ならびに潜在的安全性および有効性を評価するための動物実験が含ま れます。前臨床試験の結果ならびに製造情報、分析データおよび提案される臨床試験プロトコルならびにその他の情報は、IND の一部として、FDAに提出されます。INDが提出された後にも、前臨床試験の一部は継続されることがあります。INDは、FDAの 受理から30日後に自動的に効力が発生しますが、FDAが30日以内に1以上の提案された臨床試験に関して懸念や疑問を表明し (実験被験者が不当な健康リスクにさらされる懸念を含みます。)、当該臨床試験の差し止めを行った場合はこの限りではあ りません。かかる場合、INDスポンサーおよびFDAがすべての未解決の懸念を解消しなければ、臨床試験は開始できません。そ のため、INDを提出しても、自動的に臨床試験を開始するFDAの認可が下りる結果にはなりません。既存のINDへの別途の提出 も、製品開発中に行われる一連の各臨床試験について行われる必要があります。INDが効力を生じ、当初FDAの異議なく試験が 進行した場合でも、FDAは後日、許容できない安全性のリスクが生じるなどの懸念がある場合、試験を中止させることがありま す。

さらに、臨床試験に参加する予定である各臨床場所を管轄する独立の臨床試験審査委員会(以下「IRB」といいます。)は、 当該場所で試験が開始される前に、すべての臨床試験の計画および被験者へのインフォームドコンセント情報を検討および承 認する必要があり、試験をその完了まで監視する必要があります。FDA、IRBまたはスポンサーは、被験者もしくは患者が許容 できない健康リスクにさらされていることを発見したこと、またはIRBの要件の非遵守を含む様々な理由によりいつでも臨床試 験を中断させ、またはその他の条件を課すことができます。

INDへの別途の修正として、スポンサーは、FDAからの特別プロトコル査定(以下「SPA」といいます。)を請求することがで きます。SPAの手続きに基づいて、スポンサーは、製品の有効性を決定する主要な根拠とすることを目的とする臨床試験の提案 された設計および規模についてFDAの同意を求めることができます。スポンサーの特定の請求により、FDAは、請求の受理後45 日以内に、臨床第3相試験のプロトコル設計、臨床評価項目および統計的分析は、研究適応症の効果に関する製品候補の規制 承認を支持するために許容できるとの合意に達することを目的として、プロトコルを評価し、特に、主要有効性評価項目、試 験実施およびデータ分析に関するスポンサーの質問に回答します。SPAに基づいて、FDAが当初の決定を変更する可能性のあ る、試験開始後に製品の安全性または有効性の決定に不可欠な重要な科学的問題を特定しない限り、FDAは、NDAにおける有効 性の主張の主要な根拠とすることを目的とした臨床試験の設計、実施または分析の妥当性に関して、スポンサーの同意なく、 その立場を以後変更しないことに同意します。さらに、FDAと合意に達した後の研究プロトコルのいかなる変更は、SPAを無効 にする可能性があります。SPAに関するFDAとスポンサーとの間の合意または非合意は、FDAにより、スポンサーへのSPAレター またはスポンサーとFDAとの間の会議の議事録において文書化されます。

臨床試験は、研究被験者の全員がいずれの臨床試験への参加についても文書によるインフォームドコンセントを提供すると いう要件を含むGCP要件に基づく、資格のある治験責任医師の監督下における、被験者に対する臨床試験用新製品の管理を含み ます。臨床試験のスポンサーは通常、国立衛生研究所管理のウェブサイトClinicalTrials.govで、一定の臨床試験の主要パラ メーターを登録および報告しなければなりません。NDA提出および承認の目的で、人体臨床試験は以下の連続的な相で通例行わ れますが、これらは重複または統合されることもあります。

- ・ *臨床第1相試験*:製品が健康な被験者または患者に最初に導入され、安全性、許容投与量、吸収、代謝、分布および排 出について試験が行われ、可能な場合、その有効性の初期的な適応を得ます。
- 臨床第2相試験:製品が限定された患者集団に対して投与され、潜在的な副作用および安全性のリスクが特定され、特定の目的とする適応症に対する製品の有効性が予備評価され、許容投与量および適切な投与量が決定されます。より大規模で広範囲の臨床試験を開始する前に情報を得るために、スポンサーによって複数回の臨床第2相試験が行われることもあります。
- ・ 臨床第3相試験:これらは、一般的にピボタル(主要)試験と呼ばれています。第2相の試験により製品の投与範囲が 効果的とみなされ、許容できる安全性プロファイルを有すると示された場合、試験がより多くの患者集団に対して行わ れ、これにより、投与量をさらに評価し、複数の地理的に分散した臨床試験場所において、より多くの患者集団に対す る臨床における有効性および安全性のさらなる証拠を得、製品の全般的なリスクとベネフィットの関係を確立し、当該 製品の製品表示のための適切な情報を提供します。
- ・ 臨床第4相試験:場合によってFDAは、製品候補のNDAを条件付きで承認し、製品の安全性および有効性をさらに査定す るため、スポンサーが追加的な臨床試験を行うことに同意することを求めることがあります。

FDAは、臨床試験の各相の進行を注意深く監視し、また、臨床試験について蓄積されたデータおよび患者に対するリスクとベ ネフィットの関係についてのFDAの評価に基づき、FDAの裁量により、試験を再評価、変更、中断または中止することができま す。高齢患者、小児患者、腎臓機能障害患者などの特定の患者群に対し、追加的な臨床試験が要求される場合があります。製 品開発、非臨床研究および臨床試験の結果は、NDAの一部としてFDAに提出されます。NDAはまた、特に、製品の薬理学、化学的 性質、製造および管理、製品表示案ならびに当該薬の患者に対するリスク/ベネフィットの関係に関する広範な情報を記載す る必要があります。

製品、特に規制物質によっては、FDAは、処方制限、販売後研究の要件または販売・使用の一定の制限などのFDAが課す措置 を含む可能性のある、リスク評価・緩和戦略(以下「REMS」といいます。)を要求することがあります。REMSの要否を決定す る際に、FDAは、薬を使用する可能性の最も高い集団の規模、治療される病気もしくは疾患の深刻性、薬の期待される効用、治 療期間、既知のもしくは潜在的な有害事象の深刻性および薬が新規化学物質かどうかを考慮する必要があります。FDAがREMSが 必要であると決定した場合、スポンサーは、承認時にREMS計画を提案しなければなりません。REMSは、投薬指示書もしくは患 者用添付文書、医療従事者に薬のリスクを教えるコミュニケーションプラン、薬の処方もしくは調剤を受ける者の制限または FDAが薬の安全な使用を確保するために必要とみなすその他措置などの様々な要素を含むことを求められる場合があります。さ らに、REMSは、戦略の承認後、18か月、3年および7年の時点で戦略を査定する予定表を含む必要があります。FDAはまた、新 しい安全性情報に基づき、薬の効用がリスクを上回ることを保証するために必要であると決定した場合、既に市場にある薬に REMS要件を課すこともあります。

連邦法の下で、大半のNDAの提出は、さらに、高額の申請ユーザー・フィーの対象となり、承認されたNDAの製造者および/ またはスポンサーはまた、年間の製品および施設ユーザー・フィーの対象となります。「処方薬ユーザー・フィー法」(以下 「PDUFA」といいます。)に従い、申請者は高額かつ毎年増加する手数料(2百万米ドル超)を支払わなければなりません。 FDAは、NDAの受理から60日以内に、申請が十分に完全で実質的な審査が可能であるかどうかの機関の閾値決定に基づいて、申 請の提出を承認するかを決定します。FDAは、NDAの提出を承認する代わりに追加の情報を求めることもあります。この場合、 NDAは、追加の情報と共に再提出される必要があり、追加のユーザー・フィーの支払対象となります。再提出された申請はま た、FDAが提出を承認する前に審査の対象となります。

申請が受理されると、FDAは、詳細な実質的審査を実施します。PDUFAに基づき、FDAは、通常審査および優先審査という2段 階の分類システムを通じて、NDA審査期間について特定の達成目標に同意しています。通常審査のNDAは10か月の期間内に完了 することを目標としています。優先審査指定は、治療に大幅な進歩をもたらすまたは適切な治療が存在しない場合に治療法を 提供する製品に与えられます。優先審査完了の目標は6か月です。

審査プロセスは、一定の情報を検討するまたは提出書類において提供済みの情報に関する説明を得るために、FDAによって追加の3か月延長されることがあります。FDAは、安全性または有効性について難しい問題を示す新規製品の申請をアドバイザリー・コミッティーに照会して、申請を承認するべきか、またいかなる条件で承認するべきかについて検討、評価および勧告させることがあります。FDAは、アドバイザリー・コミッティーの勧告には拘束されませんが、決定の際にかかる勧告を注意深く考慮します。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

NDAを承認する前に、FDAは、製品が製造される施設を査察する可能性があります。FDAは、製造プロセスおよび施設が、医薬 品に関するcGMPおよび(適用ある場合)医療機器に関する品質システム規則(以下「QSR」といいます。)要件を遵守してお り、要求仕様に沿った製品の一貫した生産を確保するのに適切であると決定しない限り、申請を承認しません。さらに、FDAは 通例、NDAを承認する前に、GCPの遵守を確認するために1以上の臨床試験場所を査察します。

FDAは、NDAおよび場合によっては関連する製造施設を評価した後、申請の検討サイクルが完了し、申請が承認には時期尚早 であることを示すために、承認通知であるコンプリート・リスポンス・レター(以下「CRL」といいます。)を発行することが あります。CRLは一般的に、申請における不備の概要を示すものであり、FDAが申請を再検討するために、実質的な追加試験ま たは情報が必要とされることがあります。かかる追加的情報を提出したとしても、FDAは最終的に、申請が承認のための規制要 件を満たさないと決定づける可能性があります。不備が解消され、FDAが納得した場合、FDAは通常、承認通知を発行します。 承認通知は、特定の適応症に対する特定の処方情報を有する製品の商業販売を認めるものです。

承認後であっても、製品が市場に流通した後、進行する規制要件が満たされない場合、または安全性の問題が特定された場合、FDAは、製品に対する承認を取下げる可能性があります。さらに、FDAは、臨床第4相試験を含む承認後試験および商品化された承認製品の効果をモニターするための新たな製品表示または監視プログラムを要求する可能性があり、FDAは、これらの販売後プログラムの結果に基づき、製品のさらなる販売を停止するまたは制限する権限を有します。製品は、承認された適応症に対してのみ、また承認された製品表示の条件に従ってのみ販売されることができ、FDAは、製品を承認したとしても、製品の使用に対する適応症の承認を制限し、製品表示または流通制限もしくは特定の警告(主に生命に関わるもの)を目立たせる枠付警告欄などのその他のリスク管理メカニズムまたはREMSプログラムを含むその他の条件を課す可能性があります。さらに、適応症、製品表示または製造プロセスもしくは施設の変更を含む製品の変更があった場合に、会社は、かかる変更が行われる前に、新規または補完的なNDAを提出し、FDAの承認を得る必要がある場合があり、会社は追加的なデータを展開する、または追加的な前臨床試験および実験を行うことが求められる場合があります。

承認後要件

NDAが承認された製品は、とりわけ、製品リスト、記録管理、定期的報告、製品サンプリングおよび流通、広告および販売促進ならびに製品の有害事象に関する報告を含む、FDAによる広範囲かつ継続的な規制の対象となります。

さらに、承認された医薬品の製造および販売に関与する医薬品製造者およびその他の事業体は、それらの事業所をFDAおよび 州当局に登録する必要があり、FDAおよびそれらの州当局によるcGMP要件遵守に関する定期的な無通告査察の対象となります。 製造プロセスの変更は、厳しく規制されており、一般的には、実行される前にFDAの事前承認が必要となります。FDA規制はま た、cGMPからの逸脱に対する査察およびその修正を要求し、当社および当社が活用を決定する可能性のあるいかなる第三者製 造者に対して、報告および文書作成を義務付けます。従って、製造者は、cGMP遵守を維持し、かつ第三者販売会社による法規 制の順守を確保するために、生産および品質管理の面において、継続して時間、金銭および努力を費やす必要があります。

FDAは、承認後においても、規制要件および基準の遵守が維持されない場合または製品が市場に到達した後に問題が発生した 場合に、承認を取下げる可能性があります。不測の重症度または頻度による有害事象を含む、事前に認識されておらず後で発 見された製品の問題、製造プロセスの問題または規制要件の不履行は、とりわけ以下をもたらす可能性があります。

・製品のマーケティングもしくは製造に対する制限または市場からの製品の完全な撤退

・罰金、警告書または承認後臨床試験の停止

・係属中の申請もしくは承認された申請の補完の承認拒否または製品免許承認の停止もしくは取消

- ・製品の差押えもしくは流通阻止または製品の輸出入の拒否
- ・禁止命令または民事もしくは刑事処分

FDAは、市場に流通する製品のマーケティング、ラベリング、広告および販売促進を厳しく規制しています。医師が認可外の 使用に対して製品を処方する一方で、製造者は認可された適応症に対してのみ、承認された製品表示の条件に従い、販売促進 を行うことができます。FDAならびに司法省および州の規制機関などのその他の機関は、認可外の使用の促進を禁止する法律お よび規制を積極的に強化し、認可外の使用を不適切に促進した会社は、高額な罰金または医療制度からの除外など、連邦およ び州レベルによる重大な責任を問われる可能性があります。

さらに、処方薬剤製品の販売は、連邦レベルで医薬品および医薬品サンプルの販売を規制し、州ごとに医薬品の販売者を登録および規制するための最低基準を定める処方薬剤販売管理法(以下「PDMA」といいます。)の対象となっています。PDMAおよび州法はいずれも、処方薬剤製品サンプルの販売を制限し、処方薬剤の販売を追跡する系図を含む、販売における信頼性を確実にするための規制を課すものです。

関連する医薬品の情報を含む科学的データにより適切であるとみなされた場合、FDAは、承認後研究および臨床試験を要求す る可能性があります。かかる研究の目的は、医薬品に関連する既知の重大なリスクまたは重大なリスクの信号を評価し、ま た、入手可能なデータが重大なリスクの可能性を示した場合に、不測の重大なリスクを特定することです。FDAはまた、医薬品 の製品表示に含まれるべきであると考えられる新たな安全性情報を認識した場合に、製品表示の変更を要求します。

市販後製品の情報普及、宣伝および販売促進に関し、FDAは、とりわけ、ヘルスケア専門家が指導する消費者への直接的な宣 伝、認可外使用に関する議論、業界出資の科学的および教育的活動ならびにインターネットを活用した販売促進活動に対する 基準を含む複数の複雑な規制を課しています。FDAは、FFDCAに基づく非常に広範囲に及ぶ施行権限を有しており、これらの規 制の不履行は、FDAの基準からの逸脱を修正するための事業体に対するエンフォースメント・レターなどの警告文の発行、将来 の宣伝および販売促進材料に対するFDAの事前承認の要求ならびに州および連邦での民事および刑事調査および起訴を含む刑罰 につながる可能性があります。

ファスト・トラック指定

FDAの「ファスト・トラック」プログラムは深刻なまたは命にかかわる症状の治療を対象とし、また、満たされていない医療 ニーズに対応する可能性を示す、医薬品の開発促進および審査の迅速化を目指すものであります。ファスト・トラック指定に より、FDAは、NDA申請の完了前にNDAのセクションの審査を開始することができます。このいわゆる「逐次審査」は、申請者が 残りの情報の提出スケジュールを提供し、NDAが認めた場合でかつ申請者が適用あるユーザー・フィー(半額を申請時に、残り の半額を承認時に支払わなければなりません。)を支払った場合に利用することができます。FDAによるPDUFAに基づく審査期 限は、完全な申請書が提出されるまで起算されません。また、ファスト・トラック指定は、当該指定が新たに得たデータに よって支持されないかまたは当該指定を受けた開発プログラムがもはや遂行されていないとFDAが判断した場合、FDAにより撤 回される場合があります。

その他の規制上の考察

特許権の回復および排他的販売権

当社の製剤候補の使用に関するFDA承認のタイミング、期間および細目によっては、当社の製品候補を保護する米国特許のい くつかは「1984年薬品価格競争および特許期間回復法」(ハッチ・ワックスマン法)に基づく上限付きの特許期間延長の対象 となります。ハッチ・ワックスマン法では、製品の開発中およびFDAによる法定審査手続中における特許期間の喪失に対する補 償として、5年を上限とする特許権の回復期間が認められています。ただし、特許期間の回復は、製品の承認から起算した特 許残存期間が合計14年を超えてはならないとされています。特許の回復期間は、通常、INDの効力発生日からNDAまたは生物製 剤承認申請の提出日までの期間の半分の日数にNDAの提出日からその承認までの日数を加えた期間です。将来、当社は、予想さ れる臨床試験の期間および関連する申請書の提出に関係するその他の要因により、現在当社が所有する特許またはライセンス を保有する特許に現在の満了日を超える特許存続期間を加えるため、特許期間の回復申請を行う意向です。 FFDCAに基づく排他的販売条項もまた、一定の申請の提出または承認を遅延させる可能性があります。FFDCAにおいて、新規 の化学物質に関するNDAの承認を獲得した最初の申請者に対し、米国における5年間の非特許独占販売権を規定しています。 FDAが以前に、当該医薬品成分の作用に関する分子またはイオンである同一の活性部分を持つその他の新規医薬品を承認してい ない場合、その医薬品は新規の化学物質となります。排他期間中、FDAは、略式新薬承認申請(Abbreviated New Drug Application)(以下「ANDA」といいます。)または申請に必要なすべてのデータを所有していない場合もしくは参照する法的 権利を有さない場合にかかる医薬品の別バージョンとして他の会社が提出した505(b)(2)新薬承認申請の審査を受け付けない場 合があります。ただし、申請書に特許の無効性、特許を侵害しないことまたは実施不能性に関する証明書が含まれる場合、4 年後に当該申請書を提出することができます。FFDCAはまた、申請者により実施されたまたは申請者がスポンサーである新規の 臨床研究(生物学的利用試験を除きます。)が当該申請の承認に不可欠であるとFDAがみなした場合、NDA、505(b)(2)新薬承認 申請または承認済NDAの補完に対する3年間の排他的販売権を認めています。かかる3年間の排他的権利によって保護されるの は、新規の臨床研究に関連する諸条件のみであり、FDAが先発の活性薬剤を含む医薬品に関する競合他社の製品を承認すること を禁止するものではありません。5年間および3年間の排他的権利は、FFDCAの501条(b)(1)に基づく完全なNDAの提出または承 認を遅延させることはありません。

第三者負担者補償および払戻し

当社が規制承認を受ける製品候補の補償および払戻しの状況に関しては、重大な不確実性が存在します。米国およびその他 諸国において、当社が商業販売に対して規制承認を受ける製品の販売は、一部、第三者支払人の補償および払戻しに関する決 定に依存します。米国において、第三者支払人には、政府(すなわちメディケアおよびメディケイドプログラム)および民間 健康保険会社が含まれます。

特定の製品に対する補償を提供するか否かの支払人による決定の過程は、多くの場合、製品の払戻率を設定するプロセスと は独立しています。支払人は、特定の適応症に対するFDA承認済の医薬品製品の全てが含まれていない可能性のある承認済リス トまたは処方集における医薬品製品に対して補償を制限する可能性があります。さらに、支払人は近年、医療における必要性 および医療製品の費用効率を検証することで、払戻し決定をするようになっています。従って、当社は、当社の製品の医療に おける必要性および費用効率を検証するために、FDA承認を得るために行っている研究とは別に、高額の医薬品の経済性評価を 行わなければならない可能性があります。支払人は、当社の製品候補は医療における必要性および費用効率に欠けると決定す る可能性があり、結果として、当社の製品を補償しない可能性があります。さらに、支払人が当社の医薬品製品の補償を決定 したとしても、当社の製品開発への投資に対する適切な利益を実現するのに十分な価格水準を維持することができるほどの十 分な払戻しを承認しない可能性もあります。

米国においては、医薬品業界に影響のある複数の重要な法律が施行されています。例えば、2003年メディケア処方薬剤改 善・近代化法(「MMA」)の結果として、メディケア処方薬剤給付保険(メディケア・パートD)が2006年初旬に発効しまし た。メディケアは、65歳以上の高齢者、障害のある一定の若年層および末期の腎疾患患者に対する連邦健康保険プログラムで す。処方薬剤の費用の一部に対するメディケア補償および払戻しは、当社がFDA承認を受ける製品に対する需要を増加させる可 能性があります。しかしながら、当社は、製品に対して割引価格の交渉を求める可能性の高い「処方薬剤プラン」と名付けら れた組織を通じて、メディケア受給者に対する製品の販売をしなければならない可能性があります。

もうひとつの例として、2010年3月に、米国大統領は、2010年患者保護および医療費負担適正化法ならびに医療および教育 調整法(以下「ACA」と総称します。)を成立させました。ACAは、医療保険会社に対する新規要件の設定、医療保険の加盟者 数の拡大、医療費の払戻しおよび医療提供システムの調整ならびに詐欺および不正利用を防止するために設計された新たな要 件の確立など、米国の医療制度に多大な変化をもたらしました。さらに、ACAにおける規定は、メディケア費用節減共有プログ ラム、一括支払いイニシアチブおよび実績に対するメディケア支払いイニシアチブなどの新たな支払いおよび医療提供システ ムの開発を促進するものです。

ACAおよび関連する規制、指導および判決は、医薬品業界においてこれまで多大な影響を与え、またこれからも与え続けるものであります。先に簡潔に記述された一般的な改革に加え、以下の例のように、ACAの規定は医薬品に対して直接的に向けられるものでもあります。

- ・商標医薬品の製造者に対するメディケイドの払戻しの最低水準を15.1%から23.1%へ引上げ
- ・補償される外来薬剤に対するメディケイドの払戻しを、メディケイド管理医療機関へ拡大するよう義務付け
- ・メディケア・パートDに基づき補償される医薬品の製造者が、カバレッジ・ギャップ割引プログラム(それに基づき製造者 は、カバレッジ・ギャップ期間において、有資格のメディケア受給者に対し適用ある商標医薬品に対する販売時点における 50%の割引価格を提供することに同意する必要があります。)に参加するよう義務付け
- ・医薬品製造者に対する非控除年間手数料の義務付けまたは「商標処方薬剤」を販売する輸入業者に対し、特定の連邦政府プ ログラムを義務付け

米国の連邦政府、州政府または地方自治体は、処方薬剤の費用を含む医療費の増加を制限するための法律制定を継続して検 討しています。将来の法律および規制の制定は、当社が開発する製品候補などの医薬品に対する支払いをさらに制限する可能 性があります。さらに、裁判所の決定は、処方薬剤に対する補償および払戻しに影響を及ぼす可能性があります。将来の法律 制定、規制または裁判所の決定が、商業化された後の当社の製品候補の需要に影響を及ぼすか否かは定かではありません。

医師に対する支払いに関するサンシャイン条項

ACAには、医師に対する支払いに関するサンシャイン条項(以下「本条項」といいます。)が含まれます。本条項は、医師および教育病院の支払いに関する幅広いデータ追跡およびその他の価値の移転ならびに支払データに関する公的報告を義務付けるものです。メディケア・メディケイド・サービス・センター(以下「CMS」といいます。)は、2013年2月1日に、本条項の施行を最終決定し、報告義務の範囲を明確にし、製造業者に対し、2013年8月1日にデータ追跡を開始し、2014年3月31日までにCMSに対し報告することを義務付けました。当社は単独では本条項の対象ではありませんが、本条項の報告義務の対象である大塚製薬に対して情報を提供することが義務付けられています。報告義務の順守を怠った場合、罰金を課せられる可能性があります。

外国における規制

外国の規制制度は国によって様々ですが、米国におけるFDA規制に関連するリスクと類似のリスクが含まれます。

欧州連合の規制制度の下では、医薬品の承認申請は、中央審査手続または分散型審査手続のいずれかによって行われます。 中央審査手続では、EMAに対する1回のマーケティング申請により、欧州連合域内(現在28加盟国)およびアイスランド、リヒ テンシュタインおよびノルウェーにおける当該製品の販売を許可する欧州委員会の承認を得ることができます。新規化学物 質、バイオテクノロジー医薬品および希少疾患医薬品ならびにAIDS、がん、糖尿病および神経変性疾患、自己免疫疾患、その 他の免疫機能不全ならびにウイルス性疾患の治療用製剤については、中央審査手続が義務付けられています。有意な治療を構 成する製品、科学的もしくは技術的革新となる製品または欧州連合の地域レベルにおいて患者にとって有益な製品について も、この手続によることができます。当社の製品は有意な治療、科学的または技術的革新を構成する製品として、また、新規 化学物質である製品として、この手続きによることが適切である可能性があります。分散型審査手続は、国単位の承認決定に 対する相互承認を規定しており、中央審査手続の要件に該当しない製品について利用されます。分散型審査手続では、欧州連 合内の1つの加盟国における国内販売承認の保有者は、欧州連合内の他の加盟国に対し追加の申請書を提出することができま す。申請者は当該販売承認を保有する国により提供された審査報告書に基づく先の承認を認証することを要求されます。 4【事業等のリスク】

下記のリスク要因における将来の見通しに関する記述は、本書提出日における判断に基づいています。

当社の普通株式への投資は、高度のリスクを伴います。投資家は、当社の普通株式への投資を決定するにあたり、下記のリ スクおよび不確実性ならびに本報告書に記載される当社の財務書類および関連する注記を含むすべての情報をよく検討すべき です。当社の事業、業績、財務状態または見通しは、これらのリスクおよび不確実性の影響を大きく受ける、または悪影響を 受ける可能性があります。その場合、当社の普通株式の取引価格は下落し、投資家は、投資のすべてまたは一部を損失する可 能性があります。さらに、下記のリスクおよび不確実性は、当社が直面するすべてのリスクおよび不確実性ではありません。 当社の事業、業績、財務成績または見通しは、現在把握されていない、または現在当社が重大であると認識していないリスク および不確実性により害される可能性があります。当社の普通株式への投資を決定する前に、下記のリスクおよび不確実性を 評価するにあたり、投資家は、本報告書に記載されるその他の情報についても参照すべきです。

当社の事業および産業に関連するリスク

窪田氏およびSBI社の提案が成功し当社取締役が交代した場合、大塚製薬との提携を含む当社の事業は、著しく毀損される可能 性があります。

2015年1月28日、当社は、当社の複数の株主の親会社であるSBIホールディングス株式会社(以下「SBI社」といいます。) から、窪田氏を除く当社の現在の取締役を解任し、SBI社が提案する取締役候補を選任する目的で臨時株主総会を開催すること を要請する書面を受領しました。この要請に関連して、SBI社は、SBI社が共同保有する株式に関し窪田氏に対して取消不能の 委任状を付与し、窪田氏に当社発行済株式の50%超に相当する株式に対する議決権行使の権限を与えています。2015年3月3 日、SBI社および窪田氏はワシントン州裁判所に対し、2015年4月28日までに臨時株主総会を開催することおよび2015年3月31 日までに株主に対し可及的速やかに臨時株主総会の通知を書面で行うことを当社に対し命令するよう申立てを行いました。

2015年3月13日、かかる申立てを統括するワシントン州最高裁判所は、当社に対し、2015年5月1日までに臨時株主総会を 開催することおよび可及的速やかに臨時株主総会の通知を行うことを求める命令を発出しました。当該ヒアリングの結果を受 けて、当社は、2015年5月1日(米国西海岸時間)に当社本社において臨時株主総会を開催することを予定しており、基準日 を2015年3月19日(米国西海岸時間)に設定したことを発表いたしました。当該臨時株主総会に提案された議案に対し、窪田 氏が議決権を有する全株式について同氏が賛成票を投じた場合、当社の現在の取締役全員(窪田氏を除く)がSBI社が提案する 候補者と交代することとなります。

当社取締役会および(仮に新たな取締役会が決定する場合)経営陣の交代は、当社の事業に混乱をきたし、移行期間前および移行期間中において、投資家、従業員および提携パートナーに対して将来の方向性および実績に関する不確定要素をもたらす可能性があります。かかる混乱および不確定要素は、当社の業績および財務状態ならびに当社普通株式の市価に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、窪田氏およびSBI社が取締役会の交代に成功した場合、現在の取締役会に対する支持を表明している主要な経営陣および科学者を保持し、意欲を持たせることは難しくなる可能性があります。

当社は商業販売の承認を受けた製品を有していません。

今日に至るまで、当社において製品収益は発生しておらず、2014年2月のIPOによる手取金、当社株式および負債証券の私的 売却、ならびに大塚製薬との提携契約、特に当社がエミクススタト塩酸塩契約と称する「エミクススタト塩酸塩」の開発およ び商業化に関する共同開発および提携契約により事業資金を賄っています。当社は、単独でまたは第三者と、商業的可能性の ある医薬品の開発および規制当局の承認の取得ならびに販売に成功しない限り、「エミクスタスト塩酸塩」または他の製品候 補により収益を受け取ることはありません。当社はこれらの活動において成功せず、事業を継続するに足る収益を挙げること ができない可能性もあります。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

大塚製薬との提携による研究開発活動からの収益およびエミクススタト塩酸塩契約に基づく開発費用の当社負担分についての 大塚製薬による資金提供は、2014年12月31日終了の年度における当社の全収益に該当し、これらの収益の喪失は当社事業に対 し悪影響を及ぼします。

大塚製薬との提携契約に基づく研究開発活動からの収益は、2012年、2013年および2014年における唯一の収益源であり、今 後とも当社業績において重大な影響を及ぼすものと予測されます。後述するとおり、2013年において、大塚製薬は当社が臨床 プログラムにより重要な収益を得ていた共同開発契約を解除しました。提携パートナーとしての大塚製薬、ならびに大塚製薬 のために行う研究開発活動およびエミクススタト塩酸塩契約に基づく開発費用の当社負担分についての大塚製薬による資金提 供から生じる収益を代替するのは困難であります。従って提携パートナーとしての大塚製薬の喪失は、当社事業に重大な悪影 響を及ぼします。さらに、提携パートナーとしての大塚製薬を失うことが公表された場合、当社の評判を害する可能性があり ます。

大塚製薬は、重大な契約違反もしくは債務超過、当社の支配権の変更、またはエミクススタト塩酸塩契約の場合、臨床第2 相試験または臨床第3相試験の結果の検討後における大塚製薬による開発費用提供不継続の決定等、様々な場合において、当 社との提携契約を比較的短期間の事前通知により終了することができます。またエミクススタト塩酸塩契約の場合、理由のい かんを問わず、6か月の事前予告により契約を終了することができます。窪田氏がもはや当社の最高経営責任者ではないた め、大塚製薬は現在、提携契約を解消する権利を有しており、また、窪田氏が当社の最高経営責任者を退く場合に大塚製薬が 契約を解除できる条項を削除する目的で、当社は大塚製薬と共同でエミクススタト塩酸塩契約を修正することについて現在協 議していますが、当社は、大塚製薬がこの権利を行使する選択をしないと確信を持つことはできません。大塚製薬との各提携 契約における解除権の詳細については、「第2 企業の概況 3.事業の内容-エミクススタト塩酸塩-大塚製薬との提携」 をご参照ください。

さらに、大塚製薬との提携契約に基づく製品候補の開発に関する大塚製薬の関心は、経営陣、優先事項または戦略的焦点の 変更により、当社のそれと異なる可能性があります。例えば、2013年9月に、大塚製薬は、米国での臨床第3相試験において 主要評価項目が達成されなかったとの理由により、米国におけるドライアイ症候群治療のための「レバミピド」の共同開発に 関する当社との契約を解除しました。その結果、関連する臨床試験は中断され、当社の開発活動は中止されました。大塚製薬 の支援および専心を失うことは、当社製品候補の開発および商業化に悪影響を与えます。大塚製薬が当社とのエミクススタト 塩酸塩契約を解除し、または他の理由により開発費用の資金提供を行わない場合等において、当社の収益および業績は損害を 被り、当社は事業を縮小または停止しなければならない可能性があります。

当社は昨年度損失を発生し、今後も損失を発生するものと予想しています。

当社は2014年12月31日終了年度において2.0百万米ドルの純損失を発生し、2014年12月31日現在、当社の累積欠損は5.5百万 米ドルとなっています。当社は、今後数年間は「エミクススタト塩酸塩」およびその他の製品候補の開発を継続するため、純 損失を計上すると見込んでおり、また長期にわたっては、当社が研究開発プログラムを拡大し、自社補完的な製品、技術また は事業を取得またはインライセンスした場合、純損失を計上すると見込んでいます。かかる損失の結果、当社の金融資産は枯 渇し、当社の製品開発候補の開発を完了できない可能性があります。2008年以降、当社の大塚製薬との提携契約に基づく研究 開発活動による収益が当社の唯一の収益源となっていました。2011年下半期より、大塚製薬はエミクススタト塩酸塩契約に基 づく開発費用の当社負担分について資金提供を開始しており、当社はこれらの前受金を財務書類において収益として計上して います。当社は、将来エミクススタト塩酸塩契約に基づく製品の商業化から生じる収益がある場合に、その一部から、これら の前受金に利息を加えて返済する条件付義務を負います。財政状態および経営成績の詳細については、「第3 事業の状況-7.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。収益の増加がなければ、当社の業績は悪影 響を受ける見込みです。もし必要な資金調達ができない場合、当社は今後事業を縮小または停止する必要に迫られる可能性が あります。今後受け入れ可能な条件で十分な資金を調達できる保証はありません。
当社の長期展望は「エミクススタト塩酸塩」に依存しており、これが臨床実験、規制承認または商業化において成功するという確証はありません。

当社は時間および財源の大部分を、当社内部で開発された視覚サイクルモジュレーター化合物から発生した主たる製品候補 である「エミクススタト塩酸塩」の開発に投資しています。視覚サイクルモジュレーターは新たな技術であり、その長期的影 響は不明であります。従って当社の製品候補が規制承認を取得することができるとの保証はありません。臨床開発は長期、高 額、かつ不確実なプロセスであり、遅延または更なる必要事項が生じうるものであります。例えば、2014年4月のFDAの見解を 受け、当社は、進行中の24か月間の「エミクススタト塩酸塩」の試験の完了後、地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の患 者を対象に、少なくとも1件の追加の確認分析のための臨床第3相試験を実施することとなりました。また臨床実験を完了す るために十分な数の被験者を適時に確保できないために、遅延または申請拒否が生じる可能性もあります。製品候補の試験を 完了するためには数年を要し、多大な資源の支出が必要となる可能性があり、また試験のすべての段階において失敗が生じえ ます。例としては、以下のものが考えられます。

- 臨床および非臨床研究の中間結果は、その最終結果を予想させるものではなく、初期研究における許容可能な結果は後の研究においてはみられない可能性もあります。これは主に、初期段階の研究は後期の研究に比較し少人数の被験者を対象としていること、また無作為コントロールならびに被験者の長期フォローアップおよび分析といった後期研究と同様の実験設計の特徴を有していないことに起因します。
- ・ 開発の初期段階においては有望にあるように見える製品候補であっても、製品候補が効果的でない、競合他社の製品もしくは製品候補より効果が弱い、または有害な副作用が生じる等複数の理由により最終的に失敗する可能性があります。
- ・ 臨床または非臨床試験がFDAまたは外国の規制当局にとって満足のいく結果を生まない可能性があります。
- 臨床または非臨床データについては多様な解釈がありえ、規制承認を遅延、制限または阻害する可能性があります。
- 非臨床研究もしくは臨床実験からの否定的もしくは決定的でない結果、または臨床実験中の有害医療事象は、プログラムに関連した他の研究または実験が成功していたとしても、非臨床研究もしくは臨床実験を繰り返させ、またはプログラムを終了させる可能性があります。
- ・ 被験者が疾病または負傷について非合理的かつ重大なリスクにさらされている、またはさらされる可能性があると認める等の理由が存在する場合、FDAは実験について臨床保留命令を発することができます。
- ・ 当社が医薬品を開発する期間または規制当局に対する承認申請の審査期間中における、規制当局の方針変更により、遅 延または申請拒否に直面する可能性があります。
- ・ 当社の臨床実験は、いずれの製品候補についても安全性・有効性を示さない可能性があり、また市場性のある製品につ ながらない可能性があります。

将来において臨床実験および試験が成功したとしても、臨床実験を完了しFDAによる承認のためNDAを提出するプロセスは数 年を要し、多額の資金の支出が必要となるものであると考えられます。製品候補について当社が現在想定している以上の追加 的な臨床実験もしくはその他の研究の実施を要求され、当社が臨床実験もしくはその他の研究を成功裏に完了することができ ず、またはこれらの実験もしくは研究の結果が肯定的でないもしくはあまり肯定的でない場合、「エミクススタト塩酸塩」の 販売承認は遅延し、またはこれを取得できない可能性があります。さらに、当社は販売承認を取得できないか、当社が意図し た広範な適応症に対する承認を取得できない可能性があります。試験または承認において遅延が生じた場合にも当社製品の開 発費用は増加します。大幅な臨床実験の遅延は、当社に先んじて競合他社が製品を市場に送り出すことを許し、当社が製品を 商業化する能力を害する可能性があります。 将来において臨床実験が成功したとしても、当社が提携契約の下、最善の商業化戦略を追求しない場合、当社の成長展望は悪 影響を受け、事業を縮小または停止する必要が生じる可能性があります。

当社の提携戦略の一環として、当社は、「エミクススタト塩酸塩」またはその他の製品候補が開発後期に到達した段階にお いて商業化の権利を取得するか、または製品販売からロイヤリティを受領するかについて選択権を保持するようにしていま す。当社の大塚製薬との提携契約において、当社は世界の一部地域において排他的共同販売権を有しています。当社がこれら の権利を行使しない場合、当社は「エミクススタト塩酸塩」の純売上高についてはロイヤリティを受領する権利を有し、 「OPA-6566」の商業化に基づくロイヤリティまたはその他の支払いについての権利を有しません。一般的に、当社は将来の売 上高および費用ならびにその他の情報による予想に基づき、臨床実験の完了前にこれらの権利の行使について意思決定を行わ なければなりません。当社が選択する商業化戦略は、当社が有する他の商業化戦略に比較し最終的に利益が少ない可能性があ り、これは当社の成長展望を害し、事業の縮小または停止を生じさせるおそれがあります。当社は、将来の売上高および費用 を正確に予測することができない、または権利行使料およびマイルストーン支払いを支払うことができない等の複数の理由に より、最善でない結果を生じさせる商業化戦略を選択する可能性があります。

「エミクススタト塩酸塩」についてのライセンスを大塚製薬に付与するとの当社の決定は、当社がもはや「エミクススタト 塩酸塩」がどのように開発され商業化されるか、および市場においてそれがどのように認識されるかについて完全な支配を有 さないことを意味します。当社がエミクススタト塩酸塩契約の条項に基づき共同販売を選択しない場合、当社はそれがどのよ うに商業化されるかについて、さらに支配を失う可能性があります。これに加え、当社が「OPA-6566」に関する共同販売権を 行使しない限り、かつこれを行使するまで、当社はこの製品候補がどのように開発され商業化されるかにつき、限られた支配 しか有しないか、支配を全く有しません。また当社がこれらの製品候補について商業化権を行使したとしても、当社は部分的 に当社が開発に成功した製品候補を商業化する大塚製薬の努力に依存することとなり、当社はこれらの製品候補の商業化につ いてのいくつかの重要要素について支配を有さないこととなります。大塚製薬は、当社のプログラムを自己の事業において重 要であるとみなさない、十分な資源を有していない、または必要な資源を充てないことを決定した等を含む、複数の理由によ り「エミクススタト塩酸塩」または当社と提携契約を結んでいる当社のその他の製品候補の効果的な商業化に失敗する可能性 があります。

医薬品市場は競争が非常に激しいものであります。当社が「エミクススタト塩酸塩」またはいずれかの製品候補について承認 を取得することに成功したとしても、既存の医薬品、新たな治療法および新たな技術に対して効果的に競争することができな い可能性があります。

医薬品市場は競争が非常に激しく、また急激に変化しています。多くの大規模製薬会社およびバイオテクノロジー会社、学 術機関、政府機関ならびにその他の公的および私的研究機関が、当社が対象としているまたは対象とすることを予定している ものと同一の適応症について新たな治療法の開発を追求しています。

地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性について「エミクススタト塩酸塩」が承認された場合、現在グローバル臨床第3相 試験が行われている(ジェネンテック社/ノバルティス社)のlampalizumabと競合することが予想されます。当社は加齢黄斑変 性(ドライ型加齢黄斑変性を含みます。)、緑内障およびドライアイの治療のための現在開発中の複数の新薬およびその他の 治療法候補を認識しています。そしてそれらには、より大きな規模の製薬会社によるこれらの各疾病区分についての複数のも のが含まれます。競合する治療法または製品および開発中の治療法の一覧については、「第3 事業の状況 - 3.対処すべき 課題-競争」をご参照ください。

当社の競合他社の多くは、以下を有しています。

- ・ 製品の発見、開発、製造および商業化の各段階において、当社よりはるかに大きな資金的、技術的および人的資源
- 医薬製品の非臨床試験、臨床実験の実施、規制承認の取得、製造およびマーケティングについて、より幅広い経験
- ・ 試験済みまたは受け入れられた技術に基づく製品候補
- ・ 承認済みまたは開発の後期段階にある製品
- ・ 当社のターゲット市場における、大手企業および研究機関との提携契約

EDINET提出書類 アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

当社の競合者は、当社より先に同一適応症について特許権保護の取得、FDA承認の受領、または医薬品の商業化に成功する可 能性があります。当社の競合医薬品は、当社の開発するいずれの製品よりも効果が高い、またはより効率的にマーケティング および販売される可能性があります。さらに、医師はしばしば、製品のラベルに表示されておらず、臨床研究において試験さ れ、FDAまたは他国における類似規制当局により承認されたものとは異なる用法のため治療法を処方することがあります。これ らの認可外または「オフ・ラベル」使用は医療専門家の間では一般的であり、「エミクススタト塩酸塩」またはその他の製品 候補の潜在的競争対象となりえます。競合する治療法には外科治療や医療機器が含まれ、当社が開発する医薬製品を、その開 発および商業化費用を回収できる前に、旧式の、または競争力のないものとしてしまう可能性があります。

「エミクススタト塩酸塩」および将来当社が開発するその他の製品の市場受入れは限定されたものである可能性があります。

当社がFDAまたは他の規制当局より販売商品を取得する製品の商業的成功は、医療コミュニティーおよび医療費の第三者負担 者によりこれらの製品が、臨床的に有用であり、費用対効果が高く、安全なものであるとして受け入れられることにかかって います。仮に潜在的製品が望ましい有効性および安全性特性を臨床実験において示したとしても、製品の市場受入れは、商業 化が行われてみなければ判明しません。当社が開発する製品の多くは、市場にとり新しいメカニズムに基づくものであると予 想されます。たとえば、「エミクススタト塩酸塩」はフェニルアルキルアミン系の小分子化合物であります。今日に至るま で、そのような小分子化合物が医薬品としてFDAに承認された例はありません。結果として、当社製品、特に当社が最初に市場 に投入する製品について、市場受入れを得ることはより困難である可能性があります。医療コミュニティーに対するこれらの 潜在的な新アプローチについての周知努力には、試験済みまたは受け入れられた技術に基づいた承認について通常必要になる のと比較し、より多くの資源を必要とする可能性があります。

当社の業績は将来的に変動する可能性があり、これにより当社の株価は下落する可能性があります。

当社の四半期および年次の業績は、様々な理由により将来的に変動する可能性があり、その理由の多くは当社の支配の及ば ないものであります。当社の収益(もしあれば)および当社の業績は以下を含む複数の要因の影響を受けます。

- 「エミクススタト塩酸塩」の開発の状況および特に提携契約に基づき当社が支払うまたは受領するマイルストーン支払 いのタイミング
- ・ 期間内において大幅に変動しうる臨床費用の負担
- ・ 当該期間における提携の予測困難な影響
- ・ 適用ある規制要件の充足のタイミング
- ・ 当社臨床開発および他の内部開発努力拡大の速度
- ・ 競合する技術および製品の影響ならびに市場の発展
- 一般的および産業特有の経済状態

当社の業績が投資家または証券アナリストの期待を下回る場合、当社の普通株式の価格は大幅に下落するおそれがありま す。さらに、当社業績およびキャッシュフローの変動は、当社の株価を大幅に変動させる可能性があります。当社は、当社の 過去の財務結果の比較は必ずしも意義を有するものではなく、将来の業績を示すものとして依存されるべきではないと考えま す。 自社の販売およびマーケティング機能は限定的であり、当社の製品候補の開発が成功した場合、これらの機能を拡大するために多大な投資を行う必要があります。

大塚製薬との契約に基づく商業化の機会を活用するため、当社は、製品候補の販売強化のため販売およびマーケティング・ インフラを立ち上げる必要があると考えます。当社は、これを適時に行える保証はありません。これに失敗した場合、当社 は、製品収益を生み出す当社の能力を害することになります。米国または米国外において、製品候補のマーケティング、販売 または流通について内部資源を使用することができない、または使用することを選択しない限度において、当社は大塚製薬の ような提携パートナーまたはライセンシーに頼る予定です。当社はそのような関係を構築または維持できない可能性がありま す。マーケティング、販売および流通について、提携パートナーまたは第三者に依存する限度において、当社が受領するいず れの収益も彼らの努力に依存することとなります。このような努力は成功しない可能性があり、当社は当社ライセンシー、提 携者または第三者が当社製品に対して投入する資源の量およびタイミングを支配することができません。

加えて、当社が米国外において承認された製品のマーケティング、販売または流通について、そのような関係を利用する限 度において、当社は知的財産権保護の低下、予期しない関税、貿易障壁および規制要件の変更、インフレーションといった経 済的脆弱性、または特定の外国経済および市場における政情不安、源泉徴収および所得税を含む外国の課税、外国為替の変動 等、国際的な事業関係を結ぶことに関連する追加的なリスクに服することとなり、結果として事業費用を増加し収益を減少さ せ、また他国における事業活動に起因するその他の義務を生じさせる可能性があります。

当社は製品候補ポートフォリオの拡大努力において成功しない可能性があります。

当社は内部開発および医薬品またはバイオテクノロジー企業とのパートナーシップにより「エミクススタト塩酸塩」に続く 製品候補のポートフォリオ拡大を追求しています。

当社の内部研究プログラムの大部分が、未実証技術に関連するものです。新たな対象疾病および製品候補を特定するための 研究プログラムは、それが最終的に候補の特定につながるか否かに関わらず、かなりの技術的、資金的および人的資源を必要 とします。当社の研究プログラムは、初期においては潜在的な製品候補特定の見込みを示したとしても、以下を含む複数の理 由により、臨床開発のための製品候補を生み出さない可能性があります。

- ・使用された研究手法は、潜在的製品候補の特定に成功しない可能性があります。
- 更なる研究により、潜在的製品候補には有害な副作用が存在する、または効果的な医薬品とはならないことを示唆する 特性があることが示される可能性があります。
- 当社の製品候補および技術について、知的財産権を獲得することができない可能性があります。

また当社は製品候補のライセンスまたは取得を試みる可能性があり、複数の理由によりこれを行うことができない可能性が あります。特に、医薬製品のライセンスおよび取得は競争的な分野です。複数のより有名な企業も、眼科的分野の製品のライ センスまたは取得の戦略を追求しています。これらの有名企業はその規模、財源ならびにより優れた臨床開発および商業化能 力を有することにより、当社に対して競争上の優位性を有しています。当社による適切な製品候補のライセンスまたはその他 の取得を阻害するその他の要因としては、以下のものが挙げられます。

- 当社が製品について適正な利益を上げることのできる条件で当該知的財産権をライセンスまたは取得することができない可能性があります。
- 当社を競合者とみなす企業は、その製品の権利を当社に譲渡またはライセンスすることに否定的である可能性があります。
- 当社は、当社の専門分野内における適切な製品または製品候補を特定することができない可能性があります。

第三者製造者に対する依存は、当社の臨床実験および製品導入を遅延させる可能性があります。

当社の製品候補製造の経験は限られており、また当社はこのための専用の施設を有していません。また当社は当面臨床実験 または商業化目的のための製品候補製造用施設を開発する予定はありません。当社は提携契約に基づき、製品候補の製造およ び供給について大塚製薬に依存することとなります。また大塚製薬は臨床実験のための製品候補について、大塚製薬および当 社との協力のもと、その製造を第三者製造者に外注しています。当社製品候補の製造については、競争的供給者が存在する可 能性が高いものの、新たな契約締結は遅延および追加的支出を生じさせる可能性があり、これらは確実性をもって見積もるこ とができません。

医薬品製造には内在的なリスクが存在し、これは第三者製造者が当社の要求を充たす能力に影響する可能性があり、結果として使用不可能な製品を生じさせ、当社開発プロセスおよび当社臨床実験に遅延を生じさせる可能性があります。当社は、FDAによるcGMPおよび外国規制主体の類似の要件を継続的に遵守できる製造者と契約を締結する必要があります。製品候補につき必要な規制承認を得た場合、商業生産に必要な原料の生産について、提携パートナーを含む第三者に依存することが予想されます。十分な製造能力の取得および維持について困難が生じる場合、製品を成功裏に開発し商業化する当社の能力は悪影響をうける可能性があります。

第三者製造者が適時に義務を履行しない場合、または適切な文書を伴う形でcGMPの確立および遵守を行わない場合、臨床実 験、製品候補の規制承認取得、または最終的な当社製品の市場への導入に大幅な遅延を生じさせる可能性があります。これら の失敗は、遅延やその他の問題を生じさせ、結果として当社の事業、財務状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があ ります。理由のいかんにかかわらず、当社が製造者を変更しなければならないとすれば、当社は多大な費用を被り、また新た な製造者が品質基準ならびに適用あるすべての規制およびガイドラインを遵守した施設ならびに手続きを維持しているか検証 するため、多大な時間を費やす必要が生じる可能性があります。

当社は当社の経営陣、特に当社の最高経営責任者兼社長であるブライアン・オカラガン氏に依存しており、主要な経営陣およ び科学者を維持しその意欲を引き出すことができない場合、当社の医薬品開発プログラムは遅延する可能性があり、成功裏に 製品候補を開発または商業化することができない可能性があります。

当社は、当社の執行役およびその他の主要な人員、特に当社の最高経営責任者兼社長であるブライアン・オカラガン氏の継 続的な役務提供に依存しています。当社の提携チームのメンバーが大塚製薬と構築した関係により、オカラガン氏および多く の提携チーム・リーダーを含む特定の従業員が当社により継続的に雇用されることに特に依存しています。加えて、大塚製薬 は、窪田氏が当社の最高経営責任者の役職を離れた場合、当社の大塚製薬との提携契約を解消する権利を有しています。当社 は、当社の最高経営責任者の役職を窪田氏からオカラガン氏へ引き継ぐことについて大塚製薬と協議し、現在、窪田氏が当社 の最高経営責任者を退く場合に大塚製薬が契約を解除できる条項を削除する目的で、大塚製薬と共同でエミクススタト塩酸塩 契約を修正することについて協議しています。大塚製薬は、当社に対し、窪田氏の役職の変更に基づきエミクススタト塩酸塩 契約を解除する権利を行使する意向がない旨を口頭で伝えております。

当社が新たな製品候補を開発し商業化する権利を取得するにつれ、当社の成功は、これらの新たな製品候補の開発を管理す る、高い能力を有する経営陣および科学者を惹きつけ、維持し、その意欲を引き出す能力にかかっています。当社は経験豊か な科学者ならびにその他の技術的および専門的人材について、複数の企業ならびに学術およびその他の研究機関からの競争に 直面しています。当社が製品候補の開発および商業化に必要とする技能および専門知識を有する人材が数少ないワシントン州 シアトル地域において、高い能力を有する人材に対する競争は特に激しいものがあります。当社の経営実績および資本資源の 限られた臨床段階バイオテクノロジー企業であるということに伴う不確実性は、人材を惹きつけ維持する能力を制限する可能 性があります。

オカラガン氏ならびに当社の各主要経営陣および科学者は、当社との雇用契約をいつでも解消できます。当社がいずれかの 主要経営陣を失うとすれば、当社または大塚製薬にとって適切な代替人材を見つけることができない可能性があり、結果とし て当社の事業は損害を被ります。例えば、窪田氏およびSBI社が当社取締役の交代に成功した場合、現在の取締役会に対する支 持を表明している主要経営陣および科学者を維持し、意欲を引き出すことは難しくなります。加えて、当社が許容可能な条件 で当社事業の継続的発展に必要な有能な人材を継続的に惹きつけ維持することができないとすれば、経営を維持または成長す ることができなくなる可能性があります。 当社が開発する製品のいずれかが、第三者による還付金制度、好ましくない価格規制または医療改革イニシアチブの対象となる場合、当社の事業は損なわれるおそれがあります。

政府およびその他の医療サービスの第三者負担者による還付金の存否および水準は、当社の潜在的製品の市場に影響しま す。これらの負担者は、医薬製品およびサービスについて請求される金額を争うことにより、継続的に医療費の抑制または低 減を図っています。米国においては、潜在的な製品に対する支払いについてマネージドケア機構を含む民間保険会社およびメ ディケア・プログラムの承認を得る必要があります。当社の将来的な製品候補について還付金が認められるとの確証がなく、 認められたとしても還付金の金額は当社の将来的な製品の需要または価格を低下させる可能性があります。

政府およびその他の医療サービスの第三者負担者の承認取得は、多大な時間と費用を要する過程となりえます。当社の製品 候補は開発中であるため、現時点において還付金の水準または方法について判断することができません。当社の製品候補につ いて、メディケアまたは民間保険会社より適時かつ満足のいく内容の還付金の承認を得ることができない場合、当社の事業は 重大な悪影響を受ける可能性があります。メディケア・プログラムは特定の医薬品に対する適用を、メディケア受給者にとり 「合理的および必要的」ではないとして否定する可能性があります。適用制限は、地域のメディケア保険会社の段階または財 政仲介人により課される可能性があります。メディケア・プログラム、地域のメディケア保険会社または財政仲介人がそのよ うな判断を行い、当社の潜在的製品について還付金を、該当する場合その取扱い手続きを含め、否定または制限するとすれ ば、当社の事業に重大な悪影響が生じる可能性があります。またマネージドケア機構を含む民間保険会社、メディケア・プロ グラムまたはその他の還付主体または負担者が、当社の潜在的製品について還付される適応症を制限した場合にも、当社の事 業は悪影響を受ける可能性があります。

米国および外国管轄において、医療の利用可能性を拡大するとともに、その費用の抑制または低減を目的とする立法および 規制案が提示されてきており、今後も同傾向が継続するものと考えられます。当社は将来において採用される可能性のある施 策を予測することはできません。これらの立法および/または規制改正は承認後に医薬製品の還付金にマイナスの影響を及ぼ す可能性があり、従って当社が利益性をもって製品を販売する能力に影響を与える可能性があります。政府およびその他の医 療サービスの第三者負担者による、医療費抑制および削減のための継続的努力は、以下について悪影響を及ぼす可能性があり ます。

- ・ 当社が規制承認を得る可能性のある医薬製品についての需要
- ・ 当社の製品候補について当社が公正であると考える価格を設定する能力、または還付率を実現する能力
- 当社の収益性および利益率
- ・ 当社が支払うことを要求される課税水準
- ・ 当社の資本へのアクセス

当社は組織規模を拡大する必要がありますが、当該成長の管理において当社は困難に直面する可能性があります。

当社の商業化計画および戦略が展開するにつれ、当社は経営、運営、販売、マーケティング、財務、人事およびその他の機 能分野において従業員数を拡大する必要があります。これらの従業員に対する競争は激しく、当社は適時かつ合理的な条件で 有能な人材を追加的に雇用することができない可能性があります。当社が主要な人材の獲得および維持をするために優位性の ある報酬パッケージの提供を試みる一方、当社の多くの競合他社はより多くの資金および経験を有する可能性があり、当社が 主要となる人材を勝ち取ることに困難を伴ってきました。当社の能力は、SBI社による一方的な臨時株主総会の請求および取締 役交代の提案に起因する事業の混乱や不確定要素により阻害される可能性があります。将来の成長は経営陣に大幅に拡大した 責任を課すものであります。これらには追加的人員の採用活動、雇用、維持、意欲促進および統合を含みます。また当社経営 陣は、不相応な注意を日々の事業活動から割いてこれらの成長活動管理に多大な時間を費やさなければならない可能性もあり ます。当社の将来的な財務成績ならびに当社製品候補の商業化および効果的に競争する能力は、部分的に、将来の成長を効果 的に管理する能力に依存することとなります。 当社は製造物責任請求のリスクに直面し、これに対する保険を取得できず、多大な偶発債務を負う危険にさらされる可能性が あります。

当社の事業は、医薬品および関連製品の開発、製造、試験および販売に内在する製造物責任請求のリスクにさらされていま す。当社製品の一つまたは複数の使用が人を害する場合、当社は高額かつダメージの大きい製造物責任請求の対象となる可能 性があります。当社は、当社の臨床実験を年次総額10百万米ドルまで補償する製造物責任保険に加入しています。当社は、開 発するいずれかの製品について販売承認を得ることができた場合、その商業製品の販売を含めるよう被保険対象を拡大してい く所存であります。保険はますます高額となっており、保険に入れるとしても、その補償は、合理的な条件ではない可能性が あります。当社は潜在的な債務に対し、十分な保護を取得または維持することができない可能性があります。当社が潜在的な 製造物責任請求に対し、許容できる費用により保険を取得するか、またはその他の方法により潜在的な製造物責任請求に対し 保護することができない場合、当社は多大な債務にさらされることとなり、当社事業および財務状態に重大かつマイナスの影 響が生じる可能性があります。

当社は追加的な資金を必要とする可能性があり、その取得が難しい可能性があります。必要な資金調達の失敗またはこれを不 利な条件で行うことは、当社の開発プログラムおよび他の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

2014年12月31日現在、当社は187.8百万米ドルの現金、現金同等物および投資を有し、99.2百万米ドルの運転資本を有していました。当社が有する現金、現金同等物および投資ならびにエミクススタト塩酸塩契約に基づく大塚製薬による開発費の当社 負担分についての資金提供および利息収入は、当社の将来的な運転資本および資本支出需要を充足するに足るものであると当 社は考えています。しかし、当社の将来的な運転資本および資本支出需要は以下を含む多くの要因に依存しています。

- ・ 製品候補の開発および商業化に関する当社の大塚製薬との提携における成功
- 臨床実験の範囲および結果
- 他の製品候補の開発に向けた進捗
- ・ 他の製品または技術の潜在的取得またはライセンス
- ・ 規制承認取得のタイミングおよび関連する費用
- ・
 ・
 製造活動の費用
- ・ 製品のマーケティング、販売および流通を含む、商業化活動の費用
- 特許請求の準備、申立て、遂行、維持および強制に関する費用ならびに訴訟費用を含むその他の特許関連費用ならびに 当該訴訟の結果
- ・ 追加的な提携契約を成立させ維持する当社の能力

追加的な資金は当社が必要とする時点において取得できない可能性があり、または有利な条件で取得できない可能性があり ます。当社が十分な資金を適時に取得できない場合、当社は開発、ライセンスまたは取得プログラムの一つまたは複数を縮小 しなければならない可能性があります。当社は、そうでなければ独自のものとして追求したであろう当社の技術、製品候補ま たは製品の一部についての権利の放棄を要する内容を含む、提携者またはその他の者との契約を通じて資金を調達しなければ ならない可能性があります。当社が株式または株式に転換可能な証券の発行により追加的な資金調達を行う場合、同時点にお ける既存の株主には希薄化が生じることとなり、新たな株式または株式に転換可能な証券の内容は当社の普通株式に優先する ものとなりえます。 当社は「新興企業」であり、新興企業に適用される軽減された財務報告義務要件にのみ従うとの当社の決定は、投資家にとっての当社株式の魅力を減少させる可能性があります。

当社は米国新規事業活性化法(JOBS Act)に定義される新興企業(emerging growth company)であり、新興企業であり続ける 限り、当社は公開会社に適用される様々な報告要件の一定の免除を利用する可能性があります。当該免除には、当社定期報告 および委任状勧誘における役員報酬についての開示義務の軽減ならびに役員報酬についての非拘束の勧告的決議要件および事 前に承認されていないゴールデン・パラシュート支払いに関する株主承認要件の免除が含まれます。当社は最長5年まで新興 企業であることを認められますが、5年の期間の終了前に第三者により保有される当社普通株式の市場価値が6月30日現在で 700百万米ドルを超えた場合、翌年の12月31日より新興企業として認められなくなります。当社がこれらの免除に依拠すること を選択した場合、投資家が当社の普通株式をより魅力的でないものと判断するかを予測することはできません。将来の開示を 軽減する選択の結果として、一定の投資家が当社の普通株式をより魅力的でないと判断した場合、当社普通株式についての取 引市場はより不活発なものとなり、当社株価はより不安定となる可能性が高くなります。

規制リスク

当社は、当社の開発努力から生じる、いずれの製品についても規制承認を得ることができないおそれがあります。これらの承認を得られないことは、当社事業に重大な損害をもたらす可能性があります。

当社が開発する、または将来開発しうる全製品は、追加的な研究または開発を必要とします。当社製品候補のいずれも米国 における規制当局の販売承認を得ておらず、当該承認受領の失敗は当社事業に重大な損害を与える可能性があります。当社は 米国において人間を対象とした新たな臨床実験開始に先立ち、新薬臨床試験開始申請の承認を受ける必要があり、米国におけ る当社製品の商業化を行う前に、販売承認を取得するため、NDAを行う必要があります。同プロセスは高額なものであり、高度 に不確実かつ多大な時間を要するものであり、承認されるとしても、多くの場合米国における製品の販売承認には数年を要し ます。例えば、2014年4月のFDAの見解を受け、当社は、進行中の24か月間の「エミクススタト塩酸塩」の試験の完了後、地図 状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性の患者を対象に、少なくとも1件の追加の確認分析のための臨床第3相試験を実施するこ ととなりました。承認方針または規制は変更される可能性があり、FDAおよび外国におけるその他の類似規制当局は医薬品の承 認プロセスにおいて大幅な裁量を有し、以下を含む理由により製品候補の承認を遅延、制限または拒否することができます。

- ・ 当社、大塚製薬または将来的な開発パートナーの臨床実験の設計または実施について、当該当局の見解が相違する可能 性があります。
- ・ 当社、大塚製薬または将来的な開発パートナーが、製品候補が安全であり効果的であること、またはその臨床およびその他の利益が安全性リスクを上回ることをFDAまたは他の規制当局が満足する程度に示すことができない可能性があります。
- 医療標準が潜在的に米国と異なる臨床施設または国において行われた実験の臨床データを当該当局が認めない可能性が あります。
- ・ 臨床実験の結果が当該当局が承認のため要求する安全性または有効性を示さない可能性があります。
- 臨床前研究または臨床実験のデータについて当社の解釈、または現在の医薬品候補の前提となった抗体研究結果の使用
 について、当該当局が当社と見解を相違する可能性があります。
- ・ 当社、大塚製薬または将来の開発パートナーが臨床および商業目的原料供給のため契約する第三者製造者の製造過程ま たは施設において、当該当局が不備を発見する可能性があります。
- ・ 当該当局の承認方針または規制方針が大幅に変更され、当社、大塚製薬または将来的な開発パートナーの臨床データが 承認には不十分なものとなる可能性があります。

外国市場については、承認手続きが国により異なり、前述のリスクに加え、追加的な製品試験、行政審査期間および価格規 制当局との合意を要する可能性があります。さらに、販売されている特定の医薬品の安全性に関して疑義を生じさせる事象の 発生は、新医薬品審査において安全性、有効性およびその他の規制上の検討事項の観点からFDAおよび外国におけるその他の類 似規制当局をより慎重にならしめ、結果としてこれらの規制承認取得に大幅な遅延が生じる可能性があります。該当する規制 承認の取得の遅延、またはこれを取得できないことは、当社、大塚製薬または将来の開発パートナーによる当社製品候補の商 業化を阻害するおそれがあります。

当社製品候補の開発を完成するためには、当社はいくつかの技術的な課題に効果的に対応しなければならない可能性があり ます。初期臨床実験における成功は後期臨床実験における成功を意味しません。なぜなら後期臨床実験における製品候補は、 初期臨床試験を経ているにもかかわらず、十分な安全性または有効性を示さない可能性があるからです。企業は、初期臨床実 験において有望な結果が見られたにもかかわらず、後期臨床実験においてしばしば大幅な後退に苦しむことがあります。さら に、当社の製品候補は、効果的でない、わずかに効果的であるに過ぎない、または望ましくないもしくは意図しない副作用、 毒性もしくは規制承認取得を妨げ、もしくは商業的使用を阻害もしくは制限する可能性のある特徴を有する可能性があり、当 社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。従って、FDAおよびその他の規制当局が当社が開発する製品を承認すると の保証はありません。

「ファスト・トラック」指定は、実際にはより迅速な規制審査または承認プロセスにつながらない可能性もあります。

医薬品が重篤なまたは生命にかかわる病状の治療を目的としており、かつ医薬品が同病状について満たされていない医学的 ニーズに対応することのできる見込みがある場合、医薬品スポンサー会社はFDAの「ファスト・トラック」指定を申請すること ができます。ファスト・トラック分類は製品のみに適用されるのではなく、製品およびその研究対象である適応症または複数 の適応症の組み合わせについて適用されます。FDAのファスト・トラック・プログラムは、臨床開発ならびにファスト・トラッ ク適応症または複数の適応症についての医薬品の安全性および有効性の審査を円滑化するためのものであります。ファスト・ トラック開発対象の製品のスポンサーによるNDAまたは販売承認申請は、FDAの方針または手続きに基づき、迅速審査の要件を 満たす可能性がありますが、ファスト・トラック指定はそのような要件の充足を保証するものではありません。当社はドライ 型黄斑変性(地図状萎縮)の治療について「エミクススタト塩酸塩」のファスト・トラック指定をFDAより取得したものの、通 常のFDAの手続きに比較して、より迅速な審査または承認が実現するとは限らず、当社としては、承認されるとしても、FDAの 承認は少なくとも数年かかるものと予測します。当社のファスト・トラック指定は、指定が当社の臨床開発プログラムのデー タよりもはや支持されないとみなされた場合には、FDAにより撤回される可能性もあります。当社のファスト・トラック指定 は、当社が迅速手続きの要件を充足する、またはそれを利用できることを保証するものではありません。例えば、2014年4月 のFDAの見解に基づき、中間解析は行わず、現行の「エミクススタト塩酸塩」の臨床試験を当初予定されていた24か月間の投与 期間にわたり継続する予定です。

当社の製品が承認された場合において、当社が規制要件の遵守を怠った、または製品について問題が発生した場合、当社製品 は規制または市場からの回収の対象となり、また当社は処罰の対象となる可能性があります。

当社が販売承認を取得するいずれの製品についても、FDAおよび他の規制主体による継続的な要件、審査および定期検査の対象となります。製品について規制承認が得られたとしても、承認は製品を市販可能な用途としては、表示される用法についてのみ認められるといった制限に服する可能性があります。また承認は、多額の費用を要する、製品の安全性および有効性を監視するための、販売開始後の試験および検査についての条件または要件を含む可能性があります。当社製品、製造者もしくは製造過程についての未知であった問題の事後的な発見、または規制要件遵守の懈怠は、以下の結果をもたらしえます。

- ・ 任意または強制リコール
- 製品の市場からの回収
- ・ 当該製品または製造プロセスにおける制限

- 罰金
- 規制承認の停止
- ・ 製品の没収
- ・ 差止命令または民事もしくは刑事罰の執行

既存の規制要件に対する変更または新たな規制要件または方針の採用について、当社の対応には時間を要する、または対応 できない可能性があります。

外国管轄における規制承認取得の失敗は、当社が米国外において製品を販売することを阻害します。

当社および大塚製薬は、それぞれの排他的テリトリーにおいて、「エミクススタト塩酸塩」を販売することができます。外 国管轄において「エミクススタト塩酸塩」を販売するためには、当社または大塚製薬は、別個の規制承認を取得する必要があ り、数多くの多様な規制要件を遵守する必要があります。承認手続きは国により異なり、追加的な試験および文書が必要とな る可能性があります。取得に要する時間もFDAの承認を取得するために要する時間と異なる可能性があります。外国における規 制承認手続きは、FDA承認取得に関連するリスクのすべてを含む可能性があります。当社は外国における規制承認を取得するこ とができたとしても、適時に取得できない可能性があります。FDAによる承認は他国における規制当局による承認を保証するも のではなく、また外国における一規制当局による承認は他国における規制当局またはFDAによる承認を保証するものではありま せん。当社および大塚製薬は、規制承認のための申請を行うことができない可能性があり、またいずれの市場においても当社 製品を商業化するために必要な承認を得ることができない可能性があります。これらの承認取得の失敗は、当社事業、財務状 態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

知的財産および他の法的事項に関連するリスク

当社製品に関連する知的財産の専有性の保護のための努力が十分でない場合、当社は市場において効果的に競争することがで きない可能性があります。

バイオテクノロジーおよび医薬品分野における特許の強度は、複雑な法的および科学的問題が絡んでおり、不確実性を有し えます。当社製品候補のいくつかに関連する大塚製薬より取得した権利に加え、当社は製品候補について当社が保有する、特 許、特許出願および営業秘密を含む知的財産に依存しています。当社の特許権の詳細については、「第3 事業の状況-3. 対処すべき課題 - 知的財産」をご参照ください。当社の特許出願については異議を申し立てられる、もしくは特許権取得に至 らない可能性があり、また当社の既存または将来の特許は、第三者がこれらの特許を迂回して開発もしくは設計することを防 止するには狭すぎる可能性があります。さらに同事項については統一された世界的な方針が存在するわけではなく、医薬品特 許について認められる請求の範囲および世界における特許権付与について特許当局により適用される基準は必ずしも予測可能 または一定ではありません。

一般的に、当社が申請またはインライセンスする特許が認められる保証はなく、当社が保有する特許が有効かつ異議申立に 対し対抗可能であるとの保証もありません。第三者がその有効性、強制力または範囲について異議を申し立て、結果として当 該特許は狭められるまたは無効となる可能性があります。加えて、当社は提携契約の違反または終了により、当社がライセン スする特許または特許出願に対する権利を失う可能性があります。また製造者は、ライセンスされた関連特許の消滅前に、当 社製品候補のジェネリック版について販売承認の取得を試みる可能性があります。当社がライセンスを受ける、製品候補に関 連した特許による保護の幅および強度の十分性が脅かされる場合、当該事実は他者に、当社の他の製品候補についてその開発 に関する当社との提携を断念させ、または当社が商業化する能力を脅かす可能性があります。さらに、臨床実験において遅延 が生じ、またはその他の事由により開発活動が妨げられる場合、特許の保護のもと当社が製品候補を販売できる期間は短縮さ れます。製品について一度特許期間が満了した場合、当社はジェネリック医薬品会社からの競争に服する可能性があります。 当社がその専有情報およびノウハウの秘密性を保護できないとすれば、当社の技術および製品の価値は悪影響を受ける可能性があります。

当社は特許を取得することができない特定の専有ノウハウ、特許の強制が困難であるプロセス、ならびに特許出願の対象と なっていない専有ノウハウ、情報および技術に関わる、「エミクススタト塩酸塩」およびその他の製品候補に関する開発プロ セスのその他の要素の保護のため、営業秘密保護および秘密保持契約に頼っています。当社は当社施設の物理的セキュリ ティーならびにITシステムの物理的および電子的セキュリティーを維持しているものの、セキュリティー措置は破られるお それがあり、当社の専有情報およびノウハウの秘密性を保護するための十分な救済策を有していないおそれがあります。また 当社のシステムおよび外部バックアップ措置は自然災害またはその他の予期せぬ事象によるダメージや侵害に対して脆弱であ る可能性があります。

当社は当社の専有ノウハウ、情報および技術にアクセスを有するすべての従業員、コンサルタント、アドバイザーおよび第 三者に対して、秘密保持契約の締結を要求していますが、当該ノウハウ、情報および技術が開示されない、または競合他社が その他の方法により当社の営業秘密に対するアクセスを取得しない、もしくは独立して実質的に同等の情報および技法を開発 しないとは限りません。これらの契約は終了しまたは違反される可能性があり、当社は当該終了または違反に対して十分な救 済策を有しない可能性があります。さらに、他国の法律には米国法と同程度には財産権を保護しないものもあることから、当 社が米国外において事業を展開する限度において、これらの契約は未承認使用または開示の場合において、当社の営業秘密お よびノウハウの有意義な保護を提供しない可能性があります。加えて、当社が提携パートナーを含む第三者から専有ノウハ ウ、情報または技術をライセンスする限度において、当社は当該専有ノウハウ、情報および技術保護のための方針採用および 実施について第三者に頼ることとなります。

知的財産侵害に関する第三者からの請求は、「エミクススタト塩酸塩」および当社の他の製品候補に関連した当社の発見、開 発および商業化努力を阻害または遅延する可能性があります。

当社の商業的な成功は、部分的に、第三者の特許および財産権侵害の回避にかかっています。当社は第三者から、専有技術 を承認なく利用していると主張される可能性があります。現時点において当社は「エミクススタト塩酸塩」に関連した知的財 産侵害に関する訴訟もしくはその他手続きまたは第三者による請求について認識していませんが、バイオテクノロジーおよび 医薬品産業は、特許およびその他の知的財産権についての膨大な訴訟により特徴づけられます。当社は第三者から、当社の活 動がその特許を侵害している、または当社が専有技術を承認なく使用していると主張される可能性があります。当社は、当社 製品を商業化する能力を阻害し、当社もしくは当社のライセンサーの製品の一つまたは複数の側面についてその特許可能性を 妨げ、または当社製品を販売する能力に影響を及ぼす同一もしくは類似技術を対象とすることにより、当社の事業に影響する 可能性があるすべての特許、特許出願または既刊の文献のすべてを特定していない可能性があります。加えて、第三者は将来 的に特許を取得し、当社製品候補または技術の使用は当該特許を侵害する旨主張することが考えられます。さらに、当社に対 して請求を行う当事者は、当社の製品候補の一つまたは複数について更なる開発または商業化を行う当社の能力を効果的に阻 害しうる、差止命令による救済または衡平法上の救済を取得する可能性があります。これらの請求に対する防御は、その請求 の正当性にかかわらず、多額の訴訟費用を発生させることとなり、当社事業から従業員資源を大幅に割かなければならないこ ととなります。当社による侵害の主張が認容された場合、当社は多額の賠償金を支払わなければならない、一つもしくは複数 のライセンスを第三者より取得もしくはロイヤリティを支払わなければならない、または当社製品候補および技術の更なる開 発もしくは商業化を禁止される可能性があります。 当社の特許および当社ライセンサーの特許を保護または強制するため、当社は訴訟に関与する可能性があり、多額の費用、多 大な時間が必要となる可能性があり、また敗訴する可能性もあります。

競合他社は、当社の特許および当社ライセンサーの特許を侵害する可能性があります。当社が当社財産権について第三者に 依存する限度において、当社は当該権利保護および防御について制限された支配のみを有することとなります。侵害および未 承認使用に対抗するため、侵害に関する請求を提起する必要が生じる可能性もあり、これには多額の費用および多大な時間が 必要となる可能性があります。加えて、侵害訴訟において裁判所は、当社または当社ライセンサーの特許は有効でないもしく は強制可能でない旨判断する可能性があり、または当社の特許が問題となる技術を含まないとの理由により、他方当事者に問 題となる技術の使用を中止させることを拒む可能性があります。訴訟または防御手続きにおける不利な結果は、当社の一つま たは複数の特許を無効とする、または解釈を狭めるリスクを生じさせ、また当社の特許出願が特許発行に至らないリスクを生 じさせます。

当社の特許および特許出願または当社の提携者もしくはライセンサーのそれらに関して、発明の優先性を決定するため米国 特許商標局による抵触審査が必要となる可能性があります。不利な結果により、当該技術の使用の停止、または勝訴当事者か らそれに関する権利のライセンスを試みることが必要となる可能性があります。訴訟または抵触審査において当社は負ける可 能性があり、勝利したとしても多大な費用を生じさせ、当社経営陣および他の従業員の業務を阻害する要因となりえます。

さらに、知的財産訴訟においては大量の開示が必要となるため、同種の訴訟における開示により当社の秘密情報が害される リスクが存在します。加えて、審理、申立てまたはその他の中間的な訴訟手続きもしくは展開について公表がある可能性があ ります。証券アナリストまたは投資家がこれらの結果を否定的にとらえた場合、当社の普通株式の価格に重大な悪影響を及ぼ しえます。

当社が有害物質または生物物質を、傷害を生じさせるまたは適用法に違反する態様により使用した場合、当社は賠償義務を負 う可能性があります。

当社の研究開発活動は、化学および生物物質を含む、潜在的に有害な物質の管理された使用を要します。加えて、当社の事 業は有害な廃棄物を発生させます。米国における連邦、州および地方法令は有害物質の使用、製造、保管、取扱いおよび廃棄 について定めを設けています。当社の当該物質の使用、取扱い、保管および廃棄の手続きは法に規定された基準を遵守するも のであると考えますが、将来的に適用法を遵守するため多額の追加費用の負担を被る可能性があります。また当社が適用法を 遵守していたとしても、有害物質による汚染または傷害のリスクを完全に排除することはできず、当社は当該汚染または傷害 の結果賠償責任を負う可能性があります。事故が発生した場合、当社は賠償責任を負う、または罰金を科される可能性があ り、債務は当社の資産を超過する可能性があります。当社は有害物質から生じる債務についての保険を有していません。適用 ある環境法令の遵守は多額の費用を要するものであり、現在または将来の環境規制は、当社の研究、開発および生産努力を害 するおそれがあります。結果として当社の事業、業績および財務状態を損なう可能性があります。

当社普通株式の保有に関するリスク

当社の普通株式の価格は変動しやすく、投資家は、投資のすべてまたは一部を損失する可能性があります。

一般的にバイオテクノロジーおよび製薬会社、特に、臨床段階の会社の株式の市場価格の変動性は従来、極めて大きく、将 来においてもそれが続く可能性があります。特定の会社の株式の市場価格の変動が当該会社の業績と無関係であったり、これ と比例しないことが過去にもよくありました。市場および業界の要因が当社の業績にかかわらず、当社の普通株式の市場価格 を著しく棄損する可能性があります。本「リスク要因」に記載されているその他の要因のほか、以下の要因は当社の普通株式 の市場価格に重大な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 当社の製品候補の、当社による臨床試験結果を含めた開発状況
- ・ バイオテクノロジーおよび医薬品産業、または市場一般に関する市況もしくはトレンド
- ・ 当社の競争企業もしくは当社による技術革新、市販用新製品もしくはその他の重要な事象の発表
- ・ 当社の所有権に関する紛争もしくはその他の状況
- 当社の財務実績に対する証券アナリストもしくは投資家の期待の変化またはその期待に応えられないこと
- 重要な人材の加入もしくは離脱(特に、オカラガン氏または当社の取締役会の構成員)
- ・ 金融および科学に関する報道機関もしくは証券アナリストによる当社の事業、製品、財務実績、見通しもしくは株価に 関する議論、またはアナリストによる報道の欠如
- ・ 薬および薬物送達システムの安全性に関する社会的関心
- ・ 米国、日本およびその他の外国における規制状況
- ・ 価格規制法制の状況を含む、医療支払制度の変化
- ・ 戦争、テロ、自然災害および政情不安を含む、一般的な経済的および政治的要因

過去において、特定の会社の証券の市場価格が一定期間乱高下した後に、証券クラスアクション訴訟がしばしば発生してい ます。当社はこの種の訴訟を提起される可能性があり、この種の訴訟は最終的に当社に有利な形で決着する場合であっても極 めて高額の費用を要し、また経営陣の注意がそがれることが多くあります。

公開会社として、当社は追加の財務等の報告および企業統治の要件に服していますが、これらの要件は当社にとり履行困難と なる可能性があり、当社の費用を増加させ、また、資源および経営陣の注意が当社の事業経営からそがれる可能性がありま す。

公開会社として、また特に「新興企業」ではなくなった後、当社では、非公開会社としては発生しなかった多額の法律、会 計およびその他の関連費用が発生しており、また今後発生する可能性があります。当社はまた、東京証券取引所のマザーズ市 場の上場基準ならびに米国の2002年サーベンス・オクスリー法(以下「SOX法」といいます。)の規定およびこれに基づき公布 される規則を含む、報告および企業統治の要件に服することになり、これらは当社に対して新たに重大なコンプライアンス義 務を課すことになります。当社の経営陣およびその他の従業員は、多大な時間をこれらのコンプライアンスの取組みに費やす 必要があります。さらに、これらの規則により、当社の法律、会計および財務コンプライアンス費用は増加しており、今後も 引続き増加する予定であり、一部の活動はより時間および費用のかかるものになっており、今後も引続き時間および費用のか かるものになる予定です。例えば、当社は、これらの規則により、取締役および役員の損害補償保険はより獲得しがたく、高 額になり、当社はより狭い補償範囲および補償を受入れなければならないか、同等または類似の補償を維持するために、多額 の費用を支払う可能性があると予想しています。これらの規則はまた、当社の取締役会もしくは取締役会委員会に従事するま たは執行役員として従事する有資格者の獲得をより困難にする可能性があります。

東京証券取引所のマザーズ市場の上場基準を継続的に満たすため、当社の財務報告に対する内部統制制度の適正性につき、 経営陣の評価を受けなればなりません。当社はSOX法第404条に従い、財務報告に対する内部統制の運用状況の有効性を定期的 に検証することが求められます。当社がSOX法第404条を遵守できない場合、経営陣は当社の財務報告に対する内部統制の適正 性を証明することができず、また、当社の独立登録会計事務所はまた、これについて報告することができない可能性がありま す。財務報告に対する適正な内部統制を維持することができない場合、当社は当社の財務情報を適時に報告することができな い可能性があり、また、規制上、悪影響を被る、あるいは東京証券取引所のマザーズ市場の上場基準に違反する可能性があり ます。また、当社および当社の財務諸表の信頼性に対する投資家の信頼が失われることにより、金融市場において否定的な反 応が起こる可能性があります。

さらに、何らかの不備が発覚した場合、投資家の認識に影響を及ぼし、当社株式の市場価格の下落を引起す可能性がありま す。SOX法第404条の遵守に関わらず、当社の内部統制の不履行は、当社の業績に重大な悪影響を及ぼし、当社の評判が損なわ れる可能性があります。当社が、これらの改革を効果的かつ効率よく実行できない場合、当社の事業、財務報告または財務結 果を害する可能性があり、結果として、当社の独立会計事務所から当社の内部統制に関する不適正意見を受ける可能性があり ます。 将来における当社による株式または債務証券の発行は当社の発行済普通株式の権利もしくは価値に悪影響を及ぼす可能性があ ります。

当社が株式または株式に転換可能な証券の発行により追加資本を調達する場合、さらなる希薄化がその時点における既存の 当社株主に対して生じることになり、また、新たな投資家は、既存の当社株主の権利に優先する権利を有する可能性がありま す。当社が債務証券の発行により追加資金を調達する場合、当該証券は当社の普通株式の所持人に優先する権利を有する可能 性があり、また、当社の事業を制限する条項を定める可能性があります。さらに、将来における資金調達の条件が当社の追加 資本調達能力を制限する可能性があり、これにより当社の製品候補のさらなる開発もしくは商品化が遅延し、あるいは阻害さ れる可能性があります。

当社株式の主たる取引市場は東京証券取引所のマザーズ市場であるため、主要な米国証券取引に関するコーポレート・ガバナ ンス規則は、当社には適用されません。結果として、当社のガバナンス慣行は、その他の米国証券市場に上場する企業のもの と異なる可能性があります。

当社のガバナンス慣行は、以下を含むニューヨーク証券取引所およびナスダックのコーポレート・ガバナンス基準に準拠す る必要はありません。

・ 当社の取締役会の過半数が独立取締役であること。

・ 委員の全員が独立取締役である監査委員会およびかかる委員会の目的および責任を記した憲章を有していること。

・ 委員の全員が独立取締役である報酬委員会およびかかる委員会の目的および責任を記した憲章を有していること。

当社が任意的に上記の要件を遵守するという確証はありません。従って、投資家は、かかるコーポレート・ガバナンス要件の対象である会社の株主に与えられるものと同等の補償を有するとは限りません。

ー定数の株主だけが取締役の選任および株主の承認を要するその他の事項の結果に影響を及ぼすことができることになりま す。

2015年3月19日現在において、当社の筆頭株主である窪田氏は単独でならびに当社の取締役および執行役員およびその関係 者は集団で、当社の発行済普通株式の約28.6%および28.8%をそれぞれ実質的に保有しています。2015年1月28日、当社はSBI 社から、SBI社が自ら保有する7,752,425株に関し、当社取締役が選任される年次株主総会または臨時株主総会において投票を 行うことのできる議決権を窪田氏に付与した旨を開示した書面を受領しました(上記「*窪田氏およびSBI社の提案が成功し当社 取締役が交代した場合、大塚製薬との提携を含む当社の事業は、著しく毀損される可能性があります。*」をご参照くださ い。)。これらの株式に関する窪田氏の議決権は、2015年7月28日に失効します。当社は、2015年5月1日(米国西海岸時 間)に当社本社において臨時株主総会を開催することを予定しており、基準日を2015年3月19日(米国西海岸時間)に設定し たことを発表いたしました。当該臨時株主総会に提案された議案に対し、窪田氏が議決権を有する全株式について同氏が賛成 票を投じた場合、当社の現在の取締役全員(窪田氏を除く)がSBI社が提案する候補者と交代することとなります。

さらに、窪田氏およびSBI社またはその他の大株主は、取締役の選任および合併、買収またはその他の企業結合取引の承認を 含む、当社の株主の承認を要する事項に対して多大な影響を及ぼすことが可能です。このような所有権の集中は当社の支配の 変更を阻害し、遅延しまたは阻止することがあり、これにより当社の株主は当社の売却を通してその保有株式のプレミアムを 受ける機会を奪われる可能性があり、また当社の株価を毀損する可能性があります。これらの行為は、当社の他の株主の反対 を受けた場合であっても、行われる可能性があります。 米国ワシントン州法の買収防衛規定は当社の買収をより困難とし、当社の普通株式の市場価格に影響を及ぼす可能性がありま す。

当社は米国ワシントン州において設立されたものであるため、所定の条件が満たされる場合を除き、当社および一定の重要 な株主との間の一定の企業結合を禁止しているワシントン州会社法第23B章第19条の規定の適用を受けます。かかる規定は当社 の支配の変更が当社の株主の利益となる場合であっても、かかる変更を遅延もしくは阻止する効果を有する可能性がありま す。

当社は当面、配当を支払う予定はありません。よって、投資家はその投資のリターンとしては株価の上昇に頼らざるをえません。

当社は当面、当社の普通株式につき現金配当を支払う予定はありません。現金配当の支払いは当社の財務状態、業績、資金 需要およびその他の要因にも依存することになり、また、当社の取締役会の裁量によることになります。よって、投資家は当 社の普通株式に対するその投資のリターンを得るためには、株価の上昇(もしあれば)に頼らざるをえないことになります。 さらに、当社は将来、配当の支払いを契約により制限されるもしくは禁止される可能性があります。

市場リスクに関する定量および定性的開示

当社は、当社の債券投資の市場価値および金利の変化を含む金融市場リスクに晒されています。

金融市場リスク:当社が直面する市場リスクは、主に当社の保有する債券の金利変動によるものです。当社は、売買または投 機目的で金融商品およびその派生商品に投資しません。当社の投資意思決定の指針となる目的は3つで、1つ目で最も重要な のが元本の保持、そして流動性ニーズに応えること、および税引前リターンおよびポートフォリオリスクの平衡化です。これ らの目的は満期パラメータ、信用の質および許容可能な投資を中心とした具体的なガイドラインによって達成されています。 2014年12月31日現在の当社の投資ポートフォリオは十分に分散化されており、社債、コマーシャル・ペーパー、預金証書およ びマネー・マーケット・ファンドを含みます。2014年12月31日現在、当社の投資に関する市場価値、デフォルトおよび流動性 に関するリスクは低いと考えています。

金利リスク:当社は当社全体の金利リスク管理戦略として、ポートフォリオが適切なバランスを保っているか確認するために 継続的に負債証券の見直しをしており、このプロセスを通じて当社は米国および世界の金融市場における短期および長期のリ スク要因を検討し、金利リスクに見舞われても耐えられるように調整しています。2014年12月31日において、当社が保有して いた負債証券は全て一定の金利リスクを伴う固定金利の収益性商品でした。固定金利の証券は、金利上昇によって公正な市場 価格が悪影響を受けることがあります。金利変動によって市場価値の下がった証券を売らざるをえなくなれば、当社は元本割 れを被るかもしれません。2014年12月31日現在、当社の現金および現金同等物18.8百万米ドルは主にマネー・マーケット・ ファンドの形で保有しており、当社の短期投資残高85.0百万米ドルは社債、コマーシャル・ペーパーおよび預金証書により保 有していました。

2014年12月31日現在、当社の長期投資残高84.0百万米ドルは預金証書および社債により保有していました。当社は2014年12 月31日現在保有する現金同等物および市場性確定利付証券の金利リスクは低いと考えています。2014年12月31日現在における 金利の1%上昇を仮定すると、当社の投資ポートフォリオの公正価値は約1.6百万米ドルの悪影響を受けます。当社の現金、現 金同等物および投資持分の詳細は、本報告書に含まれる財務書類の注記4「現金および現金同等物ならびに投資」をご参照下 さい。

契約上の債務および義務

以下は2014年12月31日現在の契約上の債務の概要を示したものです(単位:千米ドル)。

| | | | | 満期 | | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | 2020年 | |
| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 以降 | 合計 |
| | | | | | | | |
| オペレーティング・リース債務 | 1,324 | 1,295 | 997 | 968 | 1,007 | 2,039 | 7,630 |
| 合計 | 1,324 | 1,295 | 997 | 968 | 1,007 | 2,039 | 7,630 |

共同開発および共同販売オプション

エミクススタト塩酸塩契約では、当社が北米の当社の担当地域内の国において大塚製薬と共同販売を行う選択権が付与され ています。当社が共同販売を選択した場合、当社は、かかる契約に基づく一定の義務の25%から50%の範囲で特定の割当にお ける責任を有することとなります。緑内障契約は、当社が「OPA-6566」を共同開発および共同販売する権利を付与します。当 社が「OPA-6566」を共同開発および共同販売することを選択した場合、当社は、共同開発および共同販売への参加のタイミン グおよびその度合いによって10百万米ドルから55百万米ドルの範囲における参加手数料を支払う義務を有することとなりま す。

当社は現在、「エミクススタト塩酸塩」に関し共同販売権の行使を意図しています。当社は、共同販売権を行使するタイミ ングまたはそれに伴い発生する将来の費用について確実な予想をすることができません。緑内障契約もまた、緑内障治療のた めのさまざまな臨床および販売目標に基づき、大塚製薬に対する最高75百万米ドルのマイルストーン支払いを規定していま す。

偶発的に返済される前受金

エミクススタト塩酸塩契約に基づき、大塚製薬は、純利益およびロイヤリティの支払いにおける当社の持分および関連する 「エミクススタト塩酸塩」化合物およびそのバックアップ化合物における保有持分のすべて、エミクススタト塩酸塩契約に基 づき開発されたそれら化合物のいずれかを含む一定の製剤処方ならびに内在する知的所有権を担保として、当社に対して資金 を前払いで提供することに合意しています。本契約に基づき前払いされる可能性のある資金は、エミクススタト塩酸塩契約に 基づく開発費用のうち当社の割当分についてのみ提供されるものです。いかなる前受金も、3か月LIBOR+3%で利息が発生し ます。かかる前受金は、以下のいずれかからのみ返済されます。

- エミクススタト塩酸塩契約に記載されるとおり、北米における提携製品の販売により創出される純利益のうちの当社の 持分または(適用ある場合)かかる販売に関し当社に支払われるロイヤリティのいずれかの50%。
- エミクススタト塩酸塩契約に記載されるとおり、北米および大塚製薬の単独の販売区域外における提携製品の販売により創出される純利益の50%。
- エミクススタト塩酸塩契約に記載されるとおり、契約に基づき開発される提携化合物および提携製品の北米および大塚
 製薬の単独の販売区域外における販売またはライセンスにより当社が受領する報酬の50%。

上記のパーセンテージは、当社が、北米における「エミクススタト塩酸塩」を基盤とした製品の初回の商業化から5年以内 に前受金を返済しない場合、75%まで引き上げられる可能性があります。当社と大塚製薬との間の取決めに基づく財務制限条 項はありません。2013年および2014年12月31日現在、前受金の残高は、発生した利息を含み、それぞれ32.9百万米ドルおよび 58.5百万米ドルでありました。

オフバランスシート取引

現在まで当社は、ストラクチャード・ファイナンスまたは特定目的事業体と称され、簿外取引を促進するまたはその他の契約上限られた目的のために設立された非連結事業体または財務上の組合との間にいかなる関係も有しておりません。

2011年以降、当社は、エミクススタト塩酸塩契約に基づき、開発費用における当社の持分に相当する資金提供をを大塚製薬 より受けて、開発費用を共同負担しています(ただし、「エミクススタト塩酸塩」の商業化から得られる利益(もしあれば) または売上もしくはライセンス収益(もしあれば)から当社が返済を行います。)。2013年および2014年12月31日までに当社 は、上記の契約に基づき、それぞれ約32.4百万米ドルおよび49.7百万米ドルの累積収益を認識しました。2013年および2014年 12月31日現在、偶発的に返済すべき借入金はそれぞれ1.2百万米ドルおよび2.5百万米ドルの利息を発生し、借入金と同様の条 件に基づき偶発的に返済される必要があります。

6【研究開発活動】

2014年、2013年および2012年12月31日終了年度において、当社は約25.6百万米ドル、36.4百万米ドルおよび31.6百万米ドル を研究開発活動に対して使用しました。

臨床研究プログラムおよび社内研究プログラムに関する研究活動費については、「第3 事業の状況-1.業績等の概要-営業活動勘定について」および「第3 事業の状況 7.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には、当社の事業、業績および当社が事業を行う業界に関する、現在における当社の予想、見積り、見通しおよび計画な らびに当社経営陣の信念および仮定に基づく将来の事象および当社の業績に関する将来予測の記述が含まれています。「期待 する」、「見込む」、「目的とする」、「目標とする」、「計画する」、「するつもりである」、「する場合がある」、「す る予定である」、「する計画である」、「確信している」、「しようとする」および「見積もる」などの単語、それらの変化 形ならびに類似の表現は、これらの将来予測の記述を識別するために使用されています。これらの将来予測の記述は単なる予 測であり、予測が困難なリスク、不確実性および見積りの影響下にあります。従って、実際の結果は将来予測の記述に含まれ るものと著しく異なるまたは逆行する可能性があります。かかる差異を引起すまたはそれらに寄与する要因には、「第一部 企 業情報-第3 事業の状況-4.事業等のリスク」および本書のその他の項目において記載されるものが含まれますが、それら に限定されません。将来予測の記述は、その時々における当社経営陣の合理的な予想に基づくものでありますが、それらに依 拠するべきではありません。当社は、理由の如何を問わず、法律で義務付けられている可能性がある場合を除き、新情報、将 来の事象またはその他の結果として、いかなる将来予測の記述も公に訂正または更新する義務を有しません。

(1)財務状態の分析

資産

流動資産

2014年12月31日現在の流動資産は総額111.7百万米ドルであり、2013年12月31日に対して69.4百万米ドルの増加を示しました。かかる変化は主に、2014年2月における当社のIPOによる手取金から売却可能有価証券に投資された短期投資によるものです。支払請求および回収のタイミングに起因し、未収金は5.0百万米ドル減少しました。

非流動資産

2014年12月31日現在の非流動資産は総額85.3百万米ドルであり、2013年12月31日から73.5百万米ドルの増加を示しました。 かかる変化は、当社のIPOによる手取金から投資された長期投資の80.6百万米ドルの増加により生じました。

債務

流動負債

2014年12月31日現在の流動負債は総額12.6百万米ドルであり、2013年12月31日に対して10.3百万米ドルの減少を示しました。かかる変化は主に、2014年2月における当社のIPOに関連して、関連当事者に対する12.0百万米ドルの条件付転換債務が転換されたことによります(うち6.2百万米ドルは、収益獲得過程を経る前に大塚製薬から受領した、提携からの繰延収益により相殺されました。)。

長期負債

2014年および2013年12月31日現在において、当社は重要な長期負債を有しておりません。

株主資本

2014年12月31日現在の株主資本は総額184.4百万米ドルであり、2013年12月31日に対して153.2百万米ドルの増加を示しました。かかる変化は、2014年2月における当社のIPOからの正味手取金142.0百万米ドル、ストック・オプションの行使による手取金0.7百万米ドルおよび関連当事者に対する条件付転換債務の転換による総額12.0百万米ドルから当期純損失の結果である累積欠損の変動額2.0百万米ドルを控除したことにより生じました。

(2)業績の分析

2013年12月31日終了年度と2014年同日終了年度の比較

提携からの収益

当社の臨床プログラムを構成するカテゴリは、「エミクススタト塩酸塩」(エミクススタト塩酸塩契約に基づくプログラム)を含む「専有技術」、ならびにドライアイ治療のための大塚製薬の専有化合物である「レバミピド」(現在は当社と大塚 製薬との間で解除されたレバミピド契約の対象)および緑内障治療のための大塚製薬の専有化合物である「OPA-6566」(大塚 製薬との開発・提携契約である緑内障契約の対象)を含む「インライセンス」であります。

以下の表は、当社の臨床プログラムからの収益を示しています(単位:パーセンテージを除き、千米ドル)。

| | 12月31日終 | 了年度 | | |
|--------------|---------|--------|--------------|--------------|
| | | | 2013年から2014年 | 2013年から2014年 |
| | 2013年 | 2014年 | にかけての推移 | にかけての推移(%) |
| | | | | |
| 「エミクススタト塩酸塩」 | 39,186 | 35,364 | (3,822) | (9.8)% |
| 「レバミピド」 | 12,271 | 25 | (12,246) | (99.8)% |
| 「OPA-6566」 | 1,490 | 7 | (1,483) | (99.5)% |
| 計: | 52,947 | 35,396 | (17,551) | (33.1)% |

専有技術

「エミクススタト塩酸塩」 2014年12月31日終了年度において、エミクススタト塩酸塩契約に基づく臨床プログラムからの収益は、前年から3.8百万米ドルまたは9.8%減少しました。2014年12月31日終了年度のかかる減少は、前年の臨床第2b/3相試験の開始に関連した5.0百万米ドルのマイルストーン支払いの受領によるものでした。2014年においてマイルストーン支払いの受領はありませんでした。

インライセンス

「レバミピド」 2014年12月31日終了年度において、レバミピド契約に基づく収益は、前年から12.2百万米ドルまたは 99.8%減少しました。2013年9月に、大塚製薬は、臨床第3相試験において主要評価項目が達成されなかったとの理由により レバミピド契約を解除しました。

「OPA-6566」 2014年12月31日終了年度において、緑内障契約に基づく収益は、臨床第1/2相研究の完了により、前年から 1.5百万米ドルまたは99.5%減少しました。

当社は、予測可能な将来における大塚製薬とのインライセンス臨床プログラムによる多額の研究開発費の発生を予想してお りません。

営業費用

研究開発費

当社は臨床プログラムおよび社内研究プログラムに関する財務情報を諸般の目的で作成しています。当社の臨床プログラム を構成するカテゴリは、「エミクススタト塩酸塩」(エミクススタト塩酸塩契約に基づくプログラム)を含む「専有技術」、 「レバミピド」(解除されたレバミピド契約に基づくプログラム)および「OPA-6566」(緑内障契約に基づくプログラム)を 含む「インライセンス」ならびに主に当社の視覚サイクルモジュレーター化合物に関する社内研究活動に付随する費用および 経費から構成される「社内研究」であります。

以下の表は、当社の臨床プログラムおよび社内研究プログラムのための研究開発費を示しています(単位:パーセンテージ を除き、千米ドル)。

| | 12月31日終了年度 | | | |
|--------------|------------|--------|--------------|--------------|
| | | | 2013年から2014年 | 2013年から2014年 |
| | 2013年 | 2014年 | にかけての推移 | にかけての推移(%) |
| | | | | |
| 「エミクススタト塩酸塩」 | 25,537 | 24,509 | (1,028) | (4.0)% |
| 「レバミピド」 | 7,081 | 15 | (7,066) | (99.8)% |
| 「OPA-6566」 | 1,232 | 8 | (1,224) | (99.4)% |
| 社内研究 | 2,555 | 1,050 | (1,505) | (58.9)% |
| 計: | 36,405 | 25,582 | (10,823) | (29.7)% |

専有技術

「エミクススタト塩酸塩」 2014年12月31日終了年度において、エミクススタト塩酸塩契約に基づく臨床プログラムに関連する研究開発費は、前年に比べ1.0百万米ドルまたは4.0%減少しました。かかる減少は、2014年12月31日終了年度中のタイミングおよび研究開発活動の減少に起因するものでした。

インライセンス

「レバミピド」 2014年12月31日終了年度におけるレバミピド契約に基づく研究開発費は、2013年9月におけるレバミピ ド契約の解除により、前年に比べ7.1百万米ドルまたは99.8%減少しました。2013年9月に、大塚製薬は、臨床第3相試験にお いて主要評価項目が達成されなかったとの理由によりレバミピド契約を解除しました。 「OPA-6566」 緑内障契約に基づく研究開発費は、「OPA-6566」の臨床第1/2相研究の完了により、前年に比べ2014年12月 31日終了年度は1.2百万米ドルまたは99.4%減少しました。

当社は、予測可能な将来における大塚製薬とのインライセンス臨床プログラムによる多額の研究開発費の発生を予想してお りません。

社内研究 2014年12月31日終了年度における当社の社内研究活動に関する研究開発費は、当社の戦略的再編により、前年に比べ1.5百万米ドルまたは58.9%減少しました。2013年10月、レバミピド契約解除の結果、当社は、人員整理を含む費用削減計画を発表しました。この計画により、当社の従業員総数の約35%に相当する約30名が2014年1月1日付で削減されました。

地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性治療のための「エミクススタト塩酸塩」の開発継続に加え、2014年後半、当社は、 緑内障、ドライアイおよびその他様々な網膜疾患の治療薬創出のため一定の当社の専有前臨床化合物および当社がインライセ ンスする化合物を開発するために、当社の社内研究開発努力、当社の視覚サイクルモジュレーターの専門知識を活用し、外部 のパートナーシップ、インライセンスおよび合併・買収の機会を追求することに重点を置く新たな戦略的事業計画を開始しま した。当社は、大規模で成長中の世界の眼科用製薬市場およびこれらの適応症に対して現在利用可能な治療薬が不十分である との考えに基づいて、これらの潜在的な治療薬には著しい市場可能性があると考えています。当社は、これらの治療薬は独立 して開発され、これらのプログラムに関する当社の開発費支出は提携パートナーから資金提供されないと見込んでいます。結 果として、当社は、当社の研究開発費用総額は増加し、来年度の営業活動は純損失となると予想しています。

一般管理費

一般管理費は、公開会社化に関連した企業法務および会計経費の増加に関連し、2014年12月31日終了年度に9.5百万米ドルから10.0百万米ドルへと0.5百万米ドルまたは4.8%増加しました。当社は、社内インフラへの投資および計画された事業開発活動により、一般管理費は2015年に増加すると予想しています。

受取利息

2014年12月31日終了年度の受取利息は、当社のIPOの手取金に係る利息により、前年と比較して0.1百万米ドルから0.5百万米 ドルへと0.4百万米ドル増加しました。

支払利息

2014年12月31日終了年度の支払利息は、当社のIPOに関連して転換された条件付転換債務の転換により、前年と比較して0.1 百万米ドルから0米ドルへと0.1百万米ドル減少しました。

法人税費用

2013年12月31日終了年度における法人税費用は、約2.9百万米ドルでした。2014年12月31日終了年度における法人税費用は、 総額で約2.4百万米ドルでした。これは、2013年および2014年のそれぞれの実効税率39.8%および667.7%を反映したもので す。米国の連邦法定税率34%と2014年の当社における実効税率の差は主に、当社が将来実現されないと見込む繰延税金資産に 関連する部分的評価性引当金の計上、ストックオプション、飲食費、交際費およびその他の雑費に関する会計上の利益と課税 所得との差異に起因するものです。当社は、当社の新たな戦略的事業計画の結果として予想される将来の損失のため、当社の 繰延税金資産に対して部分的な評価性引当金2.3百万米ドルを計上しました。2013年において、実効税率に対し5%を超える影 響を及ぼす個別の項目はありませんでした。 (3) キャッシュフローの分析

流動性および資本資源

当社のIPOまでは、当社は主に転換優先株式および条件付転換債務を発行することにより、また2009年からは営業で生成され た現金により営業資金を拠出していました。開発活動に対する大塚製薬からの資金提供および大塚製薬からのマイルストーン 支払いの受領により、当社の現金需要は限定的であります。

地図状萎縮を伴うドライ型加齢黄斑変性治療のための「エミクススタト塩酸塩」の開発継続に加え、2014年後半、当社は、 緑内障、ドライアイおよびその他様々な網膜疾患の治療薬創出のため一定の当社の専有前臨床化合物および当社がインライセ ンスする化合物を開発するために、当社の社内研究開発努力、当社の視覚サイクルモジュレーターの専門知識を活用し、外部 のパートナーシップ、インライセンスおよび合併・買収の機会を追求することに重点を置く新たな戦略的事業計画を開始しま した。当社は、大規模で成長中の世界の眼科用製薬市場およびこれらの適応症に対して現在利用可能な治療薬が不十分である との考えに基づいて、これらの潜在的な治療薬には著しい市場可能性があると考えています。当社は、これらの治療薬は独立 して開発され、これらのプログラムに関する当社の開発費支出は提携パートナーから資金提供されないと見込んでいます。結 果として、当社は、当社の研究開発費用総額は増加し、来年度の営業活動は純損失となると予想しています。

2014年2月13日、当社の新規株式公開の完了時点で、当社は、普通株式9,200,000株を1株当たり約17.72米ドルで発行および売却し、正味手取金142.0百万米ドル(引受割引および手数料ならびに株式発行費用の控除後)を受領しました。IPOの結果、すべての優先株式および条件付転換債務は普通株式に転換されました。

当社が有する現金、現金同等物および投資は、2013年および2014年12月31日現在でそれぞれ32.4百万米ドルおよび187.8百万 米ドルでありました。現金および現金同等物は、取得日後3か月以内に満期が到来する、短期の流動性の高いすべての投資を 含みます。2014年12月31日現在、現金同等物は、マネー・マーケット・ファンドおよび預金証書で構成されます。2013年およ び2014年12月31日現在の短期投資はコマーシャルペーパー、社債および預金証書で構成されます。取得日現在の満期が3か月 から1年の間である投資は、短期投資に分類されます。第三者金融機関への預金額は、連邦預金保険公社および証券投資家保 護公社の適用ある保証上限を超える可能性があります。

以下の表は、2012年、2013年および2014年12月31日終了年度のキャッシュフローの要約を示しています(単位:千米ドル)。

| | 12月31日終了年度 | | | | |
|--|-------------------|------------------|--------------------|--|--|
| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | | |
| 営業活動によるキャッシュフロー 投資活動に使用されたキャッシュフロー 財務活動による(使用された)キャッ | 11,246 (3,743) | 7,246 (6,581) | 8,844 (152,334) | | |
| シュフロー | (624) | (3,310) | 148,274 | | |

営業活動によるキャッシュフロー

営業活動により生成された現金および現金同等物は、2012年、2013年および2014年の12月31日終了年度においてそれぞれ 11.2百万米ドル、7.2百万米ドルおよび8.8百万米ドルでありました。2014年の現金流入は主に回収の時期に関連した未収金5.0 百万米ドルの減少、2014年における評価性引当金の創設に関連した繰延税金資産2.3百万米ドルの減少、繰延収益6.2百万米ド ルの増加、2.0百万米ドルの純損失による相殺、未払債務2.4百万米ドルの減少および未払報酬1.6百万米ドルの減少の結果によ るものでした。2013年の現金流入は主に4.3百万米ドルの純利益から生じ、これが未収金1.6百万米ドルの増加、繰延収益2.6百 万米ドルの減少ならびに繰延税金資産2.3百万米ドルの減少および未払債務2.7百万米ドルの増加により一部相殺されました。 2012年の現金流入は主に4.2百万米ドルの純利益から生じ、これが繰延税金資産2.4百万米ドルおよび未収金3.6百万米ドルの減 少ならびに買掛金の1.9百万米ドルの減少により一部相殺された未払債務1.3百万米ドルの増加により調整されました。 投資活動によるキャッシュフロー

2012年、2013年および2014年に投資活動に使用された現金(純額)は、それぞれ3.7百万米ドル、6.6百万米ドルおよび152.3 百万米ドルでありました。かかる変化は主に市場性有価証券の購入(純額)により生じました。

財務活動によるキャッシュフロー

2014年の財務活動による現金(純額)は、148.3百万米ドルであり、主に当社のIPOおよびストック・オプション行使からの 正味手取金で構成されました。2012年および2013年の現金流出は、主に当社のIPOに付随する繰延費用の結果でした。

当社は、営業からの現金ならびに当社の既存の現金、現金同等物および投資の残高は、当社の継続的営業活動、運転資本、 資本支出ならびにその他の資本需要を少なくとも今後12か月にわたって賄うのに十分であると考えます。当社の将来的な資本 需要は、収益の伸び率、研究開発活動の拡大、大塚製薬との提携契約に基づく製品候補の共同販売に関する決定のタイミング および範囲、および大塚製薬との提携契約に基づくマイルストーン達成のタイミングを含む多くの要素に依存します。当社は 現在、補完的な事業、アプリケーションまたは技術への潜在的な投資またはその取得に関する一切の契約および合意の当事者 となっていませんが、当社はこうした種類の契約を締結する可能性があり、これにより追加的な資本または負債による資金調 達が必要となる可能性があります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2013年および2014年12月31日現在、当社の固定資産は、以下のとおりに構成されました(単位:千米ドル)。

| | 12月31 | 12月31日 | | |
|-------------|---------|---------|--|--|
| | 2013年 | 2014年 | | |
| 実験装置 | 2,844 | 2,910 | | |
| リース物件改良費 | 1,812 | 1,812 | | |
| オフィス家具および設備 | 457 | 497 | | |
| | 5,113 | 5,219 | | |
| 減価償却累計額 | (4,001) | (4,477) | | |
| 有形固定資産(純額) | 1,112 | 742 | | |

2【主要な設備の状況】

当社の本社は、ワシントン州シアトル市に位置し、約38,723平方フィートのオフィス・スペースをリースし、一般管理目的 に使用しています。かかるリースは2021年11月30日または2022年2月22日に終了します。当社はワシントン州ボセルに位置す る約17,488平方フィートの研究施設およびオフィス・スペースをリースし、研究施設、研究開発および一般管理目的に使用し ています。かかるリースは2017年2月28日に終了します。また、かかるリースでは、10か月先だってリースを終了するオプ ションおよび追加の3年間にわたりリースを延長するオプションが当社に提供されています。

当社は、かかるスペースが、当社の現在のニーズに適していると考えております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 該当事項はありません。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1)【株式の総数等】
 - 【株式の総数】

(2014年12月31日現在)

| 授権株数(株) | | 発行済株式総数(株) | 未発行株式数(株) |
|---------|-------------|------------|---------------------------|
| 普通株式 | 100,000,000 | 35,808,967 | 64,191,033 ⁽¹⁾ |

(1) 上表における普通株式の数は、ストック・オプションの行使により発行される可能性のある普通株式を含みます。
 2014年12月31日現在、2,329,629株の普通株式が、エクイティ・プランに基づく発行のために留保されています。

【発行済株式】

(2014年12月31日現在)

| 記名・無記名の別及び 額面・無額面の別 | 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------------------------|---------------------|------------|------------------------------------|----|
| 記名式無額面株式 | 普通株式 ⁽¹⁾ | 35,808,967 | 東京証券取引所 | - |

(1) 上表における普通株式の数は、優先株式もしくは条件付転換債務の転換またはストック・オプションの行使により発行される可能性のある普通株式を含みません。2014年12月31日現在、2,329,629株の普通株式が、エクイティ・プランに基づく発行のために留保されています。2014年12月31日現在、普通株式375,956株が、発行済かつ行使可能なストック・オプションの行使において、8.45米ドルの加重平均行使価格により発行される可能性があります。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2014年12月31日現在)

| | 発行済株式 | 総数(株) | 資本金(千米ドル(千円)) | | |
|----------------|-----------|------------|---------------|--------------|--------------------------|
| 年月日 | 増減数 | 残高 | 増減額 | 残高 | 摘要 |
| | | | 6 | 30,731 | |
| 2010年3月30日 | 10,000 | 44,159,591 | (724) | (3,704,623) | ストック・オプション行使 |
| | | | 31 | 30,762 | |
| 2010年3月31日 | 50,000 | 44,209,591 | (3,738) | (3,708,360) | ストック・オプション行使 |
| | | | 1 | 30,763 | |
| 2010年5月19日 | 10,000 | 44,219,591 | (121) | (3,708,480) | ストック・オプション行使 |
| | | | 6 | 30,769 | |
| 2010年5月19日 | 10,000 | 44,229,591 | (724) | (3,709,203) | ストック・オプション行使 |
| | | | 550 | 31,319 | |
| 2010年5月28日 | 106,000 | 44,335,591 | (66,302) | (3,775,506) | 窪田良氏との雇用契約 |
| | | | 4 | 31,323 | |
| 2011年3月31日 | 3,000 | 44,338,591 | (483) | (3,775,988) | ストック・オプション行使 |
| | | | 19 | 31,342 | |
| 2011年11月18日 | 2,278 | 44,340,869 | (2,291) | (3,778,279) | 窪田良氏との雇用契約 |
| | | | 1 | 31,343 | |
| 2012年 2 月29日 | 188 | 44,341,057 | (121) | (3,778,399) | ストック・オプション行使 |
| | | | 2 | 31,345 | |
| 2012年5月25日 | 196 | 44,341,253 | (242) | (3,778,640) | 窪田良氏との雇用契約 |
| | | | 1 | 31,346 | |
| 2012年9月22日 | 100 | 44,341,353 | (121) | (3,778,761) | ストック・オプション行使 |
| | | | 1 | 31,347 | |
| 2012年11月9日 | 5,000 | 44,346,353 | (121) | (3,778,881) | ストック・オプション行使 |
| | | | 1 | 31,348 | |
| 2012年11月15日 | 104 | 44,346,457 | (121) | (3,779,002) | 窪田良氏との雇用契約 |
| | | | 54 | 31,401 | 南田古氏人名古田邦佐 |
| 2012年12月31日 | 5,204 | 44,351,661 | (6,509) | (3,785,389) | 窪田良氏との雇用契約 |
| | | | 3 | 31,404 | |
| 2013年1月11日 | 20,000 | 44,371,661 | (361) | (3,785,753) | ストック・オプション行使 |
| | 00.040 | 44 000 477 | 215 | 31,619 | 究田古氏与太白田却が |
| 2013年2月15日 | 20,816 | 44,392,477 | (25,918) | (3,811,671) | 窪田良氏との雇用契約 |
| | 40,000 | 44 400 477 | 1 | 31,620 | |
| 2013年4月9日 | 10,000 | 44,402,477 | (120) | (3,811,791) | ストック・オプション行使 |
| | 040 | 44 400 000 | 2 | 31,622 | |
| 2013年5月1日 | 219 | 44,402,696 | (241) | (3,812,033) | ストック・オプション行使 |
| 2012年 5 日 24 日 | 10 620 | 11 112 222 | (20, 052) | 31,863 | 容田白丘との慶田却約 |
| 2013年5月31日 | 10,636 | 44,413,332 | (29,052) | (3,841,083) | 窪田良氏との雇用契約 |
| 2014年2月42日 | 0 200 000 | E2 642 220 | 142,044 | 173,907 | 东坦性十八月 |
| 2014年2月13日 | 9,200,000 | 53,613,332 | (17,123,405) | (20,964,489) | 新規株式公開 |
| 2014年2月12日 | 3 636 365 | 57 240 607 | 12,000 | 185,907 | 新規株式公開における 冬供付転換債務の転換 |
| 2014年2月13日 | 3,636,365 | 57,249,697 | (1,446,600) | (22,411,089) | 条件付転換債務の転換 |

EDINET提出書類 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)(E30401)

| 右価語 | 証券報 | 告書 |
|-----|-----|----|

| | 発行済株式 | 総数(株) | 資本金 (千米 | ドル(千円)) | |
|--------------|--------------|------------|----------|--------------|--------------|
| 年月日 | 増減数 | 残高 | 増減額 | 残高 | 摘要 |
| | (32,441,604) | | - | 185,907 | 新規株式公開における |
| 2014年 2 月13日 | (注) | 24,808,093 | (0) | (22,411,089) | 優先株式の転換 |
| | | | - | 185,907 | 新規株式公開における |
| 2014年 2 月13日 | 10,813,867 | 35,621,960 | (0) | (22,411,089) | 優先株式の転換 |
| | | | 1 | 185,908 | |
| 2014年3月12日 | 72 | 35,621,960 | (120) | (22,411,209) | ストック・オプション行使 |
| | | | 3 | 185,911 | |
| 2014年3月12日 | 500 | 35,622,032 | (361) | (22,411,571) | ストック・オプション行使 |
| | | | 2 | 185,913 | |
| 2014年3月18日 | 277 | 35,622,809 | (241) | (22,411,812) | ストック・オプション行使 |
| | | | 62 | 185,975 | |
| 2014年3月24日 | 17,187 | 35,639,996 | (7,474) | (22,419,286) | ストック・オプション行使 |
| | | | 2 | 185,977 | |
| 2014年3月27日 | 1,000 | 35,640,996 | (241) | (22,419,527) | ストック・オプション行使 |
| | | | 3 | 185,980 | |
| 2014年7月1日 | 323 | 35,641,319 | (361) | (22,419,889) | ストック・オプション行使 |
| | | | 2 | 185,982 | |
| 2014年 8 月14日 | 354 | 35,641,673 | (241) | (22,420,130) | ストック・オプション行使 |
| | | | 190 | 186,172 | |
| 2014年 8 月18日 | 45,500 | 35,687,173 | (22,904) | (22,443,034) | ストック・オプション行使 |
| | | | 205 | 186,377 | |
| 2014年 8 月26日 | 56,800 | 35,743,973 | (24,712) | (22,467,748) | ストック・オプション行使 |
| | | | 167 | 186,544 | |
| 2014年 8 月27日 | 48,963 | 35,792,936 | (20,131) | (22,487,879) | ストック・オプション行使 |
| | | | 8 | 186,552 | |
| 2014年 8 月28日 | 10,448 | 35,803,384 | (964) | (22,488,843) | ストック・オプション行使 |
| | | | 1 | 186,553 | |
| 2014年 9 月2日 | 1,000 | 35,804,384 | (120) | (22,488,964) | ストック・オプション行使 |
| | | | 36 | 186,589 | |
| 2014年11月26日 | 4,583 | 35,808,967 | (4,339) | (22,493,303) | ストック・オプション行使 |

(注)2014年2月13日の新規株式公開に伴う転換優先株式の転換以前における発行済株式総数残高には、転換優先株式 32,441,604株が含まれています。新規株式公開の完了時に、かかる転換優先株式32,441,604株はすべて当社普通株式に 自動的に転換されました。2010年からかかる優先株式の転換時まで、発行済優先株式の残高に変動はありませんでした。

2014年12月31日現在の発行済普通株式総数は35,808,967株であり、資本金の合計は、約186,589千米ドルでした。

(4)【所有者別状況】

(2015年2月13日現在)

| 区分 | 株主数(人) | 株式数(株) | 発行済株式数に対する割合(%) |
|-----------------------|--------|------------|-----------------|
| 個人 | 19 | 244,055 | 0.6 |
| ベンチャー・キャピタル | 1 | 55 | 0.0 |
| 法人 | 3 | 1,737,389 | 4.9 |
| 取締役/役員 ⁽¹⁾ | 1 | 10,240,654 | 28.6 |
| ノミニー | 1 | 23,586,814 | 65.9 |
| 合計 | 25 | 35,808,967 | 100.0 |

(1) 本項における数値は、ストック・オプションおよびかかるオプションの行使において発行される株式を保有する役員 および取締役を含みません。

(2014年12月31日現在)

| | | | (2014年12月31日現在) |
|----------------------------|---------------------------------|------------|-----------------|
| | | | 発行済株式総数に対する |
| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 所有株式数の割合(%) |
| 窪田良 | 1301 Second Avenue, Suite 1900, | 10,240,654 | 28.6 |
| | Seattle, Washington 98101 | | |
| 大塚製薬株式会社 | 〒101-8535 | 1,888,011 | 5.3 |
| | 東京都千代田区神田司町2-9 | | |
| SBIバイオ・ライフサイエン | 〒106-6019 | 1,871,250 | 5.2 |
| ス投資事業有限責任組合 ⁽²⁾ | 東京都港区六本木1-6-1 | | |
| | 泉ガーデンタワー19階 | | |
| バイオビジョン・ライフサ | 〒106-6019 | 1,777,778 | 5.0 |
| イエンス投資事業有限責任 | 東京都港区六本木1-6-1 | | |
| 組合 ⁽²⁾ | 泉ガーデンタワー19階 | | |
| 株式会社大塚製薬工場 | 〒772-8601 | 1,515,152 | 4.2 |
| | 徳島県鳴門市撫養町 | | |
| | 立岩字芥原115 | | |
| SBIインキュベーション株式 | 〒106-6019 | 1,485,928 | 4.1 |
| 会社 ⁽²⁾ | 東京都港区六本木1-6-1 | | |
| | 泉ガーデンタワー19階 | | |
| SBIビービ ・メディア投資 | 〒106-6019 | 1,257,252 | 3.5 |
| 事業有限責任組合 ⁽²⁾ | 東京都港区六本木1-6-1 | | |
| | 泉ガーデンタワー19階 | | |
| ゴールドマン・サックス・ | 〒106-6147 | 975,000 | 2.7 |
| アンド・コー | 東京都港区六本木6-10-1 | | |
| SBIブロードバンドファンド | 〒106-6019 | 779,502 | 2.2 |
| 1 号投資事業有限責任組合 | 東京都港区六本木1-6-1 | | |
| (2) | 泉ガーデンタワー19階 | | |
| 合計 | - | 21,790,527 | 60.9 |
| | | | |

(1) 上記の所有株式数は実質所有を示すものとは限らず、また、オプションもしくは制限付株式ユニットまたはかかるオ プションもしくは制限付株式ユニットの行使もしくは権利確定により発行される株式は含まれていません。

(2) SBIグループ会社により保有または支配される株式およびSBIグループ会社により管理される投資ファンドが考慮され る場合、SBIグループの保有割合の総計は21.6%となります。 2【配当政策】

当社は、当社の株主資本に対する現金配当を発表したことも支払ったこともなく、当面は、将来的に現金配当を支払う意向 もありません。全ての配当は、当社の取締役会による承認の対象となります。当社の将来における株主資本に対する現金配当 の支払いの取締役会による決定は、当社の業績、財務状況、流動性要件、適用ある法律または契約により課される制限ならび に当社の取締役会がその独自の裁量によって配当の発表に関連があると判断するあらゆるその他の要因により影響を受けま す。

3【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

東京証券取引所(マザーズ市場)

| 回次 | 第13期 | | |
|------|-------------------------|--|--|
| 決算年月 | 2014年12月 ⁽¹⁾ | | |
| 最高 | 2,460円 | | |
| 最低 | 520円 | | |

(1) 当社普通株式は2014年2月13日より東京証券取引所マザーズ市場に上場されたため、2014年2月13日以降の最高・ 最低株価を示しております。

(2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

| () (((mm))) ((mm)) | | | | | | |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 月別 | 2014年 7 月 | 2014年 8 月 | 2014年 9 月 | 2014年10月 | 2014年11月 | 2014年12月 |
| 最高 | 1,034円 | 879円 | 986円 | 918円 | 869円 | 817円 |
| 最低 | 805円 | 701円 | 843円 | 730円 | 740円 | 603円 |

東京証券取引所(マザーズ市場)

(提出日現在)

| | 年齢 | | | |
|--|----------------|-------------|-------|----------------------------|
| 氏名 | (生年月日) | 役職 | 任期 | 保有株式数 |
| ピーター・A・クレセル | 71歳 | 取締役 | 2015年 | 20,000株 ⁽⁴⁾ |
| (Peter A. Kresel) ⁽³⁾ | (1943年8月12日) | | | 20,000 <i>t</i> m |
| グレン・Y・サトウ | 56歳 | 取締役 | 2015年 | 52,500株 ⁽⁵⁾ |
| (Glen Y. Sato) ⁽¹⁾⁽²⁾ | (1959年 3 月26日) | | | 52,500 <i>f</i> # |
| マイケル・シュツラー | 53歳 | 取締役 | 2015年 | 26,667株 ⁽⁶⁾ |
| (Michael Schutzler) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾ | (1962年1月6日) | | | |
| 窪田 良 | 48歳 | ファウンダー兼会長、取 | 2015年 | 10,250,654株 ⁽⁷⁾ |
| | (1966年10月18日) | 締役 | | -,, |
| ブライアン・オカラガン | 45歳 | 最高経営責任者兼社長 | 2015年 | 4,583株 |
| (Brian O'Callaghan) | (1969年6月1日) | | | |
| ヘン・デ・ヤング | 51歳 | 人事担当副社長 | 2015年 | - |
| (Hien DeYoung) | (1963年8月8日) | | | |
| デューイ・H・ブロッカー・ | 50歳 | 財務担当副社長、会計責 | 2015年 | - |
| Jr.(Dewey H. Blocker, Jr.) | (1964年10月13日) | 任者および秘書役 | | |

(1) 監査委員会委員であります。

(2) 報酬委員会委員であります。

(3) 指名委員会委員であります。

(4) 2015年3月31日から60日以内に行使可能なオプションの行使により発行される20,000株の普通株式を含みます。

(5) 2015年3月31日から60日以内に行使可能なオプションの行使により発行される52,500株の普通株式を含みます。

(6) 2015年3月31日から60日以内に行使可能なオプションの行使により発行される26,667株の普通株式を含みます。

(7) 2015年3月31日から60日以内に行使可能なオプションの行使により発行される10,000株の普通株式を含みます。

ピーター・A・クレセル氏は、2007年8月から当社の取締役を務めています。同氏はまた、2005年から2014年1月まで当社に 対するコンサルティング・サービスを提供していました。クレセル氏は、複数の専門分野を有するヘルスケア企業であるアラ ガン社において、国際薬事規制担当上級副社長として13年間務めた後、2006年に退社しました。アラガン社に入社する前、同 氏は、Bristol-Myers Squibb Companyにおいて国際薬事規制担当役員を務めました。クレセル氏は、シラキュース大学におい て微生物学の理学士号を取得し、シラキュース大学のユニバーシティ・カレッジでマーケティングの経営学修士号を取得しま した。

グレン・Y・サトウ氏は、2009年8月から当社の取締役および2014年1月から筆頭独立取締役を務めています。サトウ氏は、 2006年から、法律事務所であるCooley LLPでパートナーを務めています。2003年から2006年において、サトウ氏は、バイオ製 薬会社であるPDL BioPharma Inc.(旧Protein Design Labs, Inc.)において上級副社長および最高財務責任者を務めていまし た。1999年から2003年において、サトウ氏は、ゲノムに基づく医薬品開発会社であるExelixis, Inc.において最高財務責任者 およびゼネラル・カウンセルを務めました。サトウ氏は、ウェズリアン大学のカレッジ・オブ・ソーシャルスタディーズにお いて経営学の学士号を取得し、カリフォルニア大学ロサンゼルス校において法学博士号および経営学修士号を取得しました。 サトウ氏は現在、Intarcia Therapeutics, Inc.において取締役を務めています。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

マイケル・シュツラー氏は、2012年5月から当社の取締役を務めています。2013年8月から、シュツラー氏は、北米の技術 企業団体であるワシントン州テクノロジー産業協会のCEOを務めています。シュツラー氏は、オンライン語学学習サイトである Livemocha, Inc.のCEOおよび取締役を、2010年6月からかかるサイトがRosetta Stoneに買収された2013年4月まで務めていま した。2007年4月から、シュツラー氏は、自身の会社であるCEOsherpa LLCを通じて統率力を発揮し、ビジネスカウンセリング を提供しており、1998年から2012年までDigital Forest Inc.において取締役を務め、2008年から2010年まではTalent Spring Inc.において取締役を務めました。2003年7月から2007年3月まで、シュツラー氏は、デジタルメディア製品会社である RealNetworks, Inc.の上級副社長でありました。2003年2月から2004年7月まで、シュツラー氏は、オンライン求人会社であ るMonster Worldwide, Inc.の消費者製品担当上級副社長でありました。2000年9月から2002年9月まで、同氏は、オンライ ン・ソーシャル・ネットワークであるClassmates.com(現Classmates Media Corporation)のCEOでありました。2007年3月か ら、シュツラー氏は、オンラインビデオゲーム会社であるFlowPlay Inc.の取締役を務めています。2010年1月から、シュツ ラー氏は、ワシントン大学のマイケル・G・フォースター・スクールオブビジネスのイノベーション・アンド・アントレプレ ナーシップ・センターにおいてアドバイザー・ボードのメンバーを務めています。シュツラー氏は、ペンシルベニア州立大学 において理学士号を取得し、ロチェスター大学において経営学修士号を取得しています。

*窪田良氏(医学博士、Ph.D.)*は、当社のファウンダーであり、2002年6月から当社の取締役を務めており、2005年4月から 会長を務めています。さらに、2002年6月から2014年9月までは社長、2002年6月から2014年12月まではCEO、2002年6月から 2006年8月までは会計責任者ならびに2002年6月から2002年9月、2002年11月から2006年8月および2007年3月から2011年7 月まで秘書役を務めました。当社を創業する前、窪田氏は眼科学分野で活動しており、慶應義塾大学において教員を務めた 他、ワシントン大学の医学部において助教授として勤務しました。窪田氏は、慶應義塾大学においてMDおよびPhDを取得してお ります。窪田氏は、1996年に日本眼科医会による眼科専門医の資格を取得し、米国眼科学会(AAO)、米国視覚眼科学会 (ARV0)および日本眼科学会の会員を務めています。2008年以降、窪田氏はワシントン州の日米協会の理事を務めています。

プライアン・オカラガン氏は、2013年9月から当社の取締役を務めています。オカラガン氏は2014年9月8日に当社の社 長、最高業務執行責任者兼暫定最高財務責任者に任命されました。2014年12月22日に同氏は当社のCEOに任命され、2015年1月 1日からその効力が生じています。デューイ・H・ブロッカー・Jr.氏が2014年3月24日付で財務担当副社長に任命されたこと に関連し、オカラガン氏は暫定最高財務責任者を辞任しました。当社の役員に就任する以前、同氏はサンディエゴを拠点とす るパイオテクノロジー企業であるSonrgy Inc.の会長兼CEOでした。Sonrgy Inc.の前は、同氏はSangart Inc.の社長兼CEOおよ び同社取締役会のメンバーを務めました。同氏はまた、NPS Pharmaceuticals, Inc.の最高商務責任者を務め重要な企業戦略イ ニシアチブを発揮し、またCovance Inc.ではゼネラルマネジャーを務め2つの中核事業領域の再編および再建を成功に導きま した。Novartis Pharmaceuticals Corporationでは、2004年から2006年まで移植・免疫担当ないし感染症担当の北米ゼネラル マネジャーとしていくつかの有力製品の上市、インライセンス取引および2つの主要事業ユニットの拡大に尽力しました。同 氏はスイスでバイオ製薬会社のBioPartnersを共同設立し(2000年から2004年まで)、ドイツのMerck Biopharmaceuticalsで 1996年から2000年までゼネラルマネジャーを務め、また、1992年から1996年までの間、Pfizerでは英国でならびにBayerではア イルランドで様々な上級管理職を経験しました。同氏は英国のヘンリー・カレッジ・オブ・ビジネス・マネジメントでMBAなら びにコーク・インスティチュート・オブ・テクノロジーおよびマーケティング・インスティチュート・オブ・アイルランドで マーケティング・ディプロマを取得しています。同氏は現在BIOCOM、Aquavit BiopharmaおよびSan Diego Century Club等で複 数の取締役ないし理事の役職に就いています。 *ヘン・デ・ヤング氏*は、20年以上にわたる上級役員、ファウンダーおよびCEOとしての経験を有し、また、15年以上にわたる 人事管理に特化した経験を有しています。同氏は2009年に当社に入社し、当社の文化、組織力、報酬およびインセンティブ、 ならびに戦略的人材管理に注力してきました。同氏は、社内インフラおよび先進的企業戦略に関する能力の戦略的構築および 開発を行っています。当社への入社以前は、自身のコンサルティング会社を設立し、発展させました。また、同氏はCalibra Medical, Inc.およびCEPTYR, Inc.において人事部門の上級役職を務めていました。同氏は、人事管理協会(シアトル部)、人 事担当役員フォーラムおよびワールド・アット・ワークのメンバーです。同氏は、ハドソン研究所認定コーチおよび予測指標 評価アナリスト(Certified Predictive Index Assessment Analyst)の資格も有しています。

デューイ・H・ブロッカー・Jr. 氏は、2015年3月24日に当社の財務担当副社長に任命されました。同氏は、20年以上にわた る財務管理者としての経験を有します。同氏は2008年に財務部のディレクターとして当社に入社し、2010年に財務部のシニ ア・ディレクターに昇進しました。当社入社前には、Ivey Imaging社で最高財務責任者を務め、それ以前は5年間にわたりバ イオ製薬会社であるICOSコーポレーションでシニア・ファイナンシャル・アナリストを務めました。同社はワシントン州立大 学の学士号およびシアトル大学のMBAを保有しています。

当社の執行役員は、当社の取締役会の判断により選任され、任務を果たします。当社の取締役および役員において、家族関係はありません。

報酬委員会の兼任状況および内部関係者の関与

2014年中、当社の報酬委員会はピーター・クレセル氏およびグレン・サトウ氏で構成されていました。 当社の取締役会または報酬委員会のメンバーを務める執行役員を1名以上有する事業体の取締役会または報酬委員会のメン バーを務めている当社の執行役員は過去にも現在にもおりません。

役員報酬

「第5 提出会社の状況-5.コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの状況-役員報酬」をご 参照ください。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1.コーポレート・ガバナンスの体制

取締役会の構成

当社の修正再表示済み付属定款に基づき、当社の取締役会は、授権された取締役の人数を設定することができます。当社の 取締役会は現在5名で構成されています。現在の取締役会のメンバーは、かかる者が辞任するまでまたは後継者が当社普通株 式の保有者により正式に選任されるまで、取締役を務めます。

当社の株主による各年次総会において、かかる総会において任期が満了する取締役の後継者が選任され、かかる後継者は、 選任後の年次総会までまたはかかる者の後継者が選任されるまで、取締役を務めます。

コーポレート・ガバナンス指針

当社取締役会は、取締役に対する期待、取締役の独立性基準、取締役会委員会の構造および機能ならびに当社の統治に関す るその他の方針を定めるコーポレート・ガバナンス指針を採用しています。当社のコーポレート・ガバナンス指針は、当社 ウェブサイト(http://ir.acucela.com)のインベスター・リレーションズに関するページで「コーポレート・ガバナンス」を クリックすることにより閲覧可能です。コーポレート・ガバナンス指針は、当社の指名委員会により定期的に見直され、その 結果は当社取締役会に対して提案されます。

取締役会リーダーシップ構造

当社のコーポレート・ガバナンス指針は、当社にとって最大の利益になると当社取締役会が考える方法で、自由に会長を選 出することを定めています。当社取締役会は、現在、窪田氏が会長を務め、オカラガン氏が最高経営責任者を務めることが、 当社および当社株主にとって最善であると確信しております。最高経営責任者と会長の役職を分離することで、社長兼最高経 営責任者が当社の戦略的事業計画の執行ならびに経営および業績に注力することを可能にし、取締役会会長が取締役会の有効 性および当社の上級経営陣に対する独立した立場からの監視に注力することを可能にしています。

さらに、会長が独立取締役ではないため、独立取締役は、ひとりの独立取締役を筆頭独立取締役として指名します。現在、 グレン・サトウ氏が筆頭独立取締役を務めています。

筆頭独立取締役の地位および役割には、取締役会ならびに最高経営責任者およびその他の経営陣メンバーとのコミュニケー ションを円滑にする目的があります。筆頭独立取締役は、以下の責務を有しています。

・非経営陣および独立取締役による役員会議を企画、開催、主宰し、承認された連絡事項および指示を素早く最高経営責任 者に伝達すること。

・会長不在のすべての取締役会において議長を務めること。

・独立取締役のパフォーマンスに関連する見解および提案を収集し、最高経営責任者に報告すること。

・その時々に独立取締役により任命されるその他の任務および責任を遂行すること。

取締役会は、その独立性および運営の管理は、リーダーシップ構造、取締役会の構成ならびに健全なコーポレート・ガバナ ンス指針および実務を通じて効率的に維持されていると確信しています。

独立性

当社の普通株式は、東京証券取引所のマザーズ市場に上場されています。当社の普通株式は、米国の証券取引所または業者 間相場システムにおいては上場されていないため、SECの規則は、取締役の過半数が独立していなければならないという米国の 証券取引所または業者間相場システムによる独立性の定義を用いて、当社の取締役のうち独立した取締役の特定をしなければ ならないと規定しています。各取締役に対して要求され提供された経歴、雇用および家族関係を含む当社、当社の経営陣およ び当社の独立登録会計事務所との関連性に関する情報に基づき、当社の取締役は、サトウ氏およびシュツラー氏の2名が、 ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)の設定する基準に基づく独立取締役であると決定づけました。

集会および出席

当社取締役会は、2014年において16回開催されました。在職中の各取締役は、2014年に在職した期間において、規定どおり に())取締役会および())在職する委員会の集会の総数の75%以上において出席しました。

年次株主総会における取締役の出席

当社取締役会の各メンバーが当社の年次株主総会に出席するよう促すことが、当社の方針です。当社の2014年の年次総会には、1名の取締役が出席しました。

取締役によるリスク管理

取締役会は、当社のリスク管理プロセスの監督に積極的に関与しています。取締役会は、独立したリスク管理委員会を設け ておりませんが、かかる監督機能を、取締役会全体として直接的に、またそれぞれの管理対象分野において潜在するリスクに 取り組む委員会を通じて、行っています。とりわけ、当社の監査委員会は、当社の主要な金融リスクのエクスポージャーおよ びそれらのエクスポージャーを監視、管理するために当社の経営陣が取った措置を検討、議論する責任を有し、報酬委員会 は、当社の報酬方針およびプログラムが過剰にリスク負担を促進する潜在性を持っていないかどうかを評価、監督し、指名委 員会は、当社の主要な法的コンプライアンス・リスクのエクスポージャーおよび適用ある法規制要件の遵守を促進、監督する ための当社のプログラムを監視し、当社取締役会は、戦略的リスク・エクスポージャーならびに当社の委員会で対応されてい ないその他のリスクの監視および評価に対する責任を有します。

取締役全体または適用ある委員会は、当社のリスクの特定、リスク管理およびリスク緩和の戦略に関して理解するために、 当社のCEOまたはその他経営陣メンバーから、当社が直面するリスクに関する報告を受領します。

取締役会委員会

当社取締役会は、監査委員会、報酬委員会および指名委員会を設立しております。各委員会の構成および責任は、以下のと おりであります。各委員会の憲章の写しは、98101ワシントン州、シアトル市、セカンド・アベニュー1301、スイート4200、ア キュセラ・インクのインベスター・リレーションズ部宛に書面による依頼を送付することにより、または当社ウェブサイト (http://ir.acucela.com)のインベスター・リレーションズに関するページにて無料で入手可能です。これらの委員会のメン バーは、かかる者が辞任するまでまたは当社取締役会にてその他の決定がなされるまで、メンバーを務めます。

監査委員会

当社の監査委員会は、監査委員会委員長であるグレン・サトウ氏およびマイケル・シュツラー氏により構成されています。 当社の監査委員会の構成は、適用あるNYSEおよびSECの規則および規定に基づく独立性要件を満たしています。さらに、当社取 締役会は、グレン・サトウ氏が、米国証券法に基づく規則S-Kの項目407(d)の意義の範囲内における監査委員会財務専門家であ ると決定づけました。独立登録会計事務所から当社に提供されるすべての監査業務および許容されるすべての非監査業務は、 当社の監査委員会により事前に承認されます。当社の監査委員会は、当社のウェブサイト(http://ir.acucela.com)に掲載され ている監査委員会の憲章を提案し、当社取締役会はそれを承認しました。当社の監査委員会は、とりわけ以下についての責任 を有します。

- ・ 当社の財務書類を監査する独立登録会計事務所を選任し、独立登録会計事務所に対する報酬を決定します。
- ・ 当社の独立登録会計事務所の独立性の確保に協力します。
- 当社の独立登録会計事務所とともに監査の範囲および結果について議論し、経営陣および当社の独立会計士とともに当 社の半期および年次業績、財務書類、会計および財務報告プロセスならびに財務書類の完全性を検討します。
- 疑問の余地がある会計または監査に関する問題につき従業員が匿名で懸念事項を提出できる手段を設立します。
- ・ 経営陣と独立登録会計事務所との間の異議を解決します。
- ・ 法的および規制要件の遵守および当社が採用した倫理規範の遵守を監督します。
- ・ 財務および会計に関する当社の内部統制の適正性を検討します。
- ・ リスク評価およびリスク管理に関する指針を議論します。
- ・ 当社の独立登録会計事務所によるすべての監査および非監査業務を検討および承認(または許可されるとおり、事前承認)します。

当社の監査委員会は、2014年において9回開催されました。

報酬委員会

当社の報酬委員会は、報酬委員会委員長であるグレン・サトウ氏およびマイケル・シュツラー氏により構成されています。 当社の報酬委員会の構成は、NYSEおよびSECの適用ある規則および規定に基づく独立性要件を満たしています。報酬委員会の目 的は、当社の執行役員の報酬に関連する当社取締役会の責任を遂行することであります。当社の報酬委員会は、当社ウェブサ イト(http://ir.acucela.com)に掲載されている報酬委員会の修正再表示済み憲章を提案し、取締役会はそれを承認しました。 当社の報酬委員会は、とりわけ以下についての責任を有します。

- ・ 当社の執行役員の報酬に関する検討、決定または取締役会への提案を行います。
- ・ CEOの実績を評価します。
- ・ 当社の株式およびエクイティ・インセンティブ・プランを管理します。
- 会社目標および当社の執行役員の報酬に関連する目的を検討、承認し、かかる目標および目的に照らした執行役員の実績を評価します。
- インセンティブ報酬およびエクイティ・プランに関し検討し、当社取締役会に提案をします。
- ・ 当社の従業員の報酬および給付金に関連する一般的指針を設定および検討します。

当社の報酬委員会の現在の慣行は、執行役員の報酬パッケージの見直しおよび取締役会に対する助言ならびに非従業員取締 役の報酬に関し取締役会に助言をすることですが、報酬委員会は、その憲章に基づき、役員報酬のすべての側面における決定 についての権限を有します。さらに、執行役員に対する株式報酬アワードは、取締役会による承認が必要です。憲章において 定められるとおり、当社の報酬委員会はまた、当社の役員報酬プログラムの妥当性および競争力を評価するために、報酬慣行 および傾向を見直します。当社の報酬委員会は、役員報酬に関するいかなる権限も、委譲することはありません。当社の報酬 委員会は、適切な場合、小委員会を結成しその権限を委譲する、または委員会の1名以上のメンバーにその権限を委譲するこ とがあります。

2014年において、当社の報酬委員会は、当社の執行役員に対する報酬を決定する際と類似した方法を用いて非従業員取締役 に対する報酬を見直し、取締役会に対して助言を行いました。

当社の報酬委員会は、その憲章に基づき、外部のカウンセルまたはその他の相談役を使用する権限を有します。かかる権限 に基づき、当社の報酬委員会は、2015年および2014年における役員報酬事案に関する助言および継続的な提案を得るために、 独立報酬コンサルタントであるエーオン・コンサルティング・カンパニーのラドフォードを使用しました。ラドフォードの代 表者は、定期および特別集会で当社の報酬委員会と時々に会談します。ラドフォードは、当社の報酬委員会がその責任を充足 するための支援をし、当社の報酬委員会の承認なしで経営に関するいかなるプロジェクトも推進することはありません。 当社の報酬委員会は、2014年において8回開催されました。

指名委員会

指名委員会は、指名委員会委員長であるマイケル・シュツラー氏およびピーター・クレセル氏で構成されます。当社の指名 委員会の構成は、過去の当社とのコンサルティング関係により、独立しているとみなされないクレセル氏を除き、NYSEおよび SEC の 適用 ある 規則 および 規定に基づく 独立 性要件を満たしています。指名委員会は、当社ウェブサイト (http://ir.acucela.com)に掲載されている指名委員会の憲章を提案し、取締役会はそれを承認しました。当社の指名委員会 は、とりわけ以下についての責任を有します。

- ・ 当社取締役会およびその委員会の候補者を特定、評価および推薦します。
- 当社取締役会および個別の取締役の実績を評価します。
- 取締役会およびその委員会の構成に関し検討し、当社取締役会に提案をします。
- ・ 関連当事者間取引および提案される行動規範の権利放棄に関して検討します。
- コーポレート・ガバナンス慣行の進展について検討します。
- ・ コーポレート・ガバナンスの履行および報告の適正性を評価します。
- コーポレート・ガバナンスに関する事項に関して当社取締役会に提案をします。

当社の指名委員会は、2014年において2回開催されました。当社取締役会により選任された当社取締役会の候補者は、指名 委員会の憲章、当社の定款および付属定款、当社のコーポレート・ガバナンス指針ならびに取締役候補資格に関して取締役会 によって採用されたいかなる基準に基づく指名委員会の推薦によります。現在まで、当社取締役会は、米国の法規制および東 京証券取引所上場規則ならびに当社の定款、付属定款、コーポレート・ガバナンス指針および委員会憲章を順守するのに必要 な要件以外に、候補者に必要な一連の詳細な最低基準、資質または技能を設定しておりません。さらに、取締役会および指名 委員会のいずれも、候補者の特定における多様性の検討に関する正式な方針を有しておりません。取締役会の方針は、当社の 総合的な企業目標に貢献する取締役の選任を奨励することにあります。指名委員会は、効果的な取締役会に貢献することが期 待される、ビジネス経験、多様性ならびにテクノロジー、金融、マーケティング、国際ビジネス、財務報告およびその他分野 における個人的スキルなどを含む、取締役に求められる資質、知識および特性を見直し、その時々に、取締役会に提案をしま す。これらの基準のすべてを満たさない例外的な候補者も、検討の対象となることがあります。取締役会の候補者を評価する にあたり、指名委員会は、その時々における取締役会の詳細なニーズを視野に、これらの要素を検討します。 指名委員会は、株主に推薦された取締役候補を検討し、上記の基準を用いてそれらの候補者を評価します。候補を推薦する 株主は、取締役候補に関して、当社の付属定款に定められる情報を提供しなければなりません。株主は、指名委員会が上記の 基準を視野に入れて候補者を評価できるように、推薦と併せて、候補者の経歴および資格についての十分な詳細、候補者が選 任された場合に役務を提供する意思を示した署名済みの書面、かかる候補者を推薦する株主が当社普通株式を保有する証拠な らびに当社付属定款に基づき求められるその他の情報を提示しなければなりません。かかる推薦および文書は、98101ワシント ン州、シアトル市、セカンド・アベニュー1301、スイート4200、アキュセラ・インクの人事担当副社長気付、指名委員会宛て に書面にて提出される必要があります。

取締役報酬

通常、当社は非従業員取締役に対して、現金および株式報酬の組合せによる報酬を提供しています。2014年において、当社 は各非従業員取締役に対して年間固定で7,500米ドルおよび委員会の委員長を務めた取締役に対して年間固定で2,500米ドルの 報酬を支払いました。また、クレセル氏を除き、当社の非従業員取締役に対して当社普通株式7,500株および委員会の委員長を 務めた非従業員取締役に対して当社普通株式2,500株を上限とする当社普通株式を購入するオプションが付与されました。 2015年は、当社は非従業員取締役に対して以下の報酬を提供します。

役職 委員会 固定報酬(米ドル) 取締役会会長 25,000 取締役会委員 35.000 委員会委員長 監査 15,000 委員会委員長 報酬 10,000 指名 / ガバナンス 6,500 委員会委員長 委員会メンバー 監査 7.500 委員会メンバー 報酬 5,000 委員会メンバー 指名 / ガバナンス 3,000

さらに、当社は非従業員取締役に対して、6,000株を上限とする当社普通株式を購入するオプションの付与および当社普通株 式3,000株の制限付株式ユニット(以下「RSU」といいます。)アワードを含む株式パッケージ、ならびに12か月以上取締役を 務めたあとは、4,000株を上限とする当社普通株式を購入するオプションの付与および当社普通株式2,000株のRSUアワードから 成る年次株式パッケージを繰返し提供します。2015年3月24日、当社取締役会は、クレセル氏、サトウ氏およびシュツラー氏 の各非従業員取締役に対し、かかる普通株式購入オプションの代わりとして約22,870米ドルの現金の支払いを承認しました。

2015年3月24日、当社取締役会は、2002年ストックオプションおよび制限付株式プラン、2012年エクイティ・インセンティ ブ・プランならびに2014年エクイティ・インセンティブ・プランに基づき付与された発行済のエクイティ・アワードの修正を 承認しました。非従業員取締役がアワードを行使できる期間が、退職後最長3か月間から退職後12か月間に延長されました。 かかる規定は、2014年エクイティ・インセンティブ・プランに基づく非従業員取締役に対する将来の付与についても同様に適 用されます。

非従業員取締役は、その他のいかなる形式による報酬、手当または給付金も受領しませんが、旅費、食費およびその他費用 を含む会議出席のための実費は払戻されます。

以下の表は、2014年12月31日終了年度において、非従業員取締役に対して付与されたもしくは支払われたまたは非従業員取 締役により獲得された報酬に関する情報であります。2014年において当社の唯一の従業員取締役であった窪田氏およびオカラ ガン氏に対して支払われたすべての報酬は、下記「役員報酬 - 報酬の概要」における表に示されています。2014年において、 当社の執行役員に任命される前にオカラガン氏に支払われた非従業員取締役報酬は、下記「役員報酬 - 報酬の概要」において 示される報酬の概要の表の「その他すべての報酬」と題される欄で報告されています。
取締役報酬

(米ドル)

| 氏名 | 現金により獲得 されたまたは 支払われた金額 | オプション・ アワード ⁽¹⁾ | その他すべての 報酬 | 合計 |
|-------------|------------------------------|-------------------------------|---------------|--------|
| ピーター・A・クレセル | 14,833 | - (2) | - | 14,833 |
| グレン・Y・サトウ | 17,500 | 57,250 ⁽³⁾ | - | 74,750 |
| マイケル・シュツラー | 13,563 | 45,800 ⁽⁴⁾ | - | 59,363 |

⁽¹⁾ 当該欄の金額は、本年度中に付与されたアワードに関してFASB ASC Topic 718に基づき計算されたストック・オプション・アワードの付与日における公正価値の総額であります。

- (2) 当社とのコンサルティング契約のため、クレセル氏は株式付与を受けませんでした。
- (3) 2014年5月、当社はグレン・サトウ氏に対して12,500株を上限とする当社普通株式を行使価格1株当たり7.78米ドルで 購入するオプションを付与しました。サトウ氏のオプション・アワードは、当社の年次オプション付与の慣行に従い、 2013年5月22日の確定開始日から1年間にわたり毎月同等に権利が確定します。
- (4) 2014年5月、当社はマイケル・シュツラー氏に対して10,000株を上限とする当社普通株式を行使価格1株当たり7.78米 ドルで購入するオプションを付与しました。マイケル・シュツラー氏のオプション・アワードは、当社の年次オプション付与の慣行に従い、2013年5月22日の確定開始日から1年間にわたり毎月同等に権利が確定します。

2014年12月31日現在、各非従業員取締役により保有される発行済ストック・オプション・アワードの対象である株式の総数は、以下のとおりであります。

発行済ストック・オプション・

| 氏名 | アワードに潜在する株式の総数(株) |
|-------------|-------------------|
| ピーター・A・クレセル | 20,000 |
| グレン・Y・サトウ | 52,500 |
| マイケル・シュツラー | 32,500 |

役員報酬

報酬の概要

以下の表は、2014年および2013年度において当社に提供されたすべての役務に関し、当社の指名執行役員に対して付与もし くは支払われたまたは非従業員取締役により獲得されたすべての報酬に関する情報を示しています。2014年における当社の指 名執行役員には、当社の主要な執行役員、2014年12月31日現在当社に役務を提供していた当社の2名の最も高い報酬を受けた 執行役員(当社の主要な執行役員を除きます。)および最も高い報酬を受けた執行役員(当社の主要な執行役員を除きま す。)となる予定であったものの、2014年12月31日付で執行役員として役務を提供していなかった前最高財務責任者が含まれ ます。当社は、これらの執行役員4名を指名執行役員と称します。

報酬の概要

| | | | | | | | | (米ドル) |
|---------------------------|-------|-------------------------|-----------------------|------------------------------|----------------|---|------------------------|-------------------|
| 氏名および主要な役職 窪田良 | 年度 | 給与 | 賞与 | ストック・ アワード ⁽¹⁾ | オプション・ アワード | 非株式イ ンセンテ ィブ・プラ ン報酬 ⁽²⁾ | その他 すべての 報酬 | 合計 ⁽³⁾ |
| 会長およびファウンダー | | | | | | | | |
| (前社長兼CEO) | 2014年 | 492,312 | - | - | - | - | 127,697 ⁽⁴⁾ | 620,009 |
| | 2013年 | 485,016 | 36,885 ⁽⁵⁾ | 456,360 | - | 232,800 | 804,776 ⁽⁶⁾ | 2,015,837 |
| ブライアン・オカラガン 社長兼CEO | | | | | | | | |
| (前暫定最高財務責任者) | 2014年 | 162,075 ⁽⁷⁾ | - | - | - | - | 168,381 ⁽⁸⁾ | 330,456 |
| | 2013年 | - | - | - | - | - | - | - |
| ヘン・デ・ヤング | | | | | | | | |
| 人事担当副社長 | 2014年 | 263,424 | - | - | - | 86,206 | 18,491 ⁽⁹⁾ | 368,121 |
| | 2013年 | 259,512 | - | - | - | 78,113 | 17,056 ⁽¹⁰⁾ | 354,681 |
| デヴィッド・L・ローランス 前最高財務責任者 | 2014年 | 226,579 ⁽¹¹⁾ | - | - | - | - | 91,128 ⁽¹²⁾ | 317,707 |
| | 2013年 | 308,544 | - | - | - | 108,453 | 18,626 ⁽¹³⁾ | 435,623 |

- (1) 当該欄における金額は、FASB ASC Topic 718に基づき計算された、2013年において窪田氏に対して発行されたストック・ アワードの付与日における公正価値の総額であります。付与日における公正価値の決定における仮定に関しては、本報告 書に含まれる監査済財務書類の注記8をご参照ください。
- (2) 当該欄における金額は、2014年および2013年において提供された役務に対する、当社のアキュセラ・インセンティブ・プ ログラムに基づく業績連動賞与の総額を示します。
- (3) 当該欄における金額は、本表のその他欄において反映される報酬金額の合計を示します。
- (4) 特典および日本国東京都のコーポレート・アパートメントの賃借に関し2014年に受領した個人手当107,324米ドル、通勤 費および駐車場代の支払い4,670米ドルならびに保険料の支払い15,703米ドルを示します。
- (5) アキュセラ・インセンティブ・プランに基づき、当社の報酬委員会は、その独自の判断で、窪田氏に対し、2013年におけ る当社CEOとしての功績を認め、現金による賞与36,885米ドルを承認しました。
- (6) 当社と窪田氏との間の雇用契約に基づき、同氏による普通株式の購入のための資金を提供するための約束手形に基づく窪田氏の債務を履行するために当社から支払われた456,360米ドル(注記1をご参照ください。)、かかる支払いに関連する税金の支払いの総額329,790米ドル、保険料の支払い13,991米ドルならびに通勤費および駐車場代の支払い4,635米ドルを含みます。
- (7) オカラガン氏は、2014年に当社の社長、最高業務執行責任者兼暫定最高財務責任者として雇用されていた期間に基づき日 割計算された給与162,075米ドルを受領しました。2015年1月1日付で、オカラガン氏は当社のCEOに就任しています。オ カラガン氏の現在の基本給は、515,500米ドルです。
- (8) 下記は、2014年に当社の社長、最高業務執行責任者兼暫定最高財務責任者に就任する前のオカラガン氏に支払われた非従業員取締役報酬ならびに保険料の支払い5,573米ドル、赴任費用の払戻し29,978米ドルおよび税金のグロスアップに関連する10,780米ドルを示しています。

(米ドル)

| 現金により獲得されたまたは 支払われた金額 | オプション・アワード** | その他すべての報酬 | 合計 |
|--------------------------|--------------|-----------|---------|
| 21.250 | 100.800 | - | 122.050 |

** 2014年5月、当社はオカラガン氏に対して20,000株を上限とする当社普通株式を行使価格1株当たり7.78米ドルで購入 するオプションを付与しました。オカラガン氏のオプション・アワードは、当社の2014年の当初取締役会オプション付 与の慣行に従い、2013年9月11日の確定開始日から4年間にわたり毎月同等に権利が確定します。

- (9) 通勤費および駐車場代の支払い4,670米ドルおよび保険料の支払い13,821米ドルを示します。
- (10)保険料の支払い12,421米ドルならびに通勤費および駐車場代の支払い4,635米ドルを示します。
- (11)2014年9月19日に効力が生じたローランス氏の退任日までの給与を示します。
- (12)(a)当社の有給休暇(以下「PTO」といいます。)制度に基づき獲得した未払PTO残高の一時払い金30,112米ドル、(b)ロー ランス氏の退任に関連する一時払い退職金13,049米ドル、(c)通勤費および駐車場代の支払い3,097米ドル、(d)保険料の 支払い11,537米ドル、ならびに(e)ローランス氏の退職後コンサルティング契約に基づくコンサルティング業務にかかる 33,333米ドルを示します。

(13)保険料の支払い13,991米ドルならびに通勤費および駐車場代の支払い4,635米ドルを示します。

非株式インセンティブ・プラン報酬

デ・ヤング氏は、2014年において、アキュセラ・インセンティブ・プログラムに基づき現金賞与を付与されました。アキュ セラ・インセンティブ・プログラムに基づき、当社の指名執行役員は、年間会社業績目標の達成に基づく賞与を受領する資格 を有しました(デ・ヤング氏に関しては、同氏個人の年間業績目標に基づきました。)。アキュセラ・インセンティブ・プロ グラムにおける目標賞与機会は、経営陣からの提案に基づき、当社の報酬委員会により設定されました。2014年において、指 名執行役員の目標賞与機会(基本給に対する割合)は、窪田氏が60%およびデ・ヤング氏が35%であり、窪田氏の実際の賞与 支払いは、達成された会社目標および目的の割合(以下「会社ファクター」といいます。)を、窪田氏の目標賞与機会で乗じ ることによりに決定されました。デ・ヤング氏については、実際の賞与支払いは、会社ファクターに会社目標および目的の荷 重係数を乗じた積と、達成されたデ・ヤング氏の目標および目的の割合(以下「個人ファクター」といいます。)に個人目標 および目的の荷重係数を乗じた積の合計により決定されました。かかる数値の合計は、その後目標賞与機会で乗じられまし た。

アキュセラ・インセンティブ・プログラムに基づく指名執行役員の個人目標および目的に対する会社目標および目的の相対 的な重みづけは以下のとおりでした。

| 指名執行役員 | 会社目標および目的 | 個人目標および目的 |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 窪田良 | 100% | 該当なし |
| デヴィッド・L・ローランス ⁽¹⁾ | | |
| ヘン・デ・ヤング | 65% | 35% |

(1) ローランス氏は2014年9月19日付で当社の最高財務責任者を退任しました。

2014年における会社ファクターは、90%を上限とし、0%から90%までの幅がありました(それぞれが10から50までのパー センテージ・ポイントの範囲を有し特定の寄与をする5つの会社目標および目的の達成に基づき、会社ファクターにおける最 高値を90パーセンテージ・ポイントとします。)。これらの会社目標および目的は、「エミクススタト塩酸塩」プログラムの 臨床試験マイルストーンの達成、事業開発マイルストーンおよび戦略提携マイルストーンに基づきます。

2014年における個人ファクターは、適用ある指名執行役員の個人目標および目的の達成に基づき、0%から100%までの幅が ありました。これらの決定をする上で、当社は、主観に基づき、当社のCEOの提案を含む複数の要因を考慮します。さらに、当 社のCEOは年次賞与レビュー・プロセスに反映される達成パーセンテージを、100%を上限として引き上げまたは引き下げるこ とができる決定権を有し、従って個人ファクターに基づく達成パーセンテージを決定します。個人ファクターを決定するため に用いられる目標および目的は、各指名執行役員に対して個別に設定され、デ・ヤング氏に対しては人事機能に関して設定さ れます。2014年において、当社の報酬委員会は、会社目標および目的の達成に基づき、会社ファクターを90%に決定し、2014 年における高い成績に基づき、デ・ヤング氏の個人ファクターを100%に決定しました。2014年において、アキュセラ・インセ ンティブ・プログラムに基づき、当社の指名執行役員により獲得された年次支払いは以下のとおりです。

| 指名執行役員 | 実際の報酬金額(米ドル) | | | |
|------------------------------|--------------|--|--|--|
| 窪田良 | - | | | |
| デヴィッド・L・ローランス ⁽¹⁾ | - | | | |
| ヘン・デ・ヤング | 86,206 | | | |

(1) ローランス氏は2014年9月19日付で当社の最高財務責任者を退任しました。

窪田氏は、アキュセラ・インセンティブ・プログラムに基づき約268,848米ドルの賞与を受取る権利を有していました。しか しながら、当社の2014年予算目標を達成するため、当社取締役会は同氏の意思にしたがい同プログラムに基づく負の裁量を行 使し賞与を付与しませんでした。

以下の表は、2014年12月31日現在の当社の指名執行役員により保有されるエクイティ・アワードに関する情報です。

| 2014年12月31日現在の発行済エクイティ・アワード | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------|------|----------------------|------------|--|--|--|--|
| | オプション・アワード | | | | | | | |
| | 未行使オプション ^{オプション} オプション | | | | | | | |
| | に潜在す | る株式数 | _行使価格 ⁽¹⁾ | 行使期限 | | | | |
| 氏名 | 行使可 | 行使不可 | | | | | | |
| ブライアン・オカラガン | _ | - | - | _ | | | | |
| 窪田 良 | 10,000 ⁽²⁾ | _ | \$ 1.45 | 2017年5月4日 | | | | |
| ヘン・デ・ヤング | 11,200 ⁽³⁾ 16,800 | | \$ 4.52 | 2021年7月21日 | | | | |
| デヴィッド・L・ローランス | _ | _ | _ | _ | | | | |

- (1) 当社取締役会が決定した、オプションまたはストック・アワードの付与日における当社の普通株式の公正市場価値を示します。付与日における公正価値を決定するために行われたすべての仮定については、本報告書に含まれる監査済財務 書類の注記8をご参照ください。
- (2) 2007年4月27日付でオプションに潜在する普通株式の25%の権利が確定し、残りの株式はその後3年間にわたり、毎月 同等に権利が確定しました。
- (3) 2012年7月1日付でオプションに潜在する普通株式の20%の権利が確定し、残りの株式はその後4年間にわたり、毎月 同等に権利が確定していきます。

役員雇用に関する取決め

ブライアン・オカラガン

当社のCEO兼社長であるオカラガン氏との間の雇用契約により、年間基本給は515,500米ドルと定められています。また、オ カラガン氏は、アキュセラ・インセンティブ・プログラムに基づき、オカラガン氏および当社取締役会との間で事前に書面に て相互に合意される予定である個人目標および会社目標の達成において年間基本給の60%に相当する年間賞与を獲得する権利 を有しています。ただし、賞与が支払われる際にオカラガン氏は当社により積極的に雇用されていなければなりません。ま た、同氏との雇用契約に基づき、2015年1月1日から2015年6月30日までの期間に、個人目標および会社目標の達成において 年間基本給の100%に相当する一時払いの賞与を受領する権利を有していました。これらの目標には、取締役会が承認する最高 財務責任者の採用およびヨーロッパにおける事業開発の開始が含まれます。2015年2月24日、報酬委員会は、業績連動報酬に 代わり、2015年3月31日の翌日以降の最初の給与支払日にオカラガン氏に対し515,520米ドルの任意の賞与を支払うことを承認 しました。ただし、オカラガン氏が2015年3月31日現在最高経営責任者を務めている必要があります。かかる契約はまた、同 氏がワシントン州、シアトル市に転居したことに関連するリロケーション・パッケージを定めています。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

2015年1月27日に、オカラガン氏に対して712,820株を上限とする当社普通株式を1株当たり5.78米ドルで購入するオプションおよび制限付株式ユニット356,410株が付与されました。2015年において、当社取締役会の裁量により、当社の2014年の株式インセンティブ・プランに基づき、株式留保数の増加に関する株主の承認を条件として、オカラガン氏は、(i)712,820株を上限として、当社普通株式を付与日の当社普通株式1株当たりの公正市場価値と同額の行使価格で購入できるオプション、または()当社普通株式を購入するストック・オプションおよび現金賞与の組合せのどちらかを受領する権利も有しています。

オカラガン氏の雇用は任意であり、理由の有無に関わらず、いかなる時でも終了される可能性があります。オカラガン氏の 雇用が「理由」なく、または「正当な理由」(いずれも同氏の雇用契約において定義されています。)により終了した場合、 同氏は給与の18か月分、COBRAプログラムに基づき同氏およびその家族に提供される健康保険料の最高18か月分ならびに同氏の 日割計算された年間賞与を受領する権利を有します。2015年3月24日、当社取締役会は、オカラガン氏の雇用契約に基づく最 高経営責任者退職金額と同額の利付分離勘定の創設を承認しました。当該資金は、オカラガン氏との雇用契約の条件に基づき 同氏に支払われるまでの間、当社の財産として保有されます。

窪田 良

当社と当社の会長である窪田氏との間の修正済雇用契約は、現在、515,500米ドルの年間基本給を定めています。

窪田氏の雇用は任意であり、理由の有無に関わらず、いかなる時でも終了される可能性があります。同氏と当社との間の雇 用契約は、窪田氏の雇用が「理由」なく、または「正当な理由」(いずれも窪田氏の雇用契約において定義されます。)によ り終了した場合、権利放棄書の締結を条件として、窪田氏が、年間基本給の300%に相当する金額の一時払い、年間基本給の 180%に相当する賞与としての一時払いに雇用の終了が発生した会計年度の目標賞与の日割計算による金額を付した金額、その 時点で適用されるCOBRAプログラムに基づき窪田氏およびその家族に提供される医療サービスの健康保険料の最高18か月分(も しあれば)ならびにいかなる発行済オプションの18か月分の追加的受領権を受領する権利を有することを定めています。「支 配権の変更」(窪田氏の雇用契約において定義されます。)の場合には、窪田氏の未確定の発行済オプションの半分およびす べての制限付株式の権利が直ちに確定し、かかる支配権の変更に関連してまたはその後18か月以内に、窪田氏の雇用が理由な くまたは正当な理由により終了した場合、同氏の未確定の発行済オプションのすべておよび制限付株式のすべては、ただちに 権利が確定します。さらに、窪田氏の雇用が、支配権の変更後6か月経過した後の30日間以内に、いかなる理由により窪田氏 により終了された場合、かかる雇用の終了は正当な理由によるものとみなされ、同氏は、上記の雇用終了後の給付金を受領す る権利を有します。当社はまた、契約に基づき同氏に対して行う支払いに関して課される消費税を窪田氏に対して支払う義務 を有します。窪田氏は競業避止義務契約の対象であり、雇用が終了した後12か月間にわたり当社と競合することができませ ん。

社長およびCEOの役職がオカラガン氏へ移行したことに関連して、当社は窪田氏の雇用契約を修正する過程にあります。当社 は窪田氏の修正後の雇用契約の条件は、年間賞与規定の削除および当社普通株式のストック・オプション、制限付株式ユニッ トまたは制限付株式を受領する権利の終了を含む予定です。

ヘン・デ・ヤング

デ・ヤング氏の現在の年間基本給は271,992米ドルであり、当社の報酬委員会は、同氏が2015年の個人目標および会社目標の 達成において同氏の基本給の35%に相当するアキュセラ・インセンティブ・プログラムに参加する資格を有することを決定し ました。

デ・ヤング氏の雇用は任意であり、理由の有無に関わらず、いかなる時でも終了される可能性があります。デ・ヤング氏は 競業避止義務契約の対象であり、雇用が終了した後12か月間にわたり当社と競合することができません。

デヴィッド・L・ローランス

ローランス氏は、2014年9月19日まで当社の最高財務責任者を務めました。当社の取締役会は、同氏が当社の最高財務責任 者として役務を提供した後、インセンティブを提供し同氏が当社の取締役会に対してコンサルティング業務を行うことを可能 にするための離職およびコンサルティング業務に関する条件を承認しました。離職およびコンサルティング契約に基づき、当 社はローランス氏に一時払い退職金13,049米ドルから適用ある連邦および州の給与源泉を控除した金額を支払いました。さら に、ローランス氏は、移行期において当社の指示によりコーポレート、財務および会計上のコンサルティング業務の提供に対 して、2014年9月20日から2015年6月20日まで月額で10,000米ドルを受領します。

人材保持資金プール

2015年2月24日、当社の報酬委員会は、当該従業員の継続的な献身を確保する資金プールとして、2015年12月31日時点で当 社との雇用が継続している従業員に対し同委員会の裁量で分配するための600,000米ドルのプールの創出を承認しました。当該 プールの配分は2015年第4四半期まで決定されない予定です。オカラガン氏を除く執行役員を含むすべての従業員はかかる プールから支払いを受ける権利を有しています。

退職および効果的支配権の変更に関する契約

2015年3月24日、当社取締役会は、当社経営陣の各メンバーおよびその他の特定の従業員との間に締結される「退職および 効果的支配権の変更に関する契約」の条件を承認しました。同契約は、従業員の何らかの理由によるもしくは理由なしの(就 業不能を含みます。)退職、正当な理由(同契約において定めます。)による自主退職または従業員の死亡の場合で、かつ、 効果的支配権の適格な変更後6か月以内に当該退職が発生した場合、当該従業員は月給の6か月分および2015年の年次目標賞 与の50%に相当する金額の合計額に退職後6か月間にわたり団体医療保障を維持するための保険料を加えた金額(税金を補て んする「グロスアップ」となります。)を受領する権利を有する旨を定めています。さらに、適格な退職において、当該従業 員は付与済のエクイティ・アワードに関し、12か月間の権利確定期間の追加を獲得することとなります。「効果的支配権の適 格な変更」とは、当社取締役の過半数が、当社取締役によってその指名および選任が当該指名または選任の日より前に推奨さ れていない後継の取締役と交代すること(すなわち米国財務省規則に基づく適格な効果的支配権の変更)と定義されていま す。当該契約は、2015年12月31日にまたは(当該退職が効果的支配権の適格な変更後6か月以内でない場合)従業員の退職の いずれか早い方により終了します。

エクイティ・インセンティブ・プランおよび株式報奨の修正

2015年3月24日、当社取締役会は、2002年ストックオプションおよび制限付株式プラン、2012年エクイティ・インセンティ ブ・プランならびに2014年エクイティ・インセンティブ・プランに基づく発行済のエクイティ・アワードの修正を承認しまし た。かかる修正は、これらのプランに基づくアワードの保有者全員(非従業員取締役を除く。)に関し、当社において支配権 の変更があり、理由なくまたは正当な理由(退職および効果的支配権の変更に関する契約において定義されます。)により役 務の提供が終了した場合、かかるアワードの未確定部分が直ちに権利確定することを定めています。さらに、これらのプラン に基づくアワードの保有者は、退職後、最長12か月間アワードの行使をすることができます。かかる規定は、2014年エクイ ティ・インセンティブ・プランに基づく将来の付与についても同様に適用されます。

税控除の可能性

内国歳入法セクション162(m)は、支払われた報酬に関して当社が税控除できる金額を、当社CEOおよび最も高い報酬を受領し た一定の役員1人当たり年間100万米ドルまでと定めています。しかしながら、かかる制限は、内国歳入法に定義される「業績 連動」賞与には適用されません。当社のストック・オプションは、インセンティブ・ストック・オプションを除き、通常は 「業績連動」賞与と見なされます。年次キャッシュ・インセンティブ・プランに基づく当社CEOおよび最も高い報酬を受領した 一定の役員に対する支払いならびに当社の発行済制限付株式付与は「業績連動」報酬と見なされず、100万米ドル制限を超過す る範囲において税控除の対象にはなりません。報酬支払いの種類による税控除の可能性は、付与および過去に付与された権利 の権利確定または行使のタイミングによります。適用ある税法の解釈およびそれらの改正ならびにその他当社の支配の及ばな い要因もまた、報酬の税控除の可能性に提供を及ぼします。支配権の変更の発生により付与され、早められまたは強化された アワードは、その全部もしくは一部において、内国歳入法セクション280Gにしたがい他の支払いと合計した場合にかかる条項 に記載される限度を超える範囲において、内国歳入法セクション280Gの意義におけるパラシュート支払を超過する可能性があ ります。かかるパラシュート支払の超過は、当社により税控除されず、受領者が支払わなければならない20%の物品税の課税 対象となります。報酬の税控除は望ましいものの、税控除は当社の報酬プログラムにおける主要な目的ではありません。むし ろ当社は、当社株主に対して最大の利益をもたらす方法で、報酬プログラムを構築するよう柔軟性を維持しています。

株式報酬プランに関する情報

下表は、2014年12月31日現在の、当社普通株式が発行される可能性のある報酬プランに関する情報を示したものです。「株 主に承認された株式報酬プラン」の項目は、2002年ストック・オプションおよび制限付株式プラン、2012年エクイティ・イン センティブ・プラン、2014年エクイティ・インセンティブ・プランならびに2014年従業員株式購入プランにより構成されま す。2014年エクイティ・インセンティブ・プランおよび2014年従業員株式購入プランの発効により、当社の2002年ストック・ オプションおよび制限付株式プランならびに2012年エクイティ・インセンティブ・プランは、発行済みのアワードを除き、終 了しました。

| | 発行済オプションの 行使により発行され る株式数 | 発行済オプションの 加重平均行使価格 | 株式報酬プランに基 づき将来発行される 可能性のある株式の 残高 ((a)に反映さ れた株式を除く) |
|--------------------|--------------------------------|-----------------------|--|
| プランカテゴリー | (a) | (b) | (c) |
| 株主に承認された株式報酬プラン | 375,956 | 8.45 | 1,953,673 |
| 株主に承認されていない株式報酬プラン | - | - | - |
| 合計 | 375,956 | 8.45 | 1,953,673 |

2. 内部監査体制

当社における内部監査部門は、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観 的に評価するとともに、統制の不備に対する改善または統制の向上に関する提案をし、フォローアップを行うために、会計監 査人と実務レベルで連携しております。四半期毎の監査委員会の会議には、監査委員会のメンバー、独立登録会計事務所、内 部監査部門および最高財務責任者が出席し、監査計画、監査実施状況、問題点と統制の改善および向上の状況についての報 告、協議が行われます。

3 . 社外取締役

当社の取締役5名のうち3名は、社外取締役であります。社外取締役は、当社の管理監督機能の強化に対する責任を有しま す。詳細は、上記「第5 提出会社の状況-4.役員の状況」をご参照ください。

4. 取締役の報酬等の内容

一般的に、当社は非従業員取締役に対して現金および株式報酬を組合わせて報酬を支払っています。詳細は、上記「役員報 酬」をご参照ください。

5.株式の保有状況 該当事項はありません。

6.監査法人について

会計監査

当社はアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーと監査契約を締結し、同独立公認会計事務所が公開会社会計監視委員会 (米国)の基準に基づく会計監査を実施しております。2014年度において、業務を執行した公認会計士の氏名および当社に係 る継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数 アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー、アシュアランス・サービス(2009年より)

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー - シアトル、 パートナー、マイケル・P・ベントレー

・監査業務に係る補助者の構成
 米国公認会計士約7名、その他約2名

(2)【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 前会計年度(2013年) | | | 当会計年度(2014年) | | | |
|--------------|-------------|-----------|--------------|-----------|--|--|
| 区分 | 監査業務に関して | 非監査業務に関して | 監査業務に関して | 非監査業務に関して | | |
| | 支払われた報酬額 | 支払われた報酬額 | 支払われた報酬額 | 支払われた報酬額 | | |
| 提出会社 | 1,820千米ドル | 13千米ドル | 650千米ドル | 76千米ドル | | |
| [挺山云社 | (219,401千円) | (1,567千円) | (78,357千円) | (9,161千円) | | |
| 連結子会社 | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | | |
| 合計 | 1,820千米ドル | 13千米ドル | 650千米ドル | 76千米ドル | | |
| | (219,401千円) | (1,567千円) | (78,357千円) | (9,161千円) | | |

【その他重要な報酬の内容】

監査業務に関して上記以外に支払われた報酬はありません。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

独立登録会計事務所はまた、税務関連サービスを提供し、かかる業務に対する報酬は、「非監査業務に関して支払われた 報酬額」に含まれます。

サーベンス・オクスリー法に基づく監査業務の報酬は、「監査業務に関して支払われた報酬額」に含まれます。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、取締役会の監査委員会により承認されます。

当社の監査委員会は、独立公認会計事務所により提供されるすべての監査および許容される非監査業務を事前承認するこ とをその方針としています。これらの業務は監査業務、監査関連業務、税務業務およびその他業務を含む。事前承認は個別 業務または業務の分類により詳述され、一般に個別の予算を条件とします。独立公認会計事務所および経営陣は、この事前 承認に従い独立公認会計事務所により提供される業務の範囲、ならびにそれまでに実行された業務に関する報酬について、 監査委員会に対し定期的に報告を行う必要があります。

上記「 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」の表に記載された報酬に関連する業務はすべて、当社の監査委員会 の承認を受けていました。

第6【経理の状況】

本書記載のAcucela Inc.(以下「当社」といいます。)の財務書類(2013年および2014年12月31日現在の貸借対照表ならび に2012年、2013年および2014年12月31日に終了した年度の損益計算書、包括利益計算書、株主資本等変動計算書およびキャッ シュフロー計算書ならびに関連する注記)は、米国証券取引委員会(SEC)に提出されたForm 10-Kに記載されたものであり、 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されています。かかる財務書類は、米国においてForm 10-K が提出され開示された後、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸 表等規則」といいます。)第129条第1項の規定の適用を受けています。

当該財務書類は、独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの監査を受けています。

なお、当社の財務書類は金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第35条および「財務諸表等の監査証明に関する内閣 府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の3の規定により、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けていません。

本書記載の財務書類のうち、英文(原文)は当社がSECに提出したものと同一であり、日本文はこれら原文の財務書類を翻訳 したものであります。

本書記載の当社の財務書類(原文)は、米ドルで表示されています。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第132 条の規定に基づき、2014年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値に基づき1米ドル= 120.55円で換算された金額であります。この換算は、もっぱら読者の便宜のためのものであり、その金額が上記の相場で実際 に日本円に交換されたり、交換できたであろうというように解するべきものではありません。

日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計処理および表示方法との主な相違点に関する事項は、 「4.米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」において説明されています。

円換算額および「4.米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」は、当社の原文の財務書類には含まれておらず、当社の監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーの監査の対象にもなっていません。

1【財務書類】

(1)貸借対照表

ACUCELA INC. 貸借対照表 (単位:千米ドル、千円)

| | 12月31 | 日現在 | 12月31日現在 | | |
|---------------------------|--------|-----------|----------|------------|--|
| | 2013 | 年 | 201 | 4年 | |
| | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 | |
| 資産 | | | | | |
| 流動資産: | | | | | |
| 現金および現金同等物 | 13,994 | 1,686,976 | 18,778 | 2,263,688 | |
| 投資 | 14,947 | 1,801,860 | 85,008 | 10,247,714 | |
| 提携からの未収金 | 10,262 | 1,237,084 | 5,285 | 637,106 | |
| 繰延税金資産 | 1,114 | 134,292 | 61 | 7,353 | |
| 前払費用およびその他の流動資産 | 1,964 | 236,760 | 2,582 | 311,260 | |
| 流動資産合計 | 42,281 | 5,096,972 | 111,714 | 13,467,121 | |
| | | | | | |
| 有形固定資産(純額) | 1,112 | 134,051 | 742 | 89,448 | |
| 長期投資 | 3,478 | 419,272 | 84,033 | 10,130,178 | |
| 長期繰延税金資産 | 1,280 | 154,304 | 42 | 5,063 | |
| 繰延株式発行費用 | 5,548 | 668,811 | _ | _ | |
| その他の資産 | 349 | 42,072 | 435 | 52,439 | |
| 資産合計 | 54,048 | 6,515,482 | 196,966 | 23,744,249 | |
| | | | | | |
| 負債および株主資本 | | | | | |
| 流動負債: | | | | | |
| 関連当事者に対する一年以内満期の条件付転換債務 | 12,000 | 1,446,600 | - | - | |
| 金掛買 | 754 | 90,894 | 441 | 53,163 | |
| 未払債務 | 6,579 | 793,098 | 4,176 | 503,417 | |
| 未払報酬 | 3,269 | 394,077 | 1,683 | 202,885 | |
| 提携からの繰延収益 | _ | _ | 6,231 | 751,147 | |
| 繰延賃借料およびリース・インセンティブ | 267 | 32,186 | 25 | 3,013 | |
| 流動負債合計 | 22,869 | 2,756,855 | 12,556 | 1,513,625 | |
| | | | | | |
| コミットメントおよび偶発事象(注記13): | | | | | |
| 長期繰延賃借料およびリース・インセンティブ、その他 | 55 | 6,630 | 47 | 5,666 | |
| 長期負債合計 | 55 | 6,630 | 47 | 5,666 | |
| | | | | | |

EDINET提出書類

アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401)

有価証券報告書

| | 12月31日 | 日現在 | 12月31日現在 | |
|------------------------|----------|-----------|----------|------------|
| | 2013 | | 2014 | |
| | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 |
| 株主資本: | | | | |
| 転換優先株式: | | | | |
| シリーズA株式(無額面) | | | | |
| 授権株式数 | | | | |
| 2013年12月31日現在 2,734千株 | | | | |
| 2014年12月31日現在 0株 | | | | |
| 発行済株式数 | | | | |
| 2013年12月31日現在 2,734千株 | | | | |
| 2014年12月31日現在 0株 | 2,051 | 247,248 | _ | _ |
| シリーズB株式(無額面) | | | | |
| 授権株式数 | | | | |
| 2013年12月31日現在 17,900千株 | | | | |
| 2014年12月31日現在 0株 | | | | |
| 発行済株式数 | | | | |
| 2013年12月31日現在 17,900千株 | | | | |
| 2014年12月31日現在 0株 | 13,387 | 1,613,802 | _ | _ |
| シリーズC株式(無額面) | | | | |
| 授権株式数 | | | | |
| 2013年12月31日現在 31,818千株 | | | | |
| 2014年12月31日現在 0株 | | | | |
| 発行済株式数 | | | | |
| 2013年12月31日現在 11,807千株 | | | | |
| 2014年12月31日現在 0株 | 12,771 | 1,539,544 | _ | _ |
| 普通株式(無額面) | , | , , - | | |
| 授権株式数 | | | | |
| 2013年12月31日現在 60,000千株 | | | | |
| 2014年12月31日現在100,000千株 | | | | |
| 発行済株式数 | | | | |
| 2013年12月31日現在 11,971千株 | | | | |
| 2014年12月31日現在35,809千株 | 3,654 | 440,489 | 186,589 | 22,493,303 |
| 資本剰余金 | 2,728 | 328,860 | 3,601 | 434,100 |
| その他の包括損失累計額 | (7) | (843) | (361) | (43,518) |
| 累積欠損 | (3,460) | (417,103) | (5,466) | (658,927) |
| 株主資本合計 | 31,124 | 3,751,997 | 184,363 | 22,224,958 |
| 負債および株主資本合計 | 54,048 | 6,515,482 | 196,966 | 23,744,249 |
| | 注記を参照のこと | 0 | | |

ACUCELA INC.

損益計算書

(単位:株式数および1株当たり金額を除き、千米ドル、千円)

| | 12月31日終了年度 | | | | | |
|--|------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 2012 | 2年 | 201 | 3年 | 2014 | 1年 |
| | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 |
| 提携からの収益 費用 : | 46,424 | 5,596,413 | 52,947 | 6,382,760 | 35,396 | 4,266,987 |
| 研究開発費 | 31,604 | 3,809,863 | 36,405 | 4,388,623 | 25,582 | 3,083,910 |
| 一般管理費 | 7,787 | 938,723 | 9,548 | 1,151,011 | 10,002 | 1,205,741 |
| 費用合計 | 39,391 | 4,748,586 | 45,953 | 5,539,634 | 35,584 | 4,289,651 |
| | 7,033 | 847,827 | 6,994 | 843,126 | (188) | (22,664) |
| その他の収益(費用)(純額): | | | | | | |
| 受取利息 | 27 | 3,254 | 122 | 14,707 | 519 | 62,565 |
| 支払利息 | (138) | (16,635) | (116) | (13,983) | (15) | (1,808) |
| その他の収益(費用)(純額) | (97) | (11,693) | 182 | 21,940 | 37 | 4,460 |
| その他の収益(費用)合計(純額) | (208) | (25,074) | 188 | 22,664 | 541 | 65,217 |
| 税引前当期純利益 | 6,825 | 822,753 | 7,182 | 865,790 | 353 | 42,553 |
| 法人税費用 | (2,647) | (319,095) | (2,883) | (347,546) | (2,359) | (284,377) |
| 当期純利益(損失) | 4,178 | 503,658 | 4,299 | 518,244 | (2,006) | (241,824) |
| 参加証券に帰属する当期純利益 | 3,056 | 368,400 | 3,138 | 378,285 | _ | |
| 普通株主に帰属する当期純利益(損 失) | 1,122 | 135,258 | 1,161 | 139,959 | (2,006) | (241,824) |
| 普通株主に帰属する1株当たり当期純 利益(損失)(米ドル(円)) | | | | | | |
| 基本 | 0.09 | 10 | 0.10 | 12 | (0.06) | (7) |
| 希薄化後 | 0.09 | 10 | 0.09 | 10 | (0.06) | (7) |
| 普通株主に帰属する1株当たり当期純 利益(損失)の計算に使用した加重平 均株式数(千株) | | | | | | |
| 基本 | 11,901 | 11,901 | 11,964 | 11,964 | 32,869 | 32,869 |
| 希薄化後 | 12,158 | 12,158 | 12,355 | 12,355 | 32,869 | 32,869 |
| 汤 | 「村の財務書類 | 額の注記を参 | 照のこと。 | | | |

85/141

(3)包括利益(損失)計算書

ACUCELA INC. 包括利益(損失)計算書 (単位:千米ドル、千円)

| | | 12月31日終了年度 | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|-------------------------|-----------------------|---------|---------|-----------|--|--|--|--|--|
| | 2012 | 年 | 2013 | 年 | 2014年 | | | | | | |
| | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 | | | | | |
| 当期純利益(損失) | 4,178 | 503,657 | 4,299 | 518,244 | (2,006) | (241,824) | | | | | |
| その他の包括利益(損失): 税引後有価証券未実現純利益(損失) (法人税控除後) | 6 | 723 | (7) | (843) | (354) | (42,675) | | | | | |
| 当期包括利益(損失) | <u>4,184</u> 添付の財務書類 | <u>504,380</u> の注記を参 | <u>4,292</u> 照のこと。 | 517,401 | (2,360) | (284,499) | | | | | |

<u>次へ</u>

ACUCELA INC. 株主資本等変動計算書 (単位:千株、千米ドル)

| | | | 転換優 | 先株式 | | | | | | その他の 包括 | | |
|--------------------------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|--------|---------|-------|------------|---------|----------------|
| | シリ- | -ズA | シリ- | -ズB | シリ- | -ズC | 普通 | 株式 | 資本剰余 | 利益(損 失) | | |
| | 株式数 | 金額 | 株式数 | 金額 | 株式数 | 金額 | 株式数 | 金額 | 金 | 累計額 | 累積欠損 | 合計 |
| 2012年12月31日現在残 | | | | | | | | | | | | |
| 高 | 2,734 | 2,051 | 17,900 | 13,387 | 11,807 | 12,771 | 11,910 | 3,192 | 1,965 | - | (7,759) | 25,607 |
| 株式報酬 | - | - | - | - | - | - | - | - | 667 | - | - | 667 |
| 株式報酬に関する超過 | | | | | | | | | | | | |
| 法人税ベネフィット | | | | | | | | | 00 | | | 00 |
| (純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | 96 | - | - | 96 |
| ストックオプションの 行使に関連して発行さ | | | | | | | | | | | | |
| 1)使に関連して 第1]された普通株式 | | | | | | | 30 | 6 | | | | 6 |
| 制限付株式取得契約に | - | - | - | - | - | - | 30 | 0 | - | - | - | 0 |
| 関連して発行された普 | | | | | | | | | | | | |
| 通株式 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 31 | 456 | _ | _ | _ | 456 |
| 当期純利益 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | -00 | _ | _ | 4,299 | 4,299 |
| 売却可能市場性有価証 | | | | | | | | | | | 1,200 | 1,200 |
| 券未実現損失 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | (7) | _ | (7) |
| 2013年12月31日現在残 | | | | | | | | | | | | |
| 高 | 2,734 | 2,051 | 17,900 | 13,387 | 11,807 | 12,771 | 11,971 | 3,654 | 2,728 | (7) | (3,460) | 31,124 |
| 新規株式公開に関連し | | | | | | | | | | () | (, , | |
| て発行された普通株式 | | | | | | | | | | | | |
| (株式発行費用控除 | | | | | | | | | | | | |
| 後) | - | - | - | - | - | - | 9,200 | 142,044 | - | - | - | 142,044 |
| 新規株式公開後に転換 | | | | | | | | | | | | |
| 優先株式の転換により | | | | | | | | | | | | |
| 発行された普通株式 | (2,734) | (2,051) | (17,900) | (13,387) | (11,807) | (12,771) | 10,814 | 28,209 | - | - | - | - |
| 新規株式公開後に条件 | | | | | | | | | | | | |
| 付転換債務の転換によ | | | | | | | | | | | | |
| り発行された普通株式 | - | - | - | - | - | - | 3,636 | 12,000 | - | - | - | 12,000 |
| 株式報酬 | - | - | - | - | - | - | - | - | 516 | - | - | 516 |
| 新規株式公開費用に関 | | | | | | | | | | | | |
| する超過法人税ベネ | | | | | | | | | | | | |
| フィット(純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | 421 | - | - | 421 |
| 株式報酬に関する超過 | | | | | | | | | (2.1) | | | (24) |
| 法人税引当金(純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | (64) | - | - | (64) |
| ストックオプションの | | | | | | | | | | | | |
| 行使に関連して発行された普通性式 | | | | | | | 400 | 000 | | | | <u> </u> |
| れた普通株式 | - | - | - | - | - | - | 188 | 682 | - | - | - | 682 (2,006) |
| 当期純損失 売却可能市場性有価証 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (2,006) | (2,006) |
| 元却可能巾场性有恤証 券未実現損失 | _ | _ | - | - | - | - | - | - | - | (354) | - | (354) |
| 芬木夫現損天 2014年12月31日現在残 | - | - | - | | | | - | - | - | (304) | | (354) |
| 2014年12月31日現任残 高 | - | - | - | - | - | - | 35,809 | 186,589 | 3,601 | (361) | (5,466) | 184,363 |
| | | | | | - | | | 100,000 | 0,001 | (001) | (0,+00) | 104,000 |

ACUCELA INC.

株主資本等変動計算書 (単位:千株、千円)

| | | | 転換 | 優先株式 | | | | | | その他の 包括 | | |
|--------------------------|---------|--------------|-------------|-------------|----------|----------------|----------|------------|-------------------|------------|----------------|---------------------|
| | シリ | ーズA | シリ | ーズB | シリ | リーズC | 普 | ·通株式 | 次十利人 | 利益(損 | | |
| | 株式数 | 金額 | 株式数 | 金額 | 株式数 | 金額 | 株式数 | 金額 | 資本剰余 金 | 失) 累計額 | 累積欠損 | 合計 |
| 2012年12月31日 四东球京 | 0.704 | 047 040 | 47,000 | 4 042 002 | 44 007 | 4 500 544 | 11 010 | 204 705 | 000,000 | | (005-047) | 2 000 000 |
| 現在残高 株式報酬 | 2,734 | 247,248 _ | 17,900 _ | 1,613,802 | - 11,807 | 1,539,544 - | - 11,910 | 384,795 | 236,880 80,407 | | (935,347) | 3,086,922 80,407 |
| 株式報酬に関す | | | | | | | | | | | | , |
| る超過法人税べ | | | | | | | | | | | | |
| ネフィット(純 額) | | | | | | | _ | _ | 11,573 | | | 11,573 |
| _餌) ストックオプ | - | _ | _ | _ | _ | _ | - | - | 11,575 | - | - | 11,575 |
| ションの行使に | | | | | | | | | | | | |
| 関連して発行さ | | | | | | | | | | | | |
| れた普通株式 | - | - | - | - | - | - | 30 | 723 | - | - | - | 723 |
| 制限付株式取得 契約に関連して | | | | | | | | | | | | |
| 発行された普通 | | | | | | | | | | | | |
| 株式 | - | _ | _ | _ | _ | - | 31 | 54,971 | - | - | - | 54,971 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 518,244 | 518,244 |
| 売却可能市場性 | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券未実現 損失 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | (843) | _ | (843) |
| ュąス 2013年12月31日 | | | | | | | | | | (040) | | (0+0) |
| 現在残高 | 2,734 | 247,248 | 17,900 | 1,613,802 | 11,807 | 1,539,544 | 11,971 | 440,489 | 328,860 | (843) | (417,103) | 3,751,997 |
| 新規株式公開に | | | | | | | | | | | | |
| 関連して発行さ | | | | | | | | | | | | |
| れ た 普 通 株 式 (株式発行費用 | | | | | | | | | | | | |
| 控除後) | - | - | - | - | - | - | 9,200 | 17,123,405 | - | - | - | 17,123,405 |
| 新規株式公開後 | | | | | | | | | | | | |
| に転換優先株式 | | | | | | | | | | | | |
| の転換により発 | | | | | | | | | | | | |
| 行された普通株 式 | (2 734) | (217 218) | (17 900) | (1,613,802) | (11 807) | (1 539 544) | 10 81/ | 3 100 591 | | _ | _ | _ |
| 新規株式公開後 | (2,704) | (247,240) | (17,000) | (1,010,002) | (11,007) | (1,000,044) | 10,014 | 0,400,004 | | | | |
| に条件付転換債 | | | | | | | | | | | | |
| 務の転換により | | | | | | | | | | | | |
| 発行された普通 | | | | | | | 2 020 | 4 440 000 | | | | 4 440 000 |
| 株式 株式報酬 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 3,030 | 1,446,600 | - 62,204 | - | - | 1,446,600 62,204 |
| 新規株式公開費 | | | | | | | | | 02,204 | | | 02,204 |
| 用に関する超過 | | | | | | | | | | | | |
| 法人税ベネ | | | | | | | | | | | | |
| フィット(純 | | | | | | | | | F0 7F4 | | | F0 7F4 |
| 額) 株式報酬に関す | - | - | - | - | - | - | - | - | 50,751 | - | - | 50,751 |
| る超過法人税引 | | | | | | | | | | | | |
| 当金(純額) | _ | - | - | _ | _ | - | - | - | (7,715) | - | - | (7,715) |
| ストックオプ | | | | | | | | | | | | |
| ションの行使に | | | | | | | | | | | | |
| 関連して発行さ れた普通株式 | _ | _ | _ | - | - | - | 188 | 82,215 | - | - | - | 82,215 |
| 当期純損失 | _ | _ | _ | _ | _ | - | - | - 02,210 | - | - | - (241,824) | (241,824) |
| 売却可能市場性 | | | | | | | | | | | | x 1- 1 |
| 有価証券未実現 | | | | | | | | | | | | |
| 損失 | | - | - | - | - | - | - | - | - | (42,675) | - | (42,675) |
| 2014年12月31日 現在残高 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 35,809 | 22,493,303 | 434 100 | (43 518) | (658 927) | 22,224,958 |
| ~~나 | | | | | | | | 22,400,000 | | | (000,021) | , |

添付の財務書類の注記を参照のこと。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

<u>次へ</u>

ACUCELA INC.

キャッシュフロー計算書 (単位:千米ドル、千円)

| | 12月31日終了年度 | | | | | | | | | |
|---|------------|-------------|----------|-------------|-------------|--------------|--|--|--|--|
| | 2012 | 2年 | 2013 | 3年 | 2014 | 年 | | | | |
| | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 | | | | |
| 営業活動によるキャッシュフ ロー | | | | | | | | | | |
| 当期純利益(損失) 当期純利益(損失)から営業活 動に使用された現金(純額)へ の調整: | 4,178 | 503,658 | 4,299 | 518,244 | (2,006) | (241,824) | | | | |
| 減価償却費 | 464 | 55,936 | 531 | 64,012 | 501 | 60,395 | | | | |
| 繰延金融費用の償却 | 10 | 1,205 | _ | _ | _ | _ | | | | |
| 有形固定資産除却損 | 79 | 9,524 | _ | _ | _ | _ | | | | |
| 株式報酬 | 581 | 70,040 | 1,123 | 135,379 | 516 | 62,204 | | | | |
| 市場性有価証券のプレミアムま | | | | | | | | | | |
| たはディスカウントの償却 | 107 | 12,898 | 332 | 40,022 | 1,175 | 141,646 | | | | |
| 繰延税金 | 2,434 | 293,418 | 2,274 | 274,130 | 2,349 | 283,171 | | | | |
| 株式報酬に関する超過法人税引 当金(純額) | - | - | - | - | (64) | (7,715) | | | | |
| 営業資産および負債の変動: 提携からの未収金 | 3,551 | 428,073 | (1,562) | (188,299) | 4,977 | 599,978 | | | | |
| 前払費用およびその他の流動 | -, | -, | ()) | (, , | , - | ,. | | | | |
| 資産 | (1,037) | (125,010) | (443) | (53,403) | (197) | (23,749) | | | | |
| 金掛買 | (1,949) | (234,951) | (102) | (12,296) | (313) | (37,732) | | | | |
| 未払債務 | Ì,315 | 158,523 | 2,650 | 319,457 | (2,403) | (289,681) | | | | |
| 未払報酬 | 778 | 93,787 | 856 | 103,190 | (1,586) | (191,192) | | | | |
| 繰延賃借料およびリース・イ | | | | | | (· · / | | | | |
| ンセンティブ | 48 | 5,786 | (264) | (31,825) | (250) | (30,137) | | | | |
| 提携からの繰延収益 | 570 | 68,713 | (2,570) | (309,813) | 6,231 | 751,147 | | | | |
| その他の資産 | 117 | 14,105 | 122 | 14,708 | (86) | (10,367) | | | | |
| 営業活動によるキャッシュフ | | | | | | | | | | |
| ロー(純額) | 11,246 | 1,355,705 | 7,246 | 873,506 | 8,844 | 1,066,144 | | | | |
| 投資活動によるキャッシュフ ロー | | | | | | | | | | |
| ロー 売却可能市場性有価証券の取得 売却可能市場性有価証券の満期 | (15,580) | (1,878,169) | (23,217) | (2,798,809) | (201,134) (| 24,246,703) | | | | |
| 償還 | 12,163 | 1,466,249 | 17,136 | 2,065,744 | 48,931 | 5,898,632 | | | | |
| 有形固定資産の取得 | (326) | (39,299) | (500) | (60,275) | (131) | (15,792) | | | | |
| 投資活動によるキャッシュフ ロー(純額) | (3,743) | (451,219) | (6,581) | (793,340) | | (18,363,863) | | | | |
| | (0,110) | (101,210) | (0,001) | (100,010) | (102,001) (| ,, | | | | |

EDINET提出書類 アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

| | | | 12月31日約 | 冬了年度 | | |
|--|------------|------------------|-----------------|------------------------|------------------|-----------------|
| - | 2012 | | 2013 | 年 | 2014 | |
| | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 | 千米ドル | 千円 |
| 財務活動によるキャッシュフ ロー | | | | | | |
| 普通株式の発行による収入 制限付投資による収入 株式報酬に関する超過法人税ベ ネフィット(純額) 繰延株式発行費用の支払い 財務活動によるキャッシュフ ロー(純額) | 2 (13) | 241 (1,567) | 6 | 723 | 149,819 — | 18,060,680 — |
| | _ (613) | (73,897) | 96 (3,412) | 11,573 (411,317) | (1,545) | _ (186,249) |
| | (624) | (75,223) | (3,310) | (399,021) | 148,274 | 17,874,431 |
| 現金および現金同等物の増加 (減少) | 6,879 | 829,263 | (2,645) | (318,855) | 4,784 | 576,712 |
| 現金および現金同等物 - 期首残 高 | 9,760 | 1,176,568 | 16,639 | 2,005,831 | 13,994 | 1,686,976 |
| 現金および現金同等物 - 期末残 高 | 16,639 | 2,005,831 | 13,994 | 1,686,976 | 18,778 | 2,263,688 |
| 補足情報 | 400 | 50,024 | | | | |
| 支払利息 支払法人税 未払株式発行費用 | 420 151 | 50,631 18,203 | - 828 937 | - 99,815 112,955 | — 60 5.548 | |
| 和公林式先行員用 担保としての投資資産の制限 新規株式公開後の転換優先株式 | 5,750 | 693,162 | (5,759) | (694,247) | 5,548 | |
| の転換 新規株式公開後の関連当事者の | - | - | - | - | 28,209 | 3,400,594 |
| 条件付転換債務の転換 | - | - | - | - | 12,000 | 1,446,600 |
| | 添付の財 | 務書類の注記で | を参照のこと。 | | | |

<u>前へ</u> 次へ

ACUCELA INC.

財務書類に対する注記

注記1.事業および表示の基礎

事業

当社は、世界中で数百万人が罹患している視力を脅かす眼疾患を治療するまたはその進行を遅らせる可能性のある革新的な 薬剤候補の探索および開発に取り組んでいる、臨床段階のバイオ製薬企業である。

2008年、当社および大塚製薬株式会社(以下「大塚製薬」という。)は、当社のドライ型加齢黄斑変性のための主要な化合物である「エミクススタト塩酸塩」について正式な共同開発契約を締結した。「エミクススタト塩酸塩」は、米国において臨床第2b/3相開発中である。

見積りの使用

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類を作成するため、経営陣は財務書類および添付の注記で報告された数値に影響を与える見積りおよび仮定を行わなければならない。実際の結果はこれらの見積りと相違する場合がある。

セグメント

当社は1つのセグメント、すなわち医薬製品開発において事業活動を行う。当社の全ての重要な資産は米国に所在する。 2012年、2013年および2014年12月31日終了年度において、全収益は米国において発生した。

注記2.重要な会計方針

収益の認識

当社の事業戦略には、当社の製品候補の開発および商業化のための製薬会社との提携契約の締結が含まれる。契約の条項に は、払戻不能のライセンス使用料、研究開発活動の資金提供、開発マイルストーンの達成に基づく支払い、収益マイルストー ンの達成に基づく支払い、または製品売上のロイヤリティが含まれる場合がある。当社は以下の4つの基本的な指標に合致し たときに収益を認識する。(a) 取決めについての説得力のある証拠が存在する場合、(b) 引渡しが行われたまたはサービスが 提供された場合、(c) 手数料が固定または決定可能な場合、および(d) 回収可能性が合理的に保証されている場合。

2012年、2013年および2014年12月31日に終了した年度に認識された収益は、すべて大塚製薬(注記11を参照)との提携契約によって発生した金額からなる。

複数要素契約

当社の提携契約は複数要素契約であり、契約に含まれる提供物を識別し、当該提供物が個別の会計単位とみなされるかを決 定するために、分析されなければならない。(i)提供済みの要素が単独で顧客にとって価値を有し、かつ(ii)当該契約に提供 済みの要素に関する一般的な返品の権利が含まれる場合、提供が済んでいない要素の提供または履行が可能でありかつ当社の 実質的な管理下にあるとみなされる場合、提供物は個別の会計単位とみなされる。当社の提携契約において返品の権利はな い。

契約の対価は、相対的販売価格に基づき個別の会計単位に配分される。当社は、まず第一に公正価値に関する売り手特有の 客観的証拠(VSOE)(通常当社が商品またはサービスを単独で販売する価格)の有無を判断し、各会計単位に対する販売価格 を決定するためのヒエラルキーに従う。公正価値に関するVSOEが利用できない場合、類似の商品またはサービスを類似する状 況の顧客に単独で販売する売り手である第三者による証拠(TPE)を、公正価値を決定するために用いる。公正価値に関する VSOEおよびTPEのいずれも存在しない場合、当社は販売価格に関する最善の見積り(BESP)を当該会計単位のために用いる。当 社のBESPは、当社が通常会計単位を単独で販売する場合の取引価格を示している。

当社は、販売価格を見積る際、市場の状況および企業特有の要素を考慮する。各会計単位の販売価格が設定されると、受領 した対価は相対的販売価格に基づき会計単位に配分され、適用可能な収益認識基準はそれぞれ個別の単位に適用される。個別 の会計単位である提供済みの要素に配分される契約対価額は、固定または決定可能な契約対価に限られる。もっぱら当社の管 理下にない将来の事象の発生による偶発的な支払いは、当該偶発性が解消するまでの間、配分可能な契約対価から除外され る。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク(Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

当社が継続的な履行義務を有する場合、2つの方法のうち1つを用いて収益を認識する。会計単位に基づくサービスの総額 を見積ることができ、かかる履行義務が最善努力に基づき履行される場合、収益は比例履行法を用いて認識される。予想され る費用の総額と比較した現在までに発生した費用は、これが完成物の引渡しを表すものとして比例履行の決定に用いられる。 予想費用総額見積りの変更は、見積りの変更として将来にわたって計上される。当社が履行すべきサービスの総額を合理的に 見積ることはできないが、履行義務が消滅するかまたは重要でなくなる時を合理的に見積ることができる場合、収益は時間基 準法を用いて認識される。時間基準法のもとでは、収益は会計単位の見積履行期間にわたり均等に認識されるが、偶発事象の 解消前を除く。当社の履行義務が消滅するかまたは重要および実質的でなくなる時を当社が合理的に見積ることができない場 合、履行義務が消滅するかまたは重要および実質的でなくなる時を合理的に見積ることができるまで、収益は認識されない。 収益は、履行の残存見積期間にわたり認識される。各会計単位において要求される努力の水準および当社の履行義務の完成に 予想される期間の決定については、実質的な経営陣の判断が必要とされる。

実体的マイルストーンの支払い

当社が締結した提携契約には実体的マイルストーンが含まれている。実体的マイルストーンとは、(i) 当該取決めの締結日 において当該事象が達成されるかについて実体的な不確実性があり、(ii)当該事象の達成の全部または一部が、当社の実績ま たは当社の実績から生じた個別の結果に基づいており、かつ(iii)当該事象の達成の結果、当社に対する追加的な支払いが発生 するという条件を満たす事象をいう。マイルストーンが実体的であるとみなされるためには、当社の達成に関連する支払い は、(i)過去の実績にのみ関連し、(ii)取決めに含まれる提供物および支払条件と比較して合理的であり、かつ(iii)マイルス トーンの達成に必要とされた当社の努力またはマイルストーンの達成の結果がもたらした提供物の価値の増大と相応していな ければならない。

前述のすべての条件が満たされ、当該マイルストーンの支払いが払戻不能である場合にのみ、実体的マイルストーンの支払 いは当該マイルストーンの達成後に収益として認識される。支払いが前述の条件を満たすかどうかの決定は、経営陣の判断に 関わる。前述の条件のうちいずれかを満たさない場合、得られた支払いは実体的なマイルストーンとはみなされず、したがっ て、かかる支払いは配分可能な取決め上の対価の一部とみなされ、比例履行または時間基準法のうち適用可能な方法に基づき また前述の方針にしたがって、かかる履行義務が履行されるとともに収益として認識される。

繰延収益

上記の収益認識基準を満たす前に受領した金額は、繰延収益として計上される。

現金および現金同等物ならびに投資

当社は、取得日後3か月以内に満期が到来する、流動性の高い商品への投資を現金同等物とみなす。金額は原価で計上され、これは公正価値に近似する。当社の現金同等物は、2013年12月31日現在マネー・マーケット・ファンドおよび預金証書からそれぞれ構成される。

当社は投資ポートフォリオ(社債、コマーシャルペーパーおよび預金証書から構成される。)の全体を売却可能なものと分類している。売却可能有価証券は、各貸借対照表日現在の市場価格に基づく公正価値で計上され、未実現利益および損失はその他の包括損失累計額の項目に純額で表示されている。取得時に発生したプレミアムまたはディスカウントは、利益において 償却される。

当社は、取得原価を下回る当社の投資の公正価値の下落が一時的といえないものであるかにつき定期的に評価している。か かる評価は当該未実現損失の深刻さおよび期間、ならびに当該投資を償却原価基準の回復まで保有する可能性がそうでない可 能性より高いかに関する複数の質的および量的要因で構成される。実現利益および損失は個別法を用いて計算されている。実 現利益および損失ならびに一時的でないと判断された価値の下落は、損益計算書のその他の利益(費用)の項目下に計上され る。

当社は貸借対照表日から満期が12か月以上の投資を長期とみなし、貸借対照表日現在満期が12か月未満の投資を短期とみな す。

未収金

2013年および2014年12月31日現在の当社の未収金は、当社と大塚製薬との提携により受け取るべき金額から成る。表示期間 に関し、貸倒引当金は計上されていない。当社は、大塚製薬との契約上の取決めに基づき、また契約に基づき回収が成功して いる経緯により、残高がすべて支払われることおよび担保が必要でないことを確信している。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却累計額控除後の原価により計上される。当社は、器具備品について5年の見積耐用年数にわたり 定額法で償却している。ただし、リース物件改良費は費用で表示され、リース契約期間または資産の見積耐用年数のいずれか 短い期間にわたり定額法で償却している。

維持および修理のための支出は、発生時に費用計上する。

使用目的の長期保有資産は、事象または状況の変化により帳簿価額が回収できない可能性が示されたときは、減損評価の対象となる。帳簿価額が、当該資産の割引前将来キャッシュフローに基づき回収不能である場合、減損金額は資産の簿価と公正 価値との差額となる。当社は、表示期間について、減損損失を計上していない。

公正価値

当社は現金同等物および投資証券を公正価値で測定し、計上する。公正価値は、測定日において主たるもしくは最も有利な 資産もしくは負債の市場における市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格、または負債の移転のために支払うであろう価格(出口価格)と定義される。公正価値測定に使用される評価手法は、観察 可能なインプットの使用を最大化し、観察不能なインプットの使用を最小化する。

貸借対照表に反映される未収金および買掛金の帳簿価額はその短期の性質により公正価値に近似する。

株式報酬

株式報酬費用は、報奨の公正価値に基づき付与日に見積もられ、見積失権分を控除し、定額法に基づき、必要な役務期間 (通常は権利確定期間)にわたり費用として認識される。当社の株式型インセンティブ・プラン(以下「エクイティ・プラ ン」という。)に基づくストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・マートン(以下「BSM」という。)のオ プション価格決定モデルを用いて計算される。BSMモデルは、ボラティリティ率および予想オプション期間について様々な見積 もりを含む判断が必要となる。BSMモデルに利用した仮定のいずれかが著しく変化した場合、新たな報奨に対する株式報酬費用 は既存の報奨について計上された費用と大きく異なる可能性がある。

役員でない従業員に対する株式アワードは、通常、4年間にわたり権利が確定し行使可能となる。役員に対する株式アワードは、通常、5年間にわたり権利が確定し行使可能となる。2014年、当社は従業員に対して制限付株式ユニット報奨の付与を 開始した。

研究開発費

研究開発費には、給与、研究および開発活動を実施するための外部サービス提供者および開発業務受託機関への支払手数 料、研究所備品、ライセンス料、顧問料、ならびに旅費が含まれる。研究開発費は発生時に費用計上される。

操延株式発行費用

当社の株式公開に関して直接生じた外部費用は非流動資産として繰延計上され、2014年の新規株式公開による収入と相殺された。

401(k)退職プラン

当社は、1986年内国歳入法第401条(k)項(改訂済)に基づく従業員退職プランを提供している。最低限の適格要件を満たす すべての従業員は、かかるプランに参加する資格を有する。2015年より、当社はプランに対して従業員が行った拠出の最初の 6%に対する50%に相当する拠出を行う。2015年1月、取締役会はまた、雇用主の非選択型裁量拠出(0.4百万米ドル)を承認 した。これは4年間にわたり当該従業員の雇用日に基づき権利が確定する。

法人税

当社は、繰延税金資産および負債を、財務書類または税務申告書においてすでに認識された事象の将来の税効果のため認識 する。ストック・オプション行使およびその他持分報奨に関連する超過税金ベネフィットは、株主資本に計上される。繰延税 金負債および資産は財務書類上の帳簿価額と税務上の資産および負債の差異、営業損失ならびに繰越税額控除に基づき、当該 差異または繰越が回収されるかまたは解消されると予想される年度において有効となると考えられる適用税率を用いて測定さ れる。評価性引当金は、繰延税金資産のベネフィットが実現されない可能性が実現される可能性より高いと当社が考える場合 に、計上される。

注記3.最近の会計に関する発表

2014年5月、米国財務会計基準審議会は、会計基準の更新(以下「ASU」という。)2014-09「顧客との契約による収益」を 発表した。このASUは収益の認識に関するこれまでの会計基準を改正するものである。新たな収益認識モデルに基づき、会社は 約束した商品またはサービスの顧客への移転を表現する収益をこれらの商品またはサービスと交換に会社が受ける権利を持つ と予想する対価を反映した金額で認識する。ASUは2016年12月15日より後に開始する年次報告期間から有効となり、同報告期間 の中間期も含まれる。早期適用は認められない。この改正は表示された各前期間に遡及して、または当初の適用日現在で認識 される累積効果を遡及的に適用することができる。当社は現在、移行期間の代替手法および当社の財務書類に対する影響を評 価している。

注記4.現金および現金同等物ならびに投資

2013年および2014年12月31日現在の現金および現金同等物ならびに投資には、現金、マネー・マーケット・ファンド、社 債、コマーシャルペーパーおよび預金証書が含まれる。当社は投資を売却可能であるとみなす。売却可能有価証券は公正価値 で計上される。公正価値は、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るで あろう価格、または負債の移転のために支払うであろう価格と定義される。公正価値評価基準の比較可能性を向上させるため に、以下の階層が公正価値を測定するのに利用される評価手法のインプットの優先順位を決める。

レベル1 - 活発な市場における、同一の資産および負債の取引相場価格。

レベル2 - 直接的または間接的に観測可能なレベル1以外のインプット(類似の資産もしくは負債の取引相場価格、活発 でない市場における取引相場価格、または資産もしくは負債の期間の実質的全体についての観測可能もしくは観測可能な 市場データにより裏付けられるその他のインプット)

レベル3 - 市場データがわずかまたは皆無であり、当社が独自の仮定を確立する必要のある観測不可能なインプット 当社はマネー・マーケット・ファンドの公正価値を、活発な市場における、同一の資産または負債の取引相場価格に基づき 測定する。その他の金融商品はすべて、活発な市場における有価証券の直近の取引に基づいて、または類似の商品の取引市場 価格および観察可能な市場データによりもたらされるもしくは裏付けられるその他重要なインプットに基づいて評価された。 当社は2013年または2014年12月31日現在、レベル3に分類される金融商品を保有していなかった。

2013年および2014年12月31日現在の現金および現金同等物ならびに投資の構成は以下の通りである(単位:千米ドル)。

| | | | 2013年12月 | 月31日 | |
|----------------|--------------|----|----------|-----------|--------|
| | | | 未実現 | 総額 | |
| | 償却原価 | | 評価益 | 評価損 | 公正価値 |
| 現金 | \$ 868 | \$ | - \$ | - \$ | 868 |
| レベル1有価証券: | | | | | |
| マネー・マーケット・ファンド | 12,501 | | - | - | 12,501 |
| レベル2有価証券: | | | | | |
| コマーシャルペーパー | 1,099 | | 1 | - | 1,100 |
| 社債 | 12,101 | | - | (4) | 12,097 |
| 地方債 | 625 | | - | - | 625 |
| 預金証書 | 5,235 | | 2 | (9) | 5,228 |
| | \$ 32,429 | \$ | 3 \$ | s (13) \$ | 32,419 |

| | | | 2014年12月31日 | | | | | | | | | |
|----------------|---------------|----|-------------|----------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | 未実現総 | | | | | | | | | |
| | 償却原価 | | 評価益 | 評価損 | 公正価値 | | | | | | | |
| 現金 | \$ 767 | \$ | - \$ | — \$ | 767 | | | | | | | |
| レベル1有価証券: | | | | | | | | | | | | |
| マネー・マーケット・ファンド | 17,771 | | _ | _ | 17,771 | | | | | | | |
| レベル2有価証券: | | | | | | | | | | | | |
| コマーシャルペーパー | 15,992 | | 2 | (1) | 15,993 | | | | | | | |
| 社債 | 131,586 | | _ | (398) | 131,188 | | | | | | | |
| 預金証書 | 22,115 | | 4 | (19) | 22,100 | | | | | | | |
| | \$ 188,231 | \$ | 6 \$ | (418) \$ | 187,819 | | | | | | | |

2014年12月31日現在、預金証書のうち5.2百万米ドルおよび社債のうち78.8百万米ドルが1年超2年未満の期間に満期を迎える。12か月以上の未実現損失ポジションの投資はなかった。2014年12月31日現在において保有されるその他すべての投資証券は12か月以内に満期を迎える。

投資ポートフォリオ内の個々の証券について市場価値が測定された。これらの一定の投資価額の減少は主に金利の変動によ るものであり、一時的な性質のものであると解される。当社は、有価証券の公正価値が原価を下回る期間および程度、発行者 の財務状態、ならびに当社の売却意図または償却原価ベースまで回復する前に有価証券を売却する必要が生じる可能性が生じ ない可能性より高いか否か等を評価する。2014年12月31日現在、当社はこれらの投資に一時的でない減損が生じているとは考 えていない。

注記5.有形固定資産

2013年および2014年12月31日現在、当社の固定資産は、以下のとおりに構成された(単位:千米ドル)。

| | | 12月31日 | | | | | |
|-------------|----|----------|---------|--|--|--|--|
| | 2 | 2013年 | 2014年 | | | | |
| 実験装置 | \$ | 2,844 \$ | 2,910 | | | | |
| リース物件改良費 | | 1,812 | 1,812 | | | | |
| オフィス家具および設備 | | 457 | 497 | | | | |
| | | 5,113 | 5,219 | | | | |
| 減価償却累計額 | | (4,001) | (4,477) | | | | |
| 有形固定資産(純額) | \$ | 1,112 \$ | 742 | | | | |

注記6.関連当事者に対する条件付転換債務

条件付転換債務は、2014年の新規株式公開の払込時に、3,636,365株の当社普通株式に自動的に転換された。転換において発行される株式数は、手形の元本を3.30米ドルで除して決定された(その後の資本再構成、株式併合、株式配当または株式分割による調整の対象である)。

手形の保有者であり、当社の株主の一人であるSBIホールディングス株式会社(関連当事者)は、無担保支払手形の利息(平均金利約1%)の支払いを、2012年12月31日終了年度に0.4百万米ドル受領した。

注記7.株主資本

普通株式

当社の修正再表示済基本定款は、100,000,000株の無額面普通株式の発行を授権する。

2014年2月、当社の新規株式公開の払込時に全ての発行済転換優先株式は、当社普通株式10,813,867株に転換された。当社 は新規株式公開により、手取金総額142.0百万米ドル(引受割引および手数料、ならびに募集費用を控除後)で9,200,000株の 普通株式を発行した。さらに、新規株式公開の払込時に、当社が2006年5月にSBIホールディングス株式会社の関連会社に対し て発行した発行済転換手形の潜在する元本12.0百万米ドルが、シリーズC優先株式へ中間的に転換された後に普通株式 3,636,365株に自動的に転換された。転換において発行された株式数は、手形の元本を3.30米ドルで除して決定された。

その他の包括損失累計額の変動(単位:千米ドル)

| | 2012年12月31日 2013年12月31日 2014年12月31日 | | | | | | | | |
|---------------------|-------------------------------------|--------|--------|-------|--|--|--|--|--|
| | 終了 | ア年度 終了 | 午度 終 | 了年度 | | | | | |
| 期首残高 | \$ | (6) \$ | - \$ | (7) | | | | | |
| その他の当期包括利益(損失)(税引後) | | 6 | (7) | (354) | | | | | |
| 期末残高 | \$ | - \$ | (7) \$ | (361) | | | | | |

その他の包括損失累計額の変動は、売却可能有価証券未実現保有損益に関連する。

注記8.株式報酬

株式型インセンティブ・プラン

取締役会は株式型インセンティブ・プラン(以下「エクイティ・プラン」という。)を採用、承認した。エクイティ・プラ ンでは非適格および適格ストック・オプションが従業員、取締役および相談役に発行され、普通株式を取得できる。エクイ ティ・プランではまた、制限付株式および制限付株式ユニット(以下「RSU」という。)の発行が可能である。

2014年12月31日現在、普通株式2,329,629株がエクイティ・プランに関連する発行のために留保される。2015年1月1日に、 さらに1,432,358株が、2014年エクイティ・インセンティブ・プランの自動更新条項に基づく発行のために留保された。2015年 1月27日、当社はオプション762,480個(当社CEOに付与されたオプション712,480個を含む。)およびRSU414,060個(当社CEO に付与されたRSU356,410個を含む。)を付与した。2015年2月24日、当社はRSU7,100個を付与した。2015年3月24日、当社 は、当社の財務担当副社長に対しオプション40,000個を付与した。また同日、RSU31,400個(財務担当副社長に付与された RSU20,000個を含む。)を付与した。すべての株式アワードは当社の2014年エクイティ・プランに基づき付与された。

各オプションの有効期間は10年間である。役員以外の従業員に対する持分報奨は、通常4年間にわたって権利が確定し、行 使可能となる(1年後に25%、その後毎年25%の割合で権利が確定する。)。役員に対する株式アワードは、通常5年間にわ たって権利が確定し、行使可能となる(1年後に20%、その後毎年20%の割合で権利が確定する。)。オプション契約には、 オプション行使により取得した株式の売却に関する制限が含まれる。当社は現在、株式報奨の行使または制限付株式ユニット の権利確定を充足するために未発行の授権株式を利用する。

エクイティ・インセンティブ・プランおよび株式報奨の修正

2015年3月24日、当社取締役会は、当社従業員、執行役員および非従業員取締役に対し、2002年ストックオプションおよび 制限付株式プラン、2012年エクイティ・インセンティブ・プランならびに2014年エクイティ・インセンティブ・プランに基づ き付与されたエクイティ・アワードの修正を承認しました。かかる修正は、従業員および執行役員に対して適用され、当社に おいて支配権の変更があり、従業員および執行役員が理由なくまたは正当な理由(退職および効果的支配権の変更に関する契 約において定義されます。)により退職した場合、従業員および役員が保有するアワードの未確定部分が直ちに権利確定する ことを定めています。 また、当社従業員、執行役員および非従業員取締役は、退職後、最長12か月間アワードの行使をすることができます。当社 は、かかる報奨の修正に関連して2015年第1四半期において株式報酬費用の増加を認識すると予想しています。 2014年エクイティ・インセンティブ・プランに基づく将来の付与についても、同様にこれらの修正が含まれます。

2014年中、当社のエクイティ・プランに基づき発生した動きは、以下のとおりである。

| | | | | | | - | | | |
|-------------------|-----------|----|-------|---------|------|--------|-----|--------|-----|
| | | 加重 | 平均 | 加重平均 | | 本質的価値 | | 加重平均 | 残存 |
| ストック・オプション: | オプション | 行使 | 価額 | 付与日公正価額 | | (千米ドル) | | 有効期間(年 | |
| 2013年12月31日現在未行使 | 284,779 | \$ | 10.92 | \$ | 5.87 | | | | |
| 2013年12月31日現在発行済 | 696,878 | \$ | 7.21 | | | | | | |
| 付与 | 101,000 | | 7.78 | | 5.00 | | | | |
| 行使済 | (187,007) | | 3.64 | | 2.24 | | | | |
| 失権 | (167,699) | | 8.27 | | 4.86 | | | | |
| 失効 | (67,216) | | 8.42 | | 4.86 | | | | |
| 2014年12月31日現在発行済 | 375,956 | \$ | 8.45 | | | \$ | 397 | | 6.5 |
| 2014年12月31日現在行使可能 | 263,929 | \$ | 6.18 | | | \$ | 381 | | 5.8 |
| 2014年12月31日現在未行使 | 112,027 | \$ | 13.78 | \$ | 7.25 | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | 加重平均 | | | | |
|------------------|--------|------|------|--|--|--|
| | | 付与日 | | | | |
| RSU: | 株式 | 公正個 | 面額 | | | |
| 2013年12月31日現在発行済 | _ | | | | | |
| 付与 | 10,000 | \$ | 7.46 | | | |
| 行使済 | _ | | | | | |
| 失効 | _ | | | | | |
| 2014年12月31日現在発行済 | 10,000 | \$ | 7.46 | | | |

補足情報は以下のとおりである。

| 補足情報 | 201 | 12年 | 201 | 3年 | 201 | 4年 |
|----------------------------|-----|------|-----|------|-----|------|
| ストック・オプション: | | | | | | |
| 付与日における1株当たり公正価値の加重平均 付与 | \$ | 5.59 | \$ | 8.09 | \$ | 5.00 |
| 付与日における1株当たり公正価値の加重平均 権利確定 | \$ | 3.48 | \$ | 4.52 | \$ | 5.26 |
| 付与日における 1 株当たり公正価値の加重平均 失権 | \$ | 2.81 | \$ | 4.89 | \$ | 4.86 |
| 権利確定済オプションの公正価値合計(単位:千) | \$ | 482 | \$ | 625 | \$ | 482 |
| 行使済オプションの本質的価値合計(単位:千) | \$ | 47 | \$ | 307 | \$ | 886 |

2014年12月31日現在の発行済制限付株式ユニットの権利確定予定は以下のとおりである。

| RSU: | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 以降 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|--------|
| 権利確定予定(単位:株) | 3,400 | 2,500 | 2,500 | 1,600 | _ | _ | 10,000 |

2014年12月31日現在、エクイティ・プランに基づき付与された、未確定のオプションおよびRSUに関連する未認識報酬費用の 合計は、それぞれ0.7百万米ドルおよび0.1百万米ドルであった。かかる費用は、それぞれ加重平均期間である2.7年および3.4 年にわたって認識される予定である。 2012年、2013年および2014年12月31日に終了した年度において付与されたストック・オプションの公正価値は、ブラック・ ショールズのオプション価格決定モデルを用い、以下の仮定を適用して計算された。

| | | 12月31日終了年度 | - |
|------------|---------|------------|-----------|
| | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
| | | | |
| 無リスク金利 | 1.0% | 1.2%-2.1% | 1.5%-2.5% |
| 予想期間 | 6.3 年 | 6.3 年 | 6.2年 |
| 配当利回り | -% | -% | -% |
| 予想ボラティリティ率 | 50%-65% | 50% | 70% |

無リスク金利 当社のオプション価格決定モデルにおいて使用される無リスク金利は、同等の期間について発行された米国 財務省証券のインプライド・イールドに基づいている。当社の株式報奨の予想期間が金利が示される期間に対応していない場 合、当社は利率の決定のため入手可能な満期期間から定額補間を行う。

予想期間 当社のオプション価格決定モデルにおいて使用される予想期間は、当社の株式報奨が残存すると予想される期間 を表示し、単純化された手法に基づき決定される。単純化された手法は、権利確定期間およびオプションの契約期間の単純平 均を用いる。当社におけるストック・オプション行使の実績は、予想オプション期間を見積る合理的な基準を提供しないこと から、当社は単純化された手法を用いて予想オプション期間を決定している。

*配当利回り*当社は過去に現金配当を支払ったことがなく、当面は、将来的に現金配当を支払う意向はない。従って、当社のオプション価格決定モデルにおいて使用される予想配当はゼロである。

*予想ボラティリティ率*当社のオプション価格決定モデルにおいて使用されるボラティリティ要因は、類似の公開会社株式のボラティリティ率を用いて見積られる。

株式報酬は、当社の損益計算書に以下のように含まれる(単位:千米ドル)。

| | | 12 | 月31日約 | 修了年度 | | |
|-------|------|-----|-------|-------|------|-----|
| | 2012 | 年 | 2013 | 3年 | 2014 | 年 |
| 研究開発費 | \$ | 247 | \$ | 414 | \$ | 221 |
| 一般管理費 | | 334 | | 709 | | 295 |
| 合計 | \$ | 581 | \$ | 1,123 | \$ | 516 |

前CEO株式契約

当社は、窪田良氏との間に雇用契約を結んでいる。当社の新規株式公開まで、当社は、雇用契約に基づき、窪田氏が、転換 ベースで当社の発行済議決権付株式の51%以上の持ち株比率を維持するために必要な頻度で、ストックオプションを付与する こと、または制限付普通株式の購入を認めることを義務付けられていた。これらの報奨に基づく株式は、付与日から36か月間 に渡り、四半期ごとに消滅する買戻条項の対象である。各株式付与の取得価額は、有利子償還請求権付約束手形により支払う ことができた。雇用契約の条件に基づき、当社は、窪田氏に対してかかる約束手形に基づく元利金および窪田氏がかかる賞与 を受領することにより発生する追加的な税金(もしあれば)で構成される現金賞与を定期的に支払うことが義務付けられてい た。本契約に関連する報酬費用は、一般管理費に含まれる。

当社は、2012年および2013年12月31日に終了した年度において、ストック・オプションの行使に関連し、窪田氏との間に、 それぞれ0.1百万米ドルおよび0.5百万米ドルに値する満期3年の約束手形との交換により普通株式をそれぞれ5,504株および 31,452株発行する制限付株式購入契約を締結した。制限付株式購入契約の締結と同時に、当社は、窪田氏に対して賞与を支払 い、かかる賞与は約束手形債務の支払いおよび報奨に関連する税金を補填するために使用された。2012年および2013年12月31 日終了年度において、当社は、報奨に関連する報酬費用として、それぞれ約0.1百万米ドルおよび0.8百万米ドルを計上した。 本取決めは、2014年における当社の新規株式公開の完了により解除された。 2013年10月、当社は、レバミピド契約(注記11を参照)の解除に伴い、人員削減を含む費用削減計画を発表した。かかる計画は、2014年1月1日に効力が発生し、当社の全従業員の約35%すなわち約30名の従業員が削減された。

かかる従業員削減の結果、当社は、2013年において、退職金、その他の退職手当および再就職支援に関する1.0百万米ドルの 一般管理費を計上した。かかる費用に関する現金による支出は、主に2014年の上半期において発生し、2014年6月30日現在か かる再編は終了した。以下は、再編負債の利用の要約である。(単位:千米ドル)

| | 退職金およびそ | の他の退職手当 |
|------------------|---------|---------|
| 2013年12月31日現在残高 | \$ | 966 |
| 調整 | | (8) |
| 現金支払 | | (958) |
| 2014年12月31日現在の残高 | \$ | - |

注記10.法人税

繰延税金資産は、財務報告および税務報告の一時差異等により生じる。当社がベネフィットを実現できる前に繰延税金資産 が失効する可能性が失効しない可能性より高い場合、または将来の税控除可能性が不確実である場合に、当社は評価性引当金 を設定している。評価性引当金は定期的に見直され、経営陣による繰延税金資産の実現可能性の評価に基づき調整される。 2014年12月31日終了年度において、当社は、当社の新たな戦略的事業計画の結果将来の損失が予想されるため、繰延税金資産 に対する部分的な評価性引当金2.3百万米ドルを計上した。当社の取締役会は、一定の専有技術の前臨床プログラムまたはイン ライセンス機会の開発の開始を含む新たな戦略的事業計画を承認した。これらの開発は当社が独立して行うため、これらのプ ログラムの当社の開発支出は提携パートナーによる資金供与を受けない予定であり、当社の研究開発費合計は増加し、営業活 動は純損失となると当社は予想する。

繰延税金資産は以下のとおりである(単位:千米ドル)。

| | 12月31日終了 2013年 | | 了年度 |
|---|-------------------|----------|---------|
| 研究開発費用の繰越税額控除 報酬 繰延賃借料 代替ミニマム税額控除 有形固定資産 未実現損失 その他 繰延税金資産合計 評価引当金控除 | 2 | 013年 | 2014年 |
| 繰延税金資産: | | | |
| 研究開発費用の繰越税額控除 | \$ | 714 \$ | 925 |
| 幸侵酉州 | | 1,077 | 774 |
| 繰延賃借料 | | 110 | 25 |
| 代替ミニマム税額控除 | | 363 | 334 |
| 有形固定資産 | | 124 | 224 |
| 未実現損失 | | 6 | 142 |
| その他 | | - | 3 |
| 繰延税金資産合計 | \$ | 2,394 \$ | 2,427 |
| 評価引当金控除 | | - | (2,324) |
| | | 2,394 | 103 |
| 分類: | | | |
| 短期繰延税金資産 | \$ | 1,114 \$ | 61 |
| 長期繰延税金資産 | | 1,280 | 42 |
| | \$ | 2,394 \$ | 103 |

2012年12月31日終了年度において、当社は、課税所得を有していた(純営業損失の活用により相殺された)。

法人税費用(ベネフィット)の内訳は、以下のとおりである(単位:千米ドル)。

| | | 12 | 月31日 | 終了年度 | | |
|-----|-----|-------|------|-------|-----|-------|
| | 201 | 2年 | 201 | 3年 | 201 | 4年 |
| 連邦: | | | | | | |
| 当期 | \$ | 169 | \$ | 575 | \$ | (79) |
| 繰延 | | 2,478 | | 2,295 | | 2,400 |
| | \$ | 2,647 | | 2,870 | | 2,321 |
| 州: | | | | | | |
| 当期 | | - | \$ | 34 | | 19 |
| 繰延 | | - | | (21) | | 19 |
| | | - | | 13 | | 38 |
| 合計 | \$ | 2,647 | \$ | 2,883 | \$ | 2,359 |

2012年、2013年および2014年12月31日終了年度における繰越損失の活用に関連する法人税ベネフィットは、それぞれ3.0百万 米ドル、0.8百万米ドルおよび0.6百万米ドルであった。

当社の実行所得税率に対する法定連邦所得税率の調整は、以下のとおりである。

| | 12 | 月31日終了年度 | |
|----------|-------|----------|--------|
| | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
| | | | |
| 法定税率 | 34.0% | 34.0% | 34.0% |
| 州所得税 | - | - | 6.8 |
| 株式報酬 | - | - | (7.8) |
| 永久差異 | - | - | 5.5 |
| 食費および交際費 | - | - | 7.1 |
| 引当項目の戻入れ | - | - | (6.0) |
| 評価性引当金 | - | - | 631.7 |
| 繰越欠損金調整 | - | 3.7 | - |
| その他(純額) | 4.8 | 2.1 | (3.6) |
| 実効税率 | 38.8% | 39.8% | 667.7% |

2014年12月31日現在、研究開発費用の繰越税額控除は1.1百万米ドルであった。繰越欠損金および繰越税額控除は、将来の税 金負債を相殺するために活用される。研究開発費用の税額控除は、2027年に失効が開始する。

研究開発費用の繰越税額控除の約0.2百万米ドルが、財務諸表の目的のために認識された金額を上回る課税控除対象の株式報 酬に関連している。研究開発費用の繰越税額控除(認識された場合)が株式報酬に関連する範囲において、それに伴う税務ベ ネフィットは、損益計算書ではなく株主資本に計上される。

当社は、米国の連邦管轄区域において所得税の申告を行っている。当社はもはや、2009年より前に関する米国連邦レベルの 税務当局による税務調査の対象ではない。しかしながら、国税庁(IRS)は、2009年より前の税年度より繰越された一定の未利 用の租税属性を調整することができる。

当社は、税務ポジションのテクニカル・メリットに基づいて、税務当局による調査にあたり、税務ポジションを維持できる 可能性が維持できない可能性より高い時にのみ、不確実な税務ポジションからの税務ベネフィットを認識する。財務書類にお いて認識されるかかるポジションからの税務ベネフィットは、最終的な決定において、認識される可能性が50%超である最大 のベネフィットに基づき測定される。しかしながら、2012年、2013年および2014年12月31日現在、重要な未認識税務ベネ フィットはなかった。さらに、当社は、以後12か月間において、未認識税務ベネフィットにおけるいかなる重要な修正も見込 んでいない。

当社は、法人税費用において、不確実な税務ポジションに対する当社の負債に関連する利息および罰金を認識している。しかしながら、2012年、2013年および2014年12月31日に終了した年度において、未認識税務ベネフィットに関連するいかなる未 払利息または罰金もなかった。 注記11.提携およびライセンス契約

エミクススタト塩酸塩提携

2008年、当社は大塚製薬と、当社の化合物である「エミクススタト塩酸塩」について、米国、カナダおよびメキシコ(以下 「共通テリトリー」という。)におけるドライ型加齢黄斑変性およびその他の潜在的適応症に関する共同開発および商業化に つき正式契約を締結した。同契約に基づき、当社は欧州、南アメリカ、中央アメリカ、カリブ諸国およびアフリカ(以下 「Acucelaテリトリー」という。)において全権利を保持し、大塚製薬はアジア、中東および世界のその他の地域における特定 の市場(以下「大塚製薬テリトリー」という。)において同化合物の開発および商業化に関する排他的権利を取得した。大塚 製薬は同契約締結にあたり、当社に対し、5.0百万米ドルの払戻不能のライセンス料を前払いで支払った。

本契約において大塚製薬は、共通テリトリーにおける臨床第2相試験までの全開発活動について最高40.0百万米ドルまで資 金提供する旨合意した。臨床第2相試験における開発費用が40.0百万米ドルを超過する場合、大塚製薬は、その単独裁量によ り、(i)契約を終了するか、(ii)契約を継続し40.0百万米ドルを超過する全開発費用を当社と均等に負担するかを選択すること ができる。2012年において、開発活動費用は40.0百万米ドルを超過し、大塚製薬は契約を継続し、開発費用を当社と均等に負 担することに合意した。本契約において臨床第3相試験の費用は当社と大塚製薬の間で均等に負担する旨定められている。更 に、本契約に基づき、当社は総額82.5百万米ドルに上る開発マイルストーンを受領する可能性がある。本契約の共同開発部分 は共同開発委員会(以下「JDC」という。)が定める。当社は以下の通り開発マイルストーンを受領する可能性がある。

i.<u>第1適応症 - 55.0百万米ドル</u>

- a. 米国における臨床第2b/3相試験開始により5.0百万米ドル(2013年12月31日終了年度中に受領した。)
- b. 米国における臨床第3相試験開始、または臨床第3相試験において臨床第2相試験が不要である場合には、米国に おけるFDAに対する新薬承認申請(以下「NDA」という。)提出により5.0百万米ドル
- c. 米国におけるFDAに対するNDA提出により15.0百万米ドル
- d. 米国におけるFDAによるNDA承認の受領により20.0百万米ドル
- e. 日本の規制当局による販売承認申請に対する承認の受領により10.0百万米ドル
- ii. 第2適応症 27.5百万米ドル
 - a. 米国における臨床第3相試験開始により5.0百万米ドル
 - b. 米国におけるFDAに対するNDA提出により7.5百万米ドル
 - c. 米国におけるFDAによるNDA承認の受領により10.0百万米ドル
 - d. 日本の規制当局による販売承認申請に対する承認の受領により5.0百万米ドル

本契約に基づき、大塚製薬は臨床第2相試験および臨床第3相試験開発費用のうち当社負担分を担保付約束手形の形で資金 提供する。当該約束手形には、(a)利息は日次で発生し、年間360日ベースで計算され、当社に対し貸付けられた全額に対して 貸付日から全額支払われるまで発生すること、(b)未払利息は年次で複利となること、(c)適用金利は四半期毎にその時々の実 効金利、すなわち各暦四半期の第1営業日にウォール・ストリート・ジャーナル紙の「Money Rates」欄に記載される3か月ロ ンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)に、3%を加えた数字を反映するために調整されること、ならびに(d)全額 米ドルにより支払われることが定められている。本契約には、大塚製薬に対し、共通テリトリーおよびAcuceIaテリトリーの両 方における、純利益およびロイヤリティ支払いに対する当社持分、ならびに関連提携化合物および提携製品の所有権ならびに 前提となる知的財産権の当社持分について第一優先担保権を付与する担保権合意が含まれる。

借入金は、提携契約に基づく将来の製品販売または北米および大塚製薬単独のテリトリー外における契約に基づき開発され た提携化合物および提携製品の販売もしくはライセンスにより収入が発生した場合においてのみ、返済される。

本契約は資金提供を受けた開発の要素を含むため、担保付約束手形に基づく当社の大塚製薬に対する債務が、借入金返済に 関わる債務として計上されるべきか、または契約上の役務を提供する債務として計上されるべきかを判断するため、当社は本 契約を評価した。貸金返還債務が存在しないとの結論に至るためには、当社から大塚製薬への研究開発に関連する財務リスク の移転が、実体的かつ真正である必要がある。当社は、当社の大塚製薬に対する債務は、契約上の役務を提供する債務である と判断した。何故なら返済は開発結果に将来の経済的便益が存在することのみに依存しているからである。結果として本契約 に基づく当社負担分の開発費用として大塚製薬より受領した金額は、収益として認識される。2012年、2013年および2014年12 月31日に終了した年度内において、前述のとおり偶発的要因により返済義務を負うものとして、それぞれ約15.4百万米ドル、 32.4百万米ドルおよび49.7百万米ドルの累積収益を認識した。2013年および2014年12月31日現在、偶発的返済義務を負う提供 資金に対し、それぞれ1.2百万米ドルおよび2.5百万米ドルの利息が生じており、前述の債務とともに偶発的に返済義務があ

る。

EDINET提出書類 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)(E30401) 有価証券報告書

商業化がなされた場合、当社は共通テリトリーにおいて国別ベースで共同販売を行う選択権を行使することができる。製品の共同販売を選択した市場において、大塚製薬および当社は、共通テリトリー内の製品販売による費用および収益を均等に分配する。当社が共通テリトリー内の国または複数の国において共同販売を行うことを選択しない場合、大塚製薬は当社が共同販売を選択しない共通テリトリー内の国または複数の国における提携製品の年間純売上高総額について当社に対してロイヤリティを支払う。各当事者は、それぞれの単独テリトリーにおける年間純売上高総額について2%のロイヤリティを他方当事者に対して支払う。これに加え、当社は総額175.0百万米ドルに上る純売上高マイルストーンを受領する可能性を有する。共同販売の合意については共同商業化委員会(以下「JCC」という。)が定める。マイルストーンは以下の通り。

i. <u>全適応症</u>

- a. 世界における全提携製品の年間売上高総額が250.0百万米ドルに達した場合、25.0百万米ドル
- b. 世界における全提携製品の年間売上高総額が500.0百万米ドルに達した場合、50.0百万米ドル
- c. 世界における全提携製品の年間売上高総額が1.0十億米ドルに達した場合、100.0百万米ドル

本契約には3年間の研究プログラム(以下「研究プログラム」という。)も含まれる。同研究プログラムの目的は、主たる 提携化合物につき第2適応症を特定し、提携化合物のバックアップ化合物の開発を行うことである。2011年に終了した研究プ ログラムの3年間において、大塚製薬は当社に対し、年間5.0百万米ドルを四半期毎に支払った。本契約は、契約期間中に当社 が(提携活動とは独立して)発見または開発した新化合物のライセンスについての優先交渉権を大塚製薬に提供する。

大塚製薬と当社との間の契約は複数要素の取決めであり、当社は同取決め中の要素には、ライセンス、研究プログラムおよ び研究開発サービスが含まれる旨判断した。

大塚製薬に対して付与されるライセンスは、大塚製薬にとり単独で価値を有するものであるため、個別の会計単位であると 判断された。大塚製薬は、当社により提供される開発またはリサーチ・プログラム・サービスとは独立してライセンス付与ま たは知的財産の開発を行うことができるため、当社はライセンスの正味現在価値の測定を行ったところ、契約開始時における ライセンスの単体見積売却価格はライセンス料として受領された取決め対価を超過した。提供済み要素に対して配分される価 値は、取決め対価を超過することはできないことから、契約実施時が支払期日であり、そして支払われた取決め対価5.0百万米 ドルがライセンスに配分された。

開発に関する活動は大塚製薬にとり単独で価値を有するため、当社はこれらのサービスが個別の会計単位としての基準を満 たすものと判断した。BESPは、提供サービス価値についての当社の分析および類似の開発サービスを提供する第三販売者によ り請求される料金の検討に基づいており、当社によるBESPを表す。開発努力に基づく収益は、サービスが実施されるとともに 認識される。2012年、2013年および2014年12月31日終了年度において、当社は開発活動関連収益として、それぞれ19.3百万米 ドル、39.2百万米ドルおよび35.4百万米ドルを認識した。

研究プログラムに関する活動は大塚製薬にとり単独で価値を有するため、当社はこれらのサービスが個別の会計単位としての基準を満たすものと判断した。研究プログラムにおいて想定されるサービスの種類は、第三者によっても実施可能なものである。研究サービスについて請求される料金は、第三販売者が類似研究サービスについて請求する価格に対し競争力を有すると当社は判断した。研究プログラム販売価格についての当社BESPは15.0百万米ドルであり、契約対価と一致する。研究活動による収益は、比例履行法により認識された。

当社は取決めにおける開発および純売上高マイルストーンを評価し、それぞれASC 605-28「収益認識-マイルストーン法」 によるマイルストーンの基準を充たすものと判断した。当社は、実体的マイルストーン全体の達成を条件とする対価を、その マイルストーンが達成された期間において認識する。2013年12月31日終了年度において、当社は臨床第2b/3相試験開始に関連 した5.0百万米ドルのマイルストーン支払いを受領し収益として認識した。2012年または2014年12月31日終了年度において、開 発または売上高マイルストーンは達成されなかった。

OPA-6566提携

2010年、大塚製薬および当社は、緑内障治療に用いられる大塚製薬の専有化合物である「OPA-6566」の開発について正式契約を締結した。本契約は当社に、米国における「OPA-6566」の共同開発および共同販売について選択権を付与する。当社が選択権を行使するまで、大塚製薬は開発活動の指揮および費用について責任を負う。当社が選択権を行使した場合、大塚製薬は以下を含む追加的選択権を当社に対し付与する:(1)米国において、緑内障以外の眼科的適応症につき「OPA-6566」を共同開発および共同販売する権利、(2)米国において、緑内障につき「OPA-6566」の新製剤を共同開発および共同販売する権利、ならびに(3)米国において、眼科的疾患治療に用いられるその他のアデノシンA2a受容体アゴニスト化合物の共同開発および共同販売 についての第一交渉権。 当社は契約を評価し、本契約に基づく開発活動が取決めに基づく唯一の提供物であると判断した。開発活動による収益は、 サービスが実施されるとともに認識される。2012年、2013年および2014年12月31日終了年度において当社は、本契約の履行に よる収益として、それぞれ8.1百万米ドルおよび、1.5百万米ドルおよび0米ドルを認識した。

レバミピド提携

2008年、大塚製薬および当社は、ドライアイ治療に用いられる大塚製薬の専有化合物である「レバミピド」の共同開発につき正式契約を締結した。本契約に基づき両当事者は、米国における「レバミピド」の臨床開発努力において提携することを合意した。大塚製薬は当社に対し2.0百万米ドルを前払いで支払い、本契約に基づき、当社は臨床開発マイルストーン、ならびに米国および欧州連合における製品の純売上高に対するロイヤリティを受領する可能性を有する。本契約に基づき、大塚製薬はすべての臨床開発および商業化費用について負担した。

当社は契約を評価し、臨床開発活動が本取決めに基づく唯一の提供物であると判断した。臨床開発努力による収益は、サービスが提供されるとともに認識される。2012年、2013年および2014年12月31日終了年度において当社は、「レバミピド」の臨床開発活動関連収益として、それぞれ14.0百万米ドル、12.3百万米ドルおよび0米ドルの収益を認識した。当社は本契約に基づく開発マイルストーンを評価し、それぞれ実体的マイルストーンの基準を充たすと判断した。当社は、実体的マイルストーン全体の達成を条件とする対価を、そのマイルストーンが達成された期間において認識する。2014年12月31日終了年度において、開発マイルストーンは達成されなかった。2012年において、当社は臨床第3相試験開始に関するマイルストーン支払い5.0百万米ドルを受領し収益として認識した。

2013年9月、大塚製薬は当社とのレバミピド共同開発契約の解除を決定した。その結果、当社は、2013年12月31日終了年度 において返還条項により繰延計上されていた大塚製薬からの前受金である2.0百万米ドルを収益として認識した。かかる返還条 項は、共同開発契約の解除に伴い満了した。

前CEOの継続的関与

当社と大塚製薬との存続している2つの提携取決めは、当社の会長兼ファウンダーであり前CEOである窪田良氏の継続的関与 を必要とする。窪田氏が当社を離れた場合、または当社における同氏の役割もしくは職責の変更が生じた場合、取決めは大塚 製薬の選択により終了しうる。当社は、当社の最高経営責任者の役職を窪田氏からオカラガン氏へ引き継ぐことについて大塚 製薬と協議した。現在、窪田氏に関連する条件のひとつを理由として大塚製薬が契約を解除できる条項を削除する目的で、大 塚製薬と共同でエミクススタト塩酸塩契約を修正する過程にある。大塚製薬は、当社に対し、窪田氏の役職の変更に基づきエ ミクススタト塩酸塩契約を解除する権利を行使する意向がない旨を口頭で伝えている。各契約に関し、同条項は米国における 第1適応症についてのNDAの承認により失効する。

注記12.1株当たり純利益(損失)

普通株主に帰属する1株当たりの純利益(損失)は、当社が純利益を挙げた期間の参加証券に必要とされる2クラス法に合わせて表示される。転換優先株式保有者は普通株式について配当が宣言または支払われる前に、これに優先して配当利益に対し参加権を有したため、新規株式公開前は、転換優先株式の全シリーズが参加証券とみなされた。これらの参加証券に配当される未分配配当利益は、普通株主に帰属する純利益の算定にあたり純利益より控除された。

当社新規株式公開の払込み直前に、発行済優先株式は全て普通株式に転換された。当社は新規株式公開において普通株式 9,200,000株を発行した。さらに、3,636,365株の普通株式が、関連当事者が保有する条件付転換債務の転換により発行され た。その結果、2014年12月31日現在、当社の株主資本のうち発行済の種類は普通株式のみであった。

1株当たりの基本純利益(損失)は、その期間の普通株主に帰属する純利益を発行済加重平均株式数により除することで算 出される。その期間の1株当たりの希薄化後純利益(損失)は、普通株主に帰属する純利益(損失)を、発行済加重平均普通 株式数に希薄効果を有するその他の発行済株式数を加えた数により除することで算出される。当社普通株式の希薄効果を有す る株式には、希薄効果を有する発行済ストック・オプションおよび制限付株式ユニットの行使が含まれる。 下表は、当該期間の1株当たりの希薄化後純利益の計算に用いられる分子と分母を調整するものである(単位:千米ドル、 千株)。

| | | | 12月31 | 日終了年度 | |
|-----------------------|----|--------|-------|--------|---------|
| | 20 |)12年 | 2 | 2013年 | 2014年 |
| 分子: | | | | | |
| 普通株主に帰属する純利益(損失) | \$ | 1,122 | \$ | 1,161 | (2,006) |
| | | | | | |
| 分母: | | | | | |
| 発行済加重平均株式数 - 基本 | | 11,901 | | 11,964 | 32,869 |
| ストック・オプションおよびRSUの希薄効果 | | 257 | | 391 | - |
| | | | | | |
| 発行済加重平均株式数 - 希薄化後 | | 12,158 | | 12,355 | 32,869 |

2014年12月31日終了年度中、185,551個のストック・オプションおよびRSUは、逆希薄効果を有するため、1株当たりの希薄 化後純利益(損失)の計算から除外された。

注記13.コミットメントおよび偶発事象

リース

当社は、オペレーティング・リース契約に基づき、研究施設および会社オフィス・スペースを賃借している。2014年6月26日、当社はワシントン州シアトルの当社本社建物内におよそ38,723平方フィートのオフィス・スペースを賃借する契約を締結した。リース期間は2015年1月1日に開始し、リースの条項に従い、2021年11月30日または2022年2月22日のいずれかに満了する。当社は2015年の当リースの開始に関連して1.2百万米ドルのリース物件改良費引当金を受領した。

2014年9月19日に、当社はワシントン州ボセルの約17,488平方フィートの研究施設およびオフィス・スペースの改訂リース契約を締結した。この改訂は満了日を原リース契約の2015年2月28日から2017年2月28日に延期し、リースの条項に従い改訂により年間賃借料を約0.4百万ドル削減した。リース契約には、10か月先だってリースを終了するオプションが含まれる。

リース・インセンティブは、繰延賃借料債務として認識され、リース期間にわたり賃借費用として償却される。オペレー ティング・リースに基づく最低賃借料支払額は、リース期間(無料および減額賃貸期間を含む。)にわたり定額法により認識 される。

2014年12月31日現在の、当初または残存リース期間が1年超のオペレーティング・リースに基づく将来の最低リース支払額 は以下のとおりである。(単位:千米ドル)

| | | 期間別支払期限 | | | | | | |
|----------------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | それ以降 | 合計 | |
| オペレーティング・リース債務 | 1,324 | 1,295 | 997 | 968 | 1,007 | 2,039 | 7,630 | |
| 合計 | 1,324 | 1,295 | 997 | 968 | 1,007 | 2,039 | 7,630 | |

2012年、2013年および2014年12月31日終了年度における賃借費用は、それぞれ0.8百万米ドル、1.0百万米ドルおよび1.0百万 米ドルであった。 訴訟

当社は、通常の業務過程において法的手続および要求の対象となる場合がある。現在、当社は重要な法的手続の当事者とは なっておらず、当社の知る限りそのおそれはない。通常の業務過程その他において発生する将来の法的手続が、当社の財務状 態、業績またはキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼさないという確証はない。

注記14. 関連当事者取引

取締役会の一員であるピーター・クレセル氏(経営学修士保有)は、コンサルティング・サービスおよび直接経費の払戻し として当社から支払いを受けた。このコンサルティングの関係は2014年1月に終了した。クレセル氏のコンサルティング・ サービスおよび経費の払戻しに対する支払いは、2012年、2013年および2014年において、それぞれ0.2百万米ドル、0.3百万米 ドルおよび0米ドルであった。

当社の株主の一人であるSBIホールディングス株式会社(関連当事者)は、当社条件付転換債務の保有者であった。当社の新 規株式公開に関連して、条件付転換債務は当社普通株式3,636,365株に自動転換された(注記6を参照)。

注記15. 四半期情報(未監查)

下表は、2014年12月31日までの最新の8四半期に関する未監査損益計算書の数値を記載している。下記の未監査損益計算書 の数値は本報告書に含まれる監査済財務書類と同一の基準により作成されており、かかる情報を公正に表示するため必要であ ると当社が確信する、通常の反復的調整のみからなるすべての必要な調整が反映されている。過去の四半期の業績は通年また は将来の期間における業績を必ずしも示唆するものではない。

| | 3月31日現在 | 6月30日現在 | 9月30日現在 | 12月31日現在 |
|--------------------|----------------|------------|---|----------|
| _ | 单) | 単位:1株当たり数(| 直を除き、千米ドル | •) |
| 2013年 | | | | |
| 提携からの収益 | 15,980 | 11,023 | 14,692 | 11,252 |
| 当期純利益(損失) | 3,711 | (20) | 1,420 | (812) |
| 普通株主に帰属する当期純利益(損 | | | | |
| 失) | 999 | (20) | 382 | (812) |
| 普通株主に帰属する基本1株当たり | | | | |
| 当期純利益(損失) | 0.08 | - | 0.04 | (0.07) |
| 普通株主に帰属する希薄化後1株当 | | | | |
| たり当期純利益(損失) | 0.08 | - | 0.03 | (0.07) |
| | | | | |
| _ | 3月31日現在 | 6月30日現在 | 9月30日現在 | 12月31日現在 |
| _ | 单) | 単位:1株当たり数(| 直を除き、千米ドル | •) |
| 2014年 | | | | |
| 提携からの収益 | 10,546 | 9,086 | 8,119 | 7,645 |
| 当期純利益(損失) | 54 | 71 | (1,536) ⁽¹⁾ | (595) |
| 普通株主に帰属する当期純利益(損 | | | (, , , , , , , , , , , , , , , , , , , | () |
| 失) | 54 | 71 | (1,536) | (595) |
| 普通株主に帰属する基本1株当たり | | | | () |
| 当期純利益(損失) | - | - | (0.04) | (0.02) |
| 普通株主に帰属する希薄化後1株当 | | | · · · | |
| たり当期純利益(損失) | - | - | (0.04) | (0.02) |
| 014年第3四半期において、当社は新 | 丘たた戦略的事業 ゴ | は一つな田子相され | . , | . , |

金資産に対する評価性引当金を計上した。

臨時株主総会

2015年1月28日、当社は当社のいくつかの株主の親会社である、SBIホールディングス株式会社(以下「SBI社」という。)か ら、当社の現在の取締役(窪田氏を除く。)を解任し、SBI社が提案する取締役候補を選任するために臨時株主総会を開催する ことを求める書簡を受領した。この要求に関連し、SBI社は窪田氏にSBI社が共同で保有する株式に関する取消不能の委任状を 与え、これにより窪田氏は当社の発行済株式の50%超を表章する株式の議決権行使権限を与えられた。2015年3月3日、SBI社 および窪田氏はワシントン州裁判所に対し、2015年4月28日までに臨時株主総会を開催することおよび2015年3月31日までに 株主に対し可及的速やかに臨時株主総会の通知を書面で行うことを当社に対し命令するよう申立てを行った。2015年3月13 日、かかる申立てを統括するワシントン州最高裁判所は、当社に対し、2015年5月1日までに臨時株主総会を開催することお よび可及的速やかに臨時株主総会の通知を行うことを求める命令を発出した。当社は、2015年5月1日(米国西海岸時間)に 当社本社において臨時株主総会を開催することを予定しており、基準日を2015年3月19日(米国西海岸時間)に設定したこと を発表した。

最高経営責任者に対する賞与

2015年3月24日、当社取締役会は、当社取締役会報酬委員会(以下「当委員会」という。)による2015年2月24日付の決定 を承認し、当社最高経営責任者兼社長のオカラガン氏に対し、2014年10月14日付の同氏との雇用契約に定められた額と同額の 業績連動賞与に代わり任意の賞与515,520米ドルの付与を2015年4月15日に行うことを決定した。ただし、2015年3月31日現 在、オカラガン氏が当社の最高経営責任者であることが条件となる。

最高経営責任者の退職手当のエスクロー

2014年10月14日付のオカラガン氏との雇用契約に基づき、同氏の雇用が「理由」なく、または「正当な理由」(いずれも同 氏の雇用契約において定義される。)により終了した場合、同氏は給与の18か月分、COBRAプログラムに基づき同氏およびその 家族に提供される健康保険料の最高18か月分ならびに同氏の日割計算された年間賞与(以下、「最高経営責任者退職金額」と いう。)を受領する権利を有する。2015年3月24日、当社取締役会は、最高経営責任者退職金額と同額の利付分離勘定の創設 を承認した。当該資金は、オカラガン氏との修正済み雇用契約の条件に基づき同氏に支払われるまでの間、当社の財産として 保有される。

退職および効果的支配権の変更に関する契約

2015年3月24日、当社取締役会は、当社と当社経営陣の各メンバーおよびその他の特定の従業員との間に締結される「退職 および効果的支配権の変更に関する契約」の条件を承認した。同契約は、従業員の何らかの理由によるもしくは理由なしの (就業不能を含む。)退職、正当な理由(同契約において定める。)による自主退職または従業員の死亡の場合で、かつ、効 果的支配権の適格な変更後6か月以内に当該退職が発生した場合、当該従業員は月給の6か月分および2015年の年次目標賞与 の50%に相当する金額の合計額に退職後6か月間にわたり団体医療保障を維持するための保険料を加えた金額(税金を補てん する「グロスアップ」となる。)を受領する権利を有する旨を定めている。さらに、適格な退職において、当該従業員は付与 済のエクイティ・アワードに関し、12か月間の権利確定期間の追加を獲得することとなる。「効果的支配権の適格な変更」と は、当社取締役の過半数が、当社取締役によってその指名および選任が当該指名または選任の日より前に推奨されていない後 継の取締役と交代すること(すなわち米国財務省規則に基づく適格な効果的支配権の変更)と定義されている。当該契約は、 2015年12月31日にまたは(当該退職が効果的支配権の適格な変更後6か月以内でない場合)従業員の退職により終了する。

人材保持資金プール

2015年2月24日、当委員会は、2015年12月31日時点で当社との雇用が継続している従業員に対し当委員会の裁量で配分する ための600,000米ドルのプールの創出を承認した。当該プールの配分は2015年第4四半期まで決定されない予定である。オカラ ガン氏を除くすべての従業員はかかるプールから支払いを受ける権利を有している。

<u>前へ</u> 次へ

Table of Contents

ACUCELA INC. BALANCE SHEETS (in thousands)

| | | Decem | ber 31. | |
|---|---------|---------|---------|--------|
| | | 2014 | | 2013 |
| Assets | | | | |
| Current assets: | | | | |
| Cash and cash equivalents | \$ | 18,778 | \$ | 13,994 |
| Investments | | 85,008 | | 14,947 |
| Accounts receivable from collaborations | | 5,285 | | 10,262 |
| Deferred tax asset | | 61 | | 1,114 |
| Prepaid expenses and other current assets | | 2,582 | | 1,964 |
| Total current assets | | 111,714 | | 42,281 |
| Property and equipment, net | | 742 | | 1,112 |
| Long-term investments | | 84,033 | | 3,478 |
| Long-term deferred tax asset | | 42 | | 1,280 |
| Deferred offering costs | | - | | 5,548 |
| Other assets | | 435 | | 349 |
| Total assets | \$ | 196,966 | 5 | 54,048 |
| Liabilities and shareholders' equity | | | _ | |
| Current liabilities: | | | | |
| Current maturities of contingently convertible debt, related party | \$ | - | \$ | 12,000 |
| Accounts payable | | 441 | | 754 |
| Accrued liabilities | | 4,176 | | 6,579 |
| Accrued compensation | | 1,683 | | 3,269 |
| Deferred revenue from collaborations | | 6,231 | | |
| Deferred rent and lease incentives | | 25 | | 267 |
| Total current liabilities | <u></u> | 12,556 | _ | 22,869 |
| Commitments and contingencies (Note 13) | | | | |
| Long-term deferred rent, lease incentives, and others | | 47 | | 55 |
| Total long-term liabilities | | 47 | _ | 55 |
| Shareholders' equity: | | | - | |
| Convertible preferred stock | | | | |
| Series A, no par value, no shares authorized as of December 31, 2014 and 2,734 shares authorized as of December 31, 2013; issued and outstanding, no shares as of December 31, 2014 and 2,734 shares as of December 31, 2013 | | | | 2,051 |
| Series B, no par value, no shares authorized as of December 31, 2014 and 17,900 shares authorized as of December 31, 2013; issued and outstanding, no shares as of December 31, 2014 and 17,900 shares as of December 31, 2013 | | - | | 13,387 |
| Series C, no par value, no shares authorized as of December 31, 2014 and 31,818 shares authorized as of December 31, 2013; issued and outstanding, no shares as of December 31, 2014 and 11,807 shares as of December 31, 2013 | | _ | | 12,771 |
| Common stock, no par value, 100,000 shares authorized as of December 31, 2014 and 60,000 shares authorized as of December 31, 2013; issued and outstanding, 35,809 shares as of December 31, 2014 and 11,971 shares as of December 31, 2013 | | 186,589 | | 3,654 |
| Additional paid-in capital | | 3,601 | | 2,728 |
| Accumulated other comprehensive loss | | (361) | | (7 |
| Accumulated deficit | | (5,466) | | (3,460 |
| | _ | 184,363 | - | 31,124 |
| Total shareholders' equity | | | | |

See accompanying notes to financial statements.

F-3
ACUCELA INC. STATEMENTS OF OPERATIONS (in thousands, except per share data)

| | | | | ars Ended cember 31, | | |
|---|----|---------|----|-------------------------|----|--------|
| | | 2014 | | 2013 | | 2012 |
| Revenue from collaborations | \$ | 35,396 | \$ | 52,947 | \$ | 46,424 |
| Expenses: | | | | | | |
| Research and development | | 25,582 | | 36,405 | | 31,604 |
| General and administrative | | 10,002 | | 9,548 | | 7,787 |
| Total expenses | | 35,584 | 1 | 45,953 | | 39,391 |
| Income (loss) from operations | | (188) | | 6,994 | _ | 7,033 |
| Other income (expense), net: | | | | | | |
| Interest income | | 519 | | 122 | | 27 |
| Interest expense | | (15) | | (116) | | (138 |
| Other income (expense), net | | 37 | | 182 | | (97 |
| Total other income (expense), net | 1 | 541 | _ | 188 | - | (208 |
| Income before income tax | - | 353 | - | 7,182 | - | 6,825 |
| Income tax expense | | (2,359) | | (2,883) | | (2,647 |
| Net income (loss) | _ | (2,006) | | 4,299 | _ | 4,178 |
| Net income attributable to participating securities | | | | 3,138 | | 3,056 |
| Net income (loss) attributable to common shareholders | \$ | (2,006) | \$ | 1,161 | s | 1,122 |
| Net income (loss) per share attributable to common shareholders | _ | | - | | _ | |
| Basic | \$ | (0.06) | \$ | 0.10 | \$ | 0.09 |
| Diluted | \$ | (0.06) | \$ | 0.09 | s | 0.09 |
| Weighted average shares used to compute net income (loss) per share attributable to common shareholders: | - | | 1 | | - | |
| Basic | | 32,869 | | 11,964 | | 11,901 |
| Diluted | | 32,869 | | 12,355 | | 12,158 |

See accompanying notes to financial statements.

ACUCELA INC. STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME (LOSS) (in thousands)

| cember 31, |
|--------------|
| 2012 |
| 299 \$ 4,178 |
| |
| (7) 6 |
| 292 \$ 4,184 |
| (7) 292 |

See accompanying notes to financial statements.

ACUCELAINC. STATEMENTS OF SHAREHOLDERS' EQUITY (in thousands)

| | Varian A | | Sector 1 | CONVENDING LEGENER SCOOL | | Codes P | Commun Gards | - Queb | Additional | Accumulated | | | |
|--|----------|---------|----------------|--------------------------|----------|----------|-----------------|------------|------------|---------------|----------|-------------|------------|
| | Channel | Amond A | Channel Series | 1 Particular | Shares . | Amount | Channel Channel | A MOCK | Paid-In | Comprehensive | | Accumulated | Tant |
| Halance at December 11, 2011 | PLL C | 1907 5 | 17.000 | C 11 187 | 11 \$07 | 127.11 Z | 11 500 | 1111 S | C 1441 | K LON | 1. | 111.9375 | 14 |
| Stock-based compensation | I | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 524 | | | | |
| Common stock issued in connection with stock option exercises | I | | ſ | | j. | | | ** | | | | I | . 61 |
| Common steck issued in connection with the restricted stock purchase agreement | J | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | e | 57 | 1 | | 1 | 1 | 55 |
| Net incente | I | Ì | I | Ì | ľ | I | l | 1 | 1 | | I | 4,178 | 4,178 |
| Unrealized gain on marketable securities available for sale | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | i | 1 | | • | 1 | |
| Balance at December 31, 2012 | 2,734 | 2,051 | 17,900 | 132.21 | 11,807 | 12,771 | 11,910 | 3,192 | 1,965 | | h | (952,59) | 25,607 |
| Stock-based compensation | I | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 693 | 00 | 1 | I | 640 |
| Excess nei tax benefit related to share-based | I | ľ | ľ | Ì | Ĭ. | I | Ĭ. | I | 8 | | 1 | I. | 8 |
| Common stock issued in connection with stock optim corrises | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | T | 96 | 9 | 1 | , | | 1 | |
| Common stock issued in connection with the restricted stock purchase agreement | Ĩ. | È | Ĩ. | Ì | I. | 1 | Ŧ | 456 | I | | Ē | E | 456 |
| Net income | 1 | 1 | ł | 1 | I | 1 | a. | 1 | 1 | 20 | 1 | 667.1 | 4,299 |
| Unrealized less on marketable securities available for sale | - 6 | Î | l | l | I | I | Ĩ | Ì | I | | 6 | 1 | |
| Balance at December 31, 2013 | 2,734 | 2,051 | 17,900 | 13,367 | 11,807 | 12,771 | 11.971 | 3,654 | 2,728 | | 6 | (3,460) | 31,124 |
| Common stock issued in connection with IPO offering, ret of issuance costs of \$7,093 | I | I. | I. | I. | I. | I. | 007'6 | 142,044 | 1 | | i p | I. | 142,044 |
| Common steek issued in connection with conversion of convertible preferred steck upon IPO | (2,734) | (2,051) | (006'21) | (13.387) | (11,807) | (12,771) | 10,814 | 28,209 | 1 | | 1 | I | |
| Common sheek issued in connection with conversion of contingently convertible notes upon IPO | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | j | 3,636 | 12,000 | 1 | | 1 | 1 | 12,000 |
| Stock-based compensation | Ţ | 1 | I | Ĩ | Ĩ | Ĩ | ł | I | 516 | 2 | 1 | I | 516 |
| Excess not tax benefit related to IPO costs | 1 | i. | 1 | 1 | 1 | Si. | 1 | Ĩ | 17 | | 1 | 1 | 421 |
| Excess set tax provision related to share- | I | ł | Į. | Ĩ | Ī. | ľ | I. | Ē | (94) | 2 | Ľ | F. | (9-9) |
| Common stock issued in connection with stock option ecercises | 1 | 1 | 1 | j | 1 | 1 | 188 | (39 | 1 | | 1 | 1 | 680 |
| Net lines | Į. | Ť | Ĩ. | Ĩ | Ĩ | Ŧ | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | (2,006) | (2.006) |
| Unrealized loss on marketable securities available for safe | T | 1 | T | 1 | J | ji I | T | 1 | l | 0 | (154) | 4 | (194) |
| Balance at December 31, 2014 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 35,809 | \$ 186,589 | S 3,601 | S (3 | (361) \$ | (\$,466) | S 184, 163 |

P-6

ACUCELA INC. STATEMENTS OF CASH FLOWS (in thousands)

| | | | | ars Ended cember 31, | | |
|--|----|-----------|----|-------------------------|-----|----------|
| | | 2014 | | 2013 | | 2012 |
| Cash flows from operating activities | | | | | | |
| Net income (loss) | \$ | (2,006) | \$ | 4,299 | S | 4,178 |
| Adjustments to reconcile net income (loss) to net cash provided by operating activities: | | | | | | |
| Depreciation and amortization | | 501 | | 531 | | 464 |
| Amortization of deferred financing costs | | | | | | 10 |
| Loss from the disposal of fixed assets | | - | | | | 79 |
| Stock-based compensation | | 516 | | 1,123 | | 581 |
| Amortization of premium/discount on marketable securities | | 1,175 | | 332 | | 107 |
| Deferred taxes | | 2,349 | | 2,274 | | 2,434 |
| Excess net tax provision related to share-based awards | | (64) | | - | | - |
| Changes in operating assets and liabilities: | | | | | | |
| Accounts receivable from collaborations | | 4,977 | | (1,562) | | 3,551 |
| Prepaid expenses and other current assets | | (197) | | (443) | | (1,037) |
| Accounts payable | | (313) | | (102) | | (1,949) |
| Accrued liabilities | | (2,403) | | 2,650 | | 1,315 |
| Accrued compensation | | (1,586) | | 856 | | 778 |
| Deferred rent and lease incentives | | (250) | | (264) | | 48 |
| Deferred revenue from collaborations | | 6,231 | | (2,570) | | 570 |
| Other assets | | (86) | | 122 | | 117 |
| Net cash provided by operating activities | - | 8,844 | - | 7,246 | 1 | 11,246 |
| Cash flows from investing activities | _ | | _ | | _ | |
| Purchases of marketable securities available for sale | | (201,134) | | (23,217) | | (15,580) |
| Maturities of marketable securities available for sale | | 48,931 | | 17,136 | | 12,163 |
| Additions to property and equipment | | (131) | | (500) | | (326 |
| Net eash used in investing activities | _ | (152,334) | - | (6,581) | 1 | (3,743 |
| Cash flows from financing activities | _ | | _ | | _ | |
| Proceeds from issuance of common stock | | 149,819 | | 6 | | 2 |
| Restricted investments income | | | | _ | | (13 |
| Excess net tax benefit related to share-based awards | | | | 96 | | - |
| Payments for deferred offering costs | | (1,545) | | (3,412) | | (613 |
| Net eash used in financing activities | - | 148,274 | _ | (3,310) | - | (624) |
| (Decrease) increase in cash and cash equivalents | 1 | 4,784 | - | (2,645) | 1 | 6,879 |
| Cash and cash equivalents-beginning of year | | 13,994 | | 16.639 | | 9,760 |
| Cash and cash equivalents-end of year | s | 18,778 | s | 13,994 | s | 16,639 |
| Supplemental disclosure | _ | | - | | - | |
| Cash paid for interest | s | | s | | s | 420 |
| Cash paid for income taxes | 59 | 60 | 25 | 828 | 794 | 151 |
| Unpaid deferred offering costs | | 5,548 | | 937 | | |
| Restriction of investments as collateral | | 10.10 | | (5,759) | | 5,750 |
| Conversion of convertible preferred stock upon IPO | | 28,209 | | (| | 611.20 |
| Conversion of contingently convertible debt, related party, upon IPO | | 12,000 | | | | |

See accompanying notes to financial statements.

ACUCELA INC.

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

1. Business and Basis of Presentation

Business

Acucela Inc. ("we," "our" and "us") is a clinical-stage biotechnology company that specializes in discovering and developing novel drug candidates to potentially treat and slow the progression of sight-threatening ophthalmic diseases affecting millions of individuals worldwide. In 2008, we and Otsuka Pharmaceutical Co., Ltd. ("Otsuka") entered into a definitive agreement to co-develop emixustat hydrochloride ("emixustat"), our lead compound for dry AMD. Emixustat is in Phase 2b/3 clinical development in the United States.

Use of Estimates

The preparation of financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("GAAP") requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from these estimates.

Segments

We operate in one segment, pharmaceutical product development. All of our significant assets are located in the United States. During the years ended December 31, 2014, 2013, and 2012, all revenue was generated in the United States.

2. Significant Accounting Policies

Revenue Recognition

Our business strategy includes entering into collaboration agreements with pharmaceutical companies for the development and commercialization of our product candidates. The terms of the agreements may include nonrefundable license fees, funding of research and development activities, payments based upon achievement of development milestones, payments based upon achievement of revenue milestones, or royalties on product sales. We recognize revenue when four basic criteria have been met: (a) persuasive evidence of an arrangement exists; (b) delivery has occurred or services rendered; (c) the fee is fixed or determinable; and (d) collectability is reasonably assured.

Revenue recognized for the years ended December 31, 2014, 2013, and 2012 consists entirely of amounts derived from our collaboration agreements with Otsuka (See Note 11).

Multiple Element Arrangements

Our collaboration agreements are multiple element arrangements that must be analyzed to identify the deliverables included in the agreements and determine if the deliverables qualify as separate units of accounting. Deliverables are considered a separate unit of accounting when all of the following criteria are met: (i) the delivered item has value to the customer on a standalone basis and (ii) if the arrangement includes a general right of return relative to the delivered item, and the delivery or performance of the undelivered item is considered probable and substantially within our control. There are no rights of return in our collaboration agreements.

Arrangement consideration is allocated to the separate units of accounting based on their relative selling prices. We follow a hierarchy to determine the selling price for each unit of accounting, determining first if there is vendor-specific objective evidence ("VSOE") of fair value (the price at which the goods or services are regularly sold by us on a standalone basis). If VSOE of fair value is not available, third-party evidence ("TPE") of vendors selling similar goods or services to similarly situated customers on a standalone basis is used to establish fair value. If neither VSOE nor TPE of fair value exists, we use our best estimate of the selling price ("BESP") for that unit of accounting. Our BESP represents the price at which we would transact if we regularly sold the unit of accounting on a standalone basis.

We consider market conditions and entity-specific factors when estimating the selling price. Once the selling price for each unit of accounting has been established, the consideration received is allocated among the units of accounting based on their relative selling price, and the applicable revenue recognition criteria are applied to each of the separate units. The amount

of arrangement consideration allocable to a delivered item that is a separate unit of accounting is limited to arrangement consideration that is fixed or determinable. Payments that are contingent upon the occurrence of future events that are not exclusively within our control are excluded from the allocable arrangement consideration until the contingency is resolved.

When we have continuing performance obligations, revenue is recognized using one of two methods. Where we are able to estimate the total amount of services under a unit of accounting and such performance obligations are provided on a best-efforts basis, revenue is recognized using a proportional performance model. Costs incurred to date compared to total expected costs are used to determine proportional performance, as this is considered to be representative of the delivery of outputs. Changes in estimates of total expected costs are accounted for prospectively as a change in estimates. When we cannot reasonably estimate the total amount of service that is to be performed, but can reasonably estimate when the performance obligation ceases or becomes inconsequential, a time-based method is used to recognize revenue. Under the time-based method, revenue is recognized ratably over the estimated performance period of the unit of accounting, but not before the removal of any contingencies. If we cannot reasonably estimate when our performance obligation ceases or becomes inconsequential and perfunctory. Revenue is then recognized over the remaining estimated period of performance obligation ceases or becomes inconsequential and perfunctory. Revenue is then recognized over the remaining estimated period of performance. Significant management judgment is required in determining the level of effort required and the period over which we are expected to complete our performance obligations under each unit of accounting.

Substantive Milestone Payments

Our collaboration agreements contain substantive milestones. A substantive milestone is defined as an event that meets the following conditions: (i) there is substantive uncertainty on the date the arrangement is entered into about whether the event will be achieved; (ii) achievement of the event is based in whole, or in part, on either our performance or a specific outcome resulting from our performance; and (iii) achievement of the event results in additional payment due to us. For a milestone to be considered substantive, the payment associated with our achievement must have all of the following characteristics: (i) relate solely to our past performance; (ii) be reasonable relative to all of the deliverables and payment terms in the arrangement; and (iii) be commensurate with either our effort required to achieve the milestone or the enhanced value of the delivered item(s) as a result of the milestone achievement.

Substantive milestone payments are recognized as revenue upon achievement of the milestone only if all of the previous conditions are met and the milestone payments are nonrefundable. Determination as to whether a payment meets the aforementioned conditions involves management's judgment. If any of the aforementioned conditions are not met, the resulting payment would not be considered a substantive milestone and, therefore, the resulting payment would be determined to be part of the allocable arrangement consideration and would be recognized as revenue as such performance obligations are performed under either the proportional performance or time-based methods, as applicable, and in accordance with the policies as described above.

Deferred Revenue

Amounts received prior to satisfying the above revenue recognition criteria are recorded as deferred revenue.

Cash and Cash Equivalents and Investments

We consider investments in highly liquid instruments purchased with an original maturity at purchase of three months or less to be cash equivalents. The amounts are recorded at cost, which approximates fair value. Our cash equivalents consist of money market funds and certificates of deposit, and money market funds and corporate debt securities, at December 31, 2014 and 2013, respectively.

We have classified our entire investment portfolio, which consists of corporate debt securities, commercial paper and certificates of deposit, as available-for-sale. Available-for-sale securities are stated at fair value as of each balance sheet date based on market quotes, and unrealized gains and losses are reflected as a net amount under the caption of accumulated other comprehensive loss. Premiums or discounts arising at acquisition are amortized into earnings.

We periodically evaluate whether declines in fair values of our investments below their cost are other-thantemporary. This evaluation consists of several qualitative and quantitative factors regarding the severity and duration of the unrealized loss, as well as whether it is more likely than not that we will hold the investment until recovery of its amortized cost basis. Realized gains and losses are calculated using the specific identification method. Realized gains and losses and declines in value judged to be other-than-temporary are recorded within the statements of income under the caption other income (expense).

We consider an investment with a maturity greater than twelve months from the balance sheet date as long-term and a maturity less than twelve months as short-term at the balance sheet date.

Accounts Receivable

Our accounts receivable, as of December 31, 2014 and 2013, consist of amounts due from our collaborations with Otsuka. There was no allowance for doubtful accounts for the periods presented, as we believe all outstanding amounts will be paid based on our contractual arrangements with Otsuka and history of successful collections thereunder and collateral is not required.

Property and Equipment

Property and equipment are recorded at cost, less accumulated depreciation. We provide for depreciation of equipment on a straight-line basis over an estimated useful life of five years, except leasehold improvements which are amortized on a straight-line basis over the shorter of the lease term or estimated useful life of the assets.

Expenditures for maintenance and repairs are expensed as incurred.

Long-lived assets held for use are subject to an impairment assessment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable. If the carrying value is no longer recoverable based upon the undiscounted future cash flows of the asset, the amount of the impairment is the difference between the carrying amount and the fair value of the asset. We have recorded no impairment charges for the periods presented.

Fair Value

We measure and report at fair value our cash equivalents and investment securities. Fair value is defined as the exchange price that would be received for an asset or paid to transfer a liability, an exit price, in the principal or most advantageous market for the asset or liability in an orderly transaction between market participants on the measurement date. Valuation techniques used to measure fair value maximize the use of observable inputs and minimize the use of unobservable inputs.

The carrying amounts reflected in the balance sheets for accounts receivable and accounts payable approximate fair value due to their short-term nature.

Stock-Based Compensation

Stock-based compensation cost is estimated at the grant date based on the award's fair value and is recognized on a straight line basis as expense, less estimated forfeitures, over the requisite service period, which is generally the vesting period. The fair value of stock options under our equity-based incentive plans (the "Equity Plans") are calculated using the Black-Scholes-Merton ("BSM") option pricing model. The BSM model requires various judgmental assumptions regarding volatility and expected option life. If any of the assumptions used in the BSM model change significantly, stock-based compensation expense for new awards may differ materially from that recorded for existing awards.

Equity awards to nonexecutive employees generally vest and become exercisable over a four-year period. Equity awards to executives generally vest and become exercisable over a five-year period. In 2014, we began granting restricted stock unit awards to employees.

Research and Development Costs

Research and development costs include salaries, fees paid to external service providers and contract research organizations to conduct research and development activities, laboratory supplies, license fees, consulting fees, and travel. Research and development costs are expensed as incurred.

Deferred Offering Costs

External costs we incurred directly attributable to our public offering were deferred and recorded as noncurrent assets and were offset against the proceeds of our 2014 initial public offering.

401(k) Retirement Plan

We sponsor an employee retirement plan under Section 401(k) of the Internal Revenue Code of 1986, as amended. All employees who meet minimum eligibility requirements are eligible to participate in the plan. Beginning in 2015, we match 50% on the first 6% of employee contributions made to the plan. In January 2015, the Board of Directors also authorized a non-elective discretionary employer contribution of \$0.4 million which vests over a four-year period, based on employee hire dates.

Income Taxes

We recognize deferred tax assets and liabilities for the expected future tax consequences of events that have already been recognized in the financial statements or tax returns. Excess tax benefits associated with stock option exercises and other equity awards are credited to stockholders' equity. Deferred tax liabilities and assets are based on the difference between financial statement carrying amounts and the tax basis of assets and liabilities, operating loss, and tax credit carryforwards and are measured using enacted tax rates expected to be in effect in the years the differences or carryforwards are anticipated to be recovered or settled. A valuation allowance is established when we believe that it is more likely than not that benefits of the deferred tax assets will not be realized.

3. Recent Accounting Pronouncements

In May 2014, the Financial Accounting Standards Board issued Accounting Standards Update ("ASU") 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers.* This ASU amends the existing accounting standards for revenue recognition. Under the new revenue recognition model, a company should recognize revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the company expects to be entitled in exchange for those goods or services. The ASU is effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2016, including interim periods within that reporting period. Early adoption is not permitted. The amendment may be applied retrospectively to each prior period presented or retrospectively with the cumulative effect recognized as of the date of initial application. We are currently evaluating the transition alternatives and impact on our financial statements.

4. Cash and Cash Equivalents and Investments

Cash, cash equivalents and investments at December 31, 2014 and 2013 include all cash, money market funds, corporate debt securities, commercial paper and certificates of deposit. We consider our investments as available-for-sale. Available-for-sale securities are stated at fair value. Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. To increase the comparability of fair value measures, the following hierarchy prioritizes the inputs to valuation methodologies used to measure fair value:

Level 1-Quoted prices in active markets for identical assets and liabilities,

Level 2—Inputs other than Level 1 that are observable, either directly or indirectly, such as quoted prices for similar assets or liabilities; quoted prices in markets that are not active; or other inputs that are observable or can be corroborated by observable market data for substantially the full term of the assets or liabilities, and

Level 3—Unobservable inputs in which there is little or no market data available, which requires us to develop our own assumptions.

We measure the fair value of money market funds based on quoted prices in active markets for identical assets or liabilities. All other financial instruments were valued either based on recent trades of securities in inactive markets or based on quoted market prices of similar instruments and other significant inputs derived from or corroborated by observable market data. We did not hold any financial instruments categorized as Level 3 as of December 31, 2014 or 2013.

Cash and cash equivalents and investments as of December 31, 2014 and 2013 consisted of the following (in thousands):

| | | | December | 31, 20 | 014 | | |
|---|-----------|---|---|---|--|---|---|
| | | | Gross U | nrealiz | red | | |
| 1 | Cost Cost | | | 9 | Holding Losses | | Fair Value |
| S | 767 | s | - | \$ | - | \$ | 767 |
| | | | | | | | |
| | 17,771 | | | | _ | | 17,771 |
| | | | | | | | |
| | 15,992 | | 2 | | (1) | | 15,993 |
| | 131,586 | | | | (398) | | 131,188 |
| | 22,115 | | 4 | | (19) | | 22,100 |
| S | 188,231 | s | 6 | \$ | (418) | \$ | 187,819 |
| | | \$ 767 17,771 15,992 131,586 22,115 | Cost S 767 S 17,771 15,992 131,586 22,115 22,115 15,000 | Amortized Cost Gross U Holding Gains 8 767 \$ 17,771 15,992 2 131,586 22,115 4 | Amortized Cost Gross Unrealized Holding Gains Gross Unrealize S 767 S S 17,771 S S 15,992 2 131,586 22,115 4 | $\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$ | Gross Unrealized Amortized Cost Holding Gains Holding Losses \$ 767 \$ \$ \$ 17,771 \$ 15,992 2 (1) 131,586 (398) 22,115 4 (19) |

| | 60 | | | December | r 31, 3 | 2013 | | |
|---------------------------|-----------------|-------|----|-------------|---------|-------------------|----|---------------|
| | | | | Gross U | oreali | zed | | |
| | Amortia Cost | | | ding ins | | Holding Losses | | Fair Value |
| Cash | \$ | 868 | \$ | - | \$ | | \$ | 868 |
| Level 1 Securities: | | | | | | | | |
| Money market funds | | ,501 | | _ | | | | 12,501 |
| Level 2 Securities: | | | | | | | | |
| Commercial paper | | ,099 | | 1 | | _ | | 1,100 |
| Corporate debt securities | 13 | 2,101 | | - | | (4) | | 12,097 |
| Municipal bonds | | 625 | | - | | - | | 625 |
| Certificates of deposit | | ,235 | | 2 | | (9) | | 5,228 |
| | \$ 3. | .429 | s | 3 | \$ | (13) | s | 32,419 |

As of December 31, 2014, \$5.2 million of certificates of deposit and \$78.8 million of corporate debt securities mature in greater than one year, but less than two years. There were no investments which were in an unrealized loss position for a period of twelve months or more. All other investment securities held at December 31, 2014 mature within 12 months.

Market values were determined for each individual security in the investment portfolio. The declines in value of certain of these investments are primarily related to changes in interest rates and are considered to be temporary in nature. We evaluate, among other things, the duration and extent to which the fair value of a security is less than its cost, the financial condition of the issuer, and our intent to sell, or whether it is more likely than not we will be required to sell the security before recovery of the amortized cost basis. We do not consider these investments to be other-than-temporarily impaired as of December 31, 2014.

5. Property and Equipment

Property and equipment as of December 31, 2014 and 2013 consist of the following (in thousands):

| 8 |)ecember | 31, |
|------|---------------------------------|---|
| 2014 | 19 | 2013 |
| \$ 2 | 910 S | 2,844 |
| 1 | 812 | 1,812 |
| | 497 | 457 |
| 5 | 219 | 5,113 |
| (4 | 477) | (4,001) |
| \$ | 742 S | 1,112 |
| | 2014 S 2, 1, 5, (4, | \$ 2,910 \$ 1,812 497 5,219 (4,477) |

6. Contingently Convertible Debt with Related Party

The contingently convertible debt was automatically converted into 3,636,365 shares of common stock upon the closing of our 2014 IPO. The number of shares issued upon conversion was determined by dividing the principal of the note by \$3.30, which was subject to adjustment for any subsequent recapitalizations, stock combinations, stock dividends, or stock splits.

SBI Holdings, Inc. (a related party), the holder of the notes and one of our shareholders, received payment for interest, at approximately 1% average interest rate, on the unsecured promissory notes of \$0.4 million in the year ended December 31, 2012.

7. Shareholders' Equity

Common Stock

Our articles of incorporation, as amended and restated, authorize us to issue 100,000,000 shares of common stock without par value.

In February 2014, upon the closing of our IPO, all shares of our outstanding convertible preferred stock automatically converted into 10,813,867 shares of common stock. We issued 9,200,000 shares of common stock for aggregate proceeds of \$142.0 million from the IPO, net of underwriters' discounts and commissions, and offering expenses. In addition, upon the closing of the IPO, \$12.0 million of outstanding principal underlying convertible notes that we issued to affiliates of \$B1 Holdings, Inc. in May 2006 automatically converted into 3,636,365 shares of common stock, after an intermediate conversion into Series C preferred shares. The number of shares issued upon conversion was determined by dividing the principal of the note by \$3.30.

Changes in Accumulated Other Comprehensive Loss (in thousands):

| | 102 | 109 | LA L'BOGO | December | 31, | |
|--|-----|-------|-----------|----------|-----|------|
| | | 2014 | 1 | 013 | | 2012 |
| Beginning balance | 5 | (7) | \$ | _ | S | (6) |
| Current period other comprehensive gain (loss), net of tax | | (354) | | (7) | | 6 |
| Ending balance | \$ | (361) | \$ | (7) | \$ | - |

Variable Part of December 21

The changes in accumulated other comprehensive loss relate to unrealized holding gains and losses in available-forsale securities.

8. Stock-Based Compensation

Equity-Based Incentive Plan

The Board has adopted and approved equity-based incentive plans (the "Equity Plans") which provide for the issuance of nonqualified and incentive stock options to employees, board members, and consultants to acquire shares of common stock. The Equity Plans also allow for the issuance of restricted stock and restricted stock units ("RSUs").

As of December 31, 2014, 2,329,629 shares of common stock were reserved to be issued in conjunction with the Equity Plans. On January 1, 2015, an additional 1,432,358 shares were reserved for issuance under the evergreen provision of the 2014 Equity Incentive Plan. On January 27, 2015, we granted 762,480 options, including 712,480 options to our CEO, and 414,060 RSUs, including 356,410 RSUs which were granted to our CEO. On February 24, 2015, we granted 7,100 RSUs. On March 24, 2015, we granted 40,000 options to our Vice President Finance and 31,400 RSUs, including 20,000 RSUs which were granted to our Vice President Finance. All equity awards were granted under our 2014 Equity Plan.

The term of each option is ten years. Equity awards to nonexecutive employees generally vest and become exercisable over a four-year period, with 25% vesting after one year and 25% vesting annually thereafter. Equity awards to

executives generally vest and become exercisable over a five-year period, with 20% vesting after one year and 20% vesting annually thereafter. The option agreements include restrictions on the sale of shares acquired by the exercise of options. We currently use authorized and unissued shares to satisfy share award exercises or restricted stock unit vesting events.

Amendments to Equity Incentive Plans and Share-based Awards

On March 24, 2015, our Board approved amendments to outstanding equity awards granted under our 2002 Stock Option and Restricted Stock Plan, our 2012 Equity Incentive Plan, and our 2014 Equity Incentive Plan to our employees, executive officers and non-employee members of our Board. The amendments provide that for employees and executive officers, if we undergo a change in control and their employment is terminated without Cause or for Good Reason (as such terms are defined in the severance and change in control agreement), then any unvested portion of the awards held by employees and executives will become immediately vested.

In addition, our employees, executive officers and non-employee members of our Board will be permitted to exercise their awards up to twelve months after their termination. We expect to recognize incremental stock-based compensation expense in the first quarter of 2015 related to the modification of these awards.

Future grants under our 2014 Equity Incentive Plan will include these provisions as well.

During 2014, the following activity occurred under the Company's Equity Plans:

| Stock options: | Options | Ě | eighted werage xercise Price | Ave | eighted age Grant Fair Value | Va | trinsic luc (in usands) | As Ren Cont | ighted erage taining tractual (in years) |
|----------------------------------|-----------|----|---|-----|------------------------------------|----|-------------------------------|-------------------|--|
| Unexercisable, December 31, 2013 | 284,779 | s | 10,92 | \$ | 5,87 | 6 | | | |
| Outstanding, December 31, 2013 | 696,878 | | 7.21 | | | | | | |
| Granted | 101,000 | | 7.78 | | 5.00 | | | | |
| Exercised | (187,007) | | 3,64 | | 2,24 | | | | |
| Forfeited | (167,699) | | 8.27 | | 4.86 | | | | |
| Expired | (67,216) | | 8,42 | | 4.86 | | | | |
| Outstanding, December 31, 2014 | 375,956 | \$ | 8,45 | | | s | 397 | | 6.5 |
| Exercisable, December 31, 2014 | 263,929 | \$ | 6,18 | | | s | 381 | 5.8 | |
| Unexercisable, December 31, 2014 | 112,027 | s | 13,78 | S | 7.25 | | | | |
| RSUs: | Shares | D | eighted verage Grant ate Fair Value | | | | | | |
| Outstanding, December 31, 2013 | | - | | | | | | | |
| Granted | 10,000 | s | 7,46 | | | | | | |
| Forfeited | | | | | | | | | |
| Expired | | | | | | | | | |
| Outstanding, December 31, 2014 | 10,000 | s | 7,46 | | | | | | |

Supplemental information is presented below

| Supplemental Information | 3 | 2014 | | 2013 | | 2012 |
|--|----|------|----|------|----|------|
| Stock options: | | | _ | | | |
| Weighted average grant date fair value per share - granted | \$ | 5.00 | s | 8,09 | \$ | 5,59 |
| Weighted average grant date fair value per share - vested | \$ | 5.26 | \$ | 4.52 | 5 | 3,48 |
| Weighted average grant date fair value per share - forfeited | \$ | 4.86 | \$ | 4.89 | s | 2,81 |
| Total fair value of options vested (in thousands) | \$ | 482 | \$ | 625 | \$ | 482 |
| Total intrinsic value of options exercised (in thousands) | \$ | 886 | \$ | 307 | \$ | 47 |

Scheduled vesting for outstanding restricted stock units at December 31, 2014 is as follows:

| RSUs | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | Thereafter | Total |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|------|------------|--------|
| Scheduled vesting (shares) | 3,400 | 2,500 | 2,500 | 1,600 | | | 10,000 |

As of December 31, 2014, there was \$0.7 million and \$0.1 million of unrecognized compensation cost related to nonvested options and RSUs granted under the Equity Plans, respectively. That cost is expected to be recognized over a weighted average period of 2.7 years and 3.4 years, respectively.

The fair value of stock options granted for the years ended December 31, 2014, 2013, and 2012 was calculated using the Black-Scholes option-pricing model and applied the following assumptions:

| | Ye | ars ended December | 31. |
|-------------------------|-----------|--------------------|-----------|
| | 2014 | 2013 | 2012 |
| Risk-free interest rate | 1.5%-2.5% | 1.2%-2.1% | 1.0% |
| Expected term | 6.2 years | 6.3 years | 6.3 years |
| Dividend yield | % | % | % |
| Expected volatility | 70% | 50% | 50%-65% |
| | | | |

Risk-Free Interest Rate. We base the risk-free interest rate used in our option-pricing model on the implied yield currently available on U.S. Treasury issued with an equivalent term. Where the expected term of our stock-based awards does not correspond with the term for which an interest rate is quoted, we perform a straight-line interpolation to determine the rate from the available term maturities.

Expected Term. The expected term used in our option-pricing model represents the period that our stock-based awards are expected to be outstanding and is determined based on the simplified method. The simplified method uses a simple average of the vesting and original contractual terms of the option. We use the simplified method to determine the expected option term, since our stock option exercise experience does not provide a reasonable basis upon which to estimate the expected option term.

Dividend Yield. We have never paid cash dividends and have no present intention to pay cash dividends in the future. Accordingly, the expected dividend used in our option-pricing model is zero.

Expected Volatility. The volatility factor used in our option-pricing model is estimated using comparable public company stock volatility.

Stock-based compensation is included in our statements of operations as follows (amounts in thousands):

| | Years Ended December 31, | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------|-----|---|-------|---|------|--|--|
| | | 014 | | 2013 | | 2012 | | |
| Research and development | \$ | 221 | S | 414 | S | 247 | | |
| General and administrative | | 295 | | 709 | | 334 | | |
| Total | 5 | 516 | 5 | 1,123 | s | 581 | | |

Former CEO Equity Agreement

We have an employment agreement with Dr. Ryo Kubota. Until our IPO, we were obligated pursuant to the employment agreement to grant stock options or allow Dr. Kubota to purchase restricted shares of common stock as often as necessary to maintain Dr. Kubota's equity position in our company equal to at least \$1% of our issued and outstanding voting common stock on an as-converted basis. The shares under these awards are subject to repurchase provisions that lapse quarterly over 36 months from the date of grant. The purchase price of each stock grant could be made by an interest-bearing full recourse promissory note. Per the terms of the employment agreement, we were obligated to periodically pay Dr. Kubota cash bonuses consisting of principal and interest amounts due under such promissory notes and additional taxes incurred by Dr. Kubota as a result of receiving such bonuses, if any. Compensation expense related to this arrangement is included in general and administrative expense.

During the years ended December 31, 2013 and 2012, in connection with stock option exercises, we entered into a restricted stock purchase agreement with Dr. Kubota for the issuance of 31,452 and 5,504 shares, respectively, of our common stock in exchange for a three-year promissory note in the total amount of \$0.5 million and \$0,1 million, respectively. Concurrent with the execution of a restricted stock purchase agreement, we paid a bonus to Dr. Kubota, which was in turn used

to repay the promissory note and as compensation for taxes associated with the award. During the years ended December 31, 2013 and 2013, we recorded approximately \$0.8 million and \$0.1 million, respectively, in compensation expense in connection with the award. This arrangement terminated with the completion of our IPO in 2014.

9. Strategic Restructuring

In October 2013, we announced a plan to reduce expenses, including a workforce reduction, as a result of the termination of the Rebamipide Agreement (see Note 11). The plan resulted in a reduction in force of approximately 35% of our total workforce, or approximately 30 employees, effective January 1, 2014.

As a result of this workforce reduction, we recorded a \$1.0 million charge in 2013 in general and administrative expense, related to severance, other termination benefits, and outplacement services. The cash outlays related to this charge primarily took place in the first six months of 2014 and activities were complete as of June 30, 2014. The following table summarizes the utilization of the restructuring liability (in thousands):

| Severance and Other Termination Benefits |
|---|
| \$ 966 |
| (8) |
| (958) |
| s — |
| |

10. Income Taxes

Deferred tax assets arise from temporary differences between financial and tax reporting. We have established a valuation allowance because it is more likely than not that the deferred tax assets will expire before we are able to realize their benefits or the future deductibility is uncertain. Periodically, the valuation allowance is reviewed and adjusted based on management's assessments the realizability of deferred tax assets. During the year ended December 31, 2014, we recorded a partial valuation allowance of \$2.3 million against our deferred tax assets due to expected future losses as a result of our new strategic plan. Our Board of Directors approved a new strategic plan that includes commencement of development of certain proprietary preclinical programs or in-license opportunities. Because these opportunities will be developed independently, our development expension on these programs will not be funded by collaborative partners and we expect that our total research and development expenses will increase and that we will increase from our operating activities.

Deferred tax assets are as follows (in thousands):

| | December 31, | | | | |
|---|--------------|---------|----|-------|--|
| | | 2014 | | 2013 | |
| Deferred tax assets: | 2 | | | | |
| Research and development tax credit carryforwards | \$ | 925 | \$ | 714 | |
| Compensation | | 774 | | 1,077 | |
| Deferred rent | | 25 | | 110 | |
| Alternative minimum tax credits | | 334 | | 363 | |
| Property and equipment | | 224 | | 124 | |
| Unrealized losses | | 142 | | 6 | |
| Other | | 3 | | | |
| Total deferred tax asset | S | 2,427 | \$ | 2,394 | |
| Less: Valuation allowance | | (2,324) | | | |
| | S | 103 | s | 2,394 | |
| Reported as: | | | | | |
| Current deferred tax asset | s | 61 | s | 1,114 | |
| Long-term deferred tax asset | | 42 | | 1,280 | |
| | s | 103 | s | 2,394 | |

For the year ended December 31, 2012, we had taxable income that was offset by the utilization of the NOL.

The components of the tax expense (benefit) are as follows (in thousands):

| Years Ended December 31, | | | | | |
|--------------------------|----------------|--|--|--|---|
| | 2014 | | 2013 | | 2012 |
| | | | | | |
| 5 | (79) | S | 575 | s | 169 |
| | 2,400 | | 2,295 | | 2,478 |
| | 2,321 | | 2,870 | | 2,647 |
| | | | | | |
| s | 19 | s | 34 | s | - |
| | 19 | | (21) | | _ |
| - | 38 | _ | 13 | - | |
| \$ | 2,359 | \$ | 2,883 | s | 2,647 |
| | \$ \$ \$ | 2014 \$ (79) 2,400 2,321 \$ 19 19 38 | 2014 S (79) S 2,400 2,321 S 19 S 19 38 | 2014 2013 \$ (79) \$ | $ \begin{array}{c cccccccccccccccccccccccccccccccc$ |

The tax benefit associated with the utilization of loss carryforwards was \$0.6 million, \$0.8 million, and \$3.0 million in the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively.

The reconciliation of the statutory federal income tax rate to our effective income tax rate is as follows:

| | Years Ended December 31, | | | | | |
|------------------------------|--------------------------|-------|--------------|--|--|--|
| | 2014 | 2013 | 2012 | | | |
| Statutory rate | 34.0% | 34.0% | 34.0% | | | |
| State income taxes | 6.8 | _ | _ | | | |
| Stock compensation | (7.8) | - | _ | | | |
| Other permanent items | 5,5 | | | | | |
| Meals and entertainment | 7,1 | _ | | | | |
| Return to provision items | (6.0) | - | | | | |
| Valuation allowance | 631.7 | - | — | | | |
| Loss carryforward adjustment | | 3.7 | 9 <u>—</u> 8 | | | |
| Other, net | (3.6) | 2.1 | 4,8 | | | |
| Effective tax rate | 667.7% | 39.8% | 38.8% | | | |

As of December 31, 2014, we had research and development tax credit carryforwards of \$1.1 million. The carryforwards are available to offset future tax liabilities. The research and development tax credits begin to expire in 2027.

Approximately \$0.2 million of the research and development tax credit carryforward relates to tax deductible stockbased compensation in excess of amounts recognized for financial statement purposes. To the extent that research and development tax credit carryforwards, if realized, relate to stock-based compensation, the resulting tax benefits will be recorded to shareholders' equity, rather than to results of operations.

We file our income tax return in the U.S. federal jurisdiction. We are no longer subject to U.S. federal tax examinations by tax authorities for the years before 2009. However, the Internal Revenue Service ("IRS") could adjust certain unused tax attributes carried forward from tax years prior to 2009.

We recognize the tax benefit from an uncertain tax position only if it is more likely than not that the tax position will be sustained on examination by the taxing authorities, based on the technical merits of the position. The tax benefits recognized in the financial statements from such a position are measured based on the largest benefit that has a greater than 50% likelihood of being realized upon ultimate settlement. However, there are no material unrecognized tax benefits as of December 31, 2014, 2013, and 2012. Furthermore, we do not anticipate any significant changes in our unrecognized tax benefits over the next 12 months.

We recognize interest and penalties related to our liabilities for uncertain tax positions in income tax expense. However, during the years ended December 31, 2014, 2013, and 2012, we did not have any accrued interest or penalties associated with any unrecognized tax benefits.

11. Collaboration and License Agreements

Emixustat Collaboration

In 2008, we entered into a definitive agreement with Otsuka to co-develop and commercialize emixustat, our compound, for the dry form of AMD and for other potential indications in the United States, Canada, and Mexico ("Shared Territory"). Under the agreement, we retained all rights in Europe, South America, Central America, the Caribbean, and Africa ("Acucela Territory"), and Otsuka acquired the exclusive development and commercialization rights to the compound in Asia, the Middle East, and selected markets in the rest of the world ("Otsuka Territory"). Otsuka paid us a \$5.0 million nonrefundable up-front license fee upon its entry into the agreement.

Under the agreement, Otsuka agreed to fund all development activities in the Shared Territory through Phase 2, up to \$40.0 million. If the Phase 2 development costs exceed \$40.0 million, Otsuka could have, at its sole discretion, either (i) terminated the agreement or (ii) continued the agreement and share equally with us all Phase 2 development costs in excess of \$40.0 million. In 2012, the cost of development activities exceeded \$40.0 million and Otsuka agreed to continue the agreement and equally share development costs with us. Phase 3 costs are to be shared equally by Otsuka and us under the agreement. In addition, under the agreement, we have the potential to receive development milestones totaling \$82.5 million.

The co-development portion of the agreement is governed by a Joint Development Committee ("JDC"). We may earn development milestones as follows:

- i. Initial Indication-\$55.0 million
 - S5.0 million upon initiation of a Phase 2b/3 clinical trial in the United States (received in the year ending December 31, 2013)
 - S5.0 million upon initiation of a Phase 3 clinical trial in the United States, or the filing of a New Drug Application ("NDA") with the FDA in the United States, if a second Phase 3 clinical trial is not needed
 - c. \$15.0 million upon filing of a NDA with the FDA in the United States
 - d. \$20.0 million upon receipt of approval by the FDA of an NDA in the United States
 - s10.0 million upon receipt of approval by the regulatory authority of a marketing approval application in Japan
- ii. Second Indication-\$27.5 million
 - a. \$5.0 million upon initiation of a Phase 3 clinical trial in the United States
 - b. \$7.5 million upon filing of an NDA with the FDA in the United States
 - c. \$10.0 million upon receipt of approval by the FDA of an NDA in the United States
 - d. \$5.0 million upon receipt of approval by the regulatory authority of a marketing approval application in Japan

Under the agreement, Otsuka will fund our share of the Phase 2 and Phase 3 development costs in the form of a secured promissory note. The promissory note provides that (a) interest will accrue daily and be calculated on the basis of 360 days per year and be payable on all amounts advanced to us from the date of advance until paid in full; (b) unpaid interest will compound annually; and (c) the applicable interest rate will be adjusted quarterly to reflect the then-effective rate equal to the three-month London InterBank Offered Rate ("LIBOR") in the "Money Rates" column of The Wall Street Journal as of the first business day of each calendar quarter, plus 3%; and (d) all amounts are payable in U.S. dollars. The agreement includes a security interest agreement that grants Otsuka a first priority interest on our interests in net profits and royalty payments, and on our interests in ownership of the related collaboration compounds and collaboration products and the underlying intellectual property rights, both in the Shared Territory and the Acucela Territory.

The loan is repayable only in the event that proceeds are generated by any future product sales under the collaboration agreement or by the sale or license of collaboration compounds and collaboration products developed under the agreement outside North America and Otsuka's sole territory.

As the agreement contains elements of funded development, we evaluated the agreement to determine if our obligation to Otsuka under the secured promissory note should be accounted for as a liability to repay a loan or as an obligation to perform contractual services. To conclude that a liability to repay a loan does not exist, the transfer of the financial risk involved with research and development from us to Otsuka must be substantive and genuine. We have determined that our obligation to Otsuka should be accounted for as an obligation to perform contractual services because repayment depends solely on the results of development having future economic benefit. Consequently, amounts received from Otsuka for our share of development costs under the agreement are recognized as revenue. Through the years ended December 31, 2014, 2013, and 2012, we had recognized cumulative revenue of approximately \$49.7 million, \$32.4 million, and \$15.4 million respectively, which is contingently repayable as described above. As of December 31, 2014 and 2013, the contingently repayable along with the above.

Upon commercialization, we may exercise our option to co-promote in the Shared Territory on a country-by-country basis. In markets where we opt to co-promote the product, Otsuka and we equally share all expenses and profits from sales of the product in the Shared Territory. If we do not elect to co-promote in a country or countries in the Shared Territory, Otsuka shall pay us royalties on the annual aggregate net sales of collaboration products in the country or countries in the Shared Territory for which we did not elect to participate in co-promotion. Each party shall pay the other party a royalty of 2% on annual aggregate net sales of collaboration products in their sole territories. In addition, we have the potential to receive net sales milestones totaling \$175.0 million. The co-promotion arrangement is governed by a Joint Commercialization Committee ("JCC"). The milestones are as follows:

i. All Indications

 S25.0 million upon reaching S250.0 million in aggregate annual worldwide sales of all collaboration products

- b. \$50.0 million upon reaching \$500.0 million in aggregate annual worldwide sales of all collaboration products
- c. \$100.0 million upon reaching \$1.0 billion in aggregate annual worldwide sales of all collaboration products

The agreement also includes a three-year research program (the "Research Program"), the purpose of which was to identify a second indication for the lead collaborative compound and to conduct development on a backup compound for the collaborative compound. During the three years of the Research Program, which ended in 2011, Otsuka paid us \$5.0 million per year, payable on a quarterly basis. The agreement also provides Otsuka with a right of first negotiation to license new compounds discovered or developed by us (independent of the collaboration activities) during the agreement term.

Our agreement with Otsuka is a multiple element arrangement, and we have determined that the elements within the arrangement consist of the license, the Research Program, and research and development services.

The license granted to Otsuka was determined to be a separate unit of accounting because it has value to Otsuka on a standalone basis. Because Otsuka may license and develop the intellectual property independent of the development or research program services that are to be provided by us, we conducted a net present value valuation of the license, and it was determined that the estimated standalone selling price for the license at inception of the agreement exceeded the arrangement consideration received for the license fee. Since the value assigned to a delivered element cannot exceed the arrangement consideration, the arrangement consideration of \$5.0 million due and paid upon execution of the agreement was assigned to the license.

We have determined that the activities associated with development meet the criterion for a separate unit of accounting, since these services have value to Otsuka on a standalone basis. BESP is based on the Company's analysis of the value of the services provided and consideration of the fees charged by third party vendors for similar development services and represent our BESP. Revenue from development efforts is recognized as services are performed. In the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, we recognized \$35.4 million, \$39.2 million and \$19.3 million, respectively, of revenue associated with development activities.

We have determined that the activities associated with the Research Program meet the criterion for a separate unit of accounting, since these services have value to Otsuka on a standalone basis. The types of services contemplated under the Research Program may be performed by a third party. We have determined that the fees charged for the research services are competitive with the price other third-party vendors charge for similar research services. Our BESP of the selling price for the Research Program was \$15.0 million, which equals the agreement consideration. Revenue from the research activities was recognized under a proportional performance model.

We evaluated the development and net sales milestones in the arrangement and determined that they each meet the criteria of a milestone under ASC 605-28, *Revenue Recognition-Milestone Method*. We recognize consideration that is contingent upon achievement of a substantive milestone in its entirety in the period in which the milestone is achieved. During the year ended December 31, 2013, we received and recognized as revenue the \$5.0 million milestone payment associated with the initiation of the Phase 2b/3 clinical trial. No development or net sales milestones were achieved during the years ended December 31, 2014 or 2012.

OPA-6566 Collaboration

In 2010, Otsuka and we entered into a definitive agreement to develop OPA-6566, Otsuka's proprietary compound for the treatment of glaucoma. The agreement grants us an opt-in right to co-develop and co-promote OPA-6566 in the United States. Until we exercise our opt-in right, Otsuka will have responsibility for directing development activities and costs. Upon our exercise of the opt-in right, Otsuka will grant us additional opt-in rights, which include: (1) the right to co-develop and copromote OPA-6566 for ophthalmological indications in the United States other than for glaucoma; (2) the right to co-develop and co-promote new formulations of OPA-6566 for glaucoma in the United States; and (3) a right of first negotiation to codevelop and co-promote other adenosine A2a receptor agonist compounds for the treatment of ophthalmologic diseases in the United States.

We evaluated the agreement and determined that the development activities under the agreement represented the only deliverable under the arrangement. Revenue from development activities is recognized as services are performed. During the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, we recognized \$0, \$1.5 million, and \$8.1 million respectively, of revenues in performance of the agreement.

Rebamipide Collaboration

In 2008, Otsuka and we entered into a definitive agreement to co-develop rebamipide, Otsuka's proprietary compound for the treatment of dry eye. Under the agreement, the parties agreed to collaborate in the clinical development efforts for rebamipide in the United States. Otsuka paid us a \$2.0 million up-front payment and, under the agreement, we had the potential to receive clinical development milestones and royalties on net sales of the product in the United States and the European Union. Under the agreement, Otsuka was responsible for all clinical development and commercialization expenses.

We evaluated the agreement and determined that the clinical development activities represented the only deliverable under the arrangement. Revenue from clinical development efforts is recognized as services are performed. During the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012 we recognized \$0, \$12.3 million, and \$14.0 million, respectively, of revenue associated with the rebamipide clinical development activities. We evaluated the development milestones under the agreement and determined that they each meet the criteria of a substantive milestone. We recognize consideration that is contingent upon achievement of a substantive milestone in its entirety in the period in which the milestone is achieved. No development milestones were achieved during the year ended December 31, 2014. In 2012, we received and recognized as revenue the \$5.0 million milestone payment associated with the initiation of the Phase 3 clinical trial.

In September 2013, Otsuka elected to end its rebamipide co-development agreement with us. As a result, we recognized as revenue, in the year ended December 31, 2013, a \$2.0 million upfront payment from Otsuka that had been deferred due to refund provisions. These refund provisions expired with the end of the co-development agreement.

Continued Involvement of the Former CEO

The Company's two remaining collaboration arrangements with Otsuka require the continuing involvement of our Chairman and Founder and former CEO, Dr. Ryo Kubota. In the event of the departure of Dr. Kubota from the Company or a change in his role or responsibilities with the Company, the arrangements are subject to termination, at the option of Otsuka. The Company has consulted with Otsuka regarding its transition of the chief executive officer role from Dr. Kubota to Brian O'Callaghan. The Company is currently discussing with Otsuka need the Emixustat Agreement to remove the clauses permitting Otsuka to terminate the agreement due to one of the provisions relating to Dr. Kubota. Otsuka has given the Company verbal assurances that they do not intend to exercise their right to terminate the Emixustat Agreement based on Dr. Kubota's changed role. For each agreement, this provision expires upon the approval of the NDA for the first indication in the United States.

12. Net Income (Loss) Per Share

Net income (loss) per share attributable to common shareholders is presented in conformity with the two-class method required for participating securities for periods in which we have net income. Prior to the IPO, all series of convertible preferred stock were considered to be participating securities, as the holders were entitled to participate in any dividends prior and in preference to dividends declared or paid on the common stock. Undistributed earnings allocated to these participating securities were subtracted from net income in determining net income attributable to common shareholders.

Immediately prior to the closing of our IPO, all outstanding shares of preferred stock were converted to common. We issued 9,200,000 shares of common stock in the IPO. In addition, 3,636,365 shares of common stock were issued upon the conversion of the contingently convertible debt held by a related party. As a result, as of December 31, 2014, common stock is our only outstanding class of capital stock.

Basic net income (loss) per share is calculated by dividing net income attributable to common shareholders by the weighted average number of shares outstanding for the period. Diluted net income (loss) per share is calculated by dividing net income (loss) attributable to common shareholders by the weighted average number of shares of the common stock outstanding and other dilutive securities outstanding during the period. The potential dilutive shares of our common stock include the exercise of outstanding stock options that are dilutive and restricted stock units.

The following tables reconcile the numerator and denominator used to calculate diluted net income per share for the periods presented (in thousands):

| rears r. | Years Ended December 31, | | | | | |
|----------|---------------------------|--|--|--|--|--|
| | 2013 | | 2012 | | | |
| | | | 1.000 | | | |
| 6) \$ | 1,161 | \$ | 1,122 | | | |
| | | - | | | | |
| 9 | 11,964 | | 11,901 | | | |
| - | 391 | | 257 | | | |
| 9 | 12,355 | | 12,158 | | | |
| 2 | 16) <u>\$</u> 59 59 | 2013 16) <u>5 1,161</u> 19 11,964 391 | 2013 16) <u>\$ 1,161</u> <u>\$</u> 19 11,964 - <u>391</u> | | | |

For the year ended December 31, 2014, 185,551 stock options and RSUs were excluded from the calculation of diluted net income (loss) per share because the impact was anti-dilutive.

13. Commitments and Contingencies

Leases

We lease laboratory and corporate office space under operating leases. On June 26, 2014, we entered into an agreement for the lease of approximately 38,723 square feet of office space in our headquarters building in Seattle, Washington. The term of the lease commenced on January 1, 2015 and, subject to the terms of the lease, will expire on either November 30, 2021 or February 22, 2022. We received a tenant leasehold improvement allowance of \$1.2 million in connection with the commencement of this lease in 2015.

On September 19, 2014, we entered into an amendment of our lease agreement for the lease of approximately 17,488 square feet of laboratory and office space in Bothell, Washington. The amendment extended the expiration date of the original lease from February 28, 2015 to February 28, 2017 and reduced the basic annual rent to approximately \$0.4 million, subject to adjustment pursuant to the terms of the lease. The lease agreement includes an option to terminate the lease ten months early.

Lease incentives are recognized as deferred rent liabilities and amortized to rent expense over the term of the lease. Minimum rent payments under operating leases are recognized on a straight-line basis over the term of the lease, including any periods of free rent and reduced rent.

Future minimum lease payments under operating leases (with initial or remaining lease terms in excess of one year) as of December 31, 2014 are as follows (in thousands):

| | Payments Due by Period | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|------------------------|-------|---|-------|------|------|------|------|----|-------|---|----------|---|-------|
| | | 2015 | | 2016 | - 63 | 2017 | - 33 | 2018 | | 2019 | n | ereafter | | Total |
| Operating lease obligations | s | 1,324 | s | 1,295 | S | 997 | s | 968 | \$ | 1,007 | s | 2,039 | s | 7,630 |
| Total | \$ | 1,324 | S | 1,295 | S | 997 | \$ | 968 | \$ | 1,007 | s | 2,039 | s | 7,630 |

Rent expense was \$1.0 million, \$1.0 million, and \$0.8 million, respectively, in the years ended December 31, 2014, 2013, and 2012, respectively.

Litigation

From time to time, we may be subject to legal proceedings and claims in the ordinary course of business. We are not currently a party to any material legal proceedings, and to our knowledge none is threatened. There can be no assurance that future legal proceedings arising in the ordinary course of business or otherwise will not have a material adverse effect on our financial position, results of operations or cash flows.

14. Related-Party Transactions

Peter Kresel, M.B.A., a member of the Board, received payments from us for consulting services and reimbursement of direct expenses. This consulting relationship terminated in January 2014. Mr. Kresel's payments for

consulting services and expense reimbursements were \$0, \$0.3 million, and \$0.2 million during 2014, 2013, and 2012 respectively.

SBI Holdings, Inc. (a related party), one of our shareholders, was the holder for our contingently convertible debt. In connection with our IPO, the contingently convertible debt automatically converted into 3,636,365 shares of common stock (see Note 6).

15. Quarterly Information (Unaudited)

The following tables set forth our unaudited quarterly statement of operations data for each of the last eight quarters in the period ended December 31, 2014. The unaudited quarterly statement of operations data below have been prepared on the same basis as the audited financial statements included elsewhere in this Form 10-K and reflect all necessary adjustments, consisting only of normal recurring adjustments, that we believe are necessary for a fair statement of this information. The results of historical quarters are not necessarily indicative of the results of operations for a full year or any future period:

| | | March 31 | | June 30 | | September 30 | | ember 31 |
|--|----|----------|--------|--------------|---------|----------------|----|----------|
| | | | (In th | ousands, exc | ept per | share amounts) | | |
| 2014 | | | | | | | | |
| Revenue from collaborations | S | 10,546 | S | 9,086 | s | 8,119 | \$ | 7,645 |
| Net income (loss) | | 54 | | 71 | | (1,536) 00 | | (595) |
| Net income (loss) attributable to common shareholders | | 54 | | 71 | | (1,536) | | (595) |
| Basic net income (loss) per share attributable to common shareholders | s | - | s | | s | (0.04) | s | (0.02) |
| Diluted net income (loss) per share attributable to common shareholders | \$ | - | s | - | s | (0.04) | \$ | (0.02) |
| | | | | | | | | |

(1) In the third quarter of 2014, we recorded a valuation allowance against our deferred tax assets of \$1.6 million due to expected future losses as a result of our new strategic plan.

| | | darch 31 | | June 30 | Sep | otember 30 | | December 31 |
|--|---|----------|---------|---------------|---------|--------------|----|-------------|
| | | | (In tho | usands, excep | t per s | hare amounts |) | |
| 2013 | | | | | | | | |
| Revenue from collaborations | s | 15,980 | \$ | 11,023 | s | 14,692 | \$ | 11,252 |
| Net income (loss) | | 3,711 | | (20) | | 1,420 | | (812) |
| Net income (loss) attributable to common shareholders | | 999 | | (20) | | 382 | | (812) |
| Basic net income (loss) per share attributable to common shareholders | s | 0.08 | s | | \$ | 0.04 | s | (0.07) |
| Diluted net income (loss) per share attributable to common shareholders | s | 0,08 | \$ | | \$ | 0.03 | 5 | (0.07) |

16. Subsequent Events

Special Shareholders Meeting

On January 28, 2015, we received a letter from SBI Holdings, Inc. (SBI), the parent company of several of our shareholders, demanding that we hold a special meeting of our shareholders for the purposes of removing our current board members, other than Dr. Kubota, and electing a slate of directors proposed by SBI. In connection with this demand, SBI granted Dr. Kubota an irrevocable proxy over the shares held collectively by SBI, giving Dr. Kubota voting authority over shares representing over 50% of our outstanding stock. On March 3, 2015, SBI and Dr. Kubota filed a lawsuit in Washington

state court seeking an order compelling us to hold a special shareholder meeting on or before April 28, 2015, and to provide our shareholders written notice of that meeting as soon as practicable but no later than March 31, 2015. On March 13, 2015, the Washington state superior court presiding over this lawsuit, issued an order requiring us to hold a special shareholders meeting no later than May 1, 2015 and to give notice of such a meeting as soon as practicable. We have announced that we plan to hold the special shareholders meeting on May 1, 2015 (Pacific Daylight Time) at our headquarters and have set a record date for shareholders of record as March 19, 2015 (Pacific Daylight Time).

CEO Bonus

On March 24, 2015, our Board of Directors approved the February 24, 2015 resolutions of the Compensation Committee of our Board of Directors (the "Committee") regarding the payment of a discretionary bonus of \$515,520 to Mr. O'Callaghan, our CEO and President, on April 15, 2015, provided Mr. O'Callaghan remains chief executive officer as of March 31, 2015, in lieu of the performance-based bonus in the same amount provided for under his employment agreement, dated October 14, 2014.

CEO Severance Escrow

Under Mr. O'Callaghan's employment agreement, dated October 14, 2014, if Mr. O'Callaghan's employment is terminated without Cause or terminates for Good Reason (as such terms are defined in his employment agreement), he will be entitled to receive 18 months of salary, up to 18 months of the premiums for him and his family to obtain health benefit coverage provided under our COBRA program, and a pro-rated portion of his annual bonus ("the CEO severance amounts"). On March 24, 2015, our Board of Directors approved the creation of a segregated interest-bearing account equal to the CEO severance amounts. The funds will remain the property of the Company until amounts are due to Mr. O'Callaghan under the terms of his amended employment agreement.

Severance and Change in Effective Control Agreements

On March 24, 2015, our Board of Directors approved the terms of a Severance and Change in Effective Control Agreement to be entered into with each member of our management team and certain other employees. The Severance and Change in Effective Control Agreement provides that if the employee terminates for any reason or for no reason (including disability), voluntarily resigns for good reason (as defined in the agreement), or the employee dies, and the termination occurs within the six month period following a Qualifying Change in Effective Control, the employee will be entitled to an amount equal to the sum of six months of his or her monthly base salary, plus 50% of the employee's annual target bonus for 2015, plus the premiums required to continue the employee's group health care coverage for a period of six months following termination, which will be "grossed up" to cover taxes. In addition, upon a qualifying termination, the employee will receive an additional 12 months of vesting on any outstanding equity awards. A "Qualifying Change in Effective Control" is defined to mean that a majority of members of our Board is replaced by directors whose appointment or election is not endorsed by a majority of the members of our Board before the date of the appointment or election, which qualifies as a change in effective control under U.S. treasury regulations. The agreements terminate upon the earlier of December 31, 2015 or the employee's termination (unless the termination is within six months following a Qualifying Change in Effective Control).

Retention Pool

On February 24, 2015, the Committee approved the creation of a pool of \$600,000 to be distributed at the discretion of the Committee to employees who remain employed with us on December 31, 2015. Allocations of the pool will not be determined until the fourth quarter of 2015. All employees, other than Mr. O'Callaghan, are eligible to receive payments from this pool.

<u>前へ</u>

2【主な資産・負債及び収支の内容】

「1.財務書類」に記載した財務書類の注記をご参照ください。

3【その他】

(イ)後発事象

2015年1月28日、当社は当社のいくつかの株主の親会社である、SBIホールディングス株式会社(以下「SBI社」といいま す。)から、当社の現在の取締役(窪田氏を除きます。)を解任し、SBI社が提案する取締役候補を選任するために臨時株主総 会を開催することを求める書簡を受領しました。この要求に関連し、SBI社は窪田氏にSBI社が共同で保有する株式に関する取 消不能の委任状を与え、これにより窪田氏は当社の発行済株式の50%超を表章する株式の議決権行使権限を与えられました。 2015年3月3日、SBI社および窪田氏はワシントン州裁判所に対し、2015年4月28日までに臨時株主総会を開催することおよび 2015年3月31日までに株主に対し可及的速やかに臨時株主総会の通知を書面で行うことを当社に対し命令するよう申立てを行 いました。2015年3月13日、かかる申立てを統括するワシントン州最高裁判所は、当社に対し、2015年5月1日までに臨時株 主総会を開催することおよび可及的速やかに臨時株主総会の通知を行うことを求める命令を発出しました。当社は、2015年5 月1日(米国西海岸時間)に当社本社において臨時株主総会を開催することを予定しており、基準日を2015年3月19日(米国 西海岸時間)に設定したことを発表しました。

当社は、当社の最高経営責任者の役職を窪田氏からオカラガン氏へ引き継ぐことについて大塚製薬と協議し、窪田氏に関連 する条項を理由に大塚製薬が契約を解除できる条項を削除する目的で、大塚製薬と共同でエミクススタト塩酸塩契約を修正す る過程にあります。

(口)訴訟等

当社は、通常の業務過程において法的手続および要求の対象となる場合があります。現在、当社は重要な法的手続の当事者 とはなっておらず、当社の知る限りそのおそれはありません。通常の業務過程その他において発生する将来の法的手続が、当 社の財務状態、業績またはキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼさないという確証はありません。

2015年1月28日、当社は当社のいくつかの株主の親会社である、SBIホールディングス株式会社(以下「SBI社」といいま す。)から、当社の現在の取締役(窪田氏を除きます。)を解任し、SBI社が提案する取締役候補を選任するために臨時株主総 会を開催することを求める書簡を受領しました。この要求に関連し、SBI社は窪田氏にSBI社が共同で保有する株式に関する取 消不能の委任状を与え、これにより窪田氏は当社の発行済株式の50%超を表章する株式の議決権行使権限を与えられました。 2015年3月3日、SBI社および窪田氏はワシントン州裁判所に対し、2015年4月28日までに臨時株主総会を開催することおよび 2015年3月31日までに株主に対し可及的速やかに臨時株主総会の通知を書面で行うことを当社に対し命令するよう申立てを行 いました。

2015年3月13日、かかる申立てを統括するワシントン州最高裁判所は、当社に対し、2015年5月1日までに臨時株主総会を 開催することおよび可及的速やかに臨時株主総会の通知を行うことを求める命令を発出しました。当社は、2015年5月1日 (米国西海岸時間)に当社本社において臨時株主総会を開催することを予定しており、基準日を2015年3月19日(米国西海岸 時間)に設定したことを発表しました。

4【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書中のAcucela Inc.の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「米国会計基準」といいま す。)に準拠しています。かかる原則は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「日本会計基準」といい ます。)と異なっています。日本会計基準と米国会計基準との主要な相違についての要約は下記の通りであります。これらの 相違点のみとは限らず、その他の相違点が存在する場合があります。

| 米国会計基準 | 日本会計基準 |
|------------------------------|--------------------------|
| 収益の認識 | |
| 米国においては、米国証券取引委員会(以下「SEC」 | 日本においては、米国会計基準と同様の詳細な規定 |
| といいます。)により公表され、改訂された権威ある | はありませんが、収益認識基準の権威ある会計指針と |
| 会計指針(収益の認識に関するSECスタッフの見解を要 | して、実現主義の原則があります。 |
| 約したもの)に従って、収益は、(1)取決めについ | |
| ての説得力のある証拠が存在する、(2)製品等の引 | |
| 渡し、あるいはサービスの提供がなされている、 | |
| (3)買主に対する売主の価格が固定または決定可 | |
| 能、(4)代金の回収可能性が合理的に保証されてい | |
| る、といった要件すべてが満たされた場合に認識され | |
| ます。また、複数の物品・サービス等が提供される取 | |
| 引契約については、収益認識についての権威ある会計 | |
| 指針が追加されており、かかる改訂は2010年11月1日 | |
| より将来に向かって適用されました。 | |
| 米国においては、2009年10月、財務会計基準審議会 | |
| (以下「FASB」といいます。)は複数要素の取引につ | |
| いての収益認識の指針を改訂しました。当該指針は、 | |
| 収益の認識についての残価法を廃止し、売手特有の客 | |
| 観的証拠(VSOE)または第三者による証拠(TPE)が入 | |
| 手不可能な場合には、取引の個々の要素の販売価格に | |
| ついて経営陣の最善の見積りを用いることを要求して | |
| います。 | |
| さらに、2010年4月、FASBはマイルストーンの定義 | |
| および研究開発取引についてマイルストーン方式によ | |
| る収益認識の適用の適切な時期の決定に関する指針を | |
| 公表しました。当社は、2009年12月31日付で当該指針 | |
| ┃ を早期適用しました。 | |
| 市場性のある有価証券 | |
| 各報告期間において、有価証券および投資の価値の | 市場価格または合理的に計算可能な価値が存在する |
| 下落が一時的であるかどうかについて下落の期間や程 | 有価証券に関し、著しい下落後の公正価値は、当該公 |
| 度、発行体の財政状態や業績の見通し、および公正価 | 正価値が回復する見込みがない場合、新たな帳簿価額 |
| 値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する | として使用すべきです。当該評価の差額は、当会計期 |
| ■ 意思等をもとに判断し、一時的でないと判断された場 | 間において損失として処理されます。 |
| 合には、帳簿価額と公正価値の差を減損として損益計 | |
| 算書類において認識します。 | |
| | |

EDINET提出書類 アキュセラ・インク (Acucela Inc.)(E30401)

| 米国会計基準 | 日本会計基準 |
|---|--|
| 有給休暇 米国会計基準編纂書(以下「ASC」といいます。) 710-10-25に基づき、一定の基準が満たされた場合、将 来の休暇に対する債務を計上します。 | 日本会計基準の下では、有給休暇引当金の計上は要求されていません。 |
| 株式報酬 米国では、ストック・オプション等の株式を基礎と した報酬は、ASC718「報酬-株式報酬」のガイダンス に基づいて会計処理されます。すべての株式報酬取引 に係るコストの財務書類における認識を要求する当該 ガイダンスは、公正価値を測定対象として決定し、株 式報酬取引の会計処理に当たり公正価値に基づく測定 方法を適用することを事業体に要求しています。 持分として分類される株式報奨は払込剰余金への調 整として会計処理され、貸借対照表上では別掲表示さ れません。 | 日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプショ ン等に関する会計基準」に基づき、2006年5月1日以 後に付与されたストック・オプションについては、ス トック・オプションの付与日から権利確定日までの期 間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公 正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する 金額は「純資産の部」に独立の項目として計上されま す。2006年5月1日より前に付与されたストック・オ プションについては特定の会計基準がなく、一般に、 報酬コストは認識されていません。また、ストック・ オプションが失効した場合に、新株予約権戻入益が計 上されます。 |
| 研究開発 米国においては、ASC Topic 730「研究開発費」によ リ、将来の研究開発活動のために利用または提供され る商品またはサービスに対して支払った払戻不能の前 渡金を繰延べ、回収可能性の評価を前提に、当該商品 の利用期間または関連サービスの提供期間にわたって 償却します。 | 日本においては、米国会計基準のような会計処理は 求められていません。 |
| 公正価値 米国では、ASC820「公正価値測定および開示」によ リ、公正価値が定義され、公正価値測定のフレーム ワークが設定され、また、公正価値測定に関する開示 が拡大されています。同ガイダンスでは、公正価値の 定義について交換の対価という概念を引き続き用いる ものの、当該対価が測定日時点で資産を売却あるいは 負債を移転する場合に市場参加者間の通常の取引で交 換される価格であることを明確にしています。ASC820 は、公正価値が市場を基準とする価値であり、企業特 有の価値ではないことを強調しています。また、測定 のためのフレームワークとして公正価値を階層化する とともに、公正価値で測定した資産・負債についての 開示の拡大を要求しています。 | 日本では、公正価値測定に関する包括的な会計基準 はありません。公正価値は、金融商品および非金融資 産・負債に関する各会計基準において、市場価格に基 づく価額、または市場価格がない場合の合理的に算定 された価額と定義されています。 |

| 米国会計基準 | 日本会計基準 |
|--------------------------|--------------------------|
| 後発事象の開示 | |
| 貸借対照表日後、財務書類が発行されるまたは発行 | 「後発事象に関する監査上の取扱い」において、後 |
| 可能となる前に起きた事象または取引が開示の対象範 | 発事象とは、財務書類の監査の範囲内で貸借対照表日 |
| 囲です。財務書類は、一般に公正妥当と認められる会 | 後、監査報告書日までに発生した事象と定義されてい |
| 計原則に準拠した様式および形式において作成が完了 | ます。後発事象の定義、範囲および取扱いが定められ |
| した時点および発行のために必要なすべての承認を得 | ているため、会計上の実務的な指針として使用されて |
| た時点で発行可能とみなされます。 | います。また、監査報告書日後、有価証券報告書提出 |
| | 日までに発生した事象についての規則も定められてい |
| | ます。 |
| | |

第7【外国為替相場の推移】

米ドルと円の為替相場は日本国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度にお いて掲載されているため省略します。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

以下は、当社普通株式に関する株式事務、権利行使の方法および関連事項の概要であります。

1 【日本における当社普通株式の株式事務】

当社普通株式を取得する者(本1において以下「実質株主」といいます。)と、その取得窓口となった証券会社(以下「窓口証券会社」といいます。)との間の総合証券取引約款または外国証券取引口座約款(以下「証券取引口座約款」といいます。)により、実質株主の名義で外国証券取引口座(以下「取引口座」といいます。)が開設されます。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管およびその他当社普通株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座を通じて処理されます。当社普通株式に係る株式事務は、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)が定める外国株券等の保管および振替決済に関する規則に基づき委任を受けた三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「株式事務取扱機関」といいます。)が行います。

以下は、外国証券取引口座約款に従った、当社普通株式に関する事務手続の概要であります。

(1) 証券の保管

東京証券取引所に上場された当社普通株式は、外国株券等保管振替決済制度(以下「保管振替制度」といいます。)にした がい保管振替機構名義で窓口証券会社のためにアメリカ合衆国の預託信託会社に預託され保管されます。東京証券取引所に上 場された当社普通株式は、保管振替機構もしくはその代理人名義で当社の株主名簿に登録されます。

(2) 当社普通株式の譲渡に関する手続

実質株主は、窓口証券会社の発行した預り証を提示したうえで、その持株の保管替えまたは売却注文をなすことができま す。当社普通株式の東京証券取引所における取引の決済については、東京証券取引所の参加者である窓口証券会社が保管振替 機構に開設した口座間での振替が行われ、窓口証券会社を通じて各顧客の外国証券取引口座への振替が行われます。

(3) 実質株主に対する諸通知

実質株主の権利または利益に関して当社が行う諸通知は、株式事務取扱機関が、実質株主の届出た住所宛てに送付されます。

(4) 実質株主の議決権の行使に関する手続

株主総会の招集通知は上記(3)にしたがって株式事務取扱機関から各実質株主に送付されます。議決権の行使は、原則として 株式事務取扱機関に対して実質株主が行う指示に基づき、保管振替機構を通じて米国の預託信託会社が行います。保管振替機 構が指定する所定の日時までに所定の様式によって実質株主が指示をしない場合、保管振替機構および米国の預託信託会社は 議決権を行使しません。

(5) 現金配当の交付手続

当社普通株式に係る配当金は、当社よりまず米国の預託信託会社に支払われ、米国の預託信託会社から当社が指定し保管振 替機構が委任した配当金支払取扱銀行が一括受領し、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に基づき原則として銀行送 金にて各実質株主に支払われます。

(6)株式配当等の交付手続

株式配当、株式分割、無償交付等により割り当てられた株式は、保管振替機構を通じて各窓口証券会社に各実質株主が保有 する外国証券取引口座に記帳されます。1株未満の株式は原則として売却処分され、その代金を株式事務取扱機関が各実質株主 に支払います。上記に関して費用が発生した場合は実質株主の負担となります。

(7) 新株予約権

当社普通株式について新株予約権等が付与された場合は、実質株主が所定の日時までに窓口証券会社に新株の引受を希望す る旨を通知し、払込代金を支払ったときは、保管振替機構が実質株主に代わり新株予約権を行使し新株を引き受け、実質株主 の口座に記帳します。

(1) 名義書換代理人および名義書換取扱場所

日本には当社普通株式に関する当社の名義書換代理人または名義書換取扱場所はありません。各窓口証券会社は自社に取引 口座を有する全実質株主の明細表(以下「実質株主明細表」といいます。)を作成します。実質株主明細表には各実質株主の名 称および各実質株主のために所有する株式数が記載されます。

(2) 実質株主明細表の基準日

当社は議決権の行使、配当の支払いまたは新株引受権の付与のため基準日を定めることができます。かかる議決権について 代理行使指図を行う実質株主および配当または新株引受権を受領する資格を有する実質株主を決定するための実質株主明細表 の基準日は、通常当該基準日と同一の暦日となります。

(3) 事業年度の終了

当社の事業年度は毎年12月31日に終了します。

(4) 公告

当社普通株式に関して、東京証券取引所の規則またはその他の法令に定める場合の他日本において公告を行いません。

(5) 株式事務に関する手数料

実質株主は、取引口座を開設するときに窓口証券会社の定めるところにより取引口座管理料および現金支払経費(もしあれば)を支払います。

(6) 株券の発行

当社普通株式に関して株券は発行しません。

- (7) 本邦における課税
- (a) 配当

実質株主に対して支払われる配当金は、個人については配当所得となり、法人については益金となります。上場株式等の配当金に対し、以下の税率が適用されます(ただし、一定の大口個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金については、20.42%の源泉徴収所得税が適用されます。)。

| | 税率 | |
|--------------------------|---------|------------------|
| | 日本の法人 | 日本の個人 |
| 2013年1月1日から2013年12月31日まで | 7.147% | 7.147%(他に地方税3%) |
| 2014年1月1日から2037年12月31日まで | 15.315% | 15.315%(他に地方税5%) |
| 2038年1月1日以降 | 15% | 15%(他に地方税5%) |

日本の居住者たる個人(一定の大口株主を除きます。)が受け取る上場株式等の配当金については、配当金額の多寡に 関係なく、確定申告を要しない制度(以下「申告不要制度」といいます。)の適用により、総合課税の対象となる所得 から配当金を分離することを選択できることとなっています。なお、申告不要制度を選択した場合には、かかる個人が 当該配当金についてアメリカ合衆国で課され、源泉徴収された所得税について外国税額控除を請求することはできませ ん。また、日本における配当の支払取扱者において源泉徴収される金額は、申告不要制度の選択の有無に関わらず、ア メリカ合衆国において徴収された所得税を控除した後の金額に対し、上記 記載の税率を適用して計算されます。

日本の居住者たる個人(一定の大口株主を除きます。)が受け取る上場株式等の配当金については、当該個人が申告不 要制度を選択しなかった場合、申告分離課税か総合課税を選択できます。ただし、かかる選択は、同一年度に受け取っ た上場株式等の配当等の全額について行う必要があります。さらに、当該個人が総合課税を選択した場合、上場株式等 の配当所得は上場株式等の売却損失による税額控除ができません。 (b) 株式の売却損益

当社普通株式の売却による損益は、内国法人の上場株式等の売却損益と同様の取扱いを受けます。 源泉徴収の対象となることを選択し特定口座において保有される場合を除き、上場株式等の売却益については、日本の 個人納税者は確定申告に基づきその他の所得とは分離して課税され、その税率はかかる株式が証券会社等を通じて売却 される限り以下の通りとなります。

| | 税率 |
|--------------------------|------------------|
| 2013年1月1日から2013年12月31日まで | 7.147%(他に地方税3%) |
| 2014年1月1日から2037年12月31日まで | 15.315%(他に地方税5%) |
| 2038年1月1日以降 | 15%(他に地方税5%) |

当社普通株式を、証券会社に開設した特定口座を通して源泉徴収の適用があることを選択した上で売却した場合には、 所得税は上記の税率で売却時に源泉徴収され、原則として、確定申告を要しません(「申告不要制度」)。

(c) 日本の居住者たる個人に対する税額控除

2014年1月から2023年12月まで、非課税特別口座(すなわち日本の個人貯蓄口座)で管理される上場株式等に関する少額 投資(最高5百万円)による配当金および売却益は、一定の要件を満たす場合、日本において非課税となります。

(d) 相続税

日本国の居住者が相続した当社普通株式は日本国の相続税の対象となります。

日本国の居住者が相続した当社普通株式が同時にアメリカ合衆国の相続税の対象となることがありますが、アメリカ合衆国で徴収された当該相続税については、日本国の相続税法の下で外国税額控除が受けられます。

米国の税制については、「第1 本国における法制等の概要-3.課税上の取扱い」をご参照ください。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1.有価証券届出書の訂正届出書

平成25年12月27日に関東財務局長に提出された有価証券届出書に係る訂正届出書を平成26年1月24日および2月3日にそれ ぞれ関東財務局長に提出

2.有価証券報告書及び確認書
事業年度 第12期(自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)
平成26年3月31日に関東財務局長に提出

3. 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年6月6日に関東財務局長に提出

- 4. 四半期報告書及び確認書 四半期報告書(2015年第1四半期)及び確認書を平成26年6月13日に関東財務局長に提出
- 5.四半期報告書及び確認書 四半期報告書(2015年第2四半期)及び確認書を平成26年9月12日に関東財務局長に提出
- 6.四半期報告書及び確認書 四半期報告書(2015年第3四半期)及び確認書を平成26年12月12日に関東財務局長に提出
- 7. 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書を平成26年12月24日に関東財務局長に提出

- 第二部【提出会社の保証会社等の情報】
- 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

(和訳)

独立登録会計事務所の監査報告書

アキュセラ・インク 取締役会および株主各位

我々は、アキュセラ・インクの2014年および2013年12月31日現在の貸借対照表ならびに2014年12月31日に終了した3年度の 損益計算書、包括利益計算書、株主資本等変動計算書およびキャッシュフロー計算書について監査を行いました。これらの財 務書類に対する責任は、会社の経営者にあります。我々の責任は、自らの監査に基づいて、これらの財務書類に対する意見を 表明することにあります。

我々は、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を行いました。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽表 示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、監査を計画し実施することを求めています。監査は、財務書類にお ける金額および開示を裏付ける証拠の試査による検証を含みます。また監査は、経営者が採用した会計方針および経営者に よって行われた会計上の重要な見積りの評価ならびに全体としての財務書類の表示の検討も含んでいます。我々は監査の結果 として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断しています。

我々の意見では、上記の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、2014年および 2013年12月31日現在のアキュセラ・インクの財務状態ならびに2014年12月31日に終了した3年度の経営成績およびキャッ シュ・フローの状況を、すべての重要な点において、適正に表示しています。

我々はまた、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した内部統制の統合的枠組み(2013年枠組み)で確立された規準に基づき、アキュセラ・インクの2014年12月31日現在の財務報告に係る内部統制について公開会社会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を行い、2015年3月30日付の我々の報告書においてこれらに対する無限定意見を述べています。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー 米国ワシントン州シアトル市 2015年 3 月30日

次へ

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors and Shareholders of Acucela Inc.

We have audited the accompanying balance sheets of Acucela Inc. as of December 31, 2014 and 2013, and the related statements of operations, comprehensive income (loss), shareholders' equity, and cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2014. These financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Acucela Inc. at December 31, 2014 and 2013, and the results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended December 31, 2014, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), Acucela Inc.'s internal control over financial reporting as of December 31, 2014, based on criteria established in Internal Control—Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 framework) and our report dated March 30, 2015 expressed an unqualified opinion thereon.

/s/ Ernst & Young LLP Seattle, Washington March 30, 2015